

| | |
|------|-------------------------------------|
| タイトル | 中国の食品安全管理体制の課題 地方行政の現場と消費者権利の視点を中心に |
| 著者 | 梁, 憬君; LIANG, JINGJUN |
| 引用 | |
| 発行日 | 2019-09-30 |

2019年度 博士論文

中国の食品安全管理体制の課題
—地方行政の現場と消費者権利の視点を中心に

The Problems of China's Food Safety Management System
—Focusing on the Viewpoint of Local Basic Level and Consumers' Rights

北海商科大学 大学院商科研究科

21670022

梁憬君

中国の食品安全管理体制の課題 —地方行政の現場と消費者権利の視点を中心に

目次

| | |
|----------------------------------|-----|
| 序章 | 1 |
| 第1章 中国における食品安全問題の歴史的推移と行政管理体制の変遷 | 10 |
| 第1節 計画経済期（1949～78年） | 10 |
| 第2節 「改革開放」初期（1979～94年） | 13 |
| 第3節 市場経済への転換期（1995～2012年） | 16 |
| 第4節 「改革開放」後期（2013～現在） | 21 |
| 第2章 地方の現場における食品安全管理の実態 | 37 |
| 第1節 地方行政における食品安全管理の制度と実態 | 38 |
| 第2節 地方行政の末端レベルにおける食品安全管理の課題 | 46 |
| 第3節 市場経済期の食品安全問題の頻発 | 62 |
| 第3章 食品安全管理における消費者サイドからの視点 | 71 |
| 第1節 「消費者主権」の理念の成立と消費者運動の勃興 | 71 |
| 第2節 中国における消費者権利の保護に関する法整備 | 75 |
| 第3節 業者寄りの行政管理 | 87 |
| 第4節 企業のCSRへの取組みと消費者権利擁護の現状 | 107 |
| 第5節 社会分野における消費者権利意識の未確立 | 124 |
| 第4章 日本の食品安全管理の経験と教訓 | 148 |
| 第1節 食品安全管理体制における日本の経験と教訓 | 151 |
| 第2節 日本の食品業者の食品安全保障への取組み | 173 |
| 第3節 消費者組織・業界団体などの役割 | 181 |
| 終章 | 196 |
| 参考文献 | 201 |
| 謝辞 | 234 |

序 章

1. 「食品安全」の定義と食品安全問題の位置づけ

中国の食品安全問題について研究する前に、まず食品と食品安全についての定義、および世界史的視野からみた食品安全問題の位置づけを整理しておきたい。

国際社会では、「食品」と「食品安全」についての定義は、各国の歴史的伝統、宗教信仰、生活習慣、科学技術・経済発展のレベルなどの違いによって、それぞれ異なり、社会変化とともに変わり、複合的・重層的な概念として形成されている。

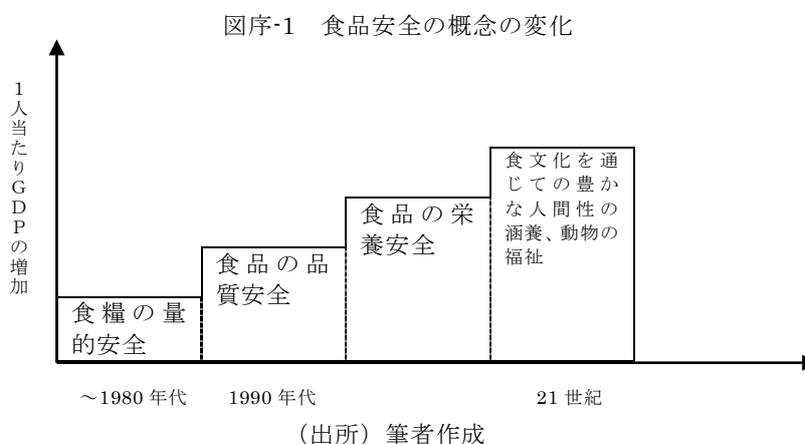
要約すると、食品は人に摂取される加工や未加工の薬品以外の物質である。食品安全は人に摂取されるこれらの物質の安全性を指している。ただし、食品の生産、流通、消費の実際からみると、さらに食品原料、食品原料栽培・養殖の環境や接触物、食品添加物、食品の直接的・間接的接触材や施設、及び食品の品質に影響する保存環境と消費方式などの安全にまで広げることもある。また、歴史の長い中国の食文化と漢方薬では古くから「薬食同源」の伝統があるので、中国では、食品の中に、食品であるとともに、薬品でもあると認定された「薬食同源」の一部の品目が含まれている¹。それも他の国より、中国における食品安全管理の難しさの一因につながっているとも言える。

国際社会における食品安全に対しての具体的な認識は時代とともに変化している。食料不足の時代、食品安全はただ食物の量的な安定的供給という意味で捉えられていた。飽食の時代になると、「食品獲得の保障」(food security、食品の量的な安全と持続可能な安定供給)の他に、「食品品質の安全」(food safety)を重視するようになってくる。近年、食生活に由来した生活習慣病、心臓血管疾患、糖尿病などが多発していることを背景に、食品安全の概念にはさらに食品栄養という側面も含まれるようになった。21世紀に入ってから、一部の先進国や地方では、前述した3つの側面の上に、さらに「食文化を通じての豊かな人間性の涵養」や動物の福祉などの問題も食品安全の概念に織り込まれるようになった(図序-1参照)。

また、食品安全は相対的な概念であり、絶対的に安全な食品などというものはありえない。食品安全の概念には、現実的な安全と潜在的な安全、現在の安全と将来の安全、過程の安全と結果の安全という時間・空間系列上の広がりが含まれている。他方、食品安全の判断基準には「安全」(具体的な検査基準の設定により客観的に判断もでき、科学的な管理が可能である)と「安心」(個人主体に基づいた主観的

¹ 搜狐 HP 2017年11月16日記事「【衛計委発布】薬食同源原料目録(2017)版」(http://www.sohu.com/a/204675547_809001 2017年10月12日アクセス)。

な心の状態と感覚によるもの) の二つの側面がある²。



歴史的にみると、食品安全問題は世界各国で発生してきた。その共通の要因として、主に次の6つが挙げられる。第1に、食品がそもそも変質しやすい特性をもっている物質だからである。第2に、経験財³と信用財としての食品の市場における情報の非対称性(情報の偏在)により、食品業者は消費者の無知につけ込んで、悪質な商品を良質な商品と称して販売することがよくある。そのため、消費者は低品質の安い商品を購入し、良質だが高価な商品を購入しなくなる。このようにして優勝劣敗の市場メカニズムが機能せず、「悪貨が良貨を駆逐する」の逆選択(逆淘汰)を招きやすい。第3に、科学技術の発展により、食品安全リスクがいつそう明確に認識されるようになった。第4に、生産者と消費者との間における時間と空間などの隔たりが拡大し、食の外部化などにより社会生活が変化したことより、食品に及ぼす安全リスクが高まってきた。第5に、「虜の理論」(Capture Theory)で知られているように政府の規制の失敗がある。第6に、食品安全問題の頻発は一国の経済発展段階と深く関係している⁴。その他にも、政治や政策の影響、文化環境、自然地理環境、行政管理のあり方なども食品安全に影響を与えている。

² 田口義明編『グローバル時代の消費者と政策』民事法研究会、平成26年3月28日発行、23頁。

³ 米国の学者 Nelson などは、通常、顧客による品質判断の可否およびタイミングによって、商品・サービスを探索財(Search Products)、経験財(Experience Products)、信用財(Credit Products)に分けている。探索財は消費者の探索により、購買前に価格や品質や機能などを知ることのできる財を指す。それに対し、経験財は消費者が実際に消費してみないと品質や機能などを判別できず、購買後経験的にある程度品質を理解できる財である。一方、信頼財は消費者が購買後または消費した後でも、品質に対する判別が困難な財をいう。食品は経験財と信頼財、両方の特徴を備えている。

⁴ 旭日幹・扈国芳は先進諸国と中国との食品安全情勢の推移を比較した上で、食品安全状況がその国の経済発展水準と密接に関連しており、1990年の Geary-Khamis ドルで計算した1人あたりGDPが1000~4000ドル、4000~10000ドルの2つの段階で、それぞれ食品衛生問題と食品安全問題が多発するという結論を導いている。現在、中国の経済発展水準がちょうど食品安全問題が多発する時期に当たる(旭日幹・扈国芳『中国食品安全現状、問題及対策戦略研究』科学出版社、2015年、22-24頁)。

食品はすべての人にとって生命の維持と成長に不可欠なものである。また、口から入り、体に吸収されるので、食品安全に係る問題は誰もが当事者となり得る。安全ではない飲食による危害は人の健康と生命を直接に損なうだけでなく、次世代にも大きな悪い影響を与える可能性がある。従って、食を天とする民衆にとっては、食品安全は基本的な人権の1つとして見なされることができ、民生上の最大の課題だといえる。

同時に、社会問題の一つにもなり、社会へ及ぼす影響は極めて大きい。食品安全を脅かす事件が頻発すると、一国の食品産業全体の基盤を揺るがすこともまれではない。また、政府の管理能力がしばしば問われ、政権の安定的な維持にも影響する可能性がある。グローバリゼーションが進んできた現代社会では、食品安全問題が国境を超え、世界的範囲で広まっていった。時には、BSE（2003年）、「毒入り餃子事件」（2007年）のような食品の貿易をめぐるトラブルを発生させ、それが両国関係に影を落とすこともある。

従って、中国の国家主席である習近平は「両大問題」（重大な民生問題であるとともに、共産党の政権安定及び党・国家への求心力と関わる重大な政治問題でもある）として、食品安全問題を国家安全のレベルに高めた上で、「四つの最厳格（もっとも厳密な基準、もっとも厳格な監督管理・もっとも厳重な処罰・もっとも厳しい責任追及）」の原則に従い、食品安全を厳格に管理しようと強調している⁵。

2. 研究の目的と問題設定

改革開放後、中国では計画経済から市場経済への転換が進み、経済全体の成長と共に、食品産業と食品市場の規模も著しく拡大してきた。

特に21世紀に入ってからWTO加盟などによって、中国経済の市場化や国際化は著しく進展した。それに伴い、市場競争が激化し、淘汰される企業も続出している。また市民の食品安全に対する意識も高まってきた。

これらの変化を背景に、中国の食品安全問題はますます深刻化してきている。その深刻さは「毒酒（メチルアルコール入りの偽酒）」、「蘇丹紅（スーダンレッド）」、「孔雀緑（マラカイトグリーン）」、「メラミン」、「皮革乳製品（廃棄皮革から取り出した水溶性蛋白質を混入した乳製品）」、「地溝油（再利用食用油）」、「瘦肉精（赤身肉エキス、塩酸クレンブテロール入りの豚肉）」、「加塑化剤食品（食品に可塑剤の混入）」、「人毛醤油（人毛からアミノ酸を抽出し、作り出した醤油）」、「鎘大米（カドミウム汚染米）」、「ゾンビ肉（賞味期限が切れた密輸冷凍肉類）」など、悪質な食品安全違法行為の報道

⁵ 人民網 HP 2017年1月3日記事「習近平対食品安全工作作出重要指示」(<http://politics.people.com.cn/n1/2017/0103/c1024-28996103.html> 2017年12月15日アクセス); 中国経済網 HP 2015年11月14日記事「食品安全戦略—習近平与“十三五”十四大戦略」(http://www.ce.cn/xwzx/gnsz/szyw/201511/14/t20151114_7011945.shtml 2017年12月15日アクセス)。

が跡を絶たないことから知られる。

中国政府は深刻さを増す食品安全の問題に対処するために、一連の法律を制定し、幾度も行政管理体制を改革し、いっそう管理・監督を強め、厳しい規制措置を講じるようになってきた。行政による食品の安全管理体制という面では、一定の改善・進歩を遂げたにもかかわらず、食品安全事件は今も絶えることがない。

その理由はいったいなぜなのか。その疑問を解くためには、まず、食品安全にかかわる三つの分野とそれぞれの経済主体を明らかにしておかなければならない。その上で、市場経済システムにおける各経済主体が食品の安全管理を達成するために、それぞれが果たすべき役割を明確にしておきたい。以下は主に謝康ほか（2017）⁶、尹世久ほか（2017）⁷の研究に依拠して説明する。

食品安全にかかわる三つの分野は大まかに国家、市場、社会に分けられる。それぞれの経済主体（担い手）は政府、企業（業界団体を含む）、消費者団体（NGO、NPO）・マスメディアである。その三つの経済主体は各分野において、それぞれに統制、競争、公正・公平の目標を達成しようと行動している。

前述したように、食品市場にも「情報の非対称性」と「外部不経済」（食品市場では、企業が社会全体のことを考えずに行動した場合、社会公益を損なう「外部不経済」をもたらすことがある）という資本の論理が貫徹している。その結果、「悪貨が良貨を駆逐する」という市場の失敗を招くことがある。従って、食品の安全管理は、市場競争による淘汰や企業の自主規制だけに頼ってでは達成されない。

市場の失敗の修正と公平性の実現は政府の役割である。しかし、「虜の理論」などに示されているように、政府規制の意図がどこにあったかにかかわらず、被規制業界によって規制当局が買収され、当該産業の利益が最大になるように政策が策定・運用されることがある。そのため、結果的に政府の規制の失敗をもたらす。政府監督を中心とする政府集権型の監督は市場経済の「情報の非対称」、「外部性不経済」の問題を完全には解消できない。それに加えて、厩大化し、複雑化した監視対象や、隠ぺい性のある多様な違法行為に対して、政府の監督資源や能力には限界がある。結局、政府の監督だけ取り上げてみても、食品安全問題は容易には改善できない。

そこで、政府監督や市場の自主規制以外に、もっと実効性のある新たな食品安全管理のパターンが求められるようになった。1996年、世界的なパニックを引き起こした狂牛病とダイオキシンなど、一連の食品安全危機をきっかけに、政府—企業—消費者団体・マスメディアという多様な主体が共同で食品安全の監督管理に関与するという食品安全の社会的共同管理（Food Safety Co-governance）の理

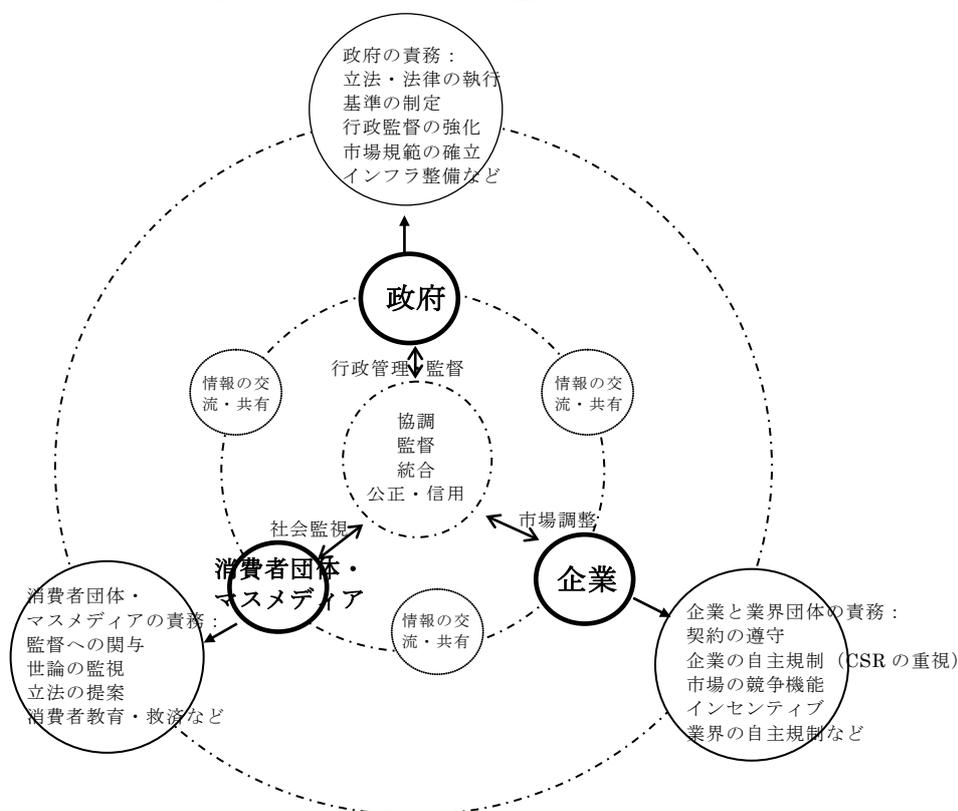
⁶ 謝康、肖静華、頼金天など『食品安全社会共治：困局与突破』科学出版社、2017年、5-9頁。

⁷ 尹世久、高楊、呉林海著『構建中国特色食品安全社会共治体系』人民出版社、2017年、43、78-88頁。

念が 20 世紀末から先進諸国で提出された⁸。中国の『食品安全法』(2015 年)も、社会的共同管理の原則を掲げている。

社会的共同管理のシステムの各分野において、政府と企業と消費者団体・マスメディアという三つの経済主体は利益メカニズム、市場メカニズム、信用メカニズム、賞罰メカニズム、情報メカニズムによって、それぞれの利益を追求すると同時に、相応の役割を果たす。また、法整備、企業経営の自主規制、行政監督の強化、消費者団体の活動、マスメディアの機能の動員などの手法を取り入れて、お互いに協力・協調した上で、共同で食品安全の管理を達成することが社会的共同管理の目的である。(図序-2 参照)。

図序 - 2 食品安全管理の 3 つの経済主体の関係図



(出所) 呉林海、王晓莉、尹世久、張曉莉など著『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』中国社会科学出版社、2016 年、573 頁により筆者整理作成。

そのうち、政府は、公権力の代表者として主導的な地位にある。政府は法令・基準や制度を整備し、立法、行政、司法を通じて、食品市場の規範を確立する上で、調整役として果たす役割が大きい。具体的な監督措置を講じて食品業者、消

⁸ Commission on Global Governance, *Our Global Neighbourhood: The Report of the Commission on Global Governance*, London: Oxford University Press, 1995. (尹世久、高楊、呉林海著『構建中国特色食品安全社会共治体系』人民出版社、2017 年、37 頁から再引用)。

費者、民間組織などの行為を規範化することで、食品安全保障を制度化させていくことができる。

企業は食品を生産したり供給したりする当事者なので、食品安全問題の第一責任者といえる。社会的共同管理システムにおいて、企業は市場競争メカニズムの下で、利潤を追求すると同時に、自主規制や契約遵守の面で消費者に正確な情報を伝達し、品質を保証するなどの責任を負っている。また、社会的責任を履行しなければならない。それと同時に、企業は政府と社会から監視や規制を受ける立場にもある⁹。

それに対して、社会分野における経済主体には、消費者、社会公益法人（NPO・NGO、消費者団体を含む）、マスメディアなど、多様な主体がある。市場にも政府監督にもそれぞれの果たすべき役割と限界があるので、必ずしも消費者の利益を保証するためだけに行動しているわけではない。従って、政府・企業に対して消費者団体・マスメディアが監視役として働きかけて、消費者の利益を保護する観点から、公平性・公正性を求めていかなければならない。

消費者が動員されれば、食品安全情報の提供、違法行為の告発・告訴、不買運動などの活動は、食品安全の違法行為を抑制する力になる。また、消費者による提案や、管理機関の業務監督、世論監督などを通じて、行政管理の不備を補いながら、監督部門の業務の怠慢や腐敗などを防ぐこともできる。

社会公益法人は政府と対等な位置づけをされており、業界の基準・経営規範の設定、企業の信用評価、業者の自主規制の促進、情報・技術などの提供、消費者への啓発活動、計測検査、食品安全リスクの提示、情報の提供、被害者救済などの責務を果たす。社会公益法人は政府⇔企業（市場）、公⇔私の架け橋として、「政府の失敗」と「市場の失敗」を回避させることができる。

マスメディアは、客観的、かつ公平な報道を通じて、大衆—政府—企業間の情報交換、真相の究明、文化伝達の促進、企業広報、世論監督などの役割を果たすことができ、直接・間接に政府、企業・消費者に働き掛けることができる。

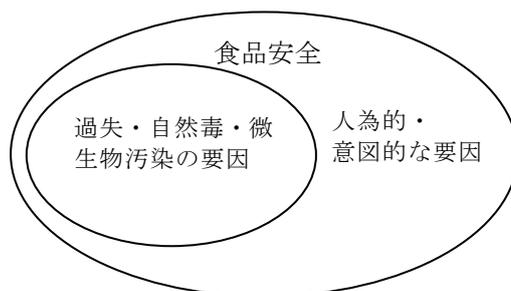
本研究の目的は、政府—企業—消費者団体・マスメディアという三つの経済主体の相互関係とそれぞれが及ぼす影響に着目し、中国の食品安全管理の問題に焦点を当て、その改善にとっての総合的な課題を見出すことにある。

本論文では、時代の発展につれ、食品衛生と食品安全という食品安全問題上の二つの概念を出している。両者は大まかに区別すると、次のような違いがある。「食品衛生問題」は食物に含まれる自然毒、微生物種類または数量の指標の不合格や、物理的異物の混入、食品の腐敗・変質・不清潔など、自然的特徴に由来する非意図的な過失の要因により起こったものである。それに対して、食品の化学添加物基準に違反した使用、有毒

⁹ 呉林海・王晓莉・尹世久・張曉莉など『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、中国社会科学出版社、2016年、556-558頁。

有害物質の違法添加、偽物・粗悪品の生産と経営、農薬・動物薬の残留、土壌・水の重金属汚染など、人為的な要因によって人間の生命や健康を脅かすものを「食品安全問題」という。場合によっては、食品衛生と食品安全との区別はそれほど明確ではなく、重なるところもある（図序-3 参照）。

図序-3 食品衛生と食品安全の関係図



(出所) 筆者作成。

3. 研究の視角と方法

本稿の特徴は食品安全管理の現場の視点、および消費者サイドの視点から中国の食品安全管理体制の実態に接近するところにある。下記の三つの研究方法により、中国の食品安全管理問題を考察する。

第1に、中国政府の食品安全管理体制の沿革を整理する。特に、地方行政の末端レベルにおける現場の直面する困難に焦点を当てる。その際、地方行政の担当者の職務遂行についての記録や公文書の整理分析などを行う。

第2に、新聞雑誌・インターネット検索などを通じて、中国の食品安全問題の具体的な事例や関連データを収集・分析する。その際、市場経済が発達しているヨーロッパやアメリカの消費者主権の理論や消費者運動の実践を参考にしつつ、中国の食品安全問題に対して消費者サイドの視点からアプローチする。

第3に、参考例として戦後日本の食品安全管理への取り組みの経験を取り上げ、中国の食品安全管理体制との比較検討を行う。

4. 主な先行研究

中国の食品安全問題の深刻な状況について、多くの学者がさまざまな視角からその要因を探っている。それらの先行研究は、主に以下の3つの分野に分けることができる。

第1は、中央と地方の政府の管理体制に関連するものである。それらの研究は、食品安全を保障するための法整備、政策の発布、安全基準の適正化、違法行為に

対する罰則などの不備があり、また関連部局間の協調メカニズムの欠如¹⁰、中央と地方の食品安全監督行政における連携の齟齬¹¹などの縦割り行政の問題があることを指摘している。代表的な先行研究としては、顔海娜(2010)¹²、王彩霞(2012)¹³、程景民(2013,2015)¹⁴、趙学剛(2014)¹⁵などがある。

第2は、食品企業や食品企業協会などの食品安全への取り組みが不十分であることを問題視している。特に、石原享一(2014)¹⁶は「制度化されていない市場経済の下で、『信認の危機』が蔓延していることを背景に、資本主義のあくなき利潤追求は中国ではむき出しのギラギラした形で現れる。そのような市場環境の下で、行政の監督管理に食品安全を委ね、いくら法律を強化し、行政が厳しく取り締まっても、企業自らが企業の社会的責任(CSR)を重視した企業文化を形成し、主体的・積極的に食品安全に取り組んでいかない限り、行政と悪徳業者とのイタチごっこが繰り返されるだけである」と指摘している。代表的な先行研究としては、文曉巍(2013)¹⁷、石原享一(2014)、魯篤・馬力路遥(2017)¹⁸などがある。

第3は、食品安全問題の根本的原因は社会主義や公共的利益に対する信認の失墜、あるいは拝金主義の蔓延など、改革開放後の社会状況に帰せられるとするものである。代表的な先行研究としては、駱漢城ほか(2004)¹⁹、童一秋・紀康保(2002)²⁰などがある。

上記の先行研究の結論にはそれなりの根拠と合理性がある。中国の食品安全管理体制や社会には確かに指摘されるような不備や弊害が存在している。ところが、それらの研究の多くは食品安全を管理する側の立場から、政府、企業、消費者団体・マスメディアに分けて分断してそれぞれ分析したものである。すべての食品安全リスクの受け皿は消費者である。それゆえ、食品安全問題を研究するには、消費者の立場からの観点が欠かせないのである。それらの先行研究に対し、本論文は消費者権利の保護という立場から食品安全問題に接近しようとしているとこ

¹⁰ 程景民『中国食品安全監管体制運行現状と対策研究』軍事医学科学出版社、2013年；『食品安全行政性規制研究』光明日報出版社、2015年；詹承豫『食品安全監管中的博弈与协调』中国社会出版社、2009年。

¹¹ 王彩霞『地方政府扰动下的中国食品安全規制問題研究』経済科学出版社、2012年。

¹² 顔海娜「我国食品安全監管体制改革-基于整体政府理論的分析」『學術研究』2010年5期、43-52頁。

¹³ 王彩霞『地方政府扰动下的中国食品安全規制問題研究』経済科学出版社、2012年。

¹⁴ 程景民『中国食品安全監管体制運行現状と対策研究』軍事医学科学出版社、2013年；『食品安全行政性規制研究』光明日報出版社、2015年。

¹⁵ 趙学剛『食品安全監管研究 國際比較与国内路径選択』人民出版社、2014年。

¹⁶ 石原享一「中国の食品安全問題と企業文化」『北海商科大学論集』第3巻第1号、2014年、23頁。

¹⁷ 文曉巍等著『食品安全監管、企業行為与消費者決策』中国農業出版社、2013年。

¹⁸ 魯篤・馬力路遥「食品安全治理行業自律失範的檢視与改革進路」『財經科学』2017年第3期、123-132頁。

¹⁹ 駱漢城ほか『中国誠信報告』江蘇文藝出版社、2004年。

²⁰ 童一秋・紀康保編『誠信中国—中国企業信用危機報告』中国文盲出版社、2002年。

ろに特徴がある。消費者を取り巻く国家—市場—社会という三つのセクターに共通する問題点やそれぞれの直面する課題を探る。

第1章 中国における食品安全問題の歴史的推移と行政管理体制の変遷

中国の食品安全問題の全体的な様相を把握するためには、時代の変遷を跡づけるとともに、各時期の食品安全における喫緊の課題や行政管理の特徴などを整理・分析しておく必要がある。

1949年以後、中国の社会経済の発展段階に沿って、食品安全管理体制を特徴づけると、おおよそ計画経済期、「改革開放」初期、市場経済への転換期、「改革開放」後期という4つの段階に分けられる。

第1節 計画経済期（1949～78年）

1. 食品安全の主な課題—食糧不足

1949年から1978年までの間、長期にわたって、農業の生産性は非常に低く、ほとんど自然の生産力と肉体労働に頼っていた。化学肥料、農薬、品種改良、農業機械の発展、及び農業灌漑施設の建設が非常に遅れたことに加えて、旱魃、洪水などの自然災害にも頻繁にさらされていた。さらに、「人民公社化」「左傾」「大躍進（食糧生産高の水増し）」などの農村政策や産業政策においてたびたび重大な過ちがあったせいで、主要な食糧の生産高は増加する需要に追いつけなかった。

国連の一人当たりの食糧供給量の格差基準によると、100～300キロの場合は極めて貧困、300～400キロは貧困、400～600キロは充足、600キロ以上は富裕だという。

中国の人口数は1949年の5.4億人から1977年の9.5億人に、ほぼ倍増したのに対し、一人当たりの食糧生産高は1949年の208.9キロから1977年の297.7キロまで、約1/3しか増えていなかった。そのうち、「三年自然災害」（1959～61年）の時期、食糧総生産高は1171.1万トンに減少し、1961年一人当たりの食糧生産高207.9キロはかえって1957年の301.7キロより約1/3減少した。餓死者を2000～4000万人も出した極端な時期もあった。1959年までに、全国の人口数は毎年2%前後の増加傾向にあったが、1960年と1961年の人口増加率は一転して、-1.51%と-0.53%というマイナスになってしまった²¹（表1-1参照）。

²¹ 『中国統計年鑑』各年版。

表 1-1 中国人口数と一人当たり食糧生産高の推移

| 年 | 人口数 (億人) | 一人当たりの食糧 生産数 (KG) | 国連の食糧供給 量の格差基準 |
|------|-------------|----------------------|----------------------|
| 1949 | 5.4167 | 208.9 | 極めて貧困 (100~300kg) |
| 1956 | 6.2828 | 306.8 | |
| 1959 | 6.7207 | 252.5 | |
| 1960 | 6.6207 | 217.3 | |
| 1961 | 6.5859 | 207.3 | |
| 1965 | 7.2538 | 268.2 | |
| 1969 | 8.0671 | 261.5 | |
| 1978 | 9.6259 | 316.6 | 貧困 (300~400kg) |
| 1983 | 10.3008 | 376.0 | |
| 1995 | 12.1121 | 385.3 | |
| 1996 | 12.2389 | 412.2 | 充足 (400~600kg) |
| 2000 | 12.6743 | 364.7 | |
| 2005 | 13.0756 | 370.2 | |
| 2010 | 13.4100 | 407.5 | |
| 2013 | 13.6072 | 442.4 | |
| 2015 | 13.7462 | 452.1 | |
| 2016 | 13.8271 | 445.7 | |

(出所)『中国統計年鑑』各版と国家統計局 HP に基づき筆者作成。

1956年に「社会主義的改造」²²を終えた後、国民経済の主導役としての国営企業は当時、政府部門の決定を実行する行政機関にすぎなかった。食品企業の経理・人事・資材・価格・生産・供給・販売などすべての経営活動は主管部門の厳しい管理の下に置かれていた。工業企業の中央政府の一元化管理と農業の「統購統銷(統一買付、統一販売)」の下で、市場原理はまったく機能していなかった。農産物の買付と食品の生産はすべて政府の管轄下に置かれ、さらに国営商店経由で決まった値段と各種の配給切符(糧票、油票、副食票、豆腐票、肉票など)で市民へ配給されていた。食品の生産(生産と加工)と経営(流通と飲食店など)もすべて政府計画に従わなければならないから、食品生産経営者が不当利益を獲得しようと違法な生産や販売をする動機・行為もほとんどなかった。

ただし、食品安全問題がまったく存在しなかったわけでもない。当時、劣悪な生産条件や低い衛生基準によって消費段階で食中毒が多発していた。多くは食品衛生問題であった。

食品工業がまだ成長していない当時、食品の包装、保存、冷蔵、物流の技術と方法は相当遅れていた。食品の生産から販売までの保存環境もきちんと整備されていなかった。常温で、防腐措置もなく、ばら積み、ばら売りが多かったので、微生物汚染による食中毒という食品衛生事故がしばしば起こった。

²² 1949年から1956年まで、農村部では個人農家を「農業合作社」に加入させ、都市部では商工業を「公私合営」化することにより、私有制経済を「社会主義的公有制に改造」した。その結果、公有制経済が確立され、国家所有制と集団所有制は国民経済の主導的な地位を占めるようになった。その後、さらに「大躍進」と「人民公社化」運動を経て、非公有制経済はほぼ無くされ、公有制を基にする計画経済が建設されていた。

消費段階でも、冷蔵庫の普及率はまだ低いため、変質した食物を食べたことによる食中毒も時々あった。学校、工場、行政機関の食堂で残った食物を売りまわしたため、集団中毒も少なくなかった。その他、食品衛生に関する常識を知らないで、有毒の筍などの有毒物を食用したり、工業用塩を誤って食用塩に使ったりすることもたまにはあった。

統計によると、上海徐滬区では、1960年代に起こった食中毒事故と中毒人数はそれぞれ107件、4237人もあった。主な原因は雑菌による感染（48.60%）、食品の長時間放置（23.36%）、食品の変質（14.95%）、その他（13.08%）であった。1970年代はそれぞれ70件、2058人に減少した。広州市では、1970年代から1990年代の家庭内食中毒事件数は計610件で、1970年代の家庭内食中毒の事件数は全体の61.48%に達していたという²³。

要するに、計画経済期の中国では最も喫緊の食品安全課題は食糧の量的不足であり、食品衛生問題がそれに次いでいた。

2. 食品安全の主管官庁による一括管理

当時の中国が旧ソ連のシステムを模倣した結果、計画経済の国有・集団所有制の下で、「政企合一」の工商業管理体制が確立された。食糧、水産品、食塩、砂糖などの製造販売を含む食品工商業は独立した1つの産業と見なされていなかったため、食品衛生の管理は企業内部で品質保証をした上で、主に各主管官庁によって管轄されていた（表1-2参照）。

表 1-2 計画経済期の食品安全管理体制

| 管理対象・監督分野 | 主管官庁（時期） |
|---------------------|---|
| 食品、塩業、砂糖、醸造酒など | 軽工業部（1949.10～1952.9）、食品工業部（1949.10～1950.12）、財政部（1949.10～1952.7）、地方各級工業部（1954.9～1956.5）、食品工業部（1956.5～1958.2）、軽工業部（1954.10～1965.2）、第一軽工業部（1965.10～1970.6）、軽工業部生産一組（1970.6～1978） |
| 食品加工、食用油、飼料 | 糧食部（1954.10～1970.6）、商業部（1970.7～1978） |
| 食糧生産と牧畜業 | 農業部（1949.10～1970.6）、農林部（1970.6～1979.2） |
| 水産品の生産と品質管理 | 水産部（1956.5～1970.6）、国家水産総局（1978.3～1982.5） |
| 食品衛生標準管理 | 国家標準計量局（1972.11～1978.8） |
| 食品の営業・販売管理 | 貿易部（1949.10～1952.8）、商業部（1952.8～1970.6） |
| 食糧以外の農産物の買付・販売の品質管理 | 農産品採購部（1955.7～1956.11）、城市服務部（1956.5～1958.2）、供銷合作總社（1955.1～1958.2）、第二商業部（1958.2～1962.7）、供銷合作總社（1962.7～1970.6）、商業部（1970.6～1975）、供銷合作總社（1975～1978） |
| 食品衛生検査 | 国家計量局（1954.11～1958.3）、国家技術委員会（1958.3～1972.11）、国家標準計量局（1972.11～1978） |
| 食品衛生監督 | 衛生部衛生防疫司（1953～1957）、衛生部衛生監督局（1957～1958）、衛生部衛生防疫司（1958～1978） |
| 食品取引市場管理 | 工商行政管理局（1954.11～1970.6）、商業部（1970.6～1978）、工商行政管理局（1978～1982） |
| 輸出入食品管理 | 貿易部（1949.10～1952.8）、對外貿易部（1952.11～1973.10）、輸出入商品檢驗局（1973.10～1980.2） |

（出所）呉林海など『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』中国社会科学出版社、2016年、329-330頁。

また、ソ連の衛生防疫体制の影響を受け、1953年の政務院第167回会議の可決を経て、同年から衛生部門系統の地方の各級衛生防疫ステーションが食品衛生の

²³ 前掲『中国食品安全現状、問題及対策戦略研究』、501-502頁。

監督を補助する体制もスタートした。そういう「主管官庁による管理+衛生防疫ステーションによる監督」の管理体制は1965年の『食品衛生管理試行条例』でも確認することができる。

1949年、長春鉄道管理局は全国初の衛生防疫ステーションを設立した。1959年までに、全国29省に省・地（市）・県、各レベル、および大部分の人民公社に衛生防疫機構が設立された。「愛国衛生運動」の動員と結合し、食品・食品企業の衛生管理を行っていた。

しかし、そもそも監督の重点を衛生防疫に置いた衛生防疫ステーションは食品衛生全般の管理を担うものではなかった。結局、食品衛生の監督業務は弱められ、衛生部門がそれを重視することはなかった。特に、三年間の自然災害（1959～61年）や文化大革命（1966～76年）の期間には衛生防疫ステーションによる食品衛生の監督はほとんど機能しなかった。

当時、食品安全の管理は行政的強制の色合いが濃かった。主に行政の許認可、教育による指導、品質向上の競争、「愛国衛生運動」などのキャンペーンや奨励表彰などの手法を採用していた。他方で、法律・法規や安全基準があまり整備されておらず、経済的な奨罰、情報の公開、技術基準による評価、司法裁判などの手段はほとんど使用されることはなかった。

その時期、食品安全事故は悪徳業者の意図的な違法行為によって引き起こされたのではなくて、生産、流通、消費、技術上の不備による食品中毒事故が多かった。そのため、食品安全の管理は微生物や食中毒の予防を目的としており、主に食用農産品に限定して、監督を行っていた²⁴。

第2節 「改革開放」初期（1979～94年）

1. 食品安全の主な課題－食品衛生問題の頻発

1978年末からの改革開放政策の下で、それまでの集団農業を止めて、個別農家による請負経営制が導入された。それに伴い、化学肥料や農薬の投入が増加したことによって、農業生産性は大幅に向上した。1978年の食糧生産高は3047.7億キロから1992年の4426.6億キロに増加し、一人当たりの生産量も316.6キロから377.8キロに上昇した²⁵。

都市化と工業化の進展や経済改革の推進とともに、行政による規制が緩和され、市場競争が活発化し、食品工業も著しく成長してきた。「国民経済産業分類」

²⁴ 任築山・陳君石主編『中国的食品安全過去、現在与未来』中国科学技術出版社、2016年、283頁。

²⁵ 『中国統計年鑑』各年版。

(GB/T4754-2017) は食品工業を農副食品加工業、食品製造業、酒・飲料と茶葉製造業、タバコ産業という 4 大種類に分けた上で、さらに 21 の中種類、64 の小種類、合計数万品種の食品を細分化している。乳製品を含む飲料の品種と生産高は年々増加している。1990 年の生産高は 330.3 万トンであり、1978 年より 15.5 倍増になっている²⁶。

これらの状況により、中国は食品供給の不足という問題の解消に向けて大きく前進した。生産力の上昇により、食品安全の課題は食糧不足から、食品衛生問題へと移行してきた。

食品工業は業界、地域、所有制の制限が取り除かれ、迅速に成長してきたが、玉石混淆の状況が存在し、食中毒・食品汚染の事件も次第に増加してきた。広州市の場合、食中毒事件と中毒人数は 1979 年の 46 件、302 人から、1982 年の 52 件、1097 人に増加した²⁷。浙江省の食中毒事件、中毒人数、死亡率はそれぞれ 1979 年の 132 件、3464 人、0.49%から 1982 年の 273 件、3946 人、0.71%に上昇してきた²⁸。

唐愛慧 (2016) は『中国食品報』1984～95 年の報道を集計・整理した結果に基づき、この時期の食品安全問題は衛生問題が一位 (46%)、偽物が二位 (40%)、その次は化学肥料・農薬 (10%) や添加物 (4%) によるものであったと述べている²⁹。

改革開放に転換してからわずか十数年しか経っておらず、市場経済へ転換して間もない時代であったので、食品品質問題や食中毒事故の多くの原因は主に生産、販売、技術などの客観的な設備や制度の不備、および家庭 (冷蔵庫の低い普及率) または個人の衛生常識の欠如にあった。

食品業界では、多様な所有制がありながらも、公有制が相変わらず圧倒的な比率を占めていた。企業がコストダウンのため、製造工程を手抜きしたり、偽物・粗悪品を混入したりするなど単純な利益追求や、ライバルを出し抜くために、人為的な違法動機はまだ少ないほうだった。

また、食品工業と化学工業の発展レベルがまだ低く、化学肥料、農薬の投下もまだ少なかったので、環境汚染による重金属物・残留農薬の基準超過などの状況も現在より遥かに少なかった。化学農薬や化学添加物による食品安全問題は改革

²⁶ 中国食品網 HP 2018 年 12 月 10 日記事「中国食品工业改革开放四十年发展报告」
(http://food.china.com.cn/2018-12/10/content_74259192.htm 2019 年 5 月 22 日アクセス)

²⁷ 丁佩珠「广州市 1976～1985 年食物中毒情况分析」『华南预防医学』1988 年第 4 期 (呉林海、王晓莉、尹世久、張曉莉等著『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』中国社会科学出版社、2016 年、333 頁再引用)。

²⁸ 丛黎明、蔣賢根、張法明「浙江省 1979～1988 年食物中毒情况分析」『浙江预防医学』1990 年第 1 期 (呉林海、王晓莉、尹世久、張曉莉等著『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』中国社会科学出版社、2016 年、333-334 頁再引用)。

²⁹ 唐愛慧「基于媒体报道的食品安全史研究 (1978～2015)」中国農業大学 2016 年博士論文、20 頁。

開放初期にはまだ 14%に留まっていた³⁰。

2. 主管官庁・衛生部門の二重管理体制

文化大革命によりほぼ壊滅した食品衛生管理体制を立て直すために、改革開放の初期に『食品衛生管理条例』（1979年）や『(食品衛生法（試行）』（1982年）が發布された。これらの法規の下で、衛生部門の監督を中心としつつ、他の部門も関与するという原則が確立された。

食品産業では、非公有企業も参入しはじめたが、公有制経済が依然として圧倒的だった。結局、公有企業の食品衛生は計画経済期から続いている各主管官庁による管理体制が踏襲された。そのため、衛生部と主管官庁による二重管理体制が形成された（表 1-3 参照）。

食品衛生の監督管理に携わる部門は衛生部系統のほかに、中央レベルでは輸出入検疫部門、農業・林業・牧業・漁業、商務部、工商、国家技術監督局があった。また、地方レベルでは工商、計量、環境保護、環境衛生、畜牧獣医、食品衛生監督などがあった。この体制の下で、その後の生産・流通・消費の各段階に分けて管理する「分段式」食品安全管理体制の土台が築かれたといえる。

表 1-3 「改革開放」初期の二重管理体制

| リーダー役 | 管理分野 | 主管官庁 | |
|---|-----------------------------------|--|-----------------|
| 各級衛生行政部門 <small>（衛生部門傘下の県以上の衛生防疫ステーションまたは食品衛生監督検査所が食品衛生の監督機構として、管轄区域内の食品衛生監督業務と検査を担う）</small> | 国内の食品衛生 | 食用農産品、家畜・家禽・獣医の衛生検疫 農業・牧業・漁業部門 | |
| | 国有制の食品加工・生産・販売企業 | 各主管官庁の管理体制の踏襲 <small>（主管部門系統内及び企業内に食品衛生監督検査機関を設置し、専門或いは兼業の食品安全管理職員を配置する）</small> | |
| | 食糧・食用油・副食品・土産、飲食サービスなどの生産・販売と衛生管理 | 商業部門 | |
| | 都市・農村市場の食品衛生管理 | 工商部門 | |
| | 一般食品衛生検査 | 各衛生防疫站 | |
| | 鉄道・交通・鉱山部門の食品安全管理 | 各衛生防疫站 | |
| | 国際貿易 | 輸入食品、食品添加物、食品容器、包装材、食品用機械と設備の安全管理 | 国境食品衛生監督検査機関・税関 |
| | | 輸出食品 | 国家輸出入商品検査部門・税関 |
| | 食品品質基準の制定と実施 | 国家技術監督局 | |

（出所）①趙学剛著『食品安全監管研究—国際比較与国内路径選択』人民出版社、2014年、135-137頁；

②『食品衛生法（試行）』（1982年）により筆者整理作成。

1982年の食品監督検査の全体合格率は 61.5%でしかなかった。その後、『食品衛生法（試行）』（1982年 11月）が發布され、十数年を経た 1994年には、食品監督検査の全体合格率は 82.3%にまで改善してきた³¹。

二重管理体制は、計画経済と市場経済の併存、「政企合一」と「政企分離」の併

³⁰ 唐愛慧「基于媒体报道的食品安全史研究（1978~2015）」中国農業大学 2016年博士論文、20頁。

³¹ 胡楠・高観・姚戦琪著『中国食品業与食品安全研究』中国輕工業出版社、2008年。

存、伝統管理と近代監督の併存を背景に成り立っていた。管理の手法として、行政命令、思想教育、大衆運動などの効果が計画経済期よりはるかに小さくなったので、立法、行政処分、経済的な賞罰、司法裁判などの措置も取り入れられた。重大な食品安全事故を引き起こした違法業者に対し、刑事処分や起訴の措置を講じることも法令に明記された。しかし、各部門の職責区分や具体的な刑罰規定が記載されていなかったため、違法行為の処分は衛生部門の教育的措置（訓告・戒告）による指導で済まされることがほとんどで、刑事処分には至らなかった。そのため、多くの違法行為が見逃されることになった。

1980年代後半から、国有企業は計画経済期の統一買付・統一販売および行政的な配分から脱却し、経営上の自主権を得た。各主管官庁はそれぞれの傘下企業の競争力を守るために、次第に食品衛生の監督を甘くしたり、衛生部門または食品衛生監督部門による厳しい監督検査から逃れようとしたりするようになった。また、地方保護主義の台頭により、地方政府も食品安全監督を妨害したり、あれこれ干渉したりするようになった。その結果、食品衛生面での違法行為を助長させた。大量の数に上る非公有企業や私営企業を監督する主管官庁がはっきりしていないので、衛生部門はそれらの企業に対して十分な監督ができていなかった³²。さらに、関係法規や安全基準が制定されておらず、主管部門や企業内の衛生管理体制にも不備があった。他に、個人経営や私営の食品業者の参入による過当競争が起こったことや、行政の監督も市場や農村など行政の末端にまで行き届いていなかったなどの要因も加わってきた。そのため、微生物による食中毒、食品汚染、偽物などの食品安全の問題はますます深刻化してきた³³。

第3節 市場経済への転換期（1995～2012年）

1. 食品安全の主な課題－食品安全問題の頻発

1992年、中国共産党第14回代表大会は社会主義市場経済体制の樹立を国家目標として打ち出した。そのため、国有企業改革を巡る一連の政策が策定された。1995年に新たな戦略方針「抓大放小(大を捕まえ、小を放す)」、1997年の「国有経済の戦略的再編」、1999年の「国有企業の改革と発展における若干の重大な問題に関する中共中央の決定」を提出し、国家基盤と民生の根幹に関わる分野³⁴の大中型国有企業には公司

³² 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、333頁。

³³ 唐愛慧「基于媒体報道的食品安全史研究（1978～2015）」中国農業大学2016年博士論文、20頁。

³⁴ 国家の安全にかかわる産業（国防に関する産業、貨幣の鑄造および国家の戦略的備蓄システム（食料の備蓄、エネルギーの備蓄など））、自然独占及び寡占産業（郵政、電気通信、電力、鉄道、航空など）、重要な公共財を提供する産業（都市部における水道、ガス、公共交通および、港、空港、水

制・株式制を中心とした近代企業制度の建設を進めることにした。それに対し、そのほかの中小国有企業には、売却、リース、請負、吸収合併などの形で改組し、企業の財産権または経営権を従業員や経営者に委譲することにした。

その背景には、国有資本が相次いで、家電業界、飲料食品などのFMCG（比較的短時間で消費される日用消費財）業界から撤退するという現実があった³⁵。そのかわりに、非国有資本が食品加工経営業界に大挙して流れ込んできた（表1-4参照）。

表 1-4 所有制別の食品工業合計企業数 単位：社

| 年 | 全体 | 国有企業 (%) | 集団企業 (%) | その他（「三資企業」・民営企業など） (%) |
|------|-------|---------------|--------------|---------------------------|
| 1999 | 20125 | 11152 (55.4%) | 3361 (16.7%) | 5612 (27.9%) |
| 2000 | 19119 | 9114 (47.7%) | 3011 (15.7%) | 6994 (36.6%) |
| 2001 | 18571 | 7292 (39.3%) | 2454 (13.2%) | 8825 (47.5%) |
| 2002 | 18602 | 5836 (31.4%) | 2103 (11.3%) | 10663 (57.3%) |
| 2003 | 19277 | 4409 (22.9%) | 1652 (8.6%) | 13216 (68.6%) |

(出所)『中国食品工業年鑑』各版。

さらに、1993年には、食品加工業界の主管官庁としての国家軽工業部などの七つの国家部局が撤廃された³⁶。植物油、乳製品、肉製品、酒、水産品、食糧などの食品加工企業が軽工業部から離脱した。多くの地方の国有企業が民営化され、市場競争にさらされるようになった。

1988年から1992年までの間に、計画経済体制の下で長年にわたって実行されてきた食品・生活用品の配給制に終止符が打たれ、食糧、油、綿花など生活用品価格の市場化が次々に実行されてきた。

これら一連の改革を背景に、食品加工企業は「政企分離（行政と企業経営の分離）」を実現し、市場経済化への道に乗り出した。同時に、従来の主管官庁による食品安全管理体制は終焉を迎えた。

他方で、1990年代から市場に出てきた健康食品、合成食品、ダイエット食品、遺伝子組換え食品などの新食品に対する安全管理はほぼ無きに等しい状態に置かれていた。

そこで、政府は1995年から、食品安全管理業務を衛生部に担わせることにした。

衛生部の全国の食品監督検査データから見れば、食品衛生の平均合格率は1994年の82.3%から2001年の88.6%に改善していた、食中毒事件数も食中毒人数も減少し³⁷。

利施設、重要な防護林工事など）、基幹産業とハイテク産業における中核企業（石油採掘、鉄鋼、自動車、電子の先端部門など）を指す。

³⁵ 和讯新聞 HP 2008年4月13日記事「吴晓波：国企改革在“国进”的部分是不成功的」
(<http://news.hexun.com/2008-04-13/105192732.html> 2018年1月11日アクセス)。

³⁶ 中国機構編制網 HP 「1993年国務院機構改革的情况」
(http://www.scopssr.gov.cn/zlzx/zlzxslsyg/201203/t20120323_35153.html 2017年11月29日アクセス)。

³⁷ 前掲『中国食品安全現状、問題及対策戦略研究』、503頁。

しかし、食品衛生が改善された一方で、偽物製造・粗悪品の混入など人為的・意図的な違法事件が多発するようになってきた。

唐愛慧の研究によると、この時期、CCTVで報道された食品安全事件のうち、化学薬品の違法添加（34%）、残留農薬（9%）、食品添加物の濫用（15%）の3つの比率はすでに7割近くを占めていた³⁸。

1997年、農業部は「赤身肉エキス」入りの飼料の生産と使用を禁止し、畜牧生産で動物食品の使用も禁止する」という指示を下した³⁹が、1999年の監督検査結果によると、「赤身肉エキス」の検出率は19.8%もあった。その後も、メディアに報道される「赤身肉エキス」事件は跡を絶たない。2000年以降、残留農薬が検出されたことにより、輸出した農産物がしばしば外国から拒否されるようになった。そのため、管理部門は国内農産品の残留農薬問題を重視するようになってきた。2001年に、農業部が国内の野菜生産基地、卸売市場、小売市場を監督検査したデータによると、野菜の残留農薬基準超過率は37.5%であった⁴⁰。

2. 多部門による分段式食品安全管理体制

工業化の進展とともに、土壌・水の汚染が深刻化しつつあることで、農業生産や食品安全にも悪い影響を与えている。

また、食品産業の急速な成長に伴い、食品市場では「多、小、散、乱、低」の産業構造が出現していた。2013年の統計データによると、全国の個人農家数は約5億戸あったが、そのうち、家庭農場を営んでいる農家、合作社に加入している農家、農業企業などの大規模経営は農業生産者数全体の10%弱を占めるに過ぎなかった。養豚農家は6700万戸以上になる。2400社以上の農薬・動物薬の生産企業では80%以上が小企業で、60万以上の農薬・動物薬経営者の大部分が小規模の個人経営である⁴¹。食品生産加工業者の数は約46万社を数えた。そのうち、一定規模以上の企業⁴²の数は全体の19.8%、従業員300人以上の大中型企業⁴³の数は全体の2.9%しか占めていなかった⁴³。

食品流通業者の数は全国で約56万社あったが、そのうち、企業9.9%、自営業90.4%、農民合作社0.06%であった。飲食店・消費サービス業界では、全国の業者数は34万

³⁸ 唐愛慧「基于媒体报道的食品安全史研究（1978～2015）」中国農業大学2016年博士論文、27頁。

³⁹ 王有生・彭海生「猪尿采集及“瘦肉精”残留检测经验总结」『养殖与饲料』2017年第6期、55頁。

⁴⁰ 前掲『中国食品安全現状、問題及対策戦略研究』、503頁。

⁴¹ 人民網 HP 2015年6月1日記事「保障人民群眾“舌尖上的安全”」
(<http://opinion.people.com.cn/n/2015/0601/c1003-27082795.html> 2018年1月7日アクセス)。

⁴² 規模以上工業企業：主要事業の年商が500万元を超える企業；中型企業：従業員数300人以上、年商3000万元以上、資産合計4000万元以上の企業；大型企業：従業員数2000人以上、年商30000万元以上、資産合計40000万元以上の企業。

⁴³ 前掲『中国食品安全現状、問題及対策戦略研究』、62頁。

社あったが、小規模企業が 90%以上を占めていた⁴⁴。食品業界の主体となる多くの零細食品業者は全国各地の市場に分散している。このような零細業者は資金や技術・施設・管理ノウハウのなどに制約があり、また食品企業の従業員にも農民にも食品安全に関する専門知識や業務能力や意識などが欠乏しているため、食品安全の確保はいっそう難しくなっていた。

他方で、成熟した市場経済を成立させるにはほど遠く、市場の規範も確立されていなかった。そのため、偽物や粗悪品の製造、非食用物質ないし有毒物質の混入、農薬・動物薬の濫用や残留など、業者は目先の利益を追求するようになり、意図的かつ人為的な有毒・有害化学物質の添加などの食品安全上の違法行為が多発した。「農地から食卓まで」の各段階で食品安全が脅かされるようになった。

未熟な市場経済の下で私的利益を追求するこのような企業行動に対し、従来の管理体制では対処できなくなっていた。

そこで、政府は 1995 年に正式に『食品衛生法』を發布し、従来の二重管理体制を廃棄し、衛生部に食品安全管理の主管機関としての役割を担わせることにした。

さらに、1995 年から 2003 年にかけて、農産品・食品の生産、流通、消費の各段階に分けて、それぞれ国家農業部、国家品質検閲検疫総局、国家食品薬品監督管理局、国家工商行政管理総局など、次第に衛生部以外の他の関係部門も食品安全監督行政に関与するようになり、各部局の縦割りの「分段式」管理体制が成立した（表 1-5 参照）。

表 1-5 市場経済への転換期の多部門分段式の管理体制

| リーダー役/ 各部門の調整役 | 管理分野 | | 主管官庁 |
|--|----------|----------------------------------|---|
| 衛生部（1995～2004年） ↓ 食品薬品监督管理局（食品安全の総合管理、組織の協調、重大事故の処分）（2004～08年） ↓ 衛生部（リーダー役）（2008～13年）+ 食品安全委員会（2010～） ^{（注2）} | 国内 | 初級農産品の栽培・養殖 農業投入品の監督 | 農業部 |
| | | 豚の生体屠畜 | 商務部（～2013年） |
| | | 食品の生産・加工 | 衛生部（1993～2001年） 品質監督検閲検疫総局（2001～13年） |
| | | 食品の流通・販売 | 品質監督検閲検疫総局（1993～98年） 工商行政管理総局（1998～2013年） |
| | 国際 | 飲食店・食堂などの食品消費 | 衛生部（1993～2008年） 食品薬品监督管理局 ^{（注1）} （2008～13年） |
| | | 動物・植物輸出入の検疫 食品輸出入 | 品質監督検閲検疫総局・税関 |
| | 標準 | 食品衛生（安全）国家標準の審査許可・公表 | 衛生部（1993～98年） 国家品質技術監督局（1998～2008年） 衛生部の食品安全国家標準審評委員会（2008～13年） |
| | | 食糧・食油の品質標準、検測制度と弁法の設定 | 国家糧食局（～1998年） 国家品質技術監督局（1998～） |
| | その他の協力部門 | 環境保護部、商務部、科学技術部、工業信息化部、公安部、教育部など | |

注 1：食品薬品监督管理局は 2003 年に設立され、2003～08 年に国务院の直属機関であったが、2008～13 年に衛生部の下に移管された。

注 2：2011 年から食品安全部門間の総合調整、重大食品安全事故の処分、情報の公表などの職務を委ねられた。

⁴⁴ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、211 頁。

(出所) ①顔海娜「中国食品安全監管理体制改革—基于整体政府的視角」『求索』2010年第5号、43-52頁；②『食品衛生法』(1995年)；③前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』(337-340頁)；④『國務院關於進一步加強食品安全工作的決定』(2004年)；⑤『食品安全法』(2009年)、およびその他の公開資料に基づき、筆者整理作成。

食品の生産から消費までの全過程の各段階において、それぞれ一つの部局が管理することにより、食品の安全管理を綿密かつ厳格にしようというのが分段式管理体制の目的であった。

天津市を例としてみると、2013年までの分段式管理体制の下で、食品安全に係る各部門の業務分担は非常に煩雑で細かく割り当てられていた(表1-6参照)。

表1-6 天津市の各部門の食品安全監督業務分担(2013年前)

| 部 門 | 食品安全監督管理の職責分担/監督分野 |
|-------------------------------------|--|
| 市衛生局 | 食品安全にかかわる業務の総合協調 |
| 市食品薬品监督管理局 | 飲食店、保健食品 |
| 市農業委員会 | ①農産物の生産、栽培・養殖の環境；②生乳の生産・買収；③動物防疫検査 |
| 市品質监督管理局 | ①農産品・食品の認証；②食品生産加工段階 |
| 市工商局 | ①有形市場での現場即製・即売；②肉類市場；③食品流通段階；④食品広告 |
| 市商務委員会 | ①流通段階の食品安全基準；②生体豚の屠畜；③酒類の流通；④規模以上の飲食店 |
| 市経済・情報化委員会 | ①食品工業業界；②塩の専売 |
| 天津檢驗檢疫局 | 輸出入食品 |
| 市市容園林委員会 | ①路面・道端・公共場所での違法出店；②食品の屋外広告 |
| 市教育委員会 | ①学校に供応する食品；②食堂 |
| 市糧食局 | 食糧・食油の備蓄・流通 |
| 市民族委員会 | イスラム教徒のための食品市場 |
| 天津税関 | 食品の輸出入 |
| 市環境保護局 | ①食品生産企業の環境汚染の監督管理；②農産物生産基地及び周辺環境の監督観測 |
| 市供銷總社 | 供銷系統内農産品・副食の卸売市場、飲食、スーパー、生産業界 |
| 市公安局 | 重大な食品安全事故の処分 |
| 市政府法制弁公室 | ①食品安全にかかわる地方性の法規・規則；②衛生部門と共同で行政上の監督検査業務の遂行 |
| 市財政局、市發展改革委員会、市科学技術委員会、共産党天津市委員会宣伝部 | それぞれの職能分野における食品安全にかかわる業務の遂行 |

(出所) 高雅楠「食品監管大部制改革背景下天津市食品監管体制的研究」天津大学2015年修士論文、19頁。

しかし、2004年に、安徽省阜陽市で起きた粗悪粉ミルク事件(乳幼児189人が栄養不良の被害を受け、12人が死亡)は各部門の縦割り監督と業務連携の不足などの分段式管理の欠陥を露呈することになった。結局、監督部門は十数機関もありながら、食品安全問題を確実に管理することができなかつたのである。

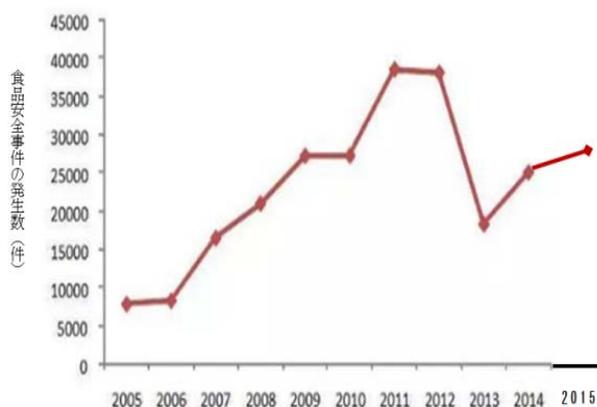
そこで、国务院は2004年から分段式監督体制を基礎にしつつ、さらに品目別の監督を補助手段として導入するようになった。全体の監督調整の役割を衛生部から食品薬品监督管理局(のちに食品薬品監督管理總局に昇格した、以下は食薬監局と略称する)に移すと同時に、重大な食品安全事故の調査・処分などの業務も食品薬品监督管理局に委ねることにした。

それでも、2008年、中国のみならず世界を震撼させた最悪の「三鹿」事件(2008年9月21日までの政府公表によると、被害乳幼児は54436人に上り、4人が死亡)が起こった。

深刻な食品安全問題に対処するために、2009年に発効した『食品安全法』は食薬監局と衛生部との業務分担を明確にしたほかに、もう1つの統括的権限をもつ組織として、「国家食品安全委員会」を新たに設置した（表1-5参照）。

このような改革措置を講じたにもかかわらず、分段式管理の弊害と欠点は根本的には改善されず、食品安全問題の頻発も食い止めることができなかった。2005～15年の11年間に全国で起こった食品安全事件は25万3617件を数えた⁴⁵。2011年には、1年間で史上最多の3万8513件が発生し、ピークを迎えた⁴⁶（図1-7参照）。

図1-7 2005～15年、中国大陸食品安全事件発生数（主要マスメディアの報道に基づいた統計）



（出所）呉林海・王晓莉・尹世久・張曉莉など著『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』中国社会科学出版社、2016年、156頁。

第4節 「改革開放」後期（2013～現在）

1. 2000年以後の食品安全問題の深刻化

前述したように、1990年代から21世紀初頭にかけて、食品安全問題はますます深刻化していた。

例を挙げると、1998年の死者27人の山西省朔州のメチルアルコール入りの「偽酒」事件、2003年の30人メチルアルコール中毒、4人死亡の雲南省玉溪の偽酒事件、2004年の安徽省阜陽市の粗悪粉ミルク事件、2005年の「スーダンレッド」事件、2008年の「三鹿メラミン粉ミルク」事件、2009年の「皮革乳製品（廃棄皮革から取り出した水溶性蛋白質を混入した乳製品）」、2010年の「地溝油（再利用食用油）」、

⁴⁵ 新華網 HP 2015年11月29日記事「十年全国发生22万起食安事件 70%为人为」

（<https://news.qq.com/a/20151129/022347.htm> 2018年1月28日アクセス）中の2014年までの227386件と2015年のデータを筆者が加算した。

⁴⁶ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、155頁。

2011年の「赤身肉（塩酸クレンブテロール含有の豚肉の販売）」事件、などの悪質な事件が相次いだ（表 1-14 参照）。

その時期の食品安全問題の深刻な状況について、次の6つの特徴が挙げられる。

第1に、中国では被害地域の広範化とともに、経済発展レベルが高い地域に集中している。

食品安全警告サイト「擲出窗外」は2004～11年までの食品安全被害に関する公開記事を統計した上で、年度ごとに『中国食品安全問題情勢図』を作った（図 1-8 参照）。この情勢図から見れば、食品安全の被害地域は拡大していることが見取れる。また、経済の発達した地方における食品安全事件の発生数が多いことがわかった。それは、経済の発達した地域の人口数が多く、食品産業も盛んで、食品のサプライチェーンも複雑で、そうなればなるほど、食品安全のリスクが高まることを表している。

第2に、中国の食品安全リスクは人為的・意図的要因によるところが大きい。学者の呉林海・銭和は、アメリカ、イギリス、カナダ、日本、ドイツ、オーストラリア、フランス、イタリアの先進8カ国で2011年に起こった食品安全事件の要因を整理・分析している。その研究によると、先進国の食品安全リスクの要因の多くは生物、環境汚染、フードチェーンなどの自然的要因に集中しているという⁴⁷。

それに対し、中国の食品安全リスクの要因は別の様相を呈している。前出の呉林海らは2006～15年に報道された245862件の食品安全事件を対象として分析している。その結果によると、72.33%の食品安全事件はフードサプライチェーンの関係者が利益追求のために、危害性を知っているにもかかわらず犯したことだと判明した。自然的要因ではなく、人為的・意図的な要因が主になっていたのである（表 1-9 参照）⁴⁸。

その上で、唐愛慧はそれらの人為的・意図的な要因の中でも、特に、食品添加剤の濫用や有毒・有害の化学物質の違法使用に集中していると述べている⁴⁹。「赤身肉エキス」「メラミン」「スーダンレッド」「孔雀石（malachite、マラカイト）」「革牛乳」「地溝油」「ゾンビ肉」……前代未聞の数々の名詞が相次いで消費者の耳に響いていることは業者の悪徳と食品安全情勢の深刻さを浮き彫りにしている。

ただし、人為的な要因が主であるが、環境汚染や技術の遅れなどの理由でもたらされた生物性、化学性、物理性の危害も同じように深刻であり、けっして無視してはならない⁵⁰。

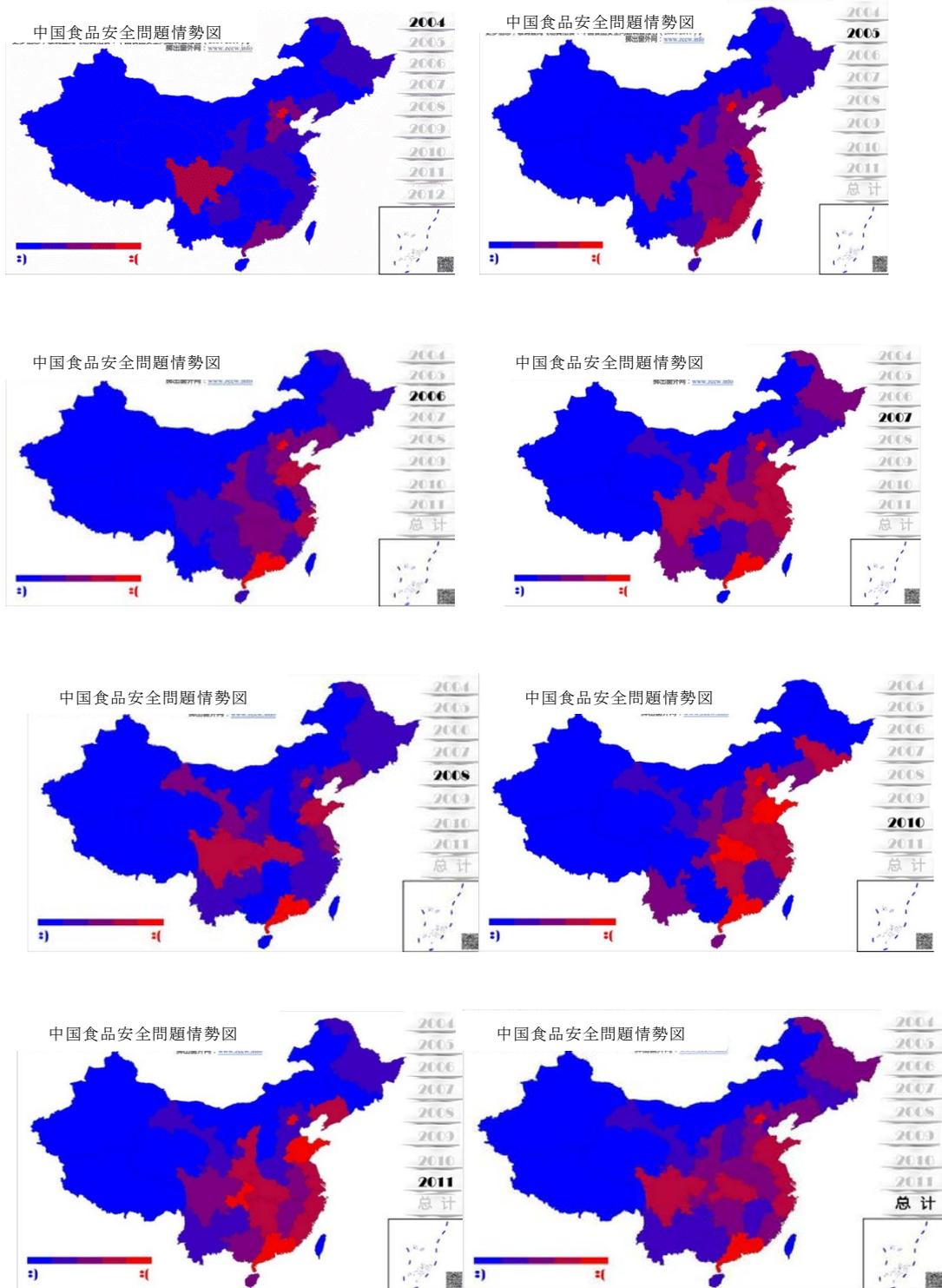
⁴⁷ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、201-204頁。

⁴⁸ 同上、56頁、157-158頁。

⁴⁹ 唐愛慧「基于媒体报道的食品安全史研究（1978～2015）」中国農業大学2016年博士論文、34頁。

⁵⁰ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、561頁。

图 1-8 中国食品安全事件发生の分布图 (2004~11 年)



(出所) 「掷出窗外」サイト (<http://www.zccw.info/> 2018 年 2 月 27 日アクセス)

表 1-9 2006～15 年中国食品安全事件の原因分析

| 内 訳 | | 比 率 (%) |
|---------|-----------------------------|---------|
| 意図的な要因 | 添加物の規則に違反した使用 | 34.36 |
| | 偽物・詐欺 | 13.53 |
| | 賞味期限の切れた食材の使用・賞味期限の切れた食品の販売 | 11.07 |
| | 生産許可書なしの食品の生産・経営 | 8.99 |
| | 使用禁止物質の違法添加 | 4.38 |
| 非意図的な要因 | 有害微生物の含有・細菌数の基準値超過 | 10.44 |
| | 農薬・動物薬の残留 | 8.19 |
| | 重金属の基準値超過 | 6.71 |
| | 物理性の異物混入 | 2.33 |

(出所) 呉林海、王晓莉、尹世久、張曉莉など著『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』中国社会科学出版社、2016年、158頁。

第3の特徴は、加害主体の広範化である。食品安全の違法行為を行う主体は、最初は、食品小工房や小企業を主としていたが、次第に近代化した大手企業や有名企業や外資企業にまで広がっていった。いわば、「大小併存（大手企業と零細企業、個人商との違法行為の併存）」の状況への転換である⁵¹。全業界が巻き込まれたようなことも起きている。乳製品業界トップの三鹿を始めとする、伊利、蒙牛、光明、聖元、雅士利を含む多くの業界大手メーカーの製品からメラミンが検出された。食肉業界の双匯、上海福喜公司、KFC、ネスレ、カルフル、ウォルマートなどの外資系合弁企業、老舗の北京ダック専門店「全聚徳」⁵²、火鍋の有名チェーン店「海底撈」⁵³までもが食品安全問題を起こしている(表 1-14 参照)。

第4に、フードサプライチェーンのどの段階においても、食品安全問題が起こりうるという多発性、広範性という特徴もある。被害は「地不分南北、人不分老幼(地域は南北を問わず、人は老幼を問わず)」と言われるほど、安い野菜から、高級食材の「ツバメの巣」、フカヒレ、「冬虫夏草」まで、乳幼児のミルク粉から、老人向けの健康食品まで、食用の生鮮農産品から加工食品まで、食品原料から食品接触材まで、生産から消費まで、すべての段階で食品安全問題が起こっている。

肉と肉製品、野菜と野菜製品、酒類、果物と果物製品、飲料という5つの品目の食品安全問題の発生件数は全体の40.54%を占めている。生産・加工段階に発生した事

⁵¹ 王彩霞『地方政府扰动下的中国食品安全规制问题研究』经济科学出版社、2012年、2頁。

⁵² 新民網 HP 2017年7月8日記事「全聚徳后厨食品卫生管理不善被曝光」(<http://news.xinmin.cn/shehui/2017/07/08/31137598.html> 2018年1月28日アクセス)

⁵³ 鳳凰網 HP 2017年8月26日記事「海底撈被曝光了！武汉店今年连续3个月被查出问你还会去吗？」(http://news.ifeng.com/a/20170826/51766179_0.shtml 2018年2月26日アクセス)

件数は60.16%で、人為的な原因は75.5%である⁵⁴。各食品安全事件を分析してみると、フードサプライチェーンの各段階で起こったリスクの危害程度は大きな差があるが、そのうち、食品の二次加工段階がもっとも深刻であった（表1-10参照）。

表1-10 2006～15年の全国の245862件の食品安全事件に対する食品安全リスクの分析

| 発生段階の内訳 | 比率 (%) |
|------------|--------|
| 生産・加工 | 66.91 |
| 卸売・小売 | 11.25 |
| 飲食店・家庭での消費 | 8.59 |
| 初級農産物の生産 | 8.24 |
| 倉庫保存・運送 | 5.01 |

(出所) 前掲、『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、160頁。

第5に、農村市場において食品安全問題の被害がもっとも深刻化している。比較的に完備した食品安全行政の監督が行われ、消費者の防犯意識も比較的に強い都市より、低所得が多く、農村市場における行政監督が手薄で、農村消費者の食品安全知識が不足し、自身の権益の保護意識も希薄で、権益保護が難しいなどの理由により、農村市場は悪質商人からもっとも狙われやすい対象になっている。不合格食品、期限切れ商品、「三無（賞味期限・品質合格証・メーカーが表示されていない）」食品、コピー食品、偽物が農村市場に多く流入している。

江南大学食品安全研究基地は、全国20省（市区）の200村に住む計3885人の農村消費者を対象に、アンケート調査を行った。その結果によると、農村消費者の中で、各種の食品安全問題に遭遇した者の比率は64.51%であった。81.42%の人が日常的に食している食品の安全性について心配していると答えている⁵⁵。65.90%の人が農村の市場から購入した食品の安全性について心配している。また、もっとも食品安全が保障され、安心できる食品の購入先として、良いほうから順に並べると、大型スーパー、食品専門店、農貿市場、食品コンビニ（食品便利店）、卸売市場、個人経営の小さな商店、個人経営の屋台または臨時屋台の順になるという。しかし、43.27%の人はやはり農貿市場、卸売市場、個人経営の小さな商店、個人経営の屋台または臨時屋台を食品の購入先の第一選択肢と選んでいる⁵⁶。食品安全の被害を受けた場合、わずか20.93%の人だけが行政管理部局に苦情を申し立て、賠償を請求している⁵⁷。

第6の特徴は、ネットショップで食品安全問題が顕在化してきたことにある。

⁵⁴ 新華網 HP 2015年11月29日記事「十年全国发生22万起食安事件 70%为人为」
(<https://news.qq.com/a/20151129/022347.htm> 2018年1月28日アクセス)

⁵⁵ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、195頁。

⁵⁶ 同上、196頁。

⁵⁷ 同上、197頁。

近年、EC 取引は急速に成長してきた。そのうち、食品取引の規模も 2013 年の 324 億元から、2017 年の 832 億元へと著しく拡大している。2017 年、EC 取引を通じての生鮮農産品の取引額は 1391.3 億元に達している⁵⁸。

また、料理の受注とデリバリー・サービスを提供する最大手の「美团」は、2018 年のデリバリー・サービスの売り上額が 2828 億元に達している⁵⁹。

しかし、ネットショップに対する食品安全管理に関する法令や行政の監督がまだ不十分なので、その分野の食品安全問題がここ数年多発している⁶⁰。

2016 年、「饿了么」(料理の受注によるデリバリー・サービスの市場で、「美团」に次ぐ二位の規模のネットショップサイトである)に出店しているネットショップの中には闇ショップが存在していた。闇ショップで起きた食品衛生違法問題は CCTV の「3.15 晚会」番組で報道された⁶¹。その後、北京市食品薬品监督管理局は百度、美团、饿了么を始めとするサイトに対して、食品安全の違法行為を摘発したり、業務指導したりするようになった⁶²。

2018 年、中国青年新聞社は 2028 人を対象にアンケート調査を行った。その結果によると、78.6% の人はネットショップで販売された自家製の食品を購入したことがある。75.3% の人はそのような食品の安全性について心配している。もっとも懸念されているのは、食材の来歴不明 (55.6%)、添加物の過剰使用 (54.5%)、製造工程における手抜き (53.4%)、不正常的な加工方式 (42.6%)、いい加減な賞味期限の設定 (41.8%)、加工環境が衛生基準に達していない (35.1%)、物流過程における汚染 (24.4%) などであった⁶³。

2. さらなる集中型の管理体制への改革

1993 年から 2012 年までの多部門の分段式の管理体制は、フードサプライチェーンの全段階をすべてカバーしているように見えたが、実際はうまく機能していなかった。相次ぐ重大な食品安全事件の発生は縦割り行政の弊害を浮き彫りにし

⁵⁸ 中国報告網 HP 2018 年 11 月 12 日報告「2018 年我国生鲜电商行业发展环境、市场交易规模及竞争格局分析」(<http://free.chinabaogao.com/it/201811/1112305A2018.html> 2019 年 3 月 25 日アクセス)

⁵⁹ 东方财富網 HP 2019 年 3 月 11 日「美团 2018 成绩单: 主体业务实现盈利但全年亏损 1155 亿」(<http://finance.eastmoney.com/a/201903111065906689.html> 2019 年 3 月 25 日アクセス)

⁶⁰ 網易 HP 2018 年 1 月 11 日記事「网购食品安全隐患, 各种案例多不胜数! 你中招了吗?」(<http://3g.163.com/dy/article/D7RAAOAH0518PFUN.html> 2019 年 3 月 25 日アクセス)

⁶¹ 「网售食品要让每一顿饭吃得放心」『人民日报海外版』2018 年 10 月 17 日 (<https://tech.sina.com.cn/i/2018-10-17/doc-ihmhafis1101436.shtml> 2019 年 3 月 25 日アクセス)

⁶² 新浪網 HP 2016 年 8 月 17 日記事「北京食药监局再次约谈百度、饿了么等五大外卖平台」(<https://tech.sina.com.cn/i/2016-08-27/doc-ifxvixsh6728903.shtml> 2019 年 3 月 25 日アクセス); 「北京市食药监局: 饿了么三店铺违规经营被查」『北京日報』2017 年 2 月 20 日 (https://m.huanqiu.com/r/MV8wXzEwMTY3ODA5XzkwXzE0ODc1ODk1NDc=?__from=cambria n 2019 年 3 月 25 日アクセス)

⁶³ 「75.3% 受访者担心网络自制食品安全」『中国青年報』2018 年 4 月 26 日 7 版 (http://zqb.cyol.com/html/2018-04/26/nw.D110000zqgnb_20180426_3-07.htm 2019 年 1 月 16 日)

ている。

深刻な食品安全情勢は、環境部門、農業部門、工商部門、品質監督部門、食品薬品監督部門、衛生部、税関、公安などの多くの部局に関係しており、従来の分段式管理体制では対処できなくなっていた。

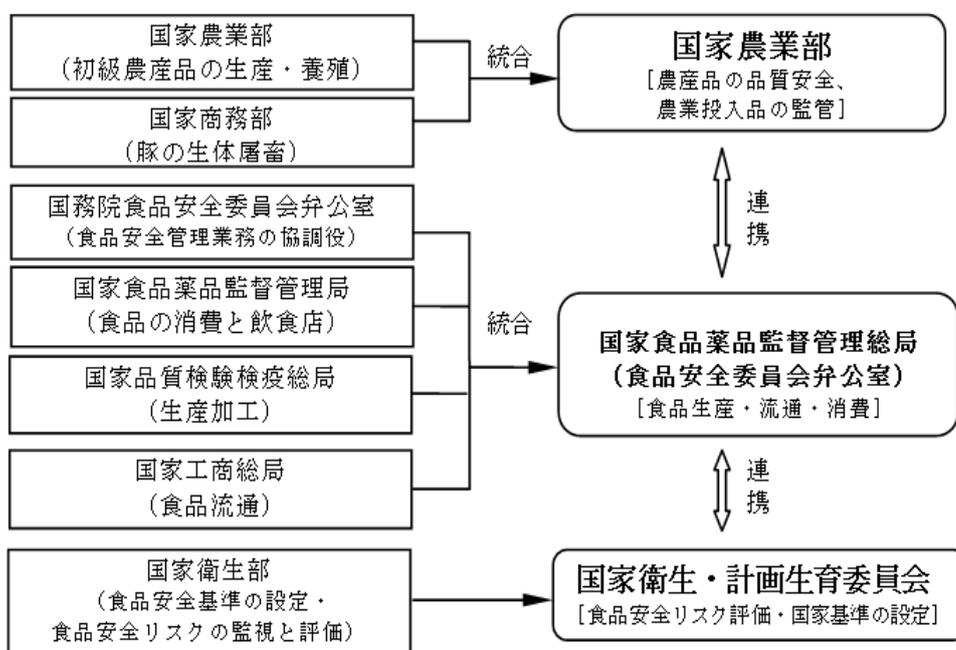
その欠陥を是正するために、中央政府は二回にわたって、それぞれ「国家食品薬品監督管理総局の集中型」（2013～18年3月）、「市場監督管理の統制型」（2018年3月～）の改革を深化させている。食品安全の直接の管轄部門を整理し、管理職責を統合する方針の下に、上からの統制を強めていった。

(1) 国家食品薬品監督管理総局の集中型管理体制（2013～18年3月）

2013年から2018年3月までの改革を通じて、中央レベルでは、各関連部門に分散した職責を統合し、直接管轄部門を7つから3つに減らすことで、比較的権限を集中した管理体制が設立された。

農業部は農畜産物の生産を管理し、食品薬品監督管理総局は食品の生産、流通、消費を総括的に監督し、衛生・計画生育委員会は食品安全リスクの評価および国家基準の設定などの業務を担うようになった（図1-11参照）。組織の上からみると、従来の分段式に比べ、新方式は職責の区分が簡潔明瞭になったといえる。

図1-11 改革開放後期（2013～18年3月）の国家レベルの食品安全行政管理体制



(出所) 『2013年国务院機構改革的情况』

(http://www.scopsr.gov.cn/zlzx/zlzxslsyg/201409/t20140929_266637.html 2017年9月13日アクセス) に基づき、筆者整理作成。

しかし、今回の改革はやはりいくつかの課題が残っている。専門家によると、主に下記の5点があるという⁶⁴。

1つ目の問題は、各部門の職責設定の問題である。

2013年の改革は、食品安全委員会弁公室を撤廃し、食安委を食薬監総局に置く形をとった。結局、食品安全委員会としての協調・指導役を十分に発揮することができず、弱体化につながる恐れがあった。

また、2013年以後、リスクの評価・安全基準の設定などの職責は衛計委に委ねられている。それらの業務は、独立・客観・中立の原則に従いながら、食品安全管理の実務に携わる部門との緊密な連携をしなければならない。しかし、リスク分析と実務管理部局との分離により、部局間の協調・連携の欠如を招きかねなかった。その問題を解決するには、さらなる高いレベルで部局間利益を保護するなど、部局間の協調不足・業務中断を防止する措置を講じる必要があった。

2つ目は、リスクの管理問題である。

『食品安全法』（2015年）には食品安全リスク等級制度も規定されている。食品安全問題をリスクの等級・危害程度に基づいた分類をした上で、中央から地方まで、各レベルの部局の間で監督の職責や能力・資源などが合理的に配置されなければならない。しかし、実際にはリスクの総合管理、およびリスクに対する社会的共同監視管理の設計はまだ完成していないばかりか、効果的な実践への取り組みも始まっていない。結局、多くの行政資源がリスクの低い食品検査にばかり費やされてしまうことになる。

3つ目の問題は技術の遅れである。リスクの分析・評価、基準の設定、検査精度を向上させることのほかに、新たな病毒・化学物質の研究と検出や新たなバイオ技術の開発、およびリスク・コントロールのための先進科学技術の開発が不可欠である。現在、中国の食品安全監視管理の手段、技術力はいまだに現実の需要に追い付いていない。食品安全管理をサポートできる技術、専門知識の普及と設備の配置は急務になっている。

4つ目の問題は、縦割り行政の弊害がまだ完全には解消されていないことである。

「農地から食卓まで」の過程において、食品安全に直接に係る部門は環境保護部（水資源、水資源、水源地、土壌、個体廃棄物、化学品など）、農業部（①食用農産品質安全の監督管理、②動物薬、飼料、飼料添加物、農薬、肥料などの農業投入品の品質及び使用の監督管理、③屠畜および生乳の買付の監督管理）、国家糧食局（食糧の買上や貯蔵の品質と安全の監督管理）、工業・情報化部（塩業界と国家備蓄塩の行政管理）、国家質検総局（食品の生産・加工、輸出入）、国家工商総局（健康食品広告の監督検査）、公安部（食品安全犯罪案件の捜査・摘発）、地方の城市管理局（都市管理部門、行商の管理など）があり、依然として縦割り

⁶⁴ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、341-351頁。

の管理が行われている。

『食品安全法』(2015)には農業部は食用農産品の栽培養殖から卸売または小売市場・食品生産加工企業に入荷する前の品質安全を、また食品薬品監督管理部門は食品の生産経営活動をそれぞれ監視管理すると決められている。しかし、食用農産品・食品の運送と貯蔵段階の管理はどの部局に帰属させるか、食品の産地または所有権の移転に基づいて監督管理部門を決めるか、などの実務課題は『食品安全法』には明確に定められていない。やむを得ず元の各部門の設定した食品流通、生産管理面の規則制度を踏襲している。

食薬監部門は、実際の業務を執行するに当たって、監督権限の制約という問題によく直面している。道端に出店する屋台、行商は現行の管理規定に依拠すると、都市管理部門（城管部門）によって管理されることになっている。しかし、城管部門には市場以外の路傍で行われる取引行為を取締まる権限しかなく、偽物の取締りや食品安全を管理する権限はない。

他方、近年来、学校周辺に児童預かり所が多く開設されている。それらの施設の中に設置される食堂は、劣悪な衛生条件や粗末な施設・設備に加えて、給食員の低い職業能力などの問題があり、食品安全のリスクが高い。そのような児童預かり所や給食所を管理する法規はない。豚、牛、羊、鶏の屠畜規定があるが、犬や猫などの動物の指定屠畜場の管理と屠畜検疫に関する規定は存在しない。健康食品に対する法律法規の設定が現実の状況より遅れている。

5つ目は、数えきれないほど多くの監督対象に対し、行政監督の能力をいくら高めても、やはり限界がある。全地域・全品目・全商品・全過程に対して、行き届いた監督は至難である。結局、安全リスクの高い食品や消費者がよく目にする品目に対しては、厳しく監督している。しかし、他の一般食品に対しては、抜取り検査または間歇式・キャンペーン式・突撃式の監督・取締りにならざるを得ない。食品安全管理の実績からみれば、事前防止が不十分で、事後処理の傾向が強い。それは食品安全管理における本末転倒だと言わざるを得ない⁶⁵。

そのほかに、農村市場の監督の不備⁶⁶、社会的共同管理（政府、企業、消費者団体・マスメディアの協同管理）の欠如、監督手法における創意工夫の不足、実効性のある監督の不徹底⁶⁷、各部門の内設技術機関・資源の重複建設や情報共有の欠如⁶⁸など、多くの課題が残されている。

⁶⁵ 張曉濤・王揚著『大国糧食政策演變与食品安全監管』經濟管理出版社、2009年、136頁。

⁶⁶ 同上、134-136頁。

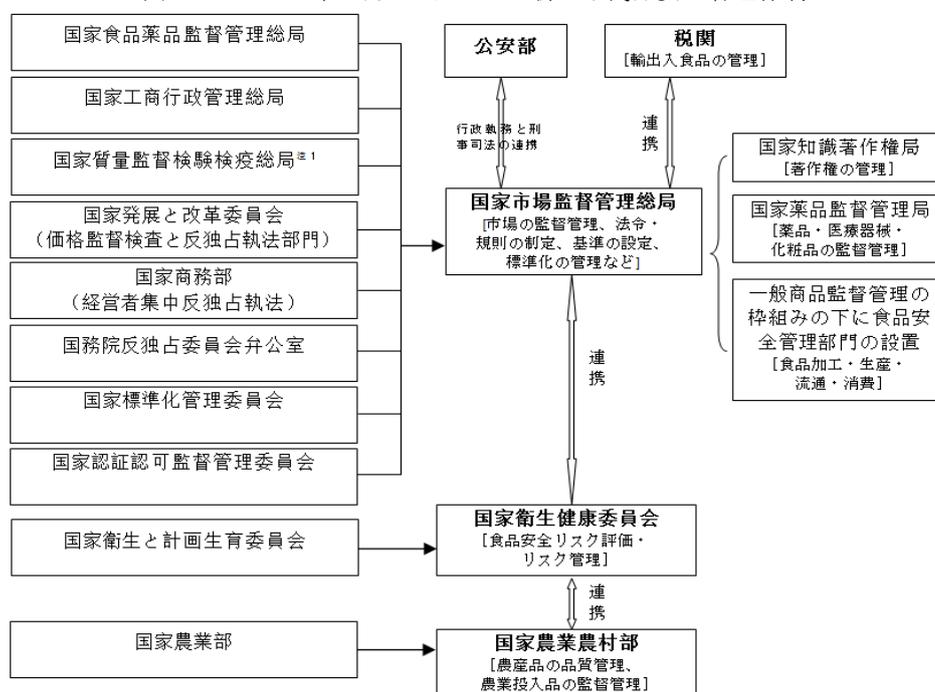
⁶⁷ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、345頁。

⁶⁸ 王旭主編『食品安全典型案例（2015）』知識産権出版社、2017年、53頁。

(2) 市場監督管理の統制型の改革 (2018年3月～)

2018年3月、国務院は食品安全における過程・事後の監督の強化、および「簡政放権、放管結合、服務優化 (行政の簡素化・管理権限の下放による行政の監督と制限撤廃とを結合した上で、サービスを最適化する)」の改革方針を打ち出した。そのため、国務院は再び機構改革に乗り出した。国家衛生・計画生育委員会と国家農業部はそれぞれ国家衛生健康委員会と国家農業農村部に改組された。もともと8つの関連部署に分散していた食品安全管理に関わる職能は新たに設立された国家市場監督管理総局に統合されることになった。さらに、国家市場監督管理総局の下に、薬品・医療器械を管理する薬品监督管理局が設立された (図1-12参照)。

図1-12 2018年3月13日からの新たな食品安全管理体制



注1:2018年4月から、国家質量監督檢驗檢疫総局の出入境檢驗檢疫管理の職能を海關総署に移した。

(出所)①2018年3月の「二会」報道と国家市場監督管理総局のHP(2018年4月10日アクセス);
②中国機構編制網HP2018年9月10日「国家市場監督管理总局职能配置、内设机构和人员编制规定」(http://www.scopsr.gov.cn/bbyw/qwfb/201809/t20180910_308245.html 2019年1月18日アクセス)などに基づき、筆者整理作成。

ただし、食品は市場監督管理総局の枠内で管理するのか、それとも食品のみ別に単独管理するのかがいまだに明確にされていない。他方で、全体の食品安全行政を統括する役割を担うため2009年に設立された国務院食品安全委員会も撤廃されていない。国家市場監督管理総局と国務院食品安全委員会との職責関係をどうするか、食品安全管理体制の方向性は定かではない。地方の改革については、2019年3月までに、すべて完成させるという目標が立てられている。

中国の食品安全管理体制の変遷を整理すると、表 1-13、表 1-14 のようにまとめられる。

表 1-13 中国食品安全管理体制の変遷（1949～2018 年）

| | 計画経済期 (1949～78) | 改革開放初期 (1979～94) | 市場経済転換期 (1995～2002) | 市場経済期 (2003～現在) | | |
|------------|---------------------------|----------------------------------|--|---|--|--|
| | | | | 2003～12 | 2013～18.3 | 2018.3～現在 |
| 経済体制 | 計画経済 | 計画経済・市場経済の共存 | 市場経済への移行 | 市場経済 | | |
| 食品業界の所有制構造 | 国有と集体 | 公有制が支配的 | 多様な所有制（非公有制の比重の拡大） | | | |
| 政府と企業の関係 | 政企合一 | 政企分離の開始 | 政企分離、一部に地方政府と地元有力企業との癒着 | | | |
| 市場の地位 | 市場原理の否定 | 計画経済と市場経済との結合 | 市場経済の発展 | | | |
| 食品安全の課題 | 慢性的な食糧不足が主であり、消費段階の食中毒もある | 微生物、食中毒などの食品衛生問題が主、食品安全問題が浮上 | 食品安全問題が主、食品衛生問題は副次的 | 「農地から食卓まで」の各段階において、人為的な食品安全問題が頻発 | | |
| 食品安全リスク | 消費段階の食品安全問題が多い | 消費段階・飲食店のリスクが高い | 農地から食卓の全過程。特に、生産加工段階で顕著 | | | |
| 管理体制のパターン | 各主管官庁による管理 | 二重管理体制（衛生部門がリーダー役、各主管官庁の管理体制の継続） | 衛生部のリーダーシップの下で多部門の分段式管理体制へ移行 | 分段式管理体制の確立と継続 分段式管理+品目別の監督を補助手段に | 食品薬品監督管理総局への集中型 | 市場監督管理部門による統合型 |
| 体制改革の背景 | — | 計画経済と市場経済の共存。食品業界では公有制が圧倒的 | 市場経済への移行；食品加工業界主管官庁の国家軽工業部の撤廃；国有企業の民営化；健康食品などの新食品の市場参入による管理体制の不適合 | 市場経済「多、小、散、乱、低」という食品市場構造の形成、食品安全問題の頻発と深刻化 | 同左 | 同左 |
| 体制改革の目的 | 新中国の食品安全管理体制の設立 | 衛生部門による非公有制の食品安全の管轄 | 食品の生産から消費までの全過程の各段階において、それぞれ1つの部局が管理 | ①同左 ②食品安全問題の深刻化により、食品薬品监督管理局（総局）と食品安全委員会の設置を通じて、食品安全管理の強化 ③各部門の縦割り弊害の克服 | 分段式管理体制の弊害（重複管理、各部局間に管理の隙間、たらいまわし）を克服するために、各部局に分散した食品薬品監督の職責を一本化 | ①行政の簡素化、権力の下放という改革方針に従う ②各部局に分散した管理職責を市場監督の総括的な枠組みとして管理する。 ③市場監督の下に食品安全管理部門を組み込む |
| 管理対象 | 公私合営、政企合一、ソフトな予算制約下の国有企業 | 所有制の多様化、政企分離の開始、ハードな予算制約下の国有企業 | 所有制の多元化、政企分離、ハードな予算制約、段階別の食品衛生からフードサプライチェーン全過程の食品安全への転換、市場リスク管理を主とする | | | |
| 主な管理手法 | 説得教育、政治運動、直接的な行政干渉 | 思想教育・行政処罰および法律禁止・司法審判・経済的賞罰の併用 | 法律禁止、司法審判、経済処罰の上に、製品・技術の標準化、トレーサビリティなどの情報提供 | 法律・司法・経済的賞罰・標準管理制度の他に、リスクアナリシスを導入し始める | 同左、「インターネット+」の運用も取り入れる。 | |
| 成果 | ①1965年、食品 | ①「食品衛生管 | ①1993年から | ①2003年から | ①2013年から | 市場に関わる |

| | | | | | | |
|------------|--|---|---|--|--|---|
| | <p>衛生管理施行条例の発布 ②ソ連を真似た衛生防疫ステーションによる食品衛生防疫体系の構築</p> | <p>理条例（1979年）、「食品衛生法（試行）（1983年施行）」を始めとする食品衛生関連の国家法律6本、行政法令6本、各部局規定23本の発布</p> | <p>2002年まで、「食品衛生法（1995年）」を始めとする、食品安全に関わる国家法律6本、部局の規定67本の発布 ②「政企合一」の各主管官庁の分散式管理体制の撤廃 ③相対的な集中管理の実現</p> | <p>2012年まで食品安全関連の国家法律4本、行政法令34本、部局の規定287本が発布された。 ②「農産品品質安全法（2006）」、「食品安全法（2009年）」による監督や罰則の強化</p> | <p>2018年まで、「食品安全法（2015年改訂）」を始めとする国家法律7本、行政法令48本、部局規定37本の発布などによる法整備の推進 ②食品安全管理業務の集中 ③食品安全管理の範囲は「農地から食卓まで」の全過程への拡大 ④食品安全監督ネットワークの形成 ⑤行政の末端組織を含む食品安全管理機構と人員の充実 ⑥基準の整理と統合、先進技術の発展と運用、検査の強化 ⑦立法、行政、経済的賞罰、司法審判などが整備されつつある ⑧社会的共同管理の発足 ⑨システムや地域固有の要因に由来する重大及び食品安全事件は発生していない。食品全体の抜き取り検査の合格率96%以上の維持</p> | <p>業務の更なる集中化を進める 新改革はまだ終わっていないので、成果は検証中</p> |
| <p>限 界</p> | <p>①「食品衛生管理試行条例」には処罰とインセンティブ措置についての具体的な実行性のある規定が欠如 ②衛生防疫ステーションの食品安全管理業務の弱体化 ③管理手段は思想教育や個人の道徳に頼る ④文化大革命により崩壊</p> | <p>①衛生部系統と各主管官庁系統の並立により、管理業務の衝突 ②各主管官庁の縦割り行政 ③地方保護主義 ④食品安全に関する法律が整備されていない、民事処罰・刑事処罰の手段も欠如</p> | <p>①消費分野の管理を重視。 ②縦割り行政の弊害 ③末端における監督の不徹底と部門間の非協調 ④地方市場の分断と地方保護主義 ⑤法令・基準・検査技術の不備 ⑥衛生部門は生産・加工段階への監督能力が弱い</p> | <p>①縦割り行政による重複管理、監督の空白部分などがある ②県以下の郷鎮・社区（農村）などの末端では監督の不徹底と部門間の協調の欠如 ③地方市場の分断と地方保護主義の弊害 ④食品安全管理の法令・技術水準・基準の未整備 ⑤管理手法が現実の食品安全問題に追いつかない</p> | <p>①リスク管理の欠如 ②社会的共同管理の構築ができていない ③食品安全委員会の弱体化 ④食品に関わる管理の縦割り ⑤地方市場の分断による横割りと地方保護主義の弊害 ⑥食品安全監督の手法や技術能力の遅れ ⑦食品安全監督の法整備の遅れ</p> | <p>懸念事項： ①従来の部局間の縦割りの弊害が市場監督管理総局内部の縦割りになる ②属地管理原則の下で各地方の食品安全管理業務の連携ができていない ③地方保護主義の弊害が残る ④食品安全管理の末端・現場の業務の過重な負担</p> |

（出所）①呉林海・王曉莉・尹世久・張曉莉『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』中国社会科学出版社、340頁；②王曉巍・楊朝慧・陳一康・温思美「改革開放四十周年：我国食品安全問題關注重点變遷及內在邏輯」『農業經濟問題』2018年第10期、14-22頁などを参考に筆者加筆作成。

表 1-14 中国の重大な食品安全事件（1949～2018）

| 区 分 | 時 間 | 事 件 | 概 況 |
|--|------------------------|--|---|
| 1949～1978 年 主に食糧不足 | 1959-1962 | 「三年自然災害」 | 1959 年前、年間総人口は 1000 万人ぐらい増加したが、1959～1961 年総人口数は減少した。1960 年の農業生産総額が 1958 年より 19.26% 減少し、餓死者が 2000-4000 万人も出た。 |
| | 1959 | 安徽省阜陽の植物日光性皮炎 | 阜陽地区の農民は光線過敏を起こしやすい野菜の食用で、光線過敏皮膚炎患者 1 万人以上が出る。 |
| | 1959 | 山東淄博猪肉中毒 | 山東省淄博市の腐敗肉の販売で、2000 人以上の食中毒 |
| | 1961 | | 河北省耿庄橋公社 122 名社員がオナモミの食中毒。 |
| | 1961 | 沙門氏菌中毒 | 江蘇省清江県陳家生産隊 122 人が病死牛の食中毒。 |
| | 1958～1960 | 甘肅省康県の食中毒 | 甘肅省康県のある人民公社の公共食堂ではアスペルギルス・フラブス（ <i>Aspergillus flavus</i> ）が生えたトウモロコシの食用によって、272 人に中毒症状。 |
| | 1960 | 山西省平陸県の食物中毒 | 1960 年 2 月 3 日、道路を建築している農民労働者 61 が砒素入り米飯を食べ、中毒になった。緊急救助のために、国家衛生部と空軍が動員された。 |
| | 1970 | 浙江省金華県の米中毒 | 1970 年の秋、浙江省金華県のある村で水銀を含む米の食用で 443 人が中毒。 |
| 1979～1995 年 食品衛生問題が 主な課題になる 時期 | 1983 | 上海のサルボウガイ（毛蚶）中毒 | A 型肝炎ウイルスで汚染されたサルボウガイを生で食べたことで、20000 人が A 型肝炎を感染した。 |
| | 1986 | 広西省横県の偽酒によるホルムアルデヒド中毒 | 700 余りの人がホルムアルデヒド中毒、7 人が死亡 |
| | 1987 | 福建省永安のアイスクャンディ中毒 | アイスクャンディ製造用の卵が腸炎菌で汚染されたので、1100 人以上が発病した。 |
| | 1988 | 浙江省温嶺県（1994 年温嶺市に昇格）の蒸しパン（馒头）中毒 | ヘキサフルオロケイ酸ナトリウム（氟硅酸钠）入りのマントーを食用したことで、160 人が中毒、5 人が死亡 |
| | 1988 | 山西省運城の食中毒 | 検疫されていない病気口バ肉をひそかに販売。 |
| | 1988 | 上海のサルボウガイ（毛蚶）汚染による A 型肝炎の集団感染と疫病流行 | ウイルス汚染されたサルボウガイ（毛蚶）を生で食したことで、30 万人が A 型肝炎に感染し、47 人死亡。 |
| | 1992 | 寧夏銀川市の「德州扒鷄」中毒 | ネズミチフス菌で汚染された「德州扒鷄」（丸揚げた鶏を長時間煮込んだ山東省の名物料理）を食べ、110 人余りの人が中毒 |
| | 1992 | 上海嘉定県のある幼稚園の園児集団中毒 | ある幼稚園が病気鶏を購入し、作った料理を園児に食べさせた結果、263 人中毒。 |
| | 1992 | 山西省代県の牛肉中毒 | 7 郷鎮の 12 村の計 516 人は衛生的ではない牛肉の食用で中毒 |
| | 1994 | 陝西省西安市の「胡辣湯」（トウガラシと黒胡椒を入れ、牛肉の出汁から作った中国の伝統スープ）中毒 <small>ふーらーたん</small> | 屋台が作った亜硝酸塩入りの「胡辣湯」を食したことで、中小学生、職員など計 130 人余りが中毒。 <small>ふーらーたん</small> |
| 1995 | 河北省張家口市のある幼稚園園児の豚レバー中毒 | 張家口市の宣化区にある幼稚園の園児数百人が変質したレバーを食したことで中毒。 | |
| 1996～2002 年 食品衛生問題と 食品安全問題が 併存の時期 | 1998 | 山西省の偽酒中毒 | 1998 年 2 月、山西省に相次いで偽酒中毒事件が起こり、中毒人数は 200 人を超え、27 人が死亡。 |
| | 1998 | 江西省の豚油中毒 | 有機錫を入れたバケツに豚油を入れたことで、200 人近くの人が中毒し、3 人が死亡。 |
| | 1999 | 広東省の残留農薬野菜による食中毒 | 1999 年の 1 月と 6 月、残留農薬野菜でそれぞれ 46 人の学生と 34 人が中毒。 |
| | 1999 | 広東省肇慶市の食用油中毒 | 1999 年 8 月 9 日、食用油に鉱油が混入したことで、681 人が中毒。 |
| | 2001 | 北京の「赤身肉エキス」（肉赤身化剤、ラクトバミンや塩酸クレンブテロールなど）による食中毒 | 11 月 2 日、塩酸クレンブテロール残留の豚レバーを食べたことで、14 人が中毒。 |
| | 2001 | 南京の冠生園月餅事件 | 2001 年 9 月 3 日、CCTV の「ニュース 30 分」番組で南京の冠生園食品工場が売れ残った古い月餅の餡を月餅製造に使い回したことを報道。冠生園の総経理によると、そのような使い回しは業界での普遍的な手法だという。 |
| | 2002 | 死因不明の豚肉 | 2002 年 1 月 7 日に、寧夏の青銅峽市豫中肉聯場では 20 トンの病気豚または死因不明の豚肉を販売。衛生防疫ステーションと畜牧局に摘発され、検挙。 |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | 2002 | 死因不明の犬肉の市場販売 | 2002年4月3日、吉林省遼源市衛生局は遼源市冷凍倉庫で死因不明の犬12匹を発見し押収した。その後、同市の野菜卸売市場で、死因不明の犬を販売する闇拠点を摘発した。 |
| | 2002 | 広西省玉林市の「吊白塊」(ロンガリット)入りのビーフン中毒 | 2002年6月6日、学生80人がロンガリット入りのビーフンを食べて、中毒。 |
| | 2002 | 化学品で燻製したダック | 2002年8月19日、重慶市衛生局は個人経営の燻製ダック加工店で、ダック加工に使われる非食品添加剤の「金黄粉」(有毒化学染色剤「磷酸苯基-7偶氮萘酚」)、亜硝酸ナトリウムを発見した。 |
| 2003～2015年 食品安全問題が 主な課題になる 時期 | 2003 | 遼寧省海城市の豆乳による集団中毒 | 2003年3月19日、海城市の小学校8校の3000余りの小学生が給食の豆乳を飲用した後、中毒。3人死亡。 |
| | 2003 | 毒の「金華」ハム | 2003年11月16日、CCTVの「毎週質量報告」番組は浙江省金華地区の一部の違法食品メーカーが加工時に虫や腐敗を防ぐため豚肉に禁止薬品DDVP(有機リン殺虫剤の一種)などの農薬を漬けこむことにより、蠅もたからないような毒ハムを作っていると報道。この摘発は金華ハム産業に大きなダメージを与えた。 |
| | 2003.12 | 雲南省玉溪の工業用アルコールによる偽酒製造 | 2003年12月、雲南省玉溪の工業用アルコールによる偽酒製造事件で、30人余り中毒、4人死亡。 |
| | 2004 | 人毛醤油 | CCTVの「毎週品質報告」番組は湖南省常德市の市場に毛髪醤油が出回っていると報道した。一部の小規模メーカーが毛髪から抽出したアミノ酸をアミノ酸母液として醤油製造に利用していた。毛髪にはヒ素、鉛などが含まれ、発がん性もあるため、人体に有害。 |
| | 2004.2 | 重慶の火鍋 | 重慶の火鍋底料(火鍋の素)は牛油の代わりにパラフィン(paraffin)を入れているとCCTVの「毎週品質報告」番組が報道。 |
| | 2004.3 | 黄花菜(金針菜) | 黄花菜(金針菜)の二酸化硫黄残留量の基準超過 |
| | 2004 | 安徽省阜陽市の粗悪粉ミルク事件 | 悪徳メーカーによって製造された栄養物質がほとんどない粗悪粉ミルクが与えられたことで、約200人の乳幼児は重度の栄養不良になり、13人が死亡した。 |
| | 2004 | 龍口春雨の偽物混入事件 | 一部の龍口春雨のメーカーはコスト削減のために、生産過程中、安い片栗粉を混入しただけではなく、漂白のためさらに発癌性の恐れがある炭酸水素アンモニウムとアンモニアを入れていたことがCCTVで報道された。 |
| | 2005 | スーダンレッド事件 | ハインツ、KFCなどの食品メーカー・飲食店の製品には使用禁止のスーダンレッドを含んでいることが検査で相次いで分かった。 |
| | 2005.5 | ネスレ粉ミルク | ヨウ素の基準超過 |
| | 2005.6 | 粉ミルクの包装袋 | ベンゼンが含まれる |
| | 2006.2 | ミード・ジョンソン乳児粉ミルク | 金属粒の混入 |
| | 2006.5 | ミルク瓶 | フェノールが含まれる |
| | 2006 | 湖北省武漢市の人工蜂蜜 | 武漢などの地域に販売された一部の蜂蜜は白糖、水、硫酸に増粘剤、防腐剤、着色剤、合成香料、甘味剤などの化学物質を添加して作られていることが摘発された。人がその偽の蜂蜜を食用したら、糖尿病、虫歯、心血管疾患がひどくなる。 |
| | 2006 | 上海の「赤身肉エキス」中毒 | 上海では「赤身肉エキス」による食中毒が数件発生した。塩酸クレンブテロールを使用した豚肉を人が摂取すると、手足の震えや発熱などの食中毒症状の他に動悸やめまい、呼吸困難などが起き、最悪の場合は死にいたることもある。 |
| | 2006.11 | ダック卵 | スーダンレッド |
| | 2006.11 | ヒラメ(「多宝魚」) | マラカイトグリーン |
| | 2008 | 「三鹿」メラミン混入粉ミルク事件 | 三鹿集団はメラミン混入の乳幼児用粉ミルクを生産・販売した。これら粉ミルクが市場に流入したため、広範な消費者、特に乳幼児の健康、生命の安全が重大に損なわれた。2008年7月から摘発された。 |
| | 2009 | 遼寧省大連市のメラミン卵 | 大連韓偉鶏養殖有限公司生産の卵からメラミン成分が検出された。それは同会社の飼料仕入先が飼料のたんばく質の検出量を高めるために、違法に飼料の中にメラミン入りの添加物を混入していたからであった。 |
| | 2009.3 | 豚肉 | 「赤身肉エキス」の豚肉 |
| 2010 | 「地溝油」(厨房の廃棄物や肉類加工の廃棄物や検疫不合格の動物製品などの非食品原料から回収・加工した油)問題の暴露 | 武漢工業学院の何東平教授の調査によると、毎年、200～300万トンの「地溝油」が食卓に戻る可能性がある。その結論は全国を震撼させた ^(注1) 。「地溝油」には発癌性の強いアフラトキシン(AFT)が含まれている。 | |

| | | |
|-----------|---|--|
| 2010 | 「火鍋」の化学調味料問題の暴露 | 火鍋の化学合成香料、唐辛子エキス、「火鍋紅」（化学着色剤）などの化学添加剤で火鍋調味料を作っている問題が摘発された。 |
| 2010.3 | 弁当箱 | 廃棄プラスチックの再加工により、人体に有害な物質が含まれている。 |
| 2011 | 食肉加工の最大手メーカーの双匯傘下の子会社の「赤身肉エキス」ソーセージ | 2011年3月15日のCCTVの「毎週質量報告」番組では「赤身肉エキス」の豚肉がすでに双匯の生産ラインに納品されたことを報道。 |
| 2011 | マントー 上海市の色染め「饅頭」 | 2011年4月、CCTVは上海市浦東にある聯華スーパーと華聯スーパーの店頭で販売されているトウモロコシマントー、黒米マントーが実は回収された賞味期限切れのマントーに着色剤を加えて作ったものだとして報道された。大量に食すると、人の健康が損なわれる恐れが大きい。 |
| 2011.4 | 蒙牛ミルク | 陝西省榆林市の学校給食の蒙牛ミルクを飲用した食中毒 |
| 2011.4 | 台湾乳化剤類食品添加剤 | 可塑剤 |
| 2011.5 | 飲料 | 可塑剤 |
| 2011.8 | 燕の巣 | 亜硝酸塩 |
| 2012.3 | マクドナルド | 賞味期限の改竄 |
| 2012.3 | カルフル | 賞味期限の改竄 |
| 2012.4 | リプトン茶 | 残留農薬 |
| 2012.4 | 杭州の果物砂糖漬け | 安息香酸、甘味剤（C6H11NHSO3Na）バニリン（Vanillin）、クエン酸（C6H8O7）などの食品添加剤 |
| 2012 | 「革牛乳」（タンパク質の含有量を高めるため、革の廃棄物や動物の皮などからゼラチンを取り出し、ヨーグルトやゼリーに混ぜる）の市場流通 | CCTVは革の廃棄物や動物の皮や毛、臓器などを加水分解してタンパク質を生成し、粉末にして牛乳や粉ミルクに混ぜていると報道。革の廃棄物を加水分解したタンパク質には発がん性物質が含まれ、長期間摂取すると重金属中毒やがんを引き起こす可能性があるという。国家衛生部は2004年にすでに「革廃棄物や毛髪など非食品原料から食用のゼラチンや加水タンパク質を生産すること」を禁じている。 |
| 2012.8 | 張裕ワインの残留農薬 | ワインからカルベンダジムやメタラキシル残留農薬の検出 |
| 2012 | 高級ブランド「酒鬼」の白酒に「可塑剤」（DEHP・DIBP・DBP）の検出 ^(註2) | 2012年11月、21世紀ネットでは、「酒鬼」ブランドの白酒には化学物質「可塑剤」（DEHP・DIBP・DBP）を検出し、DBP（増粘剤、香りの引き出しに使う一説がある）の数値が基準値の260%を超えたことを公表したことで、全国の白酒業界を揺さぶった。 |
| 2012 | 給餌速生鶏 | 2012年12月18日、CCTVはケンタッキーとマクドナルドの原料サプライヤーが仕入れた給餌速生鶏が抗生物質を大量に摂取していると報道した。その中の何種類かの抗生物質は違法添加と認定された。また、鶏肉の仕入れから物流倉庫入りまで、原材料の検査システムが十分ではなかったと報道した。 |
| 2013 | 黄浦江に大量に漂った病死豚の死骸 | 2013年3月、養豚農家の不法投棄によって、上海市を流れる黄浦江の上流域で1万頭もの豚の死骸が漂っているのが発見されたと報じた。その死骸をサンプル検査した「上海市動植物疫病予防コントロール・センター」によれば、サンプルの一部からは「猪圓環病（豚サーコウイルス病、略称：PCVD）」のウイルスが検出されたそうである。大量病死した豚の処理に困った農家が黄浦江に捨てた可能性が高いとされている。 |
| 2013 | 人工合成フカヒレ | 多くのレストランで販売されたフカヒレが実は「フカヒレエキス」とゼラチンで合成されたものだという、CCTVのニュース報道。そのような偽フカヒレを食べると、腎臓、肝臓、生殖機能を損なう恐れがある。 |
| 2014 | 有毒カプセル | 2014年4月15日、CCTVの「毎週質量報告」番組は河北省阜城県学洋明膠蛋白工場が革の廃材で生産した工業用のゼラチン（安全基準超過のクロムを含む）が製薬メーカーに流入し、薬剤のカプセル製造に使われていると報道した。報道によると、業界大手の四川蜀中製薬所のほか、通化金馬、修正薬業、海外製薬など製薬メーカー9社の計13種類のカプセル剤からこの有毒ゼラチンが検出された。これらの薬剤は北京や江西、吉林、青海などの各地で販売されている。 |
| 2014 | 上海福喜会社の期限切れ食材の大量再利用 | 2014年7月20日、上海のテレビ局・東方テレビなどのニュース報道では、上海福喜食品会社が大量の違法行為を行い、期限切れ食材を上海のファストフード店に大量に納品しており、主管部門からの検査を受けている。同社の製品は長年、ケンタッキー、マクドナルドの大手2ブランドを始め、ビザハット、スターバックスといったチェーン店に納入しており、しかも上海店のみならず中国各地の店舗に発送されていたため、騒動は全国規模に広がった。 |
| 2014.12 | 病気豚の違法市場流入 | 12月27日、CCTVの番組『追跡病死猪』は江西省高安で大量の病気豚が違法に市場に流入し、販売されていると報道した。 |
| 2015-2017 | 「ゾンビ肉」（賞味期限切れの密輸入肉） | 中国は世界最大の肉消費国だが、BSEなどの安全上の問題などを理由に、輸入を厳しく規制している。食肉需要の増 |

| | | | |
|--|------|------------------------------|--|
| | | の市場流通 ^(註3) | 加に国産肉や正規輸入肉だけでは追いつかず、密輸業者によって外国の冷凍肉（その中に期限切れ、廃棄すべき冷凍肉を含む）などが持ち込まれている。闇市場で、密輸肉の流通が増えており、高関税を免れるため価格は30-60%安いが、衛生上の懸念が強まっている。政府は取り締まりに乗り出した。密輸肉の摘発は今年に入り、それまでの約3倍に増えた。 |
| | 2017 | 北京ダックの老舗「全聚徳」淮安加盟店の厨房の衛生管理問題 | 2017年7月6日、「全聚徳」淮安加盟店の厨房で働いている従業員が食品衛生管理規則の違反行為をネットで流し、検挙された。オードブルを作る従業員がマスクを着用していなかったり、素手で食物を食べたり、雑巾で食器を拭いたり、スマホを使いながら配膳したりするなど。 |
| | 2017 | 火鍋の有名チェーン店「海底撈」の厨房の衛生安全管理問題 | 2017年8月、「海底撈」の北京2支店の厨房において、ネズミの出入り、箒やちりとりや雑巾と食器とを一緒にした洗浄、火鍋用の穴杓子による下水道の掃除などの衛生安全管理問題が記者の潜入取材によって報道された。その後、「海底撈」は謝罪し、すぐに従業員を処分した。 |
| | 2018 | ゾンビ肉 | 雲南省金平県の廃棄密輸冷凍肉の違法販売 |
| | 2018 | 鴻茅薬酒 | 内モンゴルの鴻茅薬酒グループが違法広告を放送し、それをネットで問題にした広州市在住の医者が逮捕された。 |

注1：その後、何東平教授は記者会見で、毎年300万トン「地溝油」の食卓へ回流の関連研究をしていない、それは不実だと強調した。（新浪網 HP 2010年3月22日記事「何東平教授談"地溝油"回流事件:300万吨数字存疑」http://www.360doc.com/content/10/0322/11/172868_19759882.shtml 2017年12月30日アクセス）

注2：その後の関連報道では、白酒業界の専門家と食品研究者によると、白酒の製造工程過程から見れば、「可塑剤」の添加は不可能で、仮に白酒に「可塑剤」が存在しても、プラスチック容器から移ったもので、ごく微量で、人への影響がほぼ問題視できないと否認する報道がなされた。そのニュースの信ぴょう性に強い疑問が出されている。

（<https://baike.baidu.com/item/%E7%99%BD%E9%85%92%E5%A1%91%E5%8C%96%E5%89%82%E4%BA%8B%E4%BB%B6/7503465?fr=aladdin> 2017年12月30日アクセス）

注3：下記などの関連記事に基づき整理した。

①新華網 HP 2015年6月23日記事「走私“僵尸肉”窜上餐桌，谁之过？」（http://www.xinhuanet.com/fortune/2015-06/23/c_1115693971.htm 2017年12月30日アクセス）

②新快報 HP 2017年11月24日記事「好险！又一批“僵尸肉”被广东海警查获，案值超两百万元」（<http://sports.eastday.com/a/171124192712852000000.html> 2017年12月30日アクセス）など

（出所）①唐愛慧「基于媒体报道的食品安全史研究（1978～2015）」中国農業大学2016年博士論文、23頁、30-31頁、36-37頁；②旭日幹・扈国芳主編『中国食品安全現状、問題及対策戦略研究』科学出版社、2015年、505-507頁；③呂丹丹「我国食品安全協同治理研究」東北師範大学2017年博士論文、35頁、および暦年の関連報道などに基づき、筆者加筆作成。

第2章 地方の現場における食品安全管理の実態

2013年より前には、食品薬品監督部門が設置されていたのは、県（区）レベルまでで、それより下の郷鎮（街道、村/社区）レベルには出先機構は設置されていなかった⁶⁹。食品安全問題の多発する郷鎮（街道）、特に農村地方においては、長い間にわたって監督の空白が生じていた⁷⁰。

2013年の国务院「食品薬品の監督管理体制を改善させる地方レベルの改革についての指導意見」などにより、地方改革の推進については、「検査を前段階へとさかのぼり、重心を下に移し、横方向にも縦方向にも徹底的に管理する」という行政の末端レベルでの監督を充実させる方針が提出された。

そのため、①中央から地方の省、市、県の各レベルの政府は職責や部門の統合を通じて、集中統一的な管理を実行し、専門的な食品薬品監督管理機構を設置する、②各レベルの工商部門と品質技術監督部門は関連の食品安全監督業務の担当職員や検査機構（「編制（定員数）」、人員、経費、設備を含む）を食品薬品監督管理部門に移管し、新たな食品薬品監督管理機関の業務能力と資源を十分に保障する、③従来の県レベルの検査機構を合併し、地区検査検測センターを設立する、④専門技術者、専門教育・訓練、技術、経費などを確保し、食品薬品安全管理の業務能力を充実する、⑤県レベルの食品薬品監督管理機構が下級の郷鎮または地区に出先機関を設立する、⑥村（社区）は「食品薬品協管员」を任命し、情報提供、広報指導、リスク検査、行政執務などの面で協力してもらい、⑦行政の末端の管理機構の構築と執務能力を強化する、など具体的な措置も提出された。

そこで、各地方において、食品安全の監督をめぐる改革が進められている現状を跡づけておく。

⁶⁹ 中国の行政区分は、上から末端まで、基本的には省級（23の省、5つの自治区、4つの直轄市、2つの特別行政区）、地級（地級市、少数民族の自治州、地区、盟）、県級（都市部の市轄区、農村部の県、少数民族の自治県、自治旗）、郷級（都市部の街道・県轄区、農村部の鎮、少数民族の民族郷）という4層の行政区のピラミッド構造からなっている。郷級・街道の下はさらにいくつかの村・社区を含んでおる。郷級の下には住民自治の基層組織として、居民委員会（都市部）や村民委員会（農村部）などが設けられている。

⁷⁰ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、344頁。

第1節 地方行政における食品安全管理の制度と実態

1. 地方改革のパターン

2013年以後、大部分の地方政府は中央政府と同じような改革パターンを採用し、行政の末端レベルにおける管理を充実させていった。また、国務院「市場における公平な競争を促進し、市場の正常な秩序を守ることにする若干の意見」（2014年6月）の中で示された「県レベル政府の市場監督管理体制の改革を加速させ、市場総合監督管理機構の設置を探索せよ」という指示、および地方政府機能の転換・機構の簡素化の改革方針の下で、多くの地方政府はそれぞれの地方の実情を考慮した上で、「大市場」の枠組みの下で食品安全管理を行なう改革を試みてきた。定員数と機構数を増やさないことを前提にしつつ、工商、食薬監督、品質監督などの部門の「三合一」または「多合一」の多部門統合型の改革を推進し、省、市、県、郷の各レベルの機構新設・調整や人員配置を行い、監督の手薄な街道や村（社区）などの末端の行政単位における監督を強化している。

呉林海など（2016）は地方改革のあり方について、4つのパターンに分類している。1つは中央政府と同じ「直線型」であり、他の3つは「多合一」型である⁷¹（図2-1参照）。

①「直線型」体制

中央政府と同様に、省、市、県、各級でも単独に食品薬品監督機構を設置し、食品安全弁公室、食品薬品監督部門、工商部門、品質監督部門、それぞれ各部門内部の食品安全と薬品の管理機能を統合する。県レベルの食品薬品監管局は郷鎮（地域）に出先機構を設置する。各級の食品薬品監督部門は同級政府の食品安全委員会の業務を兼任し、同級政府の組織図に組み込まれる。北京、海南省、河南省、甘肅省、湖北省、広東省、広西省などがこの「直線型」を採用した。

②「紡錘型」体制

深圳市は市レベルの工商、品質検査、物価、知的財産権、食品薬品監督の機構とその機能を新たに設立した「市場・品質監督管理委員会」に統合した。「市場・品質監督管理委員会」の下に、市場監督管理局、食品薬品監督管理局、市場検査局を分置した。区レベルでは、分局機構を設置し、街道レベルでは、出先機構として「市場監督管理所」を設置し、市場監督と食品薬品監督の機能を担わせた。上と下は1つの統一機構にし、真ん中を分業型にした管理体制は、紡錘の形をしているので、これを「紡錘型」と称している。

③「円柱型」体制

天津市は、市、区、街道（郷鎮）各レベルにおいて、それぞれの食品薬品監督

⁷¹ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、346-347頁。

部門、品質検査部門、工商部門の全部の職能を「市場・品質監督管理委員会」として統合し、「三合一」の改革を行っている。区と街道（郷鎮）にそれぞれ派出所として設置された市場監督分局と市場監管所は、天津市市場監管委員会によって管轄される。この体制は上から下まで同じ体制で、垂直管理の「円柱型」になる。食品薬品を単独の部門が管理する「直線型」とは異なって、「円柱型」は市場全体の監督の一環として、食品安全管理を位置づけている。

④「逆ピラミッド型」体制

「逆ピラミッド型」とは、省レベルでは、工商、品質検査、食品薬品監督などの部門をそのまま分置し、市、県レベルでは、市場監督管理局（食品薬品監督管理局）として統合するもので、「上級分立、末端統一」の特徴を持つ管理体制である。浙江省、安徽省、遼寧省、吉林省、武漢、上海浦東などはこの体制を採用した。

行政の多部門を統合する改革の長所は次の点にある。工商部門は食品安全管理の技術レベルは低いですが、広い範囲にわたって末端行政単位、およびそれらが所管する企業の膨大な情報データベースを収集することができ、食品安全管理を含む企業の信用についての監督を行うことができる。品質検査部門は高い検査技術や多数の検査機関を有している。食品薬品監督部門は人員と技術力は劣るが、食品・保健品・薬品の安全管理において部門間を調整する能力がある。衛生部門は食品の生産・流通段階の監督には弱点があるが、消費段階の衛生防疫検査の面で豊富な経験の蓄積がある。これらの多部門を統合すると、各部門の検査機構の人員・設備やノウハウ・経験などが共有され、各部門の短所を補い、長所を発揮させることができる。その他の利点として、多部門の統合は業務機構の簡素化、行政コストの削減、重複管理の防止にもつながる。また、行政の末端レベルの元工商職員を補充することにより、現場において食品安全管理職員を充実させることもできる。管理監督が一つの窓口にまとめられることにより、消費者・食品業者にとっても利便性が高まる。

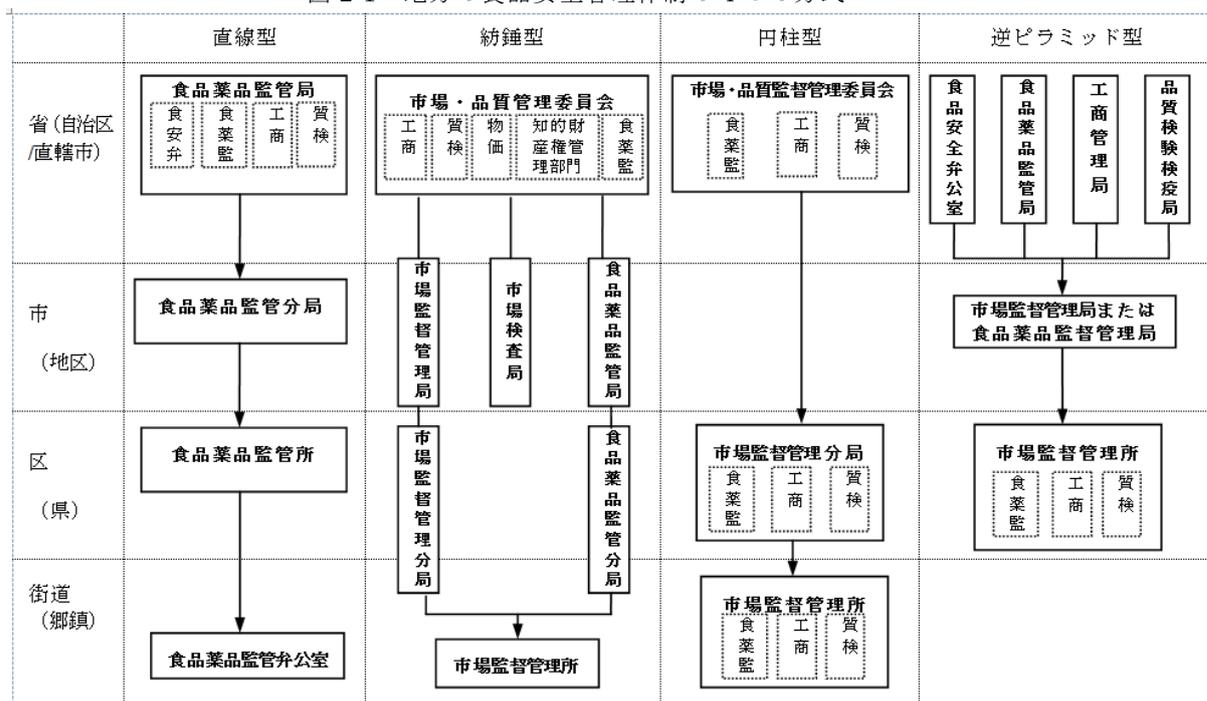
2017年2月までのところ、全国の約1/3の省レベルの都市、1/4の地方都市、2/3の県がすでに食品安全管理を市場監督管理の枠組みの中に置いている⁷²。そのうち、工商・品質検査・食品薬品監督を統一した「三合一」体制が半分以上を占めている。地方の「多合一」型改革の歴史はまだ浅いので、どのパターンにもまだ優劣はつけがたいが、次第に問題の所在が明らかになりつつある（後述の第3部分を参照されたい）。

地方レベル改革の推進によって、食品安全監督機構は、省→市→県→郷にまで延伸することになった。2015年に、全国県（区）級以上の食薬監督機構（事業所）は7116カ所に達し、前年より309カ所増加している。郷鎮（街道）級の食薬監督

⁷² 澎湃新聞 HP 2018年3月22日記事「国务院机构改革食药安全监管面临的新机遇和新挑战」
(<https://www.antpedia.com/news/93/n-1474793.html> 2018年4月12日アクセス)

機構は2万1698カ所もある。定員数（すべての市場監督機構の定員数を含む。補助部門定員数は除く）は26万5895人で、前年の約2倍になった。そのうち、省、省レベルの都市、地方都市、県（区）レベル（県級機構に在籍したまま、郷鎮に出向している職員数を含む）の定員数は、それぞれ前年より、7.1%、96.9%、33.1%、107.7%増になっている⁷³。江西省の行政の末端レベルにおいて、改革後、郷鎮レベルの食品薬品管理機構と管理職員は大幅に増加している(表2-2参照)。

図2-1 地方の食品安全管理体制の4つの方式



(出所) 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』(354-361頁)に基づき、筆者整理作成。

表2-2 「三合一」改革前後の江西省の行政の末端レベル（県を含む）における食品監督機構及び職員の比較

| 地区 | 管轄区内の県(市・区)数 | 県級食品安全弁公室の設置数 | | 県級食品薬品監督管理機構数 | | 県級の食品安全監督管理職員の人数(人) | | 郷鎮市場監督管理機構数 | | 郷鎮市場監督職員数(人) | |
|-----|--------------|---------------|-----|---------------|-----|---------------------|------|-------------|-----|--------------|------|
| | | 改革前 | 改革後 | 改革前 | 改革後 | 改革前 | 改革後 | 改革前 | 改革後 | 改革前 | 改革後 |
| 南昌 | 9 | 3 | 9 | 9 | 9 | 153 | 106 | 0 | 82 | 0 | 676 |
| 景德鎮 | 4 | 3 | 4 | 4 | 4 | 35 | 21 | 0 | 27 | 0 | 235 |
| 萍郷 | 5 | 3 | 5 | 5 | 5 | 94 | 43 | 0 | 40 | 0 | 211 |
| 九江 | 13 | 8 | 13 | 13 | 13 | 200 | 167 | 0 | 103 | 0 | 726 |
| 新余 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 10 | 21 | 0 | 17 | 0 | 107 |
| 鷹潭 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 58 | 11 | 0 | 20 | 0 | 92 |
| 贛州 | 19 | 11 | 19 | 19 | 19 | 313 | 215 | 0 | 153 | 0 | 1104 |
| 吉安 | 12 | 7 | 12 | 12 | 12 | 205 | 165 | 0 | 112 | 0 | 797 |
| 宜春 | 10 | 6 | 10 | 10 | 10 | 126 | 237 | 0 | 78 | 0 | 585 |
| 抚州 | 11 | 7 | 11 | 11 | 11 | 137 | 136 | 0 | 90 | 0 | 698 |
| 上饶 | 12 | 7 | 12 | 12 | 12 | 159 | 141 | 0 | 100 | 0 | 686 |
| 合計 | 100 | 60 | 100 | 100 | 100 | 1490 | 1263 | 0 | 822 | 0 | 5917 |

(出所) 徐匡根・徐慧蘭・上官新晨・周小軍「大市场监管模式下基层食品安全监管能力分析—以江西省为例」『中国衛生政策研究』2018年5月第11巻第5期、34-35頁。

⁷³ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、346-347頁。

2. 地方行政の末端レベルにおける食品安全管理の実態

(1) 管理の重層式ネットワーク化

食品安全管理の実効性とそれを達成する際の難しさは、地方行政の末端レベルにあるとあってよい。2013年より前には、政府側の監督管理の出先機関は郷鎮（街道）までしか設置されていなかった。郷鎮（街道）の下にあって、「毛細血管」のように広がる村や社区は食品安全事情が複雑で、問題が多発しており、監督の難しさはあっという間に高まっている。2013年以後、多くの地方政府は「網格化（管理の重層式ネットワーク化）」を推進し、「最後のステップ」と呼ばれる村（社区）に監督管理のネットワークを張り巡らしている。

「網格化」の管理とは「管轄の区域・対象・職責・職員・賞罰の明確化」という原則の下に、監督任務・対象などにに基づき、村（社区）、郷鎮の各級管轄区域を複数の「網格（セル）」に分け、各管轄区域に数人の「食品安全ネットワーク員」を配置し、相応の職責を担わせ、情報の交流や共有などを通じ、末端レベルで重層式ネットワークを形成し、食品安全を管理する方式である（表2-3、図2-4参照）。浙江省の例では、全省計1347の郷鎮（街道・開発区）が9.9万個の管轄区域に細分化されている⁷⁴。上海、江蘇省、四川省、湖北省、安徽省、山東省なども「ネットワーク化」管理を採用している。

地方行政の末端レベルの職員（行政の定員内の正式職員）は、食品安全の監督機構またはその直属組織の職員（職務により行政事務職員、調査員、検査検疫技術職員の三種類に分けられる）と鎮食品安全弁公室の職員とからなる。

また、多くの地方では「社区居民（村民）委員会」の幹部を補助用員として動員し、食品安全の監督員、協調管理員、広報員、情報連絡員の任務を兼任させる形で、政府側の人手不足を補いながら、政府に一方的に依存しない社会的な共同監督管理の構築を試みている。

上海では「一站三員」⁷⁵が進められ、全市220カ所の街道にすべて食品安全弁公室を設置し、下の4803カ所の社区（村）の居民（村民）委員会に食品安全ステーションを設立し、合計2万人の協調管理員・広報員・情報連絡員を配置している。湖北省咸寧市は基層では「一書四員」（食品安全責任承諾書、監督員、協調管理員、網格員、情報連絡員）を実施している。2017年、合計11188人の「四員」（監督員597人、協調管理員793人、網格員884人、情報連絡員8914人）を任命し、基層食品安全の監督管理にとって大いに役立った⁷⁶。

⁷⁴ 中国政府網 HP 2014年11月29日記事「浙江：推進食品安全網格化管理」

（http://www.gov.cn/xinwen/2014-11/29/content_2784639.htm 2018年5月31日アクセス）

⁷⁵ 2018年1月30日記事「创新社会治理，动员各方力量—上海积极推进食品、保健食品欺诈和虚假宣传整治」

（http://www.spaq.sh.cn/news/2c93959760fe8fb4016146338d500053_8a81a9c14df627f4014df637d8c60003.html 2018年5月31日アクセス）

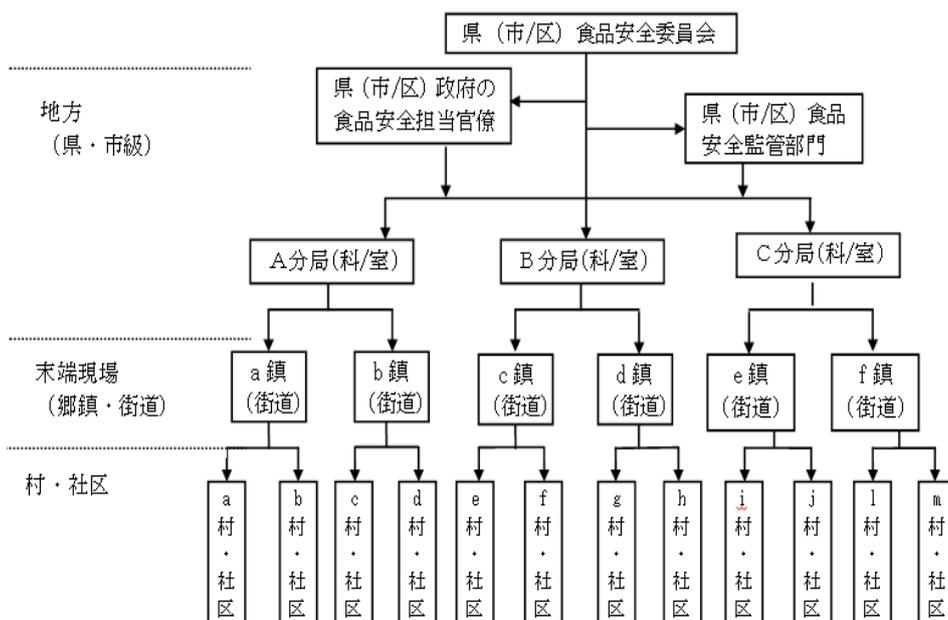
⁷⁶ 湖北省食品藥品監督管理局 HP 2017年7月20日記事「咸宁市建立“一書四員”制度夯实党政同責

表 2-3 各レベルの食品安全ネットワークの業務区分

| 職責区 | 責任主体 | 組織機構 | 職責内容 |
|-------|---------------|--|---|
| 末端レベル | 市・区級ネットワーク | 市場监督管理局(食品安全弁公室) 衛生院(社区卫生サービスセンター) 城管中隊 公安派出所 | ① 県(市区)級ネットワークの建設と管理 ② 管轄区域の下級ネットワーク管理業務への指導と監督 ③ 管轄区域内の食品業者の許認可 ④ 年度・日常監督検査計画の設定 ⑤ 管轄区内の食品生産経営の日常監督検査業務の実行 ⑥ 現地事情に応じて食品・食用農産品の抜き取り検査の実行および処分 ⑦ 食品安全専門取締の実行 ⑧ 食品安全違法案件の処分一般食品安全事故の調査処分 |
| | 街道・郷鎮級ネットワーク | 食品安全委員会 主任: 郷鎮政府(街道弁事処)の主要責任者 副主任: 郷鎮政府(街道弁事処)の食品安全担当責任者、市場監理所所長 食品安全弁公室 主任: 郷鎮(街道弁事処)の食品安全担当責任者 副主任: 食安管理科科長、公安派出所・市場監理所・郷鎮政府・城管科・農産品質量安全監督機構の責任者 職員: 2人以上 市場監理所 | ① 郷鎮(街道)級のネットワーク建設と管理 ② 村(社区)のネットワーク化管理業務の指導と監督 ③ 各郷鎮の食薬監管所は県級食薬監管機構の指示通りに行政許認可事項の現場審査または初期審査の業務を担うほか、審査と許認可、抜き取り検査、リスク分析、広告監督管理、応急措置、専門の取締、陳情への対応と摘発、現場執務、重大活動における飲食サービスの食品安全保障、信用体系の建設などにも協力する ④ 文書管理、日常巡査、リスク排除、取締整頓、情報報告、政策・法規の広報活動、科学知識の普及・教育・訓練などの業務 |
| | 社区・村の現場ネットワーク | 基層のネットワーク員・村(社区)委員会 食品安全ネットワーク員 + 協調管理員、情報連絡員、監督員 | 各村民(社区居民)委員会は上級のネットワーク部門の指導の下で、食品安全協調管理員、情報連絡員を任命することで、執務協力、リスク管理、登録管理、情報報告、政策・法規の広報活動、上級と住民の間の意見疎通などの業務を担う |

(出所) ① 四川省人民政府 HP 「我省市級层面首次出台食品安全网格化监管新政」(<http://www.sc.gov.cn/10462/10464/10797/2016/8/25/10393388.shtml> 2016年5月31日アクセス); 「食品市場“网格化”管理模式探究」『食薬法苑』2016年11月14日; ③ 張科子「宁波市镇海区食品安全网格化管理研究」寧波大学2017年修士論文に基づき、筆者整理作成。

図 2-4 県以下の地方行政の末端レベルにおける食品安全管理のネットワーク



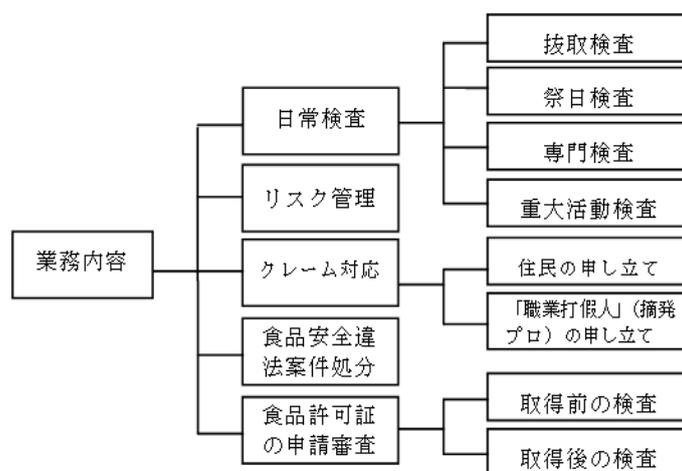
(出所) 表 2-3 と同じ。

基礎」(<http://www.hubfda.gov.cn/zxbw/gzdt/jcdd/32576.htm> 2018年2月3日アクセス)

(2) 日常業務の内容

上述した地方の食品安全管理行政の改革の後、地方行政の末端レベルの市場監督管理部門の業務は「四品一械」(食品、薬品、化粧品、医療器械)の監督管理に拡大している。食品安全管理の業務は日常検査、リスク管理、クレームへの対応、食品許認可の申請審査、食品安全違法事件の処理などがある(図 2-5 参照)。その手段は行政許認可、行政処罰、行政強制、行政奨励に分けられる。

図 2-5 地方(県・区級)市場監督部門の食品安全管理業務



(出所) 筆者整理作成。

県以下の地方行政単位では、事細かな現場検査のチェック項目が決められている。①食用農産物の生産、②食品製造加工業者、③食品流通販売業者の3つに分類され、それぞれにチェックリストがある。末端レベルの職員は検査項目(表 2-6 参照)に沿って日常検査の結果に基づき、監督対象に動態評価のランク A~D を付けた上で、相応頻度の検査(だいたい月に1~4回)を実施している。不合格の場合は警告、改正命令、罰金、違法製品の没収、違法所得の没収などの処分がある。

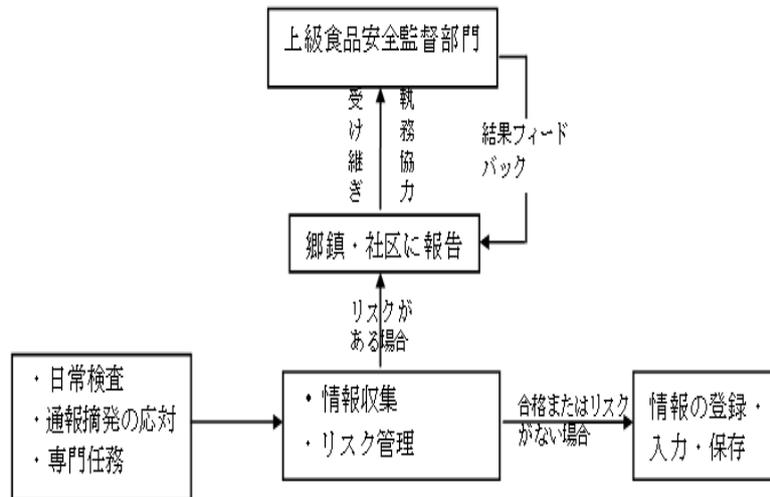
社区レベルの管理人員は日常検査、通報対応、分野ごとの監督などの職務を担っている。上級からの指示に基づき、情報収集やリスクチェックの結果を上級に報告することにより、問題や状況把握などについて上級との意思疎通を図っている(図 2-7 参照)。

表 2-6 県レベル以下の監督現場における食品安全検査項目

| 区 分 | 検 査 の 項 目 | |
|-------------------|-----------------------------------|----------------------------------|
| 食用農産物の検査 | 1.農業生産基準化の推進、農産物生産基地を対象に品質安全の検査検測 | |
| | 2.農産物生産過程のトレーサビリティ管理の推進と実施 | |
| | 3.農産物の監督管理 | ①残留農薬の検査 |
| | | ②養殖場の監督管理 |
| | 4.生体豚の屠畜段階の監督管理 | |
| 5.流通段階の食用農産物の監督管理 | | |
| 食品生産加工業者の監督管理 | 1.主体資格の検査 | ①生産者の行政許認可の取得 |
| | | ②生産条件変更の場合、報告の有無 |
| | | ③従業員の定期的健康診断の実施 |
| | | ④従業員への食品安全関連の教育・訓練の実施 |
| | 2.原料仕入れの検査 | ①仕入先の関連許可証・領収証・入荷記録などの検査 |
| | | ②生産者が納品記録、納品証明などの検査 |
| | | ③原材料仕入れの記録・証明書の信憑性の検査 |
| | 3.生産過程の検査 | ①工場内環境・生産設備・施設の安全衛生 |
| | | ②生産過程中、人・物の交差汚染 |
| | | ③食品生産の HACCP の実施と記録 |
| | | ④食材・食品添加物・非食用物質・薬品などの違法使用の検査 |
| | | ⑤廃棄、回収食品の使い回しの有無 |
| | | ⑥新食材の使用が国家規定に違反していないか |
| 4.食品出荷検査 | ⑦食品表示の検査 | |
| | ⑧従業員の作業服の検査、生産工場に、食品生産以外の物資の有無 | |
| | ⑨従業員の消毒措置の実施 | |
| | 5.食品標識・表示の検査 | |
| | 6.不具合食品の管理とリコール制度の徹底化 | |
| 7.従業員の食品安全操業管理の検査 | | |
| 8.食品安全事故の防止と応対措置 | | |
| 食品流通消費業者 | 1.主体資格の検査 | 許可証の有無と開示 |
| | 2.経営環境条件の検査 | ①経営場所レイアウトの合理性 |
| | | ②販売（在庫）場所の防毒・防汚染・防塵・防蠅・防鼠・風通しの措置 |
| | | ③食品容器の安全衛生 |
| | | ④食品接触材の安全衛生 |
| | | ⑤飲食店の食品取扱区の安全衛生 |
| | | ⑥消毒措置と設備 |
| | | ⑦加工区に動植物・水産食材、生食、熟食の分類処理 |
| | | ⑧食品在庫条件の安全衛生 |
| | 3.食品品質の検査 | ①包装 |
| | | ②食品の標識・表示 |
| | | ③経営者の偽物・粗悪品・期限切れ食品及び「三無」食品などの有無 |
| | 4.食品安全制度実施の検査 | ①食品仕入れ検査制度 |
| | | ②仕入れ情報の管理 |
| | | ③食品品質の定期検査制度 |
| | | ④賞味期限近くの食品の専門カウンターの販売 |
| | | ⑤不合格食品のリコール制度と消費者賠償制度 |
| ⑥従業員の健康証の有無 | | |
| ⑦従業員の食品安全の教育と訓練制度 | | |

（出所）王獲「大部制改革背景下 YL 県食品安全監管研究」雲南財經大學 2017 年修士論文に基づき、筆者整理作成。

図 2-7 村・社区レベルの管理職員の日常業務手順



(出所) 筆者整理作成。

(3) 食品安全管理における「インターネット+」の運用

近年、「インターネット+」という情報技術の運用も食品安全管理に使われるようになってきた。飲食店や食堂では、以前は厨房を外部から遮断して、顧客から見えないようにしていた。それに対し、「インターネット+」では、厨房を改造し、低い壁で仕切り、透明のガラス張りにし、内部を丸見えにしている。これは「明厨亮竈」（厨房の可視化）プロジェクトと呼ばれる。2016年、全国で「明厨亮竈」を導入した飲食店（食堂）は90.26万社を数え、全体（飲食営業許可証を持つ飲食店数）の27.5%に広がってきた⁷⁷。

その上で、防犯カメラ・モニターの設置や情報技術の運用により、食品、料理の加工過程がVCRまたはネットの生放送で消費者と監督管理部門に常時公開されている。江蘇省淮安市の食薬監管局は「淮安透明食薬監督ネット・プラットフォーム」を制作し、「明厨亮竈」の上に、さらに飲食店の営業許可証、従業員健康証、食材トレーサビリティ情報、経営責任者と食品安全監管员、食品安全総合評価、日常検査結果の動態評価、リスクの開示、消費者からのクレーム受付などの情報をスマホ用のアプリに搭載することで、飲食店の加工・調理段階を社会的な共同監督の下に置いている。

上海市食品薬品監督管理局は食品安全摘発アプリを開発している。消費者はそのアプリを利用し、食品安全の違法問題に関するクレームや手がかりなどをタイムリーに食品安全監督部門に報告できる。もっとも便利なところは携帯のGPSと撮影の機能を利用し、現場位置の確定と現場写真を即時にアップロードできるこ

⁷⁷ 新華毎日電迅 HP 2017年9月28日記事「餐館不愿“明厨亮灶”，有何难言之隐」（http://www.xinhuanet.com/mrdx/2017-09/08/c_136594535.htm 2018年4月12日アクセス）

とにある。それは食品安全問題を処罰する際に、証拠として使うこともできる⁷⁸。

さまざまな工夫をこらし、行政、消費者、業者の間で情報交換を実現すると同時に、人力による防犯と高度技術による防犯とを結合し、身近な食品安全の監視の重点を事後処理から事前予防へと移していくことにより、社会的共同監督の体系化を目指している。

第2節 地方行政の末端レベルにおける食品安全管理の課題

一般に地方政府が統合した機構数や分野が多ければ多いほど、末端レベルの行政改革の成果が大きいと思われがちである。しかし、多部門の合併は必ずしも食品安全の実態を改善するとは限らない。5年間の機構改革の実践を経た現在、末端レベルではいくつかの懸念すべき課題が浮上している。

1. 業務範囲の拡大による食品安全監督管理の弱体化

「多合一」の市場監督体制の下で、監督の対象と分野が拡大したことにより、食品安全の監督機能が弱体化し、かえって食品安全のリスクが高まる恐れがある。

深圳市の例をみよう。龍崗区食品薬品监督管理局は、①工商の行政許可・登録、②商品品質の監督、③知的財産権の監督管理、④価格の監督、⑤基準の制定、⑥商品バーコードの管理、⑦違法経営の取締まり、⑧重大な工事設備の監督管理、⑨不正競争の取締まり、⑩商業リベートの取締まり、⑪直売の管理、悪質なマルチ商法の取締まり、⑫消費者権益の保護、⑬広告の管理、⑭特殊設備の管理、⑮食用農産品と食品の安全管理、⑯薬品・医療器械・化粧品・保健食品の検査、⑰上級部門からの指示への対応、などの職責を担っている⁷⁹。

龍崗区食品薬品监督管理局の出先機構の一つである坪地街道の監督管理所は、①工商行政管理、②違法な取引行為・商品品質の監督管理、③食品安全の管理、④特殊設備の監督管理、⑤計量上の違法行為、偽物の取締まり、⑥消費者のクレーム対応、⑦商品の抜き取り検査、⑧広告の管理、⑨価格の監督、⑩経営行政許可証の検査、⑪上級部門からの指示への対応、などの業務を担っている⁸⁰。

⁷⁸ 網易 HP 2017年6月30日記事「上海食品安全举报 APP 上线，可实时上传照片匿名举报」
(<http://news.163.com/17/0630/20/CO75F24300018AOR.html> 2018年4月12日アクセス)

⁷⁹ 深圳市市場・質量監督管理委員会 HP

(http://www.szmqs.gov.cn/xxgk/jgzns/gsfj/lhj11/201411/t20141106_2626255.htm 2018年3月26日アクセス)

⁸⁰ 深圳市市場・質量監督管理委員会 HP

(http://www.szmqs.gov.cn/xxgk/jgzns/gsfj/lhj11/201709/t20170904_8420047.htm 2018年3月26日アクセス)

坪地街道の監督管理所は、53.14km²の面積に分布している9つの社区、50組の住民委員会小组、住民計25万人を管轄している。当監管所の職員数の定員は52人だが、実際の在職職員数は30人で、22人も不足している⁸¹。日常業務は年度計画に基づき、企業への許認可の審査・発行、食品安全の日常監督、特殊設備の日常監督検査、市場秩序の維持、クレームの対応と処理、突発事件への対応など、毎月各種の業務についてそれぞれ15件以上を完成しなければならない⁸²。食品安全監督管理の職責は他の煩雑な日常業務に追われていることによって、ないがしろにされがちである。

2. 食品安全管理の専門的人員と設備の不足

地方の現場では、次のような人員と設備上の問題を抱えている。

第1に、専門職員が不足している。食品薬品の監督管理は民生の基本にかかわる重大な公共安全保障の問題であり、高度な専門性が求められる。

前述の組織改革の後、多くの郷鎮（街道）以下の市場監管所は元の工商・品質検査部門の職員をそのまま留任させた。食品薬品監督管理の専門的人員を相応に増加させることのないまま、食品安全管理の職責を追加されることになったので、彼らは雑多な職務を担わされることになった。工商・品質部門の元の職員では、高い専門性を要求される食品や薬品の製造・販売、特殊設備などの監督の業務に対応しきれないのが実情である。現場レベルでは業務負担の増加と人手不足、特に食品薬品の専門的検査人員の不足という問題が深刻化している。

2016年6月の統計によると、全国の食品薬品監督系統（市場監督管理局を含む）中の食品薬品監督専門職員の定員数は12万人弱である⁸³。そのうち、大卒者はわずか1/3で、食薬専攻の職員数は全体の4%でしかない。専門技術者の割合は2013年改革前の約65%から現在では50%弱に減少している⁸⁴。一方、全国の食品薬品監督職員一人当たりの監督対象数は2012年の27社から2016年の77社へと大幅に増えている⁸⁵。

雲南省宜蘭県市場監督管理局は、2016年在職人数123人のうち、食品専攻人、医学・薬学専攻6人、行政管理専攻43人、その他の専攻70人である⁸⁶。

江西省の100県にある822の「郷鎮市場監管分局」を対象に調査した結果によると、職員の専門は経済・経営、法学、MBA、経理など文系の専攻が圧倒的に多い。全体の7割以上を占めている（表2-8参照）。

日アクセス)

⁸¹ 吳榮順など「深圳市街道食品安全狀況調研報告」『中国果菜』2018年1月第38巻第1期、30-35頁。

⁸² 同上。

⁸³ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、359頁。

⁸⁴ 同上、360頁。

⁸⁵ 「食品藥品監管不能总是应急」『財經』2017年5月22日。

⁸⁶ 王獲「大部制改革背景下YL県食品安全監管研究」雲南財經大學2017年修士論文、60頁。

表 2-8 江西省郷鎮市場監管分局（822 カ所）職員の統計

| 地方 | 職員数 (人) | 年齢層 人 (%) | | 職員の専攻 人 (%) | | | | | | 監視対象 | | | |
|-----|---------|----------------|----------------|----------------|---------------|----------------|----------------|--------------|----------------|------------|------------------|---------------|-----------------------|
| | | 44歳以下 | 45歳以上 | 経済管理 | 法学 | MBA | 経理 | 無 | 他の専攻 | 監視人口数 (万人) | 1万人あたりの監視職員数 (人) | 監視対象総数 (万社・店) | 監視職員一人当たりの監視対象数 (社・店) |
| 南昌 | 676 | 347 (41.4) | 329 (48.6) | 52 (7.7) | 91 (13.5) | 167 (24.8) | 139 (20.6) | 27 (4.0) | 200 (29.6) | 517.73 | 1.31 | 2.9 | 43 |
| 景德鎮 | 235 | 68 (28.9) | 167 (71.1) | 175 (75.0) | 14 (6.0) | 13 (5.5) | 14 (6.0) | 0 (0.0) | 19 (8.1) | 166.74 | 1.41 | 1.0 | 43 |
| 萍鄉 | 211 | 124 (58.8) | 87 (41.2) | 29 (14.0) | 13 (6.3) | 74 (35.7) | 24 (1.6) | 5 (2.4) | 66 (31.3) | 198.34 | 1.06 | 2.8 | 133 |
| 九江 | 726 | 289 (39.8) | 437 (60.1) | 130 (18.0) | 115 (15.8) | 208 (28.7) | 90 (12.4) | 16 (2.2) | 167 (23.0) | 516.59 | 1.41 | 6.4 | 88 |
| 新余 | 107 | 42 (39.3) | 65 (60.7) | 21 (20.0) | 19 (17.8) | 14 (13.1) | 22 (20.6) | 1 (0.9) | 30 (28.0) | 118.2 | 0.91 | 0.7 | 65 |
| 鷹潭 | 92 | 59 (64.1) | 33 (35.9) | 30 (33.0) | 11 (12.0) | 21 (22.8) | 11 (12.0) | 2 (2.2) | 17 (18.5) | 127.26 | 0.72 | 0.7 | 76 |
| 贛州 | 1104 | 487 (44.1) | 617 (55.9) | 212 (19.0) | 43 (3.9) | 113 (10.2) | 473 (42.8) | 32 (2.9) | 231 (20.9) | 960.00 | 1.15 | 15.7 | 142 |
| 吉安 | 797 | 321 (40.3) | 476 (59.7) | 226 (29.0) | 92 (11.6) | 181 (22.8) | 114 (14.4) | 12 (1.5) | 172 (21.6) | 526.74 | 1.51 | 3.5 | 44 |
| 宜春 | 585 | 230 (39.3) | 355 (60.7) | 121 (21.0) | 98 (16.8) | 110 (18.8) | 101 (17.3) | 14 (2.4) | 141 (21.1) | 596.59 | 0.98 | 2.6 | 44 |
| 抚州 | 698 | 273 (39.1) | 425 (60.9) | 184 (21.0) | 149 (21.3) | 78 (11.2) | 107 (15.3) | 15 (2.1) | 165 (23.6) | 398.47 | 1.75 | 2.1 | 30 |
| 上饒 | 686 | 358 (52.2) | 328 (47.8) | 144 (21.0) | 82 (12.0) | 132 (19.2) | 198 (28.9) | 21 (3.1) | 109 (15.9) | 773.00 | 0.89 | 3.6 | 52 |
| 合計 | 5917 | 2598 (43.9) | 3319 (56.1) | 1324 (22.4) | 727 (12.3) | 1111 (18.8) | 1293 (21.9) | 145 (2.5) | 1317 (22.3) | 4899.66 | 1.21 | 42.0 | 71 |

(出所) 徐匡根・徐慧蘭・上官新晨・周小軍「大市场監管模式下基层食品安全監管能力分析—以江西省为例」『中国衛生政策研究』2018年5月第11卷第5期、33-39頁により筆者整理作成。

それに対し、先進諸国では食品薬品管理部門の職員のうち、薬学、医学関連専攻が多い(表 2-9 参照)⁸⁷。南昌市では改革後、学歴の高い食薬専攻の技術者や職員を市、県級機構に多く配属したため、郷鎮以下の専門技術者の不足がより深刻になった。

表 2-9 先進諸国の食品薬品安全管理部門の職員専攻内訳

| 国家/地区 | 主な専攻 |
|---------------|--|
| アメリカ (FDA) | 薬学、医学、臨床治療学、歯病予防治療学、看護学、公衆衛生学、環境衛生学、動物医学、工学、社会学 |
| EU (EMA) | 薬学、医学、臨床医学、微生物学、毒理学、流行病学、健康保健化学、動物薬学、生命科学、管理学、医薬情報技術など |
| ドイツ | 薬学、医学、化学、微生物学、動物薬学、管理学 |
| オーストラリア (TCA) | 薬学、医学、毒理学、流行病学などの専攻出身の専門技術者または臨床医師の経歴のある専門者 |

(出所) 徐建功「国外食品藥品監管隊伍对我國食品藥品監管隊伍建設的启示」『薬学教育』2012年第28卷第1期、1頁。

江西省 822 カ所の郷鎮市場監管分局の職員数は合計 5917 人で、45 歳以上の職員が 56% を占めている(表 2-8 参照)。若い職員の多くは大卒の新人で、食品安全監督の経験がほとんどない。学者の胡穎廉の調査によると、市場監督管理職員は

⁸⁷ 徐建功「国外食品藥品監管隊伍对我國食品藥品監管隊伍建設的启示」『薬学教育』2012年第28卷第1期、1頁。

平均で3年間の専門教育や訓練を受けないと、食品薬品の専門知識を身に付けられないという⁸⁸。中高齢の職員の場合、食品安全の専門教育を修得するのはいっそう難しくなる。専門教育が行われても、ほとんどが会議式の座学に終わっている。行政の末端レベルの職員の80%が希望している現場見学や模擬演習など、実践性のある教育訓練の方式からはかけ離れている⁸⁹。高い専門性が求められる食品安全の管理において、現場レベルの職員の職業資質と業務能力がどの程度まであるのか懸念されている。

他方、地方行政の末端レベルの職員の業務負担も重すぎるという問題も起きている。

山東省煙台市の牟平経済開発区市場監管所の定員は10人だが、実際の在籍者数は5人しかいない。その人数で管轄区域内の企業1500社、個人経営2000店余りを管轄している。監管者と監管対象の比率は1:700である⁹⁰。

江西省の末端レベルの食品安全職員の一人当たりの監督対象数は、少ない場合で30社(店)、多い場合は142社(店)もある(表2-8参照)。職員は人手不足のため、多忙な業務に対応するだけですでに精一杯であり、実際の監督効果はあまり高くない。外部摘発や通報により重大な食品安全問題が発覚してからはじめて、検査や取締まりが始まる。結局、事前に防止することはできず、監督管理の人員がコスト・パフォーマンスの低い事後救済や事後対応に使われている。事前予防のリスク管理を実施する余裕はない。

第2に、業務遂行のための周辺環境が整っていない。

監督の現場の管理対象は数多くの小工房、小売店、屋台店、小飲食店、農貿市場を主とし、微生物、農薬・動物薬・重金属の残留、違法添加物の混入などの隠蔽的な行為による安全リスクが高まり、監督管理も複雑で難しい。必要な資金、人力、設備、技術などの保障がないと、有効な監督管理はできない。

四川省広安市前鋒区観閣区食品薬品監管所の所長雷慶文は、3つのネットワーク管轄区、5つの郷鎮、98の村、監視対象数515社(店)、衛生ステーション88カ所、小工房20数社、中型の飲食店7社、小型飲食店70軒を管轄している。2014年1月に、行政の末端組織としての監管所が設立される以前には、職員は日常検査のために徒歩またはバスで回らなければならなかった。その後、業務用の車両が配備されたが、30キロもある最も遠い村へ行くには自動車の走れる道路がないため、片道で少なくとも1時間以上かかる⁹¹。

江西省南昌市青山湖区の食薬監管局と監管所、および東湖区食品薬品監管局は

⁸⁸ 搜狐 HP 2018年4月2日「国家市场监督管理总局改革领导小组来了!“三定”方案出台有了时间表」(https://www.sohu.com/a/227071105_456029 2018年7月12日アクセス)。

⁸⁹ 李帆「県域食品安全監管研究—以陝西省略陽縣為例」西北農林科技大学 2017年修士論文、13頁。

⁹⁰ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、363頁。

⁹¹ 第一財經日報 HP 2016年8月7日「他们是食药安全“监管之基”却连一辆执法车都没有」(<http://money.163.com/16/0807/17/BTSP0PJU00253B0H.html> 2018年8月3日アクセス)

専用の事務所さえなく、間借りしている。南昌市が管轄する新建県は、人口 66 万余、面積 2300km²、食品薬品生産経営企業 1200 社余りが域内にある。2010 年から 2015 年まで、当県の日常食薬監管理の財政経費と事務費用の予算はずっと 36 万元/年で、必要が日増しに高くなっている食薬監督管理の現実に対応できなくなった⁹²。

日常経費を確保できず、また業務用車両・技術機器はもとより、データ記録や簡易検査計測用の設備などの基本装備さえもない基層の監管所は少なくない⁹³。現場では検査設備がないため、即時に違法行為を認定したり、取締まったりするのが困難で、業務遂行に大きな支障をきたしている。専門知識、技術、設備を欠いているため、行政の末端レベルの職員の多くはやむを得ず行政許可証の有無をチェックする形式的な検査や外観を見るだけの検査に留まっている。ある末端レベルの機関では、維持費用の不足や専門検査員の欠如などにより、2~3 万元もする検査設備が配備されても、稼働できないでいる。アモイ市の調査によると、アモイ市内の末端レベルの市場管理部門では、簡易検査設備が配備されているが、それでも遂行できる任務は限られている。簡易検査設備で検査できる項目と範囲は少ないし、精度も高くない。結局、その検査結果は法律上の効力を有していない⁹⁴。

3. 上級部門からの監督業務の押しつけと責任追及

省・市レベルの食品安全管理関係部門が縦割り行政の下で、それぞれ末端レベルの監管所に業務命令を下ろすと、食品安全管理の現場に大きな混乱をもたらすことがある。上級の部署からの指示への対応は実際の食品安全監管の業務よりも、多大な時間や人力を要し、末端レベルの職員の日常業務の大きな割合を占めている。

2016 年の国家食品薬品監督総合司の調査によると、ある市場監管局は、2015 年と 2016 年上半期に上級の各部門から業務上の通達、それぞれ 1784 通と 792 通を受け取っており、それに対応するのに精いっぱい、食品安全の実際の業務に手が回っていないことがわかった⁹⁵。

山東省の調査によると、行政の末端レベルの職員は食品安全監督、工商行政登録、特殊設備の監督のほかに、時には「文明都市」の建設、山林防火、貧困撲滅、農作物収穫後のわらや茎の焼き払い禁止の広報などの業務も担わなければならない

⁹² 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、367 頁。

⁹³ 同上。

⁹⁴ 厦門人大 HP「关于提升基层食品安全监管水平的建议」

(http://www.xmrd.gov.cn/rdlz/dbjyjk/dbjy/201704/t20170401_5060382.htm 2018 年 7 月 29 日アクセス)

⁹⁵ 「毕井泉在全国食品药品监管工作座谈会暨仿制药一致性评价工作会议上的讲话」(前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、360 頁の再引用)。

い⁹⁶。末端レベルの職員の勤務時間の30%と35%はそれぞれ行政許認可の現場検証、専門検査などに費やされ、日常の食品安全監督業務にはわずか10%の時間しか充てられていなかった(表2-10参照)⁹⁷。

表 2-10 山東省基層監管職員の主な業務時間の比率

| 仕事内容 | 業務時間の比率 (%) | 発見された問題点 |
|-----------------|-------------|----------------------------|
| 日常監管検査 | 10 | 雑多な問題 |
| 行政許認可の現場検証 | 30 | なし |
| 専門検査 (祝祭日検査を含む) | 35 | 行政許可書と書類の検査、商品ラベル、商品の表示・標識 |
| 陳情の対応と処理 | 10 | 行政許可などの資格 |
| 抜き取り検査 | 15 | 添加物・微生物など |
| 合計 | 100 | — |

(出所) 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、364頁。

ある末端レベルの若手職員は、一人前になるまでに、食品安全の専門知識、法規・規定、現地調査や現場検証のノウハウなど、習得しなければならない業務は多い。しかし、毎日の上級部門からの特別指示と検査項目に対応するには、さまざまなデータ統計の処理、各部門への報告書の作成、行政許認可の審査をしなければならない。現場の職員はそれらの仕事に追われ、仕事のための勉強は合間をぬって独学するしかなく、業務能力がなかなかレベルアップできないと吐露している。

2012年から国务院の決定により、地方政府の食品安全管理に対して「一票否認」制を採用することになった⁹⁸。地方の食品安全管理実績(食品安全管理業務の組織と運営、遂行能力、監督管理、情報の発信、緊急対策、管理の効果、経費の運用や設備などの維持、各部門間の協調などの項目)は上級政府が下級政府(地方の党幹部と地方官僚を含む)を審査する際の重要な評定項目の一つである。いったん『国家食品安全事故緊急対策案件』に基づいて認定されるほどの重大な食品安全事故が起きたり、または影響が大きく、きわめて悪質な事件(三鹿事件、「赤身肉エキス」事件、福喜事件⁹⁹など)が起きたり、国家食品薬品監督管理総局の実施した抜き取り検査の結果が全国平均の合格率を下回ったりした場合、他の評定項目が合格していても、当該地方に対する「文明都市」、「衛生都市」などの称号は認可されない。その地方の主管官僚や職員は、年度業績の評定や昇進などが認められないだけでなく、さらに食品安全

⁹⁶ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、363頁。

⁹⁷ 同上、363-364頁。

⁹⁸ 中国中央政府網 HP『国务院关于加强食品安全工作的決定』(2012年)

(http://www.gov.cn/zwqk/2012-07/03/content_2175891.htm 2018年7月6日アクセス)

⁹⁹ 2014年7月20日、上海のテレビ局などのニュース報道によると、上海福喜食品会社が大量の消費期限切れ食材を上海のファストフード店に大量に納品していたことが発覚し、主管部門から検査を受けた。同社の製品は長年、ケンタッキー、マクドナルド、ピザハット、スターバックスなど外資系の大手の店にも納入されていた。しかも上海店のみならず、中国各地の店舗に配送されていたため、騒動は全国規模にまで広がった。

管理上の責任も追及される¹⁰⁰。

責任追及の圧力の下で、属地管理原則に従い、県（区）レベルの管理部門は多くの監督職責を下層の郷鎮（街道）に押しつけようとする。郷鎮（街道）の監管所はさらにその職責を二次分解し、下の末端レベルの組織に負わせようとする¹⁰¹。職責の押しつけと責任の追及は、事実上の結果によって評価することになり、そもそも違法業者が担うべき責任が直接の責任者でもない監督側の職員に部分的に転嫁されることになる。厳しく管理すればするほど、摘発した事件が多くなり、かえって末端レベルの監督部門の職務の怠慢や過失に対する責任追及が多くなるという結果を招くことになる。検査権限の下位への委譲はむしろ末端レベルの職員を畏縮させるという悪影響をもたらしている¹⁰²。

4. 現場における職務遂行上の困難

食品安全管理の現場では、適切かつ実行可能な法令法規、技術機器、検査基準などが整っていないため、監督管理の失敗を招いている。

『食品安全法』（2015年）は劇毒農薬、高濃度農薬の違法生産と違法使用を厳しく制限しているが、普通の化学農薬の乱用については、何の制限条項もない。また、農貿市場で個人農家や個人業者が不合格の食用農産物を販売した場合にも、それに対する処罰法規も記載されていない¹⁰³。

2013年からの地方の食品安全行政の改革前には、「前店後廠」、店での製造販売、行商・移動屋台、家庭加工販売、農家自家生産の余剰農産物の市場販売などの食品安全に対して、管轄部門がはっきりしていなかった。地方行政の改革後、それらの管理業務は市場監督管理部門の下に置かれるようになったが、市場参入の許認可方式・条件、食品安全基準や規範については未だ定まっていない¹⁰⁴。

2013年、広東省の市場でカドミウムの含有量が国家基準の21倍を超える有毒米「镉大米（カドミウム米）」1万トン以上が検出された¹⁰⁵。産地の土壌が産業廃棄物で汚染されていたり、化学肥料が過剰に使用されたりしたからである。しかし、そ

¹⁰⁰ 「食品安全状況低或遭一票否决-国家总局解读国家食品安全示范城市创建评价办法和标准」『中国食品藥品監管』2016年；「市政府办印发『南充市食品安全工作评议考核办法』四个“一票否决”考核食品安全」『南充日報』2018年1月4日（<http://ncrb.cncw.cn/shtml/ncrb/20180104/56304.shtml> 2018年12月15日アクセス）；「我市推进落实食品安全属地管理责任 重大食品安全事故首推“一票否决”」（http://lj.southcn.com/l/2016-09/26/content_156512102.htm 2018年12月15日アクセス）

¹⁰¹ 「基层干部吐槽责任层层甩，我们兜不住啊」『半月談』2017年12月16日。

（<http://bj.people.com.cn/GB/n2/2017/1226/c14545-31071078.html> 2018年8月5日アクセス）

¹⁰² 胡建勇「永嘉県食品安全監管問題研究」福建農林大学2017年修士論文、20頁。

¹⁰³ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、361頁。

¹⁰⁴ 中国新聞網 HP 2016年3月11日記事「柳斌杰：食品安全法執法力量薄弱一些环节无人監管」（<http://www.chinanews.com/gn/2016/03-11/7793961.shtml> 2018年7月29日アクセス）

¹⁰⁵ 戴华・彭涛主编『国内外重大食品安全事件应急处置与案例分析』中国質檢出版社・中国基準出版社、2015年、97-98頁。

の「镉大米」産地の湖南省衡東県では、出荷前に重金属含有量の検査は全く行われていなかった。米穀検査の国家基準体系のうち、重金属検査に関連する基準が欠けている上に、省級以下の品質検査部門は重金属検査の設備を有していなかった¹⁰⁶。

この事件を受け、国家発改委・国家糧食局が出した「2013年重金属の含有量が基準を超過した稲の購入検査と処理についての通知」(国糧発〔2013〕285号)は、カドミウムの汚染食糧(食糧1kg当りカドミウム含有量0.2mg以上)を飼料、白酒または工業用食糧にしか使ってはならないと規定している。しかし、現段階では、産業用のカドミウム削減技術や加工されたカドミウムの計測・選別・除去の技術や設備などがまだ開発されていないので、汚染米の除去ができないでいる。現在、混合希釈法の処理方法が多用されているが、汚染米の流通を停止させるのではなく、むしろ汚染食糧を大量に市場流通させ、被害を拡大化させることにつながっている。その他にも、「地溝油」の有効な検出技術もいまだに開発されていない¹⁰⁷。

食品安全管理の現場は相変わらず役所の縦割り体制で、監督管理部門間で管理が重複しているところと抜け落ちているところがある。

農貿市場で販売されるモヤシの安全管理を例として挙げる。大豆の生産は農業部門の管理に属すが、モヤシは野菜なのか、加工食品なのか。工場生産の場合、市場監管部門が管理するが、個々の農家が生産した場合、農業部門の管轄なのか、それとも市場監管部門の管轄なのか。それらについての判断は地方によってまちまちで、全国的に統一されていないので、どの部局が管理するかもはっきりしていない。

5. 現場勤務の実態

(1) 現場における職場規律の弛緩

通常、現場の職員は二人一組で組んで、一人は商品検査、一人は書類検査という業務分担で、食品安全の日常巡査を行っている。一店舗あたり40～60分か、一日に4～6店舗を巡回している。交通が不便な農村を巡回する時には、効率はさらに落ちる。営業許可を得て、固定した営業地点を有している業者の管理は比較的容易である。それに対し、食品安全リスクが高く、営業許可も固定した営業地点もない「黒作坊(闇工房: 工商部門に登録していない個人経営の非合法工場で、食品・薬品の違法生産が多い)」や「流動攤販(行商人)」の管理は現場の職員を最も悩ませている。

地方行政の末端レベルの職場では、大部分の職員は法規に従い、厳格に監督を行っている。しかし、管轄地区の特殊な事情により、職場規律の弛緩も存在する。ここでは、趙金旭の研究に基づき、広州大学城の闇工房や行商人に対する食品安全管理の実態を見てみよう¹⁰⁸。

¹⁰⁶ 中国網 HP 2013年5月25日記事「别让“痛痛病”在中国重现」

(http://opinion.china.com.cn/opinion_12_71512.html 2013年6月27日アクセス)

¹⁰⁷ 前掲『国内外重大食品安全事件应急处置与案例分析』、128頁。

¹⁰⁸ 趙金旭「从刚性制度到柔性制度: 基层执法困境的一个解释框架—以H大学城取缔黑作坊和流动

広州大学城はもともと広州市番禺区郊外の農村地区に 2003 年から十数の大学が進出し、34.4km² の面積を有する学園都市として成長してきた。そこには、行商、移動屋台、闇工房などが多数出現し、その利便性と安さで所得水準が低い大学生や住民から重宝され、十分な市場シェアを獲得してきた。一方、それらの店は家賃や租税などを納めていないので、コストも低く、利潤率が高い。そこで、地元の人や出稼ぎ労働者もそれに多く参入するようになった。

関連法規に基づくと、そのような闇工房や行商人に対する行政上の管理権限は、市場（食品薬品）監督を担当する行政の末端レベルの出先機構と街道の「食品安全弁公室」に属する。

しかし、広州大学城の市場（食品薬品）監督の現場職員は闇工房や行商人などへの監督を徹底できていないところがある。その理由は 2 つある。

1 つには、法規に則って、彼らを強制的に取り締まっても、数えきれないほどの類似の違法業者が続々と出てきて、完全には取り除けないからである。また、電話やネットを通じてのデリバリー販売はもっと隠ぺいされやすく、なかなか違法業者を発見できない。

2 つめの理由は、行商人や闇工房を発見して処分すると、手続きの履行だけでも煩雑すぎて、現場職員に嫌がられるからである。

不法商品を差し押さえたら、煩瑣な行政手続きを行わなければならないことほかに、違法業者から没収した商品や資材の保管責任を負わなければならない。『食品安全法』に従い、2 万元の罰金を科すと、闇工房や行商人はその場に商品などを放棄して逃げてしまう。結局、「所有者のいない貨物・商品」として処理することになる。その場合、情報開示、訊問記録、現場撮影なども必要となる。現場における執務の中でも、一番厄介なケースになる。

さらに、複雑な違法案件を取り締まる場合には、食品安全監督部門、税務、銀行、公安との連携が必要である。市場（食品薬品）監督部門の職員は被疑者の勾留権、銀行口座の調査と臨時凍結権、違法現場の保護などの強制的な行政執行権を有していないため、現場で速やかに違法行為や証拠を取り押さえることが難しい。専門の検査機構に送られたサンプルの検査結果が出るまで、7～30 日ぐらいかかる。公安部門は違法業者を最長でも 3 日間しか勾留できない。3 日を超えると、確実な証拠がないと容疑者を釈放しなければならない¹⁰⁹。二人しかいない現場職員にとって、多部門を組織するだけで仕事量が大幅に増えることになり、なかなか十分な調査を尽くすところまでは手が回らない。

結局、現場の職員は違法行為を取り締まる際、厳しい規定どおりに処分することはせず、双方が納得できる妥協的な措置で終わることが多い。

摊贩为例」第九届珞珈国是论坛论文集、2015 年 11 月、5-11 頁。

¹⁰⁹ 張富華「公安機關打擊危害食品安全犯罪問題研究」『法制与社会』2017 年 10 月、156-157 頁。

各役所の調整機関としての「街道食品安全弁公室」は、行政上の強制執行権を有していない。食品安全管理をするには、便宜的な方法を取るしかない。1 つめは、執行権のある食品安全監督機関に報告する。もう 1 つは、闇工房を生産させないように、関連の不動産管理部門に連絡し、停電停水させる。3 つめは、行商人がよく出没するところで見張って、その営業活動を阻止する。

行商人や闇工房は、公共の場所や路上に出店したり、騒音や環境汚染を起こしたりした場合、「城管部門（都市環境の管理部門）」に管理されるようになる。しかし、城管部門は行商人に対し、固定した営業地点以外（路傍）の取引行為を取り締まることしかできず、彼らの食品安全を監督する権限はない。行商人は城管の職員が来るのを見つけると、直ちに逃走してしまう。城管の職員が去ると、また街頭に出店してくる。城管部門による行商人、闇工房への処分措置には、罰金 200 元または資材の差し押さえの 2 つの方法がある。200 元の罰金では効果は限られている。資材を差し押さえても、5 日以内に返還しなければならない。さらに、違法業者は暴力で抵抗することもある。時には、多くの違法業者が連合して、現場の職員と対立することもある。

城管職員は法規に則り、礼儀正しく業務を遂行しなければならないので、彼らとの衝突をできるだけ避けようとする。ある城管職員は「闇工房や行商人の管理は、ほかの部門からも一番嫌がられている分野で、みんな管理したがる。城管部門は下水道のように、他の部門が管理したがる仕事を押し付けられる。監督対象の罵声や敵対的な態度などに慣れようというのが我々の執務姿勢のモットーだ」と言っている¹¹⁰。

また、城管部門はほかの業務も多く担当しているので、重大な食品安全事件が起こらない限り、あるいは上級部門からの特別の指示がない限り、彼らに対し、多くの場合はただ立ち退かせるだけに留めている。

食品安全管理の補助用員として、「三員（協調管理員、情報連絡員、監督員）」を兼任する村民（社区居民）委員会の幹部の多くは村（社区）の管理、治安維持、環境衛生、計画生育、経済発展、村民間の軋轢の調停などの業務に時間と人力を取られ、食品安全管理に携わる余裕がないのが実情である。一部の「三員」は責任意識が希薄で、食品安全管理の経験・能力・専門知識も不足している。また、管理制度の不備、管理対象の複雑さ、近隣や知己との情実関係、他の村（社区）との協力の不足などの理由もあって、その役割を果たせていない¹¹¹。

江蘇省淮安市のある社区の党支部書記は次のように語っている。「多くの社区には、食品安全と安全生産の監督管理部門の看板が掛けられているが、それはほと

¹¹⁰ 趙金旭「从刚性制度到柔性制度：基层执法困境的一个解释框架—以 H 大学城取缔黑作坊和流动摊贩为例」第九届珞珈国是论坛论文集、2015 年 11 月、7-9 頁。

¹¹¹ 四川省広安市食品薬品監督管理局 HP「浅谈食品安全网格化监管」

(<http://www.scfda.gov.cn/directory/web/WS04/CL3285/119985.html> 2018 年 6 月 1 日アクセス)

んどお飾りに過ぎない。社区ではもともと雑多な仕事があって、ただでさえ人手が足りないのに、そのような専門的な監督職員はもっと不足している。食品安全の検査業務をわが社区に任せられても、食品の検査基準、サンプル採集の設備、検査の専門技術者など、どれもそろっていない。我々がその業務を遂行できるわけがない。できるのは農家向けの啓蒙活動を組織するくらいのことだ」¹¹²。

監督弛緩の他に、食品安全管理の現場では、各管理部門の間で責任たらいまわしにすることもある。2018年7月、武漢市市民は夜市の食品安全管理を懸念していると関係部門に訴えた。それを受け、記者は潜入調査を行って、江漢区北湖の夜市に出店した多くの屋台が食品安全法規に違反した行為がある事実を把握した。その後、相次いで江漢区工商局、江漢区北湖街の夜間市場弁公室、江漢区食品藥品監管局第三監督所、江漢区城管大隊北湖中隊に報告し、その夜市の食品安全問題の取締・監督を強化してくれるよう要請した。しかし、その四つの管理部門は自らのところには管理責任はないと責任をたらい回しにされた¹¹³。

現場では人手不足や役所の縦割りなどのために、違法業者に逃げられたり、隠蔽されたりすることがある。結局、事件の処分を早く終わらせるために、安易な行政処分が主となり、「厳しい監督管理や刑事処罰の代わりに、罰金で済ませる」ことになりがちである¹¹⁴。

他方、行政管理の現場職員は、法令に基づいて厳しく処分しようとしても、実際にはなかなかできないという難題に直面することもある。

2015年の『食品安全法』はこれまでの法規の中ではもっとも厳しい処罰措置を規定しているが、生産者と経営者のそれぞれの責任をはっきりと区分しておらず、具体的な対処措置も示していないという課題が残されている。

ある現場監督の職員は次のような事例に遭遇している。ある日、食品小売店で、販売価格が3円で、賞味期限の切れた飲料水が気付かずに売られたことがその職員によって発見された。どのように処罰すべきか、職員は困りはてた。『食品安全法』によると、少なくとも5万元の罰金を科すことになる。そのような処分は違法行為の程度に比べて重すぎるので、法令に従って処分すると、業者はなかなか納得してくれない。結局、処分できなくなることが多い。多くの現場監督職員は「法令が規定している罰金の最低額は高すぎるので、かえって処分しかねることになる。あまり嚴重ではない違法行為に対して、いっそ教育的処罰で済ますほうがいい。いったん立件したら、かえって処分できなくなる」と言っている¹¹⁵。

¹¹² 前掲「基层干部吐槽责任层层甩，我们兜不住啊」。

¹¹³ 「武汉电视问政曝光多区基层干部不作为不担当行为：四部门都说食品安全“不归我管”」『楚天都市报』2018年8月11日

(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1608460277498274498&wfr=spider&for=pc> 2019年3月25日アクセス)。

¹¹⁴ 張富華「公安機關打擊危害食品安全犯罪問題研究」『法制与社会』2017年10月、157頁。

¹¹⁵ 搜狐 HP 2016年10月26日記事「人民日报：“最严厉的处罚”如何才能落到实处？」

上述の問題のほかに、規定・基準・規則が守られていないという問題もある。2018年8月に、黒龍江省佳木斯市の湯原県鶴立鎮畜牧獣医サービスステーションの所長が豚の仲買人から頼まれ、河南省鄭州へ輸送される生体豚（その中には、アフリカ豚コレラ ASF にかかった豚が含まれていた）を全く現場検疫しないで、「動物の長距離運送検査検疫証明書」を発行したと報道された。規定によると養豚場の生体豚から市販の生肉になるまでには、飼養過程での健康監視、養豚場から出荷する際の検疫、屠殺場への入荷の検疫、入荷後 24 時間の観察期、屠殺後の肉質検査、生肉の出荷検疫などの検査制度が設けられている。しかし、小規模の飼育農家や屠殺場の多くはそれらの規定を守っていないと業界通は言っている¹¹⁶。また、そもそも地方行政の末端レベルではアフリカ豚コレラを検出できる人員も機器もないのが実情である。

(2) 消費者の食品安全意識の欠如

消費者の食品安全意識の低さも末端レベルの職員を困らせている。一部の消費者は価格だけにこだわって、品質を軽視する傾向が強い。食品安全の知識も欠如している。食品安全の被害を受けた場合、クレームを訴え出るのに手間がかかるなどの理由で、自らの権利を放棄しがちである。

ある職員は次のように述べている。「農村の消費者は安くて色彩もとぎつくて、味のいい食品を好む。農村に出回るそのような商品の中には、テレビ CM で放送される大企業の製品に似たコピー商品や“三無食品”（消費期限・生産合格証・生産メーカーの表示がない食品）が多い。農村の消費者はそれらを気にもせず、チェックもせずに購入している。それに対し、都市の消費者は食品安全管理を全く信用しておらず、正常な食品に対しても疑念を抱き、よくクレームを寄せてくる。日々、彼らの寄せてくるクレームや通報にはとても対応しきれない。しかし、消費者のクレームから食品安全事件の手掛りを得ることもある」¹¹⁷。

中国の消費者の食品安全意識が高くない点についての分析は、第 2 章第 3 節で論じたい。

6. 監督対象の複雑さとコンプライアンス意識の欠如

(1) 管理される対象の複雑さ

小工房、行商、屋台、小飲食店、小工場、農貿市場などの多くは伝統的な加工法で食品を作ったり販売したりしている。従業員は 2～5 人ぐらいで、定着率が低

(http://www.sohu.com/a/117281971_465396 2018 年 8 月 27 日アクセス)

¹¹⁶ 搜狐 HP 2018 年 8 月 26 日記事「「調査」非洲猪瘟疫中の河南：检疫环节的疑问与后续冲击」

(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1609821985106452426&wfr=spider&for=pc> 2018 年 8 月 27 日アクセス)

¹¹⁷ 羅娟「基層食品安全監管問題研究—以重慶市 H 区为例」重慶大学 2016 年修士論文、45 頁。

く、法律意識や教養レベル、食品安全についての知識が不足している。微生物、農薬・動物薬・重金属が残留していたり、違法な添加物などが使用されたりしているリスクは高い。従って、それらの業者は地方行政の末端レベルにおける食品安全管理の重点的な監督対象になっている。

それらの零細・小規模な食品業者の中には、十分な資金と技術を持っていない低所得層が多い。法律を厳格に適用して取り締まったり、罰金を科したりすると、彼らの生計が成り立たなくなる。失業問題などの社会問題が起こる一方、都市住民の日常生活にも多くの不便をもたらす。かといって現状を追認すると、食品安全を脅かす潜在的な高いリスクが存在し続ける。

日々の経営の維持ですでに精一杯の零細業者にとって、HACCP (Hazard Analysis and Critical Control Point)、「明厨亮竈」、トレーサビリティ・システム、GMP (適正製造基準)、TQM (総合的品質管理)、ISO (品質保証)、などの食品安全の保障措置を取り入れることは多大な経営負担になる。

2017年の調査によると、深圳市坪地街道の管轄区には、「明厨亮竈」(改造費用2万元以上)を実施している飲食店は総サンプル数244のうちわずか18.4%であった。また、食品生産企業14社のうち、食品安全管理システムを導入したのは2社でしかなかった¹¹⁸。生体豚の屠畜場を例として、トレーサビリティ・システムを導入するために、そのソフトだけでも約300万元のコストがかかるほかに、設備のメンテナンス、消耗材、専門職員の配置などの費用も加算しなければならない¹¹⁹。よほどの経営規模のある企業でなければ、トレーサビリティ・システムの導入費用をなかなか負担することはできない。

四川省広安市前鋒区観閣食品薬品監管所の所長、雷慶文は2014年のある日、辺鄙な村を巡回に行ったことがある。そこで、1軒の小売店を検査したとき、食品営業許可証もなく、食品と洗剤が一緒に並べて、売られているのを見つけた。もし食品安全法に基づき、売店から総額200元余りの商品を没収すれば、95歳の老婦人と孫の生計が成り立たなくなる。仕方なく、所長は安全規範どおりに自らが商品を並べ直してやり、許認可の手続きも代行して済ませてやった。その後、月に一回、所長は必ず自らその売店を見回ることになっている¹²⁰。雷にとって、毎日徒歩やバスで広い管轄区を巡回するのはたいしたことではないが、心身ともに疲弊するのは、違法行為を摘発した時、違反者の親友・同僚・上司らの関係者が情実によって取り成ししてくるのにどう公正に対処するかである¹²¹。

¹¹⁸ 前掲「深圳市街道食品安全状況調研報告」、31頁。

¹¹⁹ 李清光、王晓莉「低成本背景下食品可追溯体系难以推广的原因分析—以可追溯猪肉为例」『中国人口・資源と環境』2015年第3期、123頁。

¹²⁰ 前掲「他们是食药安全“监管之基”却连一辆执法车都没有」。

¹²¹ 同上。

(2) コンプライアンス意識の欠如

市場経済が未熟な中国では、市場秩序の混乱や社会的信用の欠如などの問題が存在している。食品業界において、激しい市場競争にさらされる業者はコンプライアンス意識が希薄で、管理の隙間や抜け穴を求めて目先の利益追求に走り、違法行為を横行させている。大手業者の三鹿、福喜などの事件はよく知られているが、中小業者や個人経営の違法行為も少なくない。

2011年、国務院は養豚産業の発展を促すために、繁殖中の母豚、豚の優良品種、疾患に対する防疫、疾病豚の処分、損害保険などに対し、一定の補助金を支給するなどの関連政策¹²²を発布した。政策規定によると、年間の養豚数50頭以上の農家（養豚場）に対し、病死豚を無害化処理した場合、一頭あたり80元の補助金が支給されると決まっている。しかし、その政策は地方行政の末端レベルにまで徹底されているとは言い難い。浙江省嘉興市では実際の支給額は一頭あたり64元でしかなかった¹²³。広東省韶関市でも80元に届かなかった¹²⁴。病死豚処分に対する政府の補助金が不十分なことは、病死豚の処理に困った農家（養豚場）が病死豚をひそかに川に捨てたり、こっそり違法販売したりする原因の一つになった。2013年3月には、ついに上海市松江区域内を流れる横潦涇に1万頭以上の病死豚の死骸が漂うという事態に至った。

2018年4月に、雲南省紅河州金平県の県政府は市場監管局、公安局、農牧畜局と連携して密輸の冷凍肉249トンを押収し、その肉塊を金平県三家村のゴミ埋立地に廃棄処分すると決めた。盗掘防止のために、政府部門側はわざわざ深さ5メートル近くの穴を掘り、廃棄処分される冷凍肉に水酸化ナトリウムを混入して埋めた。さらに、それをコンクリートで封じこめておいた。コンクリートが完全に固まるまで、警察官100人ほどを4日間張り付けておいた。しかし、警察が立ち去ると、近くの村人たち100人以上が集まって、共同作業で埋まっている肉を掘り起し、ひそかに昆明などの大都市に運び、市場に流していた。記者の調査によると、このような手口はすでに2年間も繰り返されていた。村人の盗掘の様子がネットにアップされ、世間の注目を集めたため、地元の政府は対策をさらに強化しなければならなくなった¹²⁵。

これらの違法行為において、当事者たちには明らかに法律違反という認識はある。それにもかかわらず、彼らはただ目先の利益のために、悪徳業者と結託する。

¹²² 『农业部办公厅、财政部办公厅关于做好生猪规模化养殖场无害化处理补助相关工作的通知(农办财〔2011〕163号)』、『农业部办公厅、财政部办公厅关于做好2012年生猪规模化养殖场无害化处理经费补助相关工作的通知(农办财〔2012〕11号)』。

¹²³ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、57頁。

¹²⁴ 南方農村新聞 HP 2013年3月14日記事「方法与成本:话说死猪合法后事」

(<http://epaper.nfncb.cn/nfnc/content/20130314/Article106005FM.htm> 2018年4月4日アクセス)

¹²⁵ 雲南放送テレビ局「云南上百村民垃圾场挖走私“僵尸肉”鸡翅、牛肉等去向成谜」

(<http://news.hefei.cc/2018/0511/027985334.shtml> 2018年6月10日アクセス)

彼らは消費者として、自身もいつか知らず知らずのうちに食品安全の被害者になってしまうということを忘れている。誰もがそのように行動するようになれば、「易糞相食（お互いに糞を食べさせあう）」の世界に陥ってしまう。

7. 地方保護主義の弊害

地方保護主義は改革開放以後ずっと地方の食品安全監督管理を妨げる要因の 1 つになってきた¹²⁶。

中国では、改革開放以降 GDP 指標によって地方政府指導者の業績が評価されるという人事考課システムが採用されてきた。地方政府の財政収入と雇用の維持は地元企業の発展に多くを負っている。そのため、地方の有力食品企業で食品安全事件が生じたりした場合、地方政府はその企業の責任を問わなかったり、庇ったりする。2008 年に起きた「三鹿」の粉ミルクにメラミンが混入していた事件では、本社所在地の石家荘市政府が三鹿を庇おうとしたことはよく知られている。

2013 年の食品安全管理体制の改革後も、地方保護主義の弊害は跡を絶たない。2018 年 4 月に起きた「鴻茅薬酒」事件はつい最近の例である。

生産拠点が内モンゴル自治区涼城県にある鴻茅薬酒グループ（以下は、鴻茅会社と略す）は内モンゴルの衛生庁と国家食品薬品監管局（当時）から鴻茅薬酒の薬品生産許可を取得した後、伝統薬用酒の鴻茅薬酒を生産している。しかし、鴻茅会社それを健康食品と偽り、全国各地方のテレビ局で関節痛や冠動脈性心疾患などを治療すると謳った治療効用の誇大な広告を大々的に流していた。

2017 年 12 月、広州市在住の医師、譚秦東は鴻茅薬酒の効能が誇大広告ではないかと疑いを抱いた。そこで、高血圧・糖尿病などを患う年配者が飲酒するとかえって健康に害を及ぼすという内容で、「中国神酒“鸿毛药酒”，来自天堂的毒药」という批判的文章をネットに投稿した。まもなく、鴻茅会社は商品の名誉を毀損され、巨大な経済的損失を被ったと地元の当局に譚を提訴した。2018 年 1 月 10 日、涼城県警察は鴻茅製品への信頼をおとしめたとして、2300 キロ離れた広州に赴き、譚秦東を連行し、訴追手続きもないまま内モンゴルの刑事施設に 3 か月間拘留し、さらに逮捕するに至った。

その事件がネットで全国的に伝わると、一般の市民や医師界から反発が広がり、鴻茅会社に対して批判が集中した。中国医師協会も 4 月 16 日に譚氏の勾留を非難する声明を發表し、多様な学術的意見について慎重な対処を求め、民事紛争を犯罪と見なすべきではないと訴えた。4 月 17 日、国家公安部も内モンゴルの公安部門に直ちにその事件の法律執務監督審査を展開するよう命じた。国家食品薬品管理監督総局も内モンゴル食品薬品管理局に鴻茅会社を厳格に検査・審査するよう、

¹²⁶ 謝玉華「転軌时期的地方保護主義研究」華中師範大学 2004 年博士論文；王麗・徐江萍「食品安全監管地方保護主義及其破解」『人民論壇』2013 年 8 月総第 413 期、174-177 頁。

指示を発している¹²⁷。

ところが、すでに10年前から、江蘇省、遼寧省、山西省、湖北省など25の省市の地方食品薬品監管局が鴻茅公司の違法広告に対し、計2630回の処分を下していた。なぜ、保健食品と偽って製造された鴻茅薬酒の全国販売を差し止められなかったのか。さらに、疑問を投げかけた文章をネット上に掲載した医師までが逮捕されるに至ったのか。その背景には地方保護主義の動きがあると疑わざるを得ない。

省市に跨った違法事件が多発していることを考慮するならば、属地管理の基本原則は守りながらも、地方間の連携を強化していくことはさし迫った課題となっている。今後、食品安全管理においては、地方と地方、中央と地方との間に合理的かつ有効な管理職責の区分と連携が不可欠である。

8. 度重なる改革の影響

1993年から2018年まで、約5年に一回の頻度で計5回の改革が行われている(表2-11参照)。食品安全管理部局の変化とともに、職員の配属と業務の引き継ぎの問題も生じる。制度の改革と調整を頻繁に繰り返し、改革過程が長引けば長引くほど、食品安全管理の安定性にも大きな影響が出てくる。

表 2-11 食品安全最高監督管理部門の行政レベルの変遷

| | |
|------------|---------------------------|
| 1993～2003年 | 国家衛生部 国务院直属 正部級 |
| 2003～2008年 | 国家食品薬品監督管理局 国务院直属 副部級 |
| 2008～2013年 | 国家食品薬品監督管理局 衛生部の管理 副部級 |
| 2013～2018年 | 国家食品薬品監督管理総局 国务院直属 正部級 |
| 2018.3～現在 | 国家市場監督管理総局の下に 副部級 |

(出所) 新浪 HP 2018年3月13日記事「食药监总局不再保留：回顾食药安全监管体制20年的5大变革」(<http://finance.sina.com.cn/roll/2018-03-13/doc-ifysfret2539474.shtml> 2018年3月31日アクセス)により筆者整理作成。

地方レベルの改革については、2013年末までに完了させるという目標が立てられていたが、実際にはまだ達成されていない。2015年3月になっても、江西省100県(市、区)のうち、57県(市、区)の食品薬品監督機構の改革はまだ決まっていなかった¹²⁸。陝西省渭南市は5年間に4回の試行錯誤を経て、ようやく2015年3月に、県レベルでは工商、品質検査、食品薬品監督、塩の専売を統合した市場監督管理局を成立させた¹²⁹。地方行政の末端レベルでは安定した管理体制が長期的に維持されないと、現場の職員は職責の重圧に押され、不安に駆られるよう

¹²⁷ 搜狐 HP 2018年4月17日記事『鴻茅薬酒，终于喝下自己藏好的毒』

(http://www.sohu.com/a/228506610_99970452 2018年8月1日アクセス)；鳳凰 HP 2018年4月16日記事「鴻茅薬酒叫你声毒酒你敢答应么？」

(http://finance.ifeng.com/a/20180416/16101552_0.shtml 2018年6月10日アクセス)

¹²⁸ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、367頁。

¹²⁹ 同上、351頁。

になる。呉林海の調査によると、末端レベルの職員は改革の見通しには消極的で、改革が長引くうちに、多くの業務が放置されてしまうことになりはしないかと懸念している¹³⁰。

今後、改革後の比較的に安定した管理体制を維持することも重要な課題である。

第3節 市場経済期の食品安全問題の頻発

前述したように、市場経済期に入って以来、中国の食品安全問題はいつそう深刻になってきた。市民の食品安全に対する関心も高まっているため、中央政府はその問題に対処するため、食品安全管理体制の改革を幾度も行った。しかし、食品安全問題の頻発を食い止めることはできなかった。

その理由は、世界各国に共通する諸要因のほかに、中国独自の要因も作用しているからである。それらの要因は複雑に絡み合いながら、中国の食品安全を脅かしている。以下では、主に行政管理上の要因、経済的要因、社会的要因、消費文化の要因の4つに分けて検討する。

1. 行政管理の要因

食品安全の行政管理を支えるには、法規体系、監督体系、基準・検査管理体系、社会的信用体系、という4つの体系が欠かせない。

(1) 法規体系

中国では食品安全管理に関する法令がまだ整備されておらず、そのために行政管理の失敗を招いていることについて、すでに第2節で触れた。そのような事例はまたある。

食品の生産・販売の市場参入基準について、多くの関連法規は存在するものの、その内容は荒けずりで、実行性に欠けている。たとえば、重金属に汚染された土壌に農産物を栽培することを強制的に禁止する法規がないことは、「カドミウム米汚染米」の市場流通を防ぐことができなかった。農産物の生産過程において、肥料の乱用を制限する法律がない。生体豚の屠殺処理に関する規定はあるが、犬・猫などの動物の屠殺・検疫に関する法規はない。スーパーと百貨店などで売られる量り売りの食品に対し、『分散包装食品管理弁法』（衛生部発布）を適用しているが、農貿市場と飲食店の量り売りの食品に対しては、明確な規定がない。

そのほかに、不合格食品のリコール、廃棄食品の回収処理について、『食品安全法』は一般原則を規定しているが、日本の『食品リサイクル法』のような食品回収処分に関する具体的な法規は存在しない。そのことは、「地溝油」などの食品安全事件が発生する一因になった。

事前予防や罰則に関する法整備が不十分であるため、違法行為に対する規制が

¹³⁰ 同上、368頁。

できていない。ほとんどの食品安全事件は摘発・報道されてからはじめて、関係行政部門が慌てて「亡羊补牢（羊に逃げられてから檻の修繕をする）」の措置を講じている。これでは、消費者の被害を防ぐことはできない。

(2) 監督体系

行政管理・監督のシステムにおいて、行政的な縦割り管理や部門利益の追求の弊害が依然として残っている。各部門の間に、監督職責の間隙が生じたり、重複があったりする。結局、利権にかかわる分野には、各関連部門は一斉に関与したがるが、利益がない分野であったり、重大な事故が発生したりした場合には、互いにたらいまわしにしたり、責任逃れをしたりすることがよく起こる。

2001年、生産許可証の認定費や罰金などの収入をめぐる、鄭州市の市レベルの「饅頭（中国式の蒸しパン）弁公室」と各区レベルの「饅頭弁公室」はマントー生産業者に対する管轄権の「争奪戦」を行った¹³¹。

その上、各地方市場の分断や各地方政府のGDP指標の追求は地方保護主義を招く傾向にあるが、地方保護主義が食品安全管理の障害となることも少なくない。

また、深刻化・複雑化する違法行為と旧来型の監督方式との齟齬、食品安全保障に関連する技術や機器の欠如、現場における監督の不徹底なども食品安全管理があまり機能していないことの原因として挙げられる。

(3) 基準・検査管理体系

食品安全管理は科学的な検査基準を基に実行されなければならない。地方では、長い間、部局ごとに独自の食品安全管理の基準を設定していた。それらのバラバラの基準では、重複したり、欠落部分があったり、相互に矛盾したりするなどの問題が発生している。それに加えて、検査方法についての基準もしばしば欠けているところがあり、食品安全の管理に多大な支障をもたらしている。

農産品の基準を例として説明する。2015年の統計によると、農産品基準の5000項目の中に、農産品加工類の基準はわずか701項目だけで、全体の14%しか占めていなかった¹³²。そのうち、汎用性のある食用農産品加工に関する基準は全体の3.6%に過ぎなかった¹³³。

¹³¹ 搜狐 HP 2001年3月13日記事「郑州市、区两级“馒头办”上演“馒头大战”」

(<http://news.sohu.com/62/74/news144327462.shtml> 2019年3月25日アクセス)

¹³² 中国農業部 HP 2013年6月27日に発布した「农业部办公厅关于印发『2014~2018年农产品加工（农业行业）标准体系建设规划』的通知」

(http://jiuban.moa.gov.cn/zwl/m/ghjh/201306/t20130627_3505314.htm 2018年2月17日アクセス)

¹³³ 尹世久・呉林海・王曉莉・潘輝峰など著『中国食品安全發展報告 2016』北京大学出版社、2016年、52頁。

そのほかにも、農業の基準には、体系性に欠ける（特に農産品の一時加工基準の欠如）、基準の科学性と適用可能性が不十分である、規制対象が明確にされていない、根拠が不十分である、業界発展水準と国際基準とが合致していない、農産品の生産・ランク付け・加工・貯蔵などに関する別々の基準がない、実施の効果が低いなどの欠点がある¹³⁴。

農薬基準の管理でも、中国は先進諸国より遅れている。600種類以上の農薬原薬、22000種類以上の農薬製剤はすでに登録されているが、そのうち、378種類の農薬については12大類の食品に使用する際の最大残留制限基準（MRLs）が2650項目しか決められていない。その項目数はCACの3338項目、米国の11000以上の項目、日本の51600以上の項目、EUの145000項目よりはるかに少ない¹³⁵。その378種類の農薬のうち、検査方法がすでに決まっているのは228種類でしかない¹³⁶。

食品の生産段階の品質検査基準は3000項目以上あるが、流通段階の基準はわずか100余りの項目しかない。生産段階の品質を保証できても、流通段階の品質は保証されていない¹³⁷。

前述したように、検査設備の不足や検査能力の低いレベルも食品安全管理、特に、行政管理の末端レベルにおける現場の業務の効力を制限している。

たとえば、無公害肉類の検査項目は約40項あり、全数検査する場合数日かかるだけではなく、10000元の費用も企業にとって、多大な経済負担になっている¹³⁸。主要な農産品卸売市場に備えつけられている残留農薬の快速検査設備で野菜を検査した場合、速くとも30分ぐらいかかる。結果が出る前に、野菜がすでに売られてしまっているため、タイムリーかつ有効な食品流通管理とは言いがたい。

検査技術レベルの遅れは食品安全管理の現実の需要に追い付いていない。2011年9月から、国家衛生部は専門科学技術者を組織して、「地溝油」の検出検測技術の研究に取り組み始めたが、今に至っても、実効性のある検測技術はまだ開発されていない¹³⁹。

（4）社会的信用体系

中国では、すでに2013年から中国人民銀行信用調査センターによって企業や個人に関する信用情報基礎データベースを構築している。2015年から民間の信用調査機関の「芝麻（デーマー/ゴマ）信用」と情報共有を始めた。違約時の罰則や遵守時

¹³⁴ 中国農業部 HP 2013年6月27日に発布した「农业部办公厅关于印发『2014~2018年农产品加工（农业行业）标准体系建设规划』的通知」

（http://jiuban.moa.gov.cn/zwillm/ghjh/201306/t20130627_3505314.htm 2018年2月17日アクセス）

¹³⁵ 旭日幹・扈国芳主編『中国食品安全现状，问题及对策战略研究』科学出版社、2016年、64頁。

¹³⁶ 同上。

¹³⁷ 前掲『大国粮食问题：中国粮食政策演变与食品安全监管』、149頁。

¹³⁸ 同上、145頁。

¹³⁹ 中国檢驗檢疫科学研究院、戴華・彭涛主編『国内外重大食品安全事件应急处置与案例分析』中国質檢出版社・中国基準出版社、2015年、128頁。

の奨励策を社会的に広めようとしている。

食品安全の管理において、元の国家食品薬品监督管理局は2004年に「国家食品薬品监督管理局が食品安全信用体系を構築することに関する試行工作方案」を發布し、食品企業の信用監督を試みている。各地方の食品安全監督管理部門も食品業者を対象に食品安全信用情報監督体系の構築を進めている。2017年までに、5000社の企業からなる食品安全信用管理体系が構築されている¹⁴⁰。

しかし、市場におけるインセンティブと淘汰のメカニズムはまだ完全とはいえない。信用を失墜した経営者に対する罰則がまだ軽いし、中小企業への規制効果がまだ限られているため、消費者権益を侵害する行為は頻繁に発生している。消費者にとってまだ安心・安全にはほど遠い現状が続いている¹⁴¹。

零細・中小業者の数が圧倒的に多い食品市場では、業者の信用体系は未だ期待される役割を果たしていない。

2. 経済的要因

中国で食品安全問題が頻発する経済的要因として、次の3点が挙げられる。

第1に、食品市場では日々、新しい商品・技術・取引関係の変化が起こっている。

改革前、食品の品種は少なく、供給も不足していた。食品安全の管理は相対的に容易であった。しかし、現在、食品工業はすでに4大種類、22中種類、57小種類、1万以上の種類に及んでいる¹⁴²。2011年の全国の肉類、ミルクの消費量はそれぞれ1980年の7倍、30倍に増加している。食品品目の種類と数量の増加は食品安全リスクと食品安全管理の難しさを増幅している。

第2に、第1章第3節の2で述べたように、改革開放後、食品市場において「多、小、散、乱、低」の産業組織構造が形成された。そのような産業構造の下で、食品安全リスクは高まる一方である。

先進国では、ほぼ100%の肉類と95%以上の野菜・果物の流通はコールドチェーン（Cold Chain Logistics）という方式を採用し、周辺環境から食品安全を保障している。中国では、80%以上の生鮮食品は常温条件下の保存・流通・粗加工が行われており、洗浄・選別・包装もされていない。また、冷蔵・冷凍などの保存設備

¹⁴⁰ 「张崇和对食品行业组织和食品行业企业发展提四点建议」『中国食品報』2018年11月30日
(http://www.ce.cn/xwzx/gnsz/gdxw/201811/30/t20181130_30910845.shtml 2019年3月25日アクセス)

¹⁴¹ 「中消协报告：消费信心较充足信用建设需加强」『法制日報』2019年3月18日
(https://www.creditchina.gov.cn/hangyexinyong_824/zonghedongtai/hangyexiehuishanghui/201903/t20190318_150079.html 2019年3月25日アクセス)；信用中国 HP 2018年4月24日「食品安全信用監管制度的建設与挑戰」
(https://www.creditchina.gov.cn/home/zhuantizhuanlan/aWeek/xinyongxingui/201804/t20180424_113963.html 2019年3月25日アクセス)

¹⁴² 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、217頁。

もなく、二次汚染されやすいため、流通段階の安全と衛生はとても保障されているとはいえない¹⁴³。商務部の調査によると、全国5万社以上の食品小売企業のうち、検査センターを備えている割合は1%にもならず、全国2.6万の市場のうち、ごみ処理設備を備えている比率は1%未満である¹⁴⁴。

また、HACCP、トレーサビリティ・システムなど、先進的な食品安全管理技術の普及率は依然として低い水準にとどまっている。

政府は数えきれないほど多くの監督対象に対峙しなければならない。そもそも「情報の非対称性」という観点からみれば、消費者や行政は食品業者より把握できる食品情報が少ない。いくら徹底的に管理を強めても、やはり技術、情報などの面で限界があるから、重箱の隅々まで完全には監督できない現実を認めなくてはならない。その上、コスト面の制約もあり、行政の監督資源を無限に増やすことはできない。

第3に、既述のようにそもそも食品市場には「情報の非対称性」により、「悪貨が良貨を駆逐する」という逆選択の現象が存在している。

生活必需品としての食品は、消費者側からみると、選択肢は比較的多い。また、関連調査によると、中国の企業の平均寿命は3.9年であるという。そのうち、大手企業7～9年、民営企業3.7年、中小企業2.5年である。それに対して、欧米の大手企業は40年、日本の大手企業は58年、アメリカと日本の中小企業の平均寿命はそれぞれ8.2年と12.5年である¹⁴⁵。中国では、制度化されていない市場経済の下で、激しい市場競争にさらされる企業が目先の利益追求に走り、違法行為を犯すという刹那主義的な企業行動がよく見られる。それこそが中国で食品安全問題が跡を絶たないもっとも重要な要因である。

3. 社会的要因

食品安全問題の深刻化は社会的要因とも関連している。

第1に、長い間、経済開発を優先する政策への偏重と自然保護の重要性についての認識不足によって、工業の「三廃（廃水、廃気、廃棄物）」が大量に排出している。結局、産業廃棄物に含まれた重金属などの有害物質が大自然に拡散し、土壌・農産物に蓄積している。

また、1978年以後、新技術・新製品の使用によって、もともと糞尿を肥料として使ってきた伝統的な農耕文明が消えていった。その代わりに化学肥料、農薬、農業用のプラスチックフィルムなどの資材の使用量も年々増加している¹⁴⁶。化学肥料の使用総量

¹⁴³ 尹世久・呉林海・王晓莉・潘輝峰など著『中国食品安全発展報告2016』北京大学出版社、2016年、52頁。

¹⁴⁴ 張曉濤・王揚著『大国糧食問題：中国糧食政策演變与食品安全監管』經濟管理出版社、2009年、145頁。

¹⁴⁵ 鳳凰網 HP 2016年6月1日記事「中国企业平均寿命为什么短」
(https://finance.ifeng.com/a/20160601/14447174_0.shtml 2018年11月4日アクセス)

¹⁴⁶ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、55頁。

は1978年の884.0万トン¹⁴⁷から2013年の5912万トン¹⁴⁸、1ムー(6.67アール)あたりの使用量は21.9キロで、世界平均水準の8キロをはるかに超え、アメリカの使用量の2.6倍、EUの2.5倍になっている¹⁴⁹。農薬の使用総量は1991年の76.5万トンから2013年の180.19万トンに増加している。しかし、化学肥料と農薬の平均使用効果率は約35%でしかない¹⁵⁰。その余剰成分が自然に拡散した結果、残留農薬、重金属の蓄積などのリスクが高まる一方である。農業用のプラチクックフィルムを回収しないまま、やたらに廃棄することが多いので、土壌を汚染している。全国の土壌面積(耕地、林地の一部、草原、未利用地と建設用地を含む)の16.1%が汚染されている¹⁵¹。

さらに、農民に対する農業生産技術の指導が不十分で、環境保護意識も低いため、農薬・動物薬の多用・乱用や、農用資材のところかまわぬ廃棄は農村で広範に見られる。

第2に、改革開放の政策が打ち出されたあと、「四つの近代化」に取り組んでいく過程にあって、精神文明の建設や公平性を重視することよりも、物質的な豊かさや効率の追求に重点を置いてきた。そのため、官民ともに法規を遵守せず、社会道徳の低下を招いてきた。信用と規範・道徳の喪失や拝金主義が世間に広がり、横行している。それは企業のモラルと信用喪失にもつながっている。

第3に、広い国土を持ち、民族も多い中国では、各地域の風土、食文化も異なっている。伝統や個人の熟練を基に、各地域または民族ならではの特色のある食品を生産・経営する「小作坊」「小食店」も数多く存在している。それらの特色のある地方食品に対して、全国範囲で統一基準を用いて生産や流通を管理するのは難しい。

4. 消費文化の要因

(1) 消費嗜好の歪み

消費者意識の歪みも食品安全上の違法行為を助長する一因となっている。

消費者の歪んだ消費意識は食品安全リスクの温床を作りだし、食品安全の違法行為を煽っている。

1978年以前の食不足の時代には、消費者は脂身の多い豚肉が好んだことがある。近年、食の豊かさ、消費水準の上昇や健康志向の高まりにつれ、脂身が少ない低脂肪の肉を好むようになった。そのため、脂身の多い豚肉は食べる人が少なくて

¹⁴⁷ 『中国統計年鑑』2003年。

¹⁴⁸ 中国農業部 HP 2015年3月18日記事「农业部关于印发『到2020年化肥使用量零增长行动方案』和『到2020年农药使用量零增长行动方案』的通知」

(http://jiuban.moa.gov.cn/zwillm/tzgg/tz/201503/t20150318_4444765.htm 2018年2月8日アクセス)

¹⁴⁹ 中国農業部 HP 2015年3月18日記事「农业部关于印发『到2020年化肥使用量零增长行动方案』和『到2020年农药使用量零增长行动方案』的通知」

(http://jiuban.moa.gov.cn/zwillm/tzgg/tz/201503/t20150318_4444765.htm 2018年2月8日アクセス)

¹⁵⁰ 中国農薬網 HP 2015年12月14日記事「农业部发布2015年化肥、农药利用率数据」

(<http://www.nongyao168.com/Article/1024952.html> 2018年2月8日アクセス)

¹⁵¹ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、8頁。

売れなくなっている。しかし、正常な豚肉から脂身を極端に減らすのは不可能である。悪徳業者は消費者の赤身の多い豚肉嗜好に応じて、「赤身肉エキス（クレンジング入り豚肉）」を食べさせた生体豚を生産するようになった。普通の豚肉は皮の下に厚い脂肪の層があるが、この豚肉はその脂肪層がほとんど無い。

そもそも収穫量が少ない「燕窩（燕の巣）」、フカヒレ、「冬虫夏草」などは、栄養成分も一般食品とはほとんど変わらないと言われている。しかし、それらの食品を珍味としてこだわる人も少なくない。販売利潤が高いので、違法業者の偽造を煽っている。

「銀耳（きくらげ）」、「黄花菜（金針菜）」、「饅頭」は白いほうが好まれ、卵黄は赤い卵の栄養が高いとされ、黄色の鮮やかな果物やお菓子が好まれる。結局、悪徳商人は消費者のこのような好みに応じて、二酸化硫黄で黄色みの濃い銀耳や「黄花菜」を燻製したり、スーダンレッドの卵を作ったり、小麦粉に白さを増す添加物を混入したりする。

2002年、SARSが中国で猛威を振るった。その背景には、SARSウイルスを持つハクビシンの食用と関連するという説もある。

(2) 低価格食品を選好する傾向

食の安全・安心の確保には労力とコストを要する。長期的にみれば、高い品質を維持するための取組みは企業に巨額の利潤をもたらすに違いないが、短期的にはコスト増は避けられない。その増加したコストは最終的に製品の価格の引き上げにつながる。安すぎる食品には、安全リスク上の疑問点が多いといえる¹⁵²。消費者の高くても安全・安心なものを買いたいという姿勢が食品業者の再生産を促進することになる。しかし、そういう意識は中国の消費者にはまだ薄い。

代替性が高い食品市場では消費者の逆選択（adverse selection）が存在する。所得水準の低い消費者は、安い食品にとって十分な市場空間をもたらす。

安徽省阜陽市の市場では、品質がいい、値段が高い肉製品は売れ行きが悪くて、その生産メーカーのある肉食品工場は経営の存続が危うくなっている。それに対し、粗悪品の肉食品を生産するメーカーは安価な肉食品が消費者に喜ばれて、かえって販売が好調であることは、2009年2月28日CCTV『新聞調査』で報道された¹⁵³。

特に、農村消費者は所得の制約があるため、品質・安全の重視より数量や外観を重視して安くて実益（実恵）がある商品を選好する傾向がある。また、農村の集贸市场では、食品安全の監督管理などはいまだに行き届いていない。食品安全の被害に遭遇した場合、農村消費者の権利主張の意識は低く、ほとんどの人が企業や販売業者にクレームをつけることはない。そのため、違法業者は農村消費者の弱みと

¹⁵² 吳林海主编『中国食品安全治理评论』2017年第1期、136-140頁。

¹⁵³ 唐愛慧「基于媒体報道的食品安全史研究（1978~2015）」中国農業大学2016年博士論文、40頁。

手薄な監督につけ入って、品質が悪く、安価な食品を農村市場に持ち込んでいる。

2018年、中国消費者協会が31省（自治区、直轄市）の81市（区）にある155ヵ所の農村集贸市场を対象に行った調査によると、偽物、ブランド食品のコピー品、「三無（賞味期限・品質合格証・メーカーが表示されていない）製品」、賞味期限が切れた食品、数量不足、保健食品の虚偽宣伝などの問題が農村で多発している。とりわけ農村の移動市場の状況はさらに深刻化しているという¹⁵⁴。

(3) 食品安全知識の欠如

多くの消費者は食品安全に関する科学的知識や情報が欠けている。そのため、生物や有毒植物・動物などの中毒事件が相次いでいる（表 2-12 参照）。

表 2-12 2013～15年中国の食物中毒状況の統計

| 中毒原因 | 2013年 | | | 2014年 | | | 2015年 | | |
|-------------------------|-------|------|------|-------|------|------|-------|------|------|
| | 報告数 | 中毒人数 | 死亡人数 | 報告数 | 中毒人数 | 死亡人数 | 報告数 | 中毒人数 | 死亡人数 |
| 微生物中毒 | 49 | 3359 | 1 | 68 | 3881 | 11 | 57 | 3181 | 8 |
| 化学物質中毒 | 19 | 262 | 26 | 14 | 237 | 16 | 23 | 597 | 22 |
| 有毒動物・ 有毒植物・ 有毒キノコ | 61 | 718 | 79 | 61 | 780 | 77 | 68 | 1045 | 89 |
| 原因不明 | 23 | 1220 | 3 | 17 | 809 | 6 | 21 | 1103 | 2 |
| 合計 | 152 | 5559 | 109 | 160 | 5657 | 110 | 169 | 5926 | 121 |

（出所）尹世久・呉林海・王晓莉・瀋輝峰など著『中国食品安全発展報告 2016』北京大学出版社、2016年、53頁。

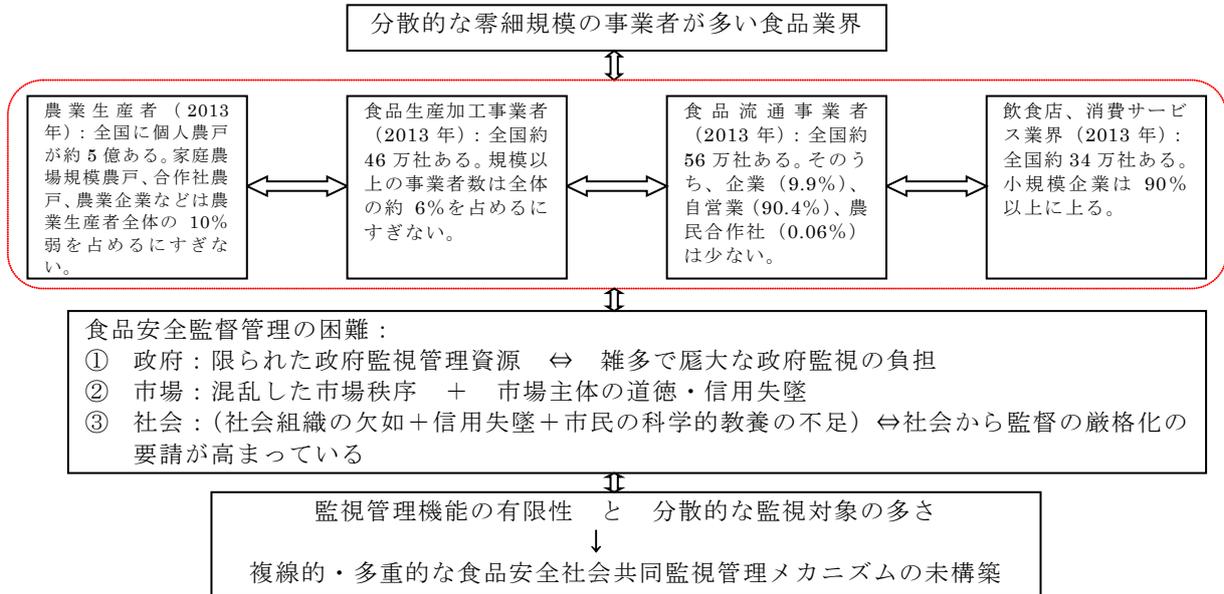
市場やビジネスの情報に比較的疎い農村の消費者は商品安全の識別能力が低い。また、若者の多くは出稼ぎに行っているため、農村に残って児童の世話をする婦女・老人はいつも食品安全問題の被害者になりやすくなる。

社会的要因としては、他にも①業界組織が自主規制や政府・消費者との情報交流などの面で、その役割をいまだに発揮できていない、②消費者団体の力が弱く、消費者の保護、消費者の教育などの役割を十分には果たしていない、③メディアや専門家などが社会監視、情報交換、消費者教育などの分野で期待される役割を果たしていない、などの点が挙げられる（後述の第3章参照）。

食品安全は単なる行政の機能不全だけの問題に留まらず、上記の経済、社会、政治、科学技術などの要因も複雑に絡み合っている（図 2-13 参照）。その結果、市場秩序の混乱を招き、偽物を横行させるなどの問題が起こっている。

¹⁵⁴ 中国消費者協会 HP 2018年10月31日記事「中消協在京发布『农村集贸市场调查体验报告』」（<http://www.cca.org.cn/zxsd/detail/28269.html> 2018年11月12日アクセス）

図 2-13 中国における食品安全監督管理の困難



（出所）呉林海、王晓莉、尹世久、張曉莉など著『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』中国社会科学出版社、2016年、211頁。

第3章 食品安全管理における消費者サイドからの視点

前述したように、1990年代以後、中国の食品安全問題はますます深刻化している。食品安全問題の直接的な当事者は消費者である。食品安全が脅かされた場合、最初に被害を受け、最終的に損害を被るのは消費者である。それゆえ、食品安全問題の研究に際して、消費者の立場からの観点が欠かせない。

本章では、消費者権利の保護という視角から食品安全管理問題にアプローチする。分析方法は、消費者を取り巻く「政府—企業—消費者団体・マスメディア」という3つの経済主体に共通する問題点やそれぞれの課題を探ることである。

第1節 「消費者主権」の理念の成立と消費者運動の勃興

1. 「消費者権利」の概念と消費者運動

「消費者主権 (consumers' sovereignty)」¹⁵⁵の理念は、1936年にイギリスの経済学者 William Hutt が著書 *Economists and the Public* において、初めて経済学上の概念として提唱した。彼は、「消費者主権」について、「消費者個々人の自由で自主的合理的な取捨選択が市場の価格と需要のメカニズムを通じて、究極において、企業者にどんな製品をどれだけ生産すべきかを伝達し、決定させる仕組みが経済機構上成立している」と説明した¹⁵⁶。その経済的主権は「貨幣的投票権」として考えられた購買行動の有無によって行使され、消費者が貨幣を使用するかどうかという行為に主権が存在するというのである。その後、多くの経済学者がそれぞれの視角から「消費者主権」を定義づけたが、それらを要約すると、「消費者主権」とは、消費者が「公正かつより豊かな生活を達成する」ことを保障する権利であるとされた¹⁵⁷。こうした「消費者主権」の理念は、「ケネディ教書」と1960年代のアメリカにおけるラルフ・ネーダーの告発型の消費者運動を通して、国際社会で共有されるようになった。

1962年3月、アメリカのケネディ大統領は、「消費者の利益の保護に関する連

¹⁵⁵ 経済学における「主権」という言葉の使い方は、経済取引において消費者の影響力といった意味である。消費者が権利の主体者として認められることだけではなく、その権利が制度的に保証されていなければならない（大嶋茂男・村田武著『消費者運動のめざす食と農 世界の経験、日本の実践』農文協、1994年、115頁）。

¹⁵⁶ 田中利見「消費者利益に対応したメーカーのマーケティング展開」『茨城大学政経学会雑誌』1983年3月、2頁。

¹⁵⁷ 朝岡敏行・関川靖編著『消費者サイドの経済学』同文館、平成19年、7頁及び17頁。

邦議会への特別教書（「ケネディ教書」）において、「消費者の4つの権利」（①安全を求める権利、②知らされる権利、③選択する権利、④意見を聴かれる権利）を提示した。1975年にはフォード大統領により⑤消費者教育を受ける権利が追加された。これが「消費者主権」の理念を実現するための世界で初めての「消費者権利」の内容であった。その後、1982年、世界消費者機構（IOCU、1995年からCIに名称変更）によって、この4つの権利は「8つの権利」に拡大され（上記の5つの権利に、①生活のニーズが保証される権利、②救済を受ける権利、③健全な環境の中で働き生活する権利が付加）、1999年には、国際連合のガイドラインが上記の権利に、①団体の組織化の権利と②持続可能な消費の権利を付け加えた¹⁵⁸。こうした経緯を経て、国際社会では、消費者の権利が食品安全分野において保障されなければならない重要な権利として、共有されるようになった。

2. 消費者運動の展開

本来ならば、消費者権利の実現は、政府の規制と企業のCSRの履行とによって保障されるべきである。しかし、政府がオールマイティーな能力を兼ね備えているわけではないし、市場の失敗と政府の失敗が存在しているため、政府・企業が公正な行為から逸脱して、消費者権利を侵害した経済行動を取ることもある¹⁵⁹。先進諸国の食品安全保障の改善過程を見ればわかるように、こうした消費者権利の保障は、消費者運動が行政や企業に働きかけることによって実現されている。

消費者運動には、多くの研究者の間でさまざまな意見があるが、ほぼ共通していることは、次の点にある。高度産業社会において消費者が商品やサービスの購入において無知を自覚し、金銭を真に価値あるものとして有効に使用しているかを意識し、問題解決のために商品とサービスの価格・品質・コストなどの十分な情報を得て、生産者との力関係における従属的地位から自らを解放して消費者の権利を明確にすることにある¹⁶⁰。

消費者運動には、主に（1）生協型、（2）情報提供型、（3）告発型の3種類がある。

第1の生協型の消費者運動は、一般消費者によって結成される組合組織の運動である。商品やサービスの流通過程に介在して経済行為を行ない、流通経費を節約することによって、組合員の生活福祉に貢献することを目的とする。この生協型の消費者運動は、労働者階級を中心とするものが多く、主に西欧諸国を中心に展開されている。

¹⁵⁸ これらの権利については、今井光映・小木紀之著『消費者福祉』ミネルヴァ書房、1970年、81-82頁、国際消費者機構（IOCU）のHP、岩本論・谷村賢治編著『消費者市民社会の構築と消費者教育』晃洋書房、2013年、139頁を参照。

¹⁵⁹ 前掲『消費者サイドの経済学』同文館、平成19年、26頁。

¹⁶⁰ 今井光映・小木紀之著『消費者福祉』ミネルヴァ書房、1970年、145頁。

第2の情報提供型の消費者運動は、消費者に情報を提供することを中心にした運動で、アメリカにおいて発展してきた。このような情報提供型の消費者組織は、商品の品質・性能に関する信頼できる消費者情報を提供することを目的としている。市場に出回っている銘柄商品の性能テストを行ない、結果を総合して優・可・不合格などに格付けし、そのうち特に良くて安い銘柄は、「買徳品」として月刊レポート誌に推奨するという方法を取っている。代表的な情報提供型の組織は、アメリカのCU（商品テスト紙『コンシューマー・レポート(Consumer Reports)』発行）、イギリスのCA（Consumers Association）、日本の「暮らしの手帖」などが挙げられる。この商品テスト運動は、流通過程に介在することにより流通経費を節約して消費者の生活福祉を図る生協とは異なり、消費者個人の賢明な商品選択に1つの価値基準を与えていくというところにその意義がある¹⁶¹。高度大衆消費社会では、この情報型の組織は、主に中産階級以上の層を中心にその運動の展開が果たされている。ところが、商品テストには莫大な資金を要し、資金援助を受ける場合が多く、商品の比較テストも、大部分は許認可権をもつ国などの公共試験機関に頼んでいるため、他の消費者団体からよくその姿勢を批判されている。例えば、アメリカでは政府の補助金さえも消費者の自主性を妨げるものとされている。

第3の告発型の消費者運動は、有害食品や危険商品の氾濫、環境破壊などの歪みを告発する運動である¹⁶²。例えば、1960年代の半ば、アメリカでラルフ・ネーダーを中心にした運動である。ネーダーは、『どんなスピードでも自動車は危険だ』（1965年）という著書で、自動車の恐るべき非安全性をとりあげ、世界最大の自動車メーカーのゼネラル・モーターズ社を相手に欠陥車を裁判に訴えて勝訴した。一介の弁護士が一国の国家予算に匹敵するほどの売上げをもつ巨大企業に闘いを挑み、その結果、自動車業界に製造物責任を負わせる安全規制立法を成立させた。1969年には、ネーダーは専門家を集めて「ネーダー突撃隊（Nader's Raiders）」を組織し、欠陥商品や有害食品などによる多くの消費者被害が発生した現実に正面から向き合い、悪徳企業の告発に乗り出した。その後も、ネーダーはさまざまな方面のパブリック・インタレストを守る運動を展開していった。こうした運動を通して、国民の健康を守ったり消費者の権利を保障したりするためのさまざまな法案の採択や政府機関の設立に寄与した¹⁶³。日本では、告発型の運動は「草の根のグループ」によって担われる。「失敗と挫折の繰り返し」といわれた消費者運動がいまや社会的な発言力を増していった。

多くの国では、多様な消費者運動が同時に展開され、「相互補完的」な役割によって、結果的に「相乗効果」を挙げてきた。これらの消費者運動は消費者の権利

¹⁶¹ 前掲『消費者福祉』、162-163頁。

¹⁶² 日本放送出版協会編『日本の消費者運動』日本放送出版協会、1980年、120頁。

¹⁶³ 同上、142頁。

を実現するための一つの市民運動になった。だが、消費者運動は、消費者自身あるいは一部の人々のみによって推進されるべきものではなく、民間機関、各種形態の民間企業の機関、国と地方自治体の機関などによって、いろいろな形でその促進と実践が図られるべきである¹⁶⁴。また、消費者運動は消費者の私的保護と行政による消費者の公的保護との関連が強い。そのため、行政は消費者運動に必要な情報を提供するという極めて重大な役割を担うべきである一方、消費者は行政に依存しすぎてはならないとされる¹⁶⁵。消費者運動は市場における消費者と生産者の力のアンバランスを是正するだけでなく、消費者の欲求と必要を正しく反映した消費者のための生産を生産者に求める。つまり、消費者のための生産体制を確立するところまで進まなければ、消費者福祉に対する意義を十分に発揮することはできない。さらに進んで、消費者の欲求と必要を直接的に反映させるシステムが構築されなければならない。

しかし、こうした消費者運動にも多くの限界があることが指摘されている。今井光映・小木紀之の研究によると、消費者運動の限界には主に次の3点があるとされる¹⁶⁶。それは次のようである。第1は、「情報提供型の消費者運動」では、消費者には、商品購入の際、その商品の優劣に関する情報を与えられるだけで、それが消費者福祉の実現には直接繋がらないという限界である。第2は、消費者団体が自由に自主的に運動を展開する消費者運動においては、消費者団体以外の消費者の必要・欲求を調査研究し、消費者の意思を生産者にあるいは行政に反映させ、そうした線にそった財やサービスを消費者に提供させるという活動はきわめて困難である。こうした活動は、消費者自身の欲望・必要の調査把握といっても、消費者の意思が十分に反映され、そうした商品がただちに消費者に提供されるという保証はない。

第3は、消費者と消費者行政との関係においても、消費者運動の限界がある。すなわち、消費者行政におんぶした消費者保護的消費者運動では、消費者福祉は完全には達成できないということである。行政は生産者の方を向きすぎていたということは反省されなければならないが、行政はもともと、市民つまり消費者一般を対象とするものである以上、労働力を売って生計を立てる勤労者の消費者だけを保護することはできない。市民一般をその対象とせざるをえないからである。

¹⁶⁴ 今井光映・小木紀之著『消費者福祉』ミネルヴァ書房、1970年、146頁。

¹⁶⁵ 同上、147頁。

¹⁶⁶ 同上、166-169頁。

第2節 中国における消費者権利の保護に関する法整備

前節で述べたように、「消費者主権」を保障する「消費者の権利」は、消費者政策の理念として、立法、行政、司法において、尊重されるべき最も重要な価値である。

社会主義の市場経済の最終的目標は市場経済を通じて、「共同富裕」を達成することにある。中国では、2020年に「小康社会」¹⁶⁷の全面的実現を目指して、生産力の発展に取り組んでいる。さらに、2012年から「富強、民主、文明、調和、自由、平等、公正、法治、愛国、敬業、誠信、友善」という社会主義建設の核心的価値観が明確にされた。このような情勢下で、中国においても、経済取引において消費者の諸権利を平等かつ公正に確保・実現するため、「消費者主権」の理念が確立されなければならないという認識が生まれている。

しかし、「消費者の権利」を単なる「理念にとどまる」ものとして、その実体的な権利が消極的・否定的に捉えられる恐れは常に存在している。そのため、「消費者の権利」を尊重する視点に基づき法・制度を整備し、法運用や行政管理が適正に行なわれているかを測るための検証が必要である。

中国では、市場経済が成立するまでの計画経済期には、長期にわたって、商品供給が不足していた。そのような体制下では、経済取引の主導権は生産者側（国有企業が主であるから国家といえる）にあった。また、当時、「国家に奉仕し、社会主義を建設しよう」というスローガンが掲げられ、国家や集団の利益が重視される傾向が強く、個人の権利や利益は無視されがちであった。

改革開放後、市場経済に転換してからも、経済分野では、長期にわたって効率を最優先する市場メカニズムの原理が貫徹され、平均主義を打破し、経済の高度成長を促進した。しかし、他方、市場競争がもつ負の側面も出てきた。社会的公平と公正よりも経済利益のほうが過度に優先されるようになり、力の弱い消費者の権利を無視したり、犠牲にしたりすることにつながった。その結果、食品安全の監督管理においても、さまざまな分野で消費者権利の保護措置が欠如し、消費者の権利や利益を顧みず、行政・業者側に寄り添った政策が出されている。

以下では、食品安全にかかわる法整備について、「消費者主権」の理念と消費者権利を照合させて、消費者保護の実態を分析する。

¹⁶⁷ 国家主席の習近平は、2015年に、「2020年までに国内総生産および国民の平均収入を2010年の倍にし、国民の生活水準と質を高め、貧困人口をゼロとし、生態環境の質を全体として改善する」という目標を提言した。

1. 消費者による立証責任の難題

中国の法律は、立証責任について「主張立証」の原則が貫かれている。2014年施行の『消費者権益保護法』では、耐久消費財の立証責任が生産者や経営者の側にあると改正されたが、食品について、主張立証は消費者にあるという原則が貫徹している。食品安全をめぐる紛争において、消費者が司法提訴し、自己権利を主張しようとする、証拠を提出しなければならない。その場合、法的証拠として権威のある検査機関の検査報告が必要となるが、消費者は立証責任において、証拠採集、証拠固定、検査結果の認定（因果関係の認定）という難題に直面している¹⁶⁸。大部分の消費者は日常的に、食品購入のレシートを保管する習慣がない。そのため、食品購入先の認定が難しい。さらに、検査機関の選定、高い検査費用などのコストのハードルがあり、加えて、多くの検査機関（国家に認可され、法的効力がある鑑定を行える検査機関）への依頼はハードルが高い。

例えば、関連調査によると、国家が検査検出機関の検査費用について詳しく規定していないので、各検出機関の検出価格は異なる。メラミン項目の検査費用は360～800元、残留農薬の検査は1項目あたりに300～1000元、「可塑剤（プラスチック材）」の計測費用は1500～2000元である¹⁶⁹。食品の検査は往々にして複数の項目が含まれるので、検査費用はさらに高くなる。高価な検査費用だけでも普通の消費者にとって大きな負担になる。他方、多くの検査機関は大量検査の利便性と収益の安定性のために、企業や政府関係部門を主なターゲットしており、個人検査は煩雑で、利益も少ないし、連帯責任を負わされるなどの理由で、消費者個人の検査要請を拒む傾向が強い。また、消費者に対し、さまざまな実質的に不利な条件を課したりしていることが多い¹⁷⁰。たとえば、メーカーの「紹介状」やサンプルに関する説明の提示などの煩雑な手続きを求めることがある。2010年、「聖元」粉ミルクのホルモン事件が発覚した後、ある消費者はその粉ミルクの検査を病院と工商部門に頼んだ。ところが、食品中のホルモンの検査が自分の職責ではないという理由で病院に断られ、検査の中にホルモン検出の項目がないという理由で工商局に拒否され、盥まわしにされた。検査検疫局がようやく検査を受け入れてくれたが、費用として2～3万元が必要だという¹⁷¹。結局、消費者は検査をあきらめざるをえなかった。また、2012年の白酒「可塑剤」の事件でも、多

¹⁶⁸ 北京青年報 2014年3月12日記事「个人送检高门槛难倒消费者」

(<http://news.163.com/14/0312/03/9N3VRED300014AED.html> 2018年6月18日アクセス)及び、中国質量新聞網 HP 2016年2月1日記事「专家解读李海峰今麦郎案背后的质量法治与消费维权启示(上)」(<http://www.cqn.com.cn/news/zgzlb/dier/1120914.html> 2018年11月30日アクセス)

¹⁶⁹ 葉小麗・蔵建建「消費者個人送検分析」『現代商貿工業』2013年9期、147頁。

¹⁷⁰ 解放網 HP 2016年9月14日記事「消费者维权不会再送检无门」

(<http://gov.eastday.com/shjs/node9/ulai103245.html> 2018年6月18日アクセス)

¹⁷¹ 人民網 HP 2014年8月18日記事「食品安全标准检测难度大成本高 成消费者维权障碍」

(<http://legal.people.com.cn/n/2014/0818/c188502-25482840.html> 2018年6月19日アクセス)

くの消費者が各地の検査機関に個人検査を請求したが、いずれも断られた¹⁷²。

以上の事例にみるように、消費者は、高額のコスト、証拠の固定、証拠取得の難しさを考慮して、権利の主張を放棄するケースが少なくない。清華大学法学院の研究統計によると、経済発展地域において商品やサービスの品質に問題があった場合、50%の消費者は黙って我慢している。25%の消費者が事業者と交渉し、賠償か返品を要求する。約20%の消費者は消費者保護協会に訴えている¹⁷³。

2. 懲罰的損害賠償に関する法律の欠如

食品安全を保障する法令には、『合同法（契約法）』、『権利侵害責任法』、『農業法』、『漁業法』、『畜牧法』、『产品质量法（製品品質法）』、『農産品品質安全法』、『消費者権益法』、『食品安全法』、『刑法』などがある。消費者権利に関連する法律・法規は『消費者権益保護法』のほかに、『製品品質法』、『反不正競争法』、『広告法』、『食品安全法』、『合同法』、『権利侵害責任法』などがある。これらの法律条項が食品安全の被害者に対する損害賠償をほぼカバーしているが、被害者への懲罰的損害賠償・精神的損害賠償は欠如している。

表 3-1 関連法令における懲罰的損害賠償・精神的損害賠償の規定

| 法律名 | 損害賠償の条項 | 懲罰的損害賠償 | 精神的損害賠償 |
|---------------------|-------------------|--|--|
| 食品安全法 (2015年) | 第148条 損害賠償 | 第148条 増加賠償額: 商品代価の10倍または損害の3倍、賠償の増加額は1000元以下の場合、1000円で賠償する。 | なし |
| 消費者権益保護法 (2014年) | 第49条 人身損害または死亡の賠償 | 第55条 増加賠償額: 購入商品代金または提供サービス費用の3倍、増加賠償額が500元未満の場合、500元。懲罰的賠償: 被害者の被った損害の2倍以下とする。 | 第51条 人身権益損害(侮辱、誹謗、身体への搜索、人身自由の制限など)の賠償: 精神的損害賠償の請求が可能であるが、どの程度の賠償は明言されていない |
| 権利侵害責任法 (2010年) | 第16条 人身損害または死亡の賠償 | 第47条 製品に欠陥が存在していることを知りながら、その製品の生産・販売により、他人に死亡させ、またはひどい健康損害を負わせた場合、被害者は懲罰的賠償の請求権を有する。どの程度の賠償かは明記されていない。 | 第22条 人身権益を侵害され、ひどい精神損害を負わされた場合、権益被害者は加害者に精神損害賠償の請求権を有している。どの程度の賠償かは明記されていない。 |

(出所) 中国政府網 HP「法律法規」(<http://www.gov.cn/> 2018年5月27日アクセス)に公表された各法律に基づき、筆者整理作成。

懲罰的損害賠償の立法目的は、被害者の損害を填補するだけでなく、故意の

¹⁷² 人民網 HP 2014年9月5日記事「食品個人送検多重障碍待解 官方機構直接拒収」(<http://politics.people.com.cn/n/2014/0905/c1001-25609225.html> 2018年6月19日アクセス); 「個人送検, 高门槛难倒消费者」『北京青年報』2014年3月12日記事 (<http://news.163.com/14/0312/03/9N3VRED300014AED.html> 2018年6月18日アクセス)

¹⁷³ 李海峰編著『中国の消費社会と消費者行動』晃洋書房、2017年、171頁。

違法行為を懲罰することで、違法行為を抑制し、消費者権利を守ることにある。『食品安全法』、『消費者権益法』、『権利侵害責任法』は、懲罰的損害賠償の原則を定めたが、精神的賠償については、定めていない。『権利侵害責任法』だけに精神的損害賠償の原則があるが、その具体的な賠償の計算法を定めていない。懲罰的損害賠償の計算法については、それぞれの法に相違があり、結局、消費者を救済するに当たって、賠償額の裁定基準が統一されていないことになる（表 3-1 参照）。

また、被害者個人が請求した懲罰的損害賠償訴訟を受理した場合、次の 3 つの問題がある。1 つは、『権利侵害責任法』、『消費者権益法』、『食品安全法』の中では、どのような優先順位で、それらの法規に依拠すべきかについて、法律の規定は明確ではない。そのことは、消費者を戸惑わせるばかりか、裁判結果の不確実性をもたらす恐れがある¹⁷⁴。2 つ目は、懲罰的損害賠償が最高 10 倍で加算されても、多くの食品代金はそんなに高くないので、大した金額にならない。その賠償金額は違法業者にとって、違法行為によって得た不当利益よりはるかに少ない。市場で流通している不合格の商品をすべてリコールする費用よりも、個人消費者への賠償のほうが安く済む。結局、違法行為の後始末に要するコストが低いので、懲戒による見せしめの効果は小さい。違法行為の続発を抑えることにはつながらない。3 つ目は、違法業者が倒産したり、損害賠償を支払えなくなったりした場合、懲罰的損害賠償の判決が履行できないという難題がある。

いずれも、被害者に実質的な不公平・不利益をもたらす可能性がある。

3. 告発・告訴などの権利保護の法律の欠落

中国の『消費者権益保護法』（2014 年）は、消費者の権益について、具体的に 11 項目の権利と利益を規定している。上記の国際社会で通用している消費者権利に比べると、中国の場合、「人格の尊厳及び民族の風俗風習を尊重する権利」と「監視する権利」を明記しているところに特徴がある¹⁷⁵。中国は、中国的な事情に配慮した消費者権利を重視しているといえるが、実際においては、なかなかそれが保障されないという現実に直面している。

この問題に関しては、第 1 に、内部通報者保護に関する法律が欠如していることを指摘できる。

消費者や行政監督の職員が業者内部にある食品安全の違法情報を全面的かつ的確に把握するのは容易ではない。企業の内部情報が非公開であるため、外からの行政監督はなかなか企業内部には届かない。そのため、業者の内部からの違法行為の告発が有効な管理手段である。違法行為の内部告発を受け、早急かつ的確に

¹⁷⁴ 唐莹「食品安全領域消費者権益法律保護的協調性研究」『法制与經濟』2018 年 8 月、130 頁。

¹⁷⁵ 『中国消費者権益保護法』（2014 年）及び鄧敏賢「論我国食品安全事件中消費者権益保護」華南理工大学 2012 年修士論文を参照。

対応できれば、食品安全被害の拡大を食い止められるばかりか、事態が悪化する前の早い段階で、不正行為を停止することができる。そうすれば、会社を潰して従業員を路頭に迷わすことをしなくてもよくなるし、経営者を刷新して会社を立ち直らせることができるかもしれない。行政や社会からみても、それがもっともコストが少なくて済む方法である。

しかし、内部告発者を保護する通報者保護の法律は存在してはいるものの、具体的な規定が欠落している。既存の『食品安全法』(2015年)の第115条第2項は、内部告発者の個人情報の秘密保持・報奨金額について記載し、内部告発者に対する企業側の解雇や労働契約の変更、及び他の打撃・報復などの不正な扱いを禁止すると規定している。『食品薬品告発・通報管理弁法』(2017年)¹⁷⁶でも、匿名告発方式の認可、告発人への奨励金200元～50万元の給付について、詳しく規定している。しかし、告発者の保護は、告発者の個人情報の漏洩禁止だけに留まっている。

一部の地方では、告発者保護規定を定めているところもある。例えば、『長沙市食品薬品投訴挙報人保護制度』であるが、第2条において、「社会・市民が法に基づき積極的に食品薬品違法行為を通報・告発することを励まし、支持する。いかなる業者・事業所または個人は、いずれの理由であっても、告発人を攻撃したり、報復したりしてはならない」と規定している。だが、それらの保護制度は大まかな原則に留まっており、実行性のある具体的な措置についての規定を欠いている¹⁷⁷。通報情報の信頼性を保障するために、関係部門は匿名通報より実名通報の案件に対する措置を優先させているが、通報者保護の法律や行政機関が存在しないため、食品安全の闇を暴き出し、本来なら称賛されるべき「闘士」は「家規(企業の社則)」を破る「内鬼(裏切り者)」にされてしまっている。社員が内部告発に踏み出すには相当な勇気が必要である。

内部告発者が企業から報復・攻撃を受けた場合、労働管理部門のほかに、食品安全管理に携わる多くの部門の中で、どの部門がどのような措置で保護すべきかはまだ詳しく定まっていない¹⁷⁸。さらに、内部告発者を攻撃・報復した企業には行政処分や刑事罰が課せられることもないため、事実上、告発者の保護という点において、企業・業者の違法行為を規制する強制力はないに等しい。例えば、2014年9月、ウォルマート深圳市洪湖店の店員4人は、自社における賞味期限の切れた食材の使い回しを内部告発したあと、企業から「社則に嚴重に違反し、会

¹⁷⁶ 成都市食品薬品監管局 HP 2018年3月8日の政務公開「食品薬品投訴挙報管理办法」(<http://www.cdfda.gov.cn/zwgk/zcfg/zh/8936.html> 2018年7月20日アクセス)

¹⁷⁷ 王艷林『中华人民共和国食品安全法实施问题』中国计量出版社、2009年(任築山、陳君石主編『中国的食品安全过去, 现在与未来』中国科学技术出版社、2016年、253頁再引用)。

¹⁷⁸ 『湖南省長沙市食品薬品投訴挙報人保護制度』

(http://www.changsha.gov.cn/xxgk/szfgbmxxgkml/szfgzbxgkml/sspyjgj/fggw_1817/bmwj_1819/201806/t20180606_2247530.html 2018年7月20日アクセス)

社に重大な損失をもたらした」という理由で解雇された¹⁷⁹。安徽省食品藥品監督管理局のスポークマン孫斌園は、現在、中国では内部告発制度を普及させるのにはまだ多くの差し障りがあると認めている¹⁸⁰。山東大学法学院の柴瑞娟も告発人保護についての既存規定が不十分で、各法規に分散していると認めている。しかも、その多くは公示規定だけに留まり、報復者に対して事後的な処罰しかできない。また、対処担当部門が明確にされていないので、告発人は「人人都管、人人不管（どの部門にも管理責任がいるが、どの部門も管理していない）」という状態に追いやられていると指摘している¹⁸¹。

問題となるのは告発者に対して、どのように有効な保護措置を講じるかということである。内部告発者にとって、いったん個人情報が出たら、元の職場どころか、元の業界にさえ居場所がなくなってしまう。解雇や免職などはまだましなほうで、公権力にかかわる違法行為を通報した場合、通報者の人身安全さえも脅かされることもある。杭州市市民の陳復興、沈水根などは、2005年から、杭州市打鉄関社区の書記、杭州新星実業有限公司の経営者である陳連栄の違法行為を関係部門に対する告発を続けていた。杭州新星実業有限公司は、打鉄関社区の緑化用地を違法に占領し、違法建築物を建てていた。また、土地譲渡金の隠蔽や、建築許可基準より広く建築したなどの違法行為もあった。後に、恨みを買った陳復興、沈水根は陳連栄からの報復を繰り返し受けた。結局、2007年年末に、陳連栄の指示を受けた陳連栄の部下によって陳復興は傷害を受け、沈水根は殺害された。2009年4月、陳連栄に対して無期刑が言い渡された¹⁸²。

第2に、消費者集団訴訟制度が不備であるということである。環境汚染や食品安全事件の被害者は、被害者を合計すれば、巨大な被害といえても、個々の人の被害額は少ないことが多い。被害を受けた後、消費者が一人ひとり個別的に違法業者に訴訟を起こしても、消費者にとって労力や費用のコストも高いし、手間もかかる。賠償額よりも訴訟費用のほうが多額になってしまうケースも少なくない。多くの消費者はこれを考慮して、違法業者に対する賠償請求を諦める。そうすると、違法業者への懲戒にもならないし、社会的公正が損なわれることになる。

また、同一の原因で原告として立証すべき内容も共通しているのに、個別に訴訟を行なうと、立証を別々に行わねばならない。原告の労力も裁判所の資源も無

¹⁷⁹ 新浪 HP 2014年9月16日記事「深圳沃尔玛解聘4名举报“黑油事件”员工」
(<http://news.sina.com.cn/o/2014-09-17/020930867821.shtml> 2018年11月5日アクセス)

¹⁸⁰ 「查不出的黑油，“黑了”举报者—深圳沃尔玛“黑油事件”，职能部门未查出问题，举报人遭辞退」
『潇湘晨报』2014年9月7日(http://epaper.xxcb.cn/xxcba/html/2014-09/17/content_2805028.htm 2018年11月25日アクセス)

¹⁸¹ 新浪 HP 2014年9月17日記事「沃尔玛4名举报使用过期原料做熟食员工被辞退」
(<http://finance.sina.com.cn/chanjing/gsnews/20140917/135020317898.shtml> 2018年11月25日アクセス)

¹⁸² 鳳凰網 HP 2008年11月12日記事「杭州一举报人被毆致死被举报人现被“双规”」
(<http://news.ifeng.com/c/7fYXvPzBRRj> 2019年5月22日アクセス)

駄になることが多く、非効率的である。消費者権利の実現などの社会公益のために提訴する場合、消費者集団訴訟のほうが効率性も高いし、違法業者に対して、十分な懲戒効果もあるし、社会的公平・公正を守ることができる。消費者集団訴訟制度の構築は、消費者被害の事後救済には有効な手段であり、不可欠である。消費者意識が日増しに高まる中国において、消費民事集団訴訟制度は、これまで『民事訴訟法』、『消費者權益保護法』などのわずかな条文に記載されているのみであって、その具体的な制度内容は依然として不明確である¹⁸³。

しかし、『消費民事公益訴訟案件を審理する際に適用できる法律の若干の問題に関する最高人民法院の解釈』（2016年）¹⁸⁴や『民事訴訟法解釈』（2015年）、2017年の『民事訴訟法』と『行政訴訟法』の「改定」では、集団訴訟についての原告適格を中国消費者協会及び自治体の消費者協会から範囲を広げ、全人代及びその常務委員会が授権した機構及び社会組織まで含めている。集団訴訟についての規定は、いまだ体系的な法令制度になっていないが、これにより食品及び薬品安全等の限られた分野のみではあるが、検察院も原告となれるようになった。とはいえ、現行の集団訴訟の法規にはいくつかの欠点がある。被害を受けた消費者に対する懲罰的損害賠償を目的とする公益訴訟請求に対して、それを認めることが明示されていない¹⁸⁵。

最大の問題点は、公益訴訟の提訴者は、全国では省（自治区・直轄市）レベルの消費者協会に限られていることである。そのため、省レベル以下の消費者協会やその他の民間の消費者組織は集団訴訟の提訴者の資格から排除されている¹⁸⁶。ところが、大部分の食品安全による被害事件は、省レベル以下の市・区・県・社区（村）で起こっている。その実情を考慮すれば、提訴者を省レベル以下の消費者協会またはその他の適格消費者組織に拡大すべきである。そもそも行政レベルの末端機構に位置する消費者協会は業務処理能力が限られているので、消費者権利を保護するには無力なところがある¹⁸⁷。しかも、直接的な利害関係もない消費者のために、業者または政府に対して、消費者協会が公益訴訟を提起した場合、職務を怠ったり、不適切な行為をしたりする可能性がある。そのことに対する監督責任について、どの部局が担うのか、どのように監督するのかについての規定

¹⁸³ 『民事訴訟法』（2013年施行）の第55条は「環境汚染、消費者權益の侵害等の社会公共利益を損なう行為については、法律で定めた機関及び関係組織は、人民法院に起訴することができる」と規定している。『消費者權益保護法』（2014年施行）は、第47条「多数の消費者の合法的權益を侵害する行為に対して、中国消費者協会及び省、自治区、直轄市に設立された消費者協会は人民法院に対して訴訟を提起することができる」と新たに規定している。

¹⁸⁴ 中国最高人民法院 HP 「最高人民法院關於審理消費民事公益訴訟案件適用法律若干問題的解釋」（<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-20082.html> 2018年10月19日アクセス）

¹⁸⁵ 中国法院網 HP 「淺議當前消費者公益訴訟制度存在的不足與完善建議」

（<https://www.chinacourt.org/article/detail/2016/09/id/2086662.shtml> 2018年10月1日アクセス）

¹⁸⁶ 人民網 2014年4月18日「公益訴訟，幫消費者打官司」

（<http://finance.people.com.cn/n/2014/0418/c1004-24911229.html> 2018年11月25日アクセス）

¹⁸⁷ この問題について、後述の第3章第3節と第5節で検討する。

はまだはっきりしていない。

また、消費者協会が担う集団公益訴訟の業務能力も懸念されている。煩雑な多種の業務を担当している消費者協会は公益訴訟の提訴ために必要な経費、専門人材、知識などが保障されていない。公益訴訟の提訴人が負う公益訴訟費用の負担が大きすぎると、提訴者を畏縮させ、結局、提訴を放棄せざるを得なくする可能性が高い。さらに、公益訴訟の勝訴で、勝ち取った懲罰的損害賠償金の使途について、現在はまだ明確な規定や法律が定まっていない。現実の事例からみれば、懲罰的損害賠償は国庫に納められるのが一般的である¹⁸⁸。そうすると、懲罰的損害賠償は違法業者に対する行政罰金と同じように、国家の収入になってしまう。それでは、食品安全事件により被害を受けた消費者に対する損害賠償の意義が失われることになる。

4. 食品安全被害者の恒久救済制度の欠如

食品安全事件によって甚大な被害を受けた消費者に対する救済にあたって、被害者への救済制度、特に恒久救済の不備が露呈されている。

食品安全の被害者に対する損害賠償の責任は当然、違法業者側にある。『食品安全法』（2015年）は「本法の規定に違反し、他人に人身・財産またはその他の損害をもたらした場合、法律に基づき、加害者の生産経営者が賠償責任を負う。生産経営者の財産が民事賠償責任と罰金を同時に負担できない場合、民事賠償責任を優先する」（第147条）と規定している。しかし、そもそも損害賠償を負担すべき違法業者が「資産は債務の支払いに充てない」の方針を採ったり、または経営破綻したりした場合、被害者に対して、精神的損害賠償は別として、その民事の損害賠償責任をどのように果たさせるのか、またはどの部門が違法業者の代わりに被害者の長期救済の責任を担うのかという問題について、専門的な法律はまだ定まっていない。

現在、『刑事被害者への救済を実施することに関する若干の意見』（2009年、以下、『意見』と略す）、『国家食品安全事故緊急対策案』（2011年、以下、『緊急対策案』と略す）¹⁸⁹に基づいて対応している。これらの2つの規定は、被害者への救済資金は政府の当年度の歳出として保障されると明記している。しかし、『緊急対策案』の規定では、それはあくまでも一時的な応急手当にすぎない。刑事被害者への救済の実施状況も地方によってバラバラで、救済対象・救済基準の統一化、救済責任部門の確定、救済資金の保障も制度化されていない¹⁹⁰。長期的なリハビ

¹⁸⁸ 中青在線 HP 2018年5月22日記事「懲罰性賠償公益訴訟如何维护消费者权益」
(http://news.cyol.com/content/2018-05/22/content_17214240.htm 2018年11月23日アクセス)

¹⁸⁹ 中国政府網 HP 「国家突發公共事件予案体系」「国家食品安全事故応急予案（2011年）」
(http://www.gov.cn/yjgl/2005-08/31/content_27872.htm 2018年11月5日アクセス)

¹⁹⁰ 中国法院網 HP 2017年8月3日「刑事被害人救助制度运行的困境与完善的路径」

りや生活保護の必要な被害者に対する恒久的な救済について、関連法規はなく、ほとんど実施されていない。そのため、多くの食品事件の被害者は困窮を極めてしている。次の3事例を紹介する。

第1は、1998年の山西省朔州市の「毒酒」事件では、農民の王青華らは57.5トンのメチルアルコール入りの「ニセ酒」を生産し、個人経営の卸売商を通じて、市場に流通させた。その結果、死者は27人に達し、中毒者222人が入院治療したが、そのうち多くは失明するという大惨事が引き起こされた。犯罪者6人は最終的に有毒食品の生産・販売の罪で処刑された。しかし、その事件により、窮地に陥った死亡者の家族と失明者は20年も経った今でも、何の民事損害賠償も受け取っていない。当時、地方政府は、北京へ陳情に行った被害者を帰らせるために、遺族に10000元、負傷者に5000元のわずかな「貸付金」を支給することで一時的な収束を図っただけであった。その後、何らの救済措置も講じていない。弁護士張文豪（仮名）は、当事者の立証証拠などの関係資料を調査した結果に基づき、被害の拡大は、当時の地元の監督部門の過失によるものと判断した。当時の地方政府について、次のように言っている。「このような事件が現在起こったとすれば、通常は刑事訴訟に付随した民事損害賠償訴訟として扱われたであろう。しかし、当時の政府は、権力で法をないがしろにし、被害者の民事訴訟の権利を剥奪し、病院や被害者家族に対してロックアウトを行なった」¹⁹¹。

第2は、2003年の安徽省阜陽の粗悪粉ミルク事件である。このミルクの飲用で死亡した乳児の親は、違法食品業者に対し損害賠償の請求訴訟を起こした。しかし、満足のいく賠償をもらっていないケースが多い。張林偉は、粗悪粉ミルクを飲ませたために娘を亡くしたことで、粗悪粉ミルクの販売業者に25.4万元の損害賠償を提訴した。勝訴判決を言い渡されたが、わずか4.2万元の賠償金しか支払われなかった¹⁹²。他にも、粗悪粉ミルクを飲用したため、身体傷害と知的な後遺症が残っている子供が多くいる。彼らは、事件後10年経っても、賠償を得ていない¹⁹³。さらに、長期的なリハビリが必要な被害児童に対して、救済について、どの部門がどのように負担したか、関係する公開報道を見つけることができなかった。

第3は、2008年の三鹿集団のメラミン入り粉ミルク事件である。このミルクを飲用した約30万人の乳幼児が泌尿器の損傷や腎臓結石などの罹患被害を受け、うち6人が死亡した。国務院は、衛生部、工業・情報化部などの部局と検討し、被害児の賠償対策として、死亡乳幼児に20万元、重症の乳幼児に3万元、軽症の乳幼児に2000元という一時金の賠償方案を策定した。メラミン入り粉ミルクの違法

(<https://www.chinacourt.org/article/detail/2017/08/id/2985143.shtml> 2018年11月7日アクセス)

¹⁹¹ 搜狐 HP 2018年7月25日記事「朔州假酒案二十年：死者家属仍在求赔偿，多名幸存者失明度过余生」(http://www.sohu.com/a/243266214_658673 2018年10月18日アクセス)

¹⁹² 搜狐 HP 2013年10月24日記事「追访安徽大头娃娃命运变迁：劣质奶粉留证十年」(<http://news.sohu.com/20131024/n388852749.shtml> 2018年11月5日アクセス)

¹⁹³ 同上。

生産を行なった乳製品メーカー22社は、中国乳業協会を通じて11億元を出資し、被害児の賠償金とした。このうち、9億元は29.4万人（2008年11月27日までのデータ）の認定被害児に対する一時金として支給され、残りの2億元は中国乳業協会が中国人寿保険会社に委託して、被害児が18歳になる前に、メラミン入り粉ミルクの飲用によって罹患の可能性のある泌尿系統関係の病気の後日の治療費に充てるという案であった¹⁹⁴。

ところが、その賠償案は一部の被害児の親たちに納得してもらえなかった。賠償方案の策定は政府側の一方的な決定によるもので、全く被害消費者側の意見を聴取していなかったからである。事件当初、被害者として認定されず、後に病状が悪化したり死亡したりした被害児は一時金の賠償対象には含まれていない。医療費・介護費・栄養費用・交通費・精神的損害賠償を含まない2000元という賠償額は、粉ミルクの購入代さえよりも少なく、とても賠償などとはいえない額である。18歳になって以後、事件によって発症した後遺症などの治療・リハビリはどの部局が責任を取って、どのように保障してくれるのかと訴え続けている親たちがいる¹⁹⁵。また、賠償基金の管理は被害者代表・弁護士・会計士などの専門家が共同で監督するのが一般のやり方であるに、中国乳業協会はその賠償基金の管理を中国人寿に委託した。さらに、関係費用の支出の根拠などを全く公開していないことも問題視された¹⁹⁶。

当時、消費者集団訴訟制度はまだ策定されていなかった。被害児の親たちは三鹿を対象に、賠償請求訴訟をそれぞれ起こした¹⁹⁷。損害賠償訴訟は、全国でわずか5件が裁判所に受理されただけで、90%以上の類似案件は裁判所に受理されなかった。

2009年11月20日、石家庄中级人民法院はすでに経営破綻した三鹿集団の破産手続きの終了という裁定を下した。これは、被害者側30万人が三鹿集団から損害賠償をもらえないことを意味した¹⁹⁸。三鹿集団は消滅したが、幸いにして生き残

¹⁹⁴ 搜狐 HP 2009年12月4日記事「三鹿事件后的索赔难题近30万名受害者将无法获得任何赔偿」(<http://news.sina.com.cn/c/2009-12-04/074716716569s.shtml> 2018年11月5日アクセス); 搜狐 HP 2009年11月30日記事「三鹿破产不赔偿患儿患儿家长建议修改破产程序」

(<http://news.sohu.com/20091130/n268576033.shtml> 2019年4月1日アクセス); 搜狐 HP 2013年7月16日記事「三鹿奶粉结石患儿的5年：再也不碰带奶的东西」(<http://news.sohu.com/20130716/n381721603.shtml> 2018年11月5日アクセス)

¹⁹⁵ 百度 HP 2017年4月26日記事「郭利：最后的“结石宝宝”维权家长」(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1565628398717949&wfr=spider&for=pc> 2018年9月28日アクセス); 搜狐 HP 2013年7月16日記事「三鹿奶粉结石患儿的5年：再也不碰带奶的东西」(<http://news.sohu.com/20130716/n381721603.shtml> 2018年11月5日アクセス)

¹⁹⁶ 「“三鹿奶粉事件”赔偿被质疑」『北京周报』2011年6月30日 (http://www.beijingreview.com.cn/2009news/guonei/jiankang/2011-07/22/content_378513.htm 2018年9月28日アクセス)

¹⁹⁷ 新浪 HP 2009年3月26日記事「三鹿问题奶粉事件首起民事赔偿案件正式立案」(<http://news.sina.com.cn/c/2009-03-26/032717482376.shtml> 2019年2月6日アクセス)

¹⁹⁸ 新浪 HP 2009年12月4日記事「三鹿事件后的索赔难题近30万名受害者将无法获得任何赔偿」(<http://news.sina.com.cn/c/2009-12-04/074716716569s.shtml> 2018年9月28日アクセス); 搜狐 HP 2009年11月30日「三鹿破产不赔偿患儿患儿家长建议修改破产程序」

った被害児はまだ生きている。2014年、中国伝媒大学の大学生李甜、賀嘉場は、被害児の親たち359名を対象に電話で聞き取り調査を行った。有効回答101部のうち、30.7%の親が関係部局に救済を申請し、21.8%の親が提訴したが、全て受理されなかった。6年経っても、腎臓結石、腹痛、消化器病、発育不良、排尿困難、血尿などの症状が続いている被害児は少なくない（表3-2、3-3参照）。

表3-2 メラミン粉ミルクを飲用した被害児の状況調査（2014年）

| 回答項目 | 比率 |
|------------------------------|-------|
| 完全に回復し、正常生活できる | 34.0% |
| 回復していない、治療中又は治療案を探している | 28.2% |
| 回復していない、治療も受けていない | 20.4% |
| ほぼ回復した。結石がなくなったが、他の症状がまだある | 9.7% |
| 今まで検査を受けたことがない、回復したかどうかわからない | 3.9% |
| 未 知 | 3.9% |

表3-3 メラミン結石の被害児が現在残っている症状（2014年）

| 訴える症状 | 人数（人） |
|-----------------|-------|
| 腎臓結石の症状 | 26 |
| 風邪を引きやすい・熱が出やすい | 18 |
| お腹はよく陣痛する | 12 |
| 同齡の子供より痩せすぎる | 9 |
| 発達遅延 | 2 |
| 消化不良 | 2 |
| 食欲がない | 2 |
| 頻尿 | 1 |
| 排尿不良 | 1 |
| 尿混濁 | 1 |
| 回尿 | 1 |
| 尿潜血陽性 | 1 |
| 近視 | 2 |
| 白内障 | 1 |
| 聴力損傷 | 1 |
| 知能損傷 | 1 |

（出所）百度 HP 2017年4月26日記事「郭利：最后的“结石宝”维权家长」（<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1565628398717949&wfr=spider&for=pc> 2018年9月28日アクセス）

食品安全事件によって、甚大な被害を受けた被害者の多くは今なお身体障害と知的障害の後遺症に苦しんでおり、医療・リハビリなどのサポートはほとんど自分で賄っているため、家計負担は大変であり、自責の念で苦しんでいる親や家族

（<http://news.sohu.com/20091130/n268576033.shtml> 2019年4月1日アクセス）；網易 HP 2009年12月3日記事「30万三鹿患儿谁来赔偿你？」（<http://news.163.com/09/1202/09/5PH59S74000120GR.html> 2019年2月6日アクセス）；搜狐 HP 2009年12月2日記事「谁让三鹿受害者拿不到赔偿」（<http://business.sohu.com/20091202/n268621885.shtml> 2019年2月6日アクセス）

もたくさんいる¹⁹⁹。犯罪者が賠償責任を果たせず、社会救済も当てにできない場合、被害者にとって、もっとも頼るになるものが国家救済であるが、現在、中国では、食品安全を含む刑事被害者に対する国家救済法はまだ存在しない。

上記の事例から、国家の救済は不十分で、社会的支援も少ないことが分かる。被害者救済に充てるべき賠償金は、食品安全事件を起こした事業者（個人にしる、大手企業にしる）からなかなか得られないのが現実である。被害者たちは、政府から一時的な賠償金が支給されたにもかかわらず、後遺症のリハビリの長期化、事件による障害や労働能力の喪失により、自身と家族の家計・就学・就業の困難化、家計を支える被害者の死亡による遺族の生活難など、厳しい現実さらされている。こうしたことは、「和諧（協調）社会」を構築するための社会安定にかかわる重大な問題でもあり、政府が「人間本位」・「弱者保護」の職責を果たす義務でもある。食品安全事件の被害者を含む刑事被害者などの弱者を救済する『国家救済法』の策定は急務となっている²⁰⁰。

2018年3月、国家市場監督管理総局は、民衆の生命健康にかかわる分野では、違法行為に対する厳格な処分制度、巨額の賠償制度の制定を進めて、消費者への直接賠償を強化する方針を打ち出した。それと同時に、「内部通報人奨励制度」を作り上げ、通報人の後顧の憂いを解消し、手厚い奨励をする計画を打ち出した²⁰¹。2018年10月、国務院弁公庁の『個人消費促進制度・メカニズムの整備に関する実施法案（2018～2020）』が「消費分野の信用情報共有メカニズムの構築・整備、信用喪失行為がある企業に対する懲罰的賠償制度の構築と推進、消費者権益保護メカニズムの確定」などの方針を打ち出している²⁰²。中国は、これからの消費者権益を保護する法整備の目標をすでに実際の課題に掲げている。

¹⁹⁹ 網易 HP 2013年10月24日記事「“大头娃娃”10年后：赔偿拿不全 手指伸不直」
(<http://money.163.com/13/1024/16/9BVD8QCL00253B0H.html> 2019年2月6日アクセス)；搜狐 HP 「阜阳毒奶粉事件10年：死亡女童家长仍被欠赔偿」
(<http://news.sohu.com/20130527/n377107875.shtml> 2019年2月6日アクセス)

²⁰⁰ 彭軍「我国急需建立针对涉法案件受害人及遇难者家属的国家救助制度」『人大研究』2007年10期、40-42頁。

²⁰¹ 央広網 HP 2018年12月27日記事「国家市场监督管理总局：涉及群众生命健康领域将加大直接赔偿力度」(<http://finance.sina.com.cn/roll/2018-12-27/doc-ihqfskcn1834193.shtml> 2018年12月28日アクセス)

²⁰² 中国政府網 HP 「国务院办公厅关于印发完善促进消费体制机制实施方案（2018～2020年）的通知」(http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-10/11/content_5329516.htm?trs=1 2018年12月28日アクセス)

第3節 業者寄りの行政管理

国内産業を保護育成することは、政府の役割であるが、消費者の権利を保護し、食品安全を保障することは、政府の責任である。食品安全の行政管理には、不備や欠陥があるため、食品安全行政が消費者の権利を守る立場より企業の論理を代弁する傾向にあることは否定できない。そのため、食品安全が損なわれたことによるすべての損害は、弱い立場にある消費者個人に負わせてしまうことになる。

1. 行政の縦割りと業者寄りの姿勢

食品安全管理部門に求められるのは、1つの食品安全事件が発生したり、食品安全リスクが発覚したりした場合、再発防止の措置を講じると同時に、他の地域・分野・商品に同じ懸念やリスクがないかをチェックし、防止対策を取り入れるという行動である。しかし、2018年までの分段式管理体制には、監督部局の縦割りと属地管理原則による地方の横割りという二重の弊害が存在する。その弊害は、多くの違法業者にとっての抜け穴になり、違法業者の存続や野放しにつながっている。責任の所在も明確ではなく、部署間の連携が取れず、食品安全管理・監督に空白が生じ、管理業務のたらい回しや、責任のなすり合いなどの官僚主義的な行為が起こっており、結果的に食品安全管理の失敗を招いている。

ここでは、属地管理（地方の分断）による横割りの弊害が暴露された事例を紹介する。

第1は、2003年の安徽省阜陽市の粗悪粉ミルク事件である。粗悪粉ミルクの多くは、他の地方から阜陽市の市場に流入してきたが、属地管理の原則があるため、阜陽市の工商管理部門は、それらの不合格粉ミルクの包装の表示に従って、メーカー所在地の工商部門に通報するしか対応できなかった。だが、その表示に書かれたメーカーに関する情報は架空のものであったため、手掛かりはそこで断たれてしまった²⁰³。

粗悪粉ミルク事件が発覚した後、阜陽市の食品安全当局は地元市場に流通している粉ミルクを対象に専門検査と取締りを行い、三鹿粉ミルクを含んだ不合格の粉ミルクのブラックリストを発表している²⁰⁴。2006年、ミルクステーションを営んでいる蔣衛鎖は、乳業業界に広がっている「造假摻假（偽物作り）」の違法行為を告発した。

2007年3月、国家品質検査総局はアメリカ向けの中国輸出ペット食品の中にメ

²⁰³ 張曉濤、王揚『大国糧食問題：中国糧食政策演變与食品安全』經濟管理出版社、2009年、134頁。

²⁰⁴ 搜狐 HP 2013年10月24日記事「追訪安徽大头娃娃命运变迁：劣质奶粉留证十年」
(http://baobao.sohu.com/20131024/n388854111_1.shtml 2018年11月11日アクセス)

ラミンが混入するという違法添加問題に対処するため、直ちに食品品質の専門検査を行った。しかし、粉ミルク、液体ミルクなどの12種類の食品からメラミンは検出されなかった。その後、国家品質検査総局はメラミンを輸出食品の法定検査対象の1つに指定したが、国内販売の食品の法定検査対象には指定しなかった。また、国家品質検査総局は、2008年6月30日と7月24日のサイトに、三鹿の粉ミルクについて湖南省で被害を受けた子供の親と徐州市児童病院の泌尿器外科医、馮東川医師とが別々に寄せたクレームに注意を払わなかった²⁰⁵。

結局、2008年9月11日、「三鹿事件」という国内の乳製品産業を一時的に壊滅に追い込むほど重大な食品安全事件が発生した²⁰⁶。

当時、各行政部門が早い段階で業務連携を取り合って、抜本的な対策を講じていたら、その後の「三鹿事件」や2009年の陝西省金橋乳業有限公司、上海パンダ乳品有限公司の廃棄すべきメラミン入り粉ミルクの再販売²⁰⁷（3項で後述する）などの新たな被害が発生しなくて済んだはずである。ところが、食品安全管理部門は、消費者権利を軽視し、手をこまぬいて対策を怠り、摘発のチャンスを何回も見逃していた。

第2は、深圳市の市場で販売される農畜水産品に関する事件である。深圳市の農畜水産品の95%は他の地方から移入してくるので、それらの食品安全の違法行為の源は周辺または他の地方にある。

深圳市食品薬品監督管理局は、2013年と2014年、市内の市場で販売された食用の魚から「孔雀石緑 (malachite green)」を検出した。そこで、有毒食品販売の罪で容疑者を検挙し、公安部門と検察院に移送し、最終的に刑事罰に処した。しかし、処罰を受けたのは販売者だけで、最も責任の重い養殖段階の生産者は何の処分も受けなかったため、深圳市場での「孔雀石緑魚」の販売は跡を絶たなかった²⁰⁸。深圳市食品薬品監督管理局の責任者は「深圳市の市場では、時々食用魚に『孔雀石緑』を検出することがある。まぎれもなくそれらの魚は周辺都市から流入してきたものだと知りながらも、周辺地方へ行って取り締まることはできない。私たちは市内販売の段階の違法行為を取り締まる権限があるだけで、養殖生産段階の違法問題に対しては、産地の食品安全監督部門に通報することができる

²⁰⁵ 中国網絡テレビ局 HP 2010年12月14日記事「十年法治人物照片与文字资料」
(http://news.cntv.cn/special/fazhirenwutuixuan01/20101204/108260_8.shtml 2018年11月11日アクセス)

²⁰⁶ 搜狐 HP 2008年9月28日記事「食品免检制度被正式废止还有多少质监潜规则」
(<http://news.sohu.com/20080928/n259803563.shtml> 2018年10月22日アクセス)

²⁰⁷ 食品科技網 HP 2009年12月10日記事「三聚氰胺奶粉死灰复燃陕西金桥乳业被查处」
(<https://www.tech-food.com/news/detail/n0325346.htm> 2018年11月11日アクセス)；騰迅 HP 2010年1月4日「上海熊猫乳品涉三聚氰胺被查营业执照被吊销」
(<https://news.qq.com/a/20100104/000199.htm> 2018年11月11日アクセス)

²⁰⁸ 中国肉類協會 HP 2014年10月9日記事「食品安全的源头监管层层移交该谁负责」
(http://www.chinameat.org/detail_64.html 2018年10月20日アクセス)

だけである。産地の食品監督部門がその後本当に調査・取締りをしたかどうか、我々はそれを確かめるすべがない」と、悩みを吐露している²⁰⁹。

第3は、すでに述べたことのある「鴻茅薬酒」事件である。「鴻茅薬酒」の広告は、25地域の食品薬品监督管理局から延べ2630回にわたって、虚偽または誇大広告として違法通告を受けていた。他にも、商品の販売停止を何十回も通告されていたが、実際には、放置されたままであった。広告管理のあり方に抜け穴が存在していることと関係していたが、属地管理の原則に基づいて、「鴻茅薬酒」の広告は、内モンゴル食品薬品监督管理局が管理することになっていた。他の地域の監督管理部門は、広告が違法だったからといって、新たに申請された広告の審査を却下することはできない。鴻茅公司は、その点を巧みに利用し、広告に手直しを加えて「新しい広告」として申請した²¹⁰。

2. 地方の保護主義による違法業者の庇護

李善同等が行なった全国各省・市の地方保護主義問題についての調査²¹¹によると、タバコ・食品・医薬の3つの業界で地方保護主義の影響が最も深刻であることが判明した。また、王彩霞は、地方保護主義が地方政府の食品安全の管理・監督の失敗を招く理由として、次の2つを挙げている²¹²。1つは、「委託代理」、「虜理論」(capture theory)によるものである。地方政府は、食品安全を監督・管理する際、規制すべき食品企業に籠絡され易い。地方の企業利益を最大化しようとするからである。1994年の分税制改革²¹³の後、地方政府は、一方では税収の減少を強いられ、他方では教育・医療・養老・国有企業のリストラ人員の再就職などの民生関係の支出が増えている。そのため、地方の財政収入や雇用のために、当地に進出している企業、特に大手企業に依存するようになった。また、地方間のGDP競争や地方官僚の個人業績の評価・昇進も、地元の経済・企業の発展と大きくかかわっているため、一部の大手食品企業は地元経済にとって大黒柱的な存在である。それ故、地方政府は、税収と雇用の確保のため、食品業者に対し、

²⁰⁹ 同上。

²¹⁰ 騰迅 HP 2018年4月18日記事「鴻茅药酒们“违规广告”为何屡禁不止」

(<https://js.qq.com/a/20180418/017073.htm> 2018年10月20日アクセス)

²¹¹ 李善同・侯永志・劉雲中・陳波「中国国内地方保护问题的调查与分析」『経済研究』2004年第11期、78-95頁；「中国食品安全監管地方保護主義最嚴重」『法制日報』2011年10月12日

(<http://news.sohu.com/20111012/n321892956.shtml> 2018年8月18日アクセス)

²¹² 王彩霞『地方政府扰动下的中国食品安全規制問題研究』経済科学出版社、2012年、45-62頁、86-130頁。

²¹³ 1994年に、税を中央政府と地方政府に分ける分税制改革が実行された。中央と地方の支出面に関する役割分担が明確化される。また、税金を中央政府の取り分である国税(関税・奢侈品税、中央政府管轄国有企業法人税等)と地方政府の取り分である地方税(個人所得税、地方政府管轄国有企業法人税等)、および中央政府と地方政府がシェアする共有税に区分する。従来、地方政府の税収であった「増値税」を共有税としてその税率を17%としたうえで、増値税収入のうち75%を中央政府、残り25%を地方政府の収入とする。この分税制改革により、中央の財政収入比重は一挙に上昇し、地方の財政収入比重は低くなる。

食品安全の監督・管理を甘くしたり、食品安全監督部局の厳しい規制に干渉したりした。その他に、食品安全の監督には巨大な人・物・財の投入が必要であり、短期的には地元経済に対する効果は低い。

もう 1 つは、中央政府の評価の仕方が地方政府の食品安全の管理・監督に対するインセンティブを損なっているからである。既述のように、2012 年から、中央政府は、地方政府の食品安全の管理・監督の実績に対し、「一票否決」の業績評価方式を採用した（第 1 章第 2 節参照）。重大な食品安全事件が起こると、中央政府は、直ちに地方政府と所管官僚に対し、行政上の責任を追及したが、他方では、食品安全の管理・監督に積極的に取り組んで、成果を挙げた地方政府に対する奨励制度は欠落している。厳しく監督すればするほど、逆に実績評価が悪くなるという結果になる。そのため、地方政府は食品安全の管理・監督に消極的になりがちである。その行動パターンは、図 3-4 の通りである。

図に示した行動パターンによって、「経済人」的な性格をある程度有する地方政府は、自らにとって一番有利な行動をとりがちである。重大な食品安全事件が起こったり、上級部門から指示されない限り、管理・監視の対象たる企業に籠絡された地方政府は、地元の GDP への貢献度が高い食品企業に対し、安全検査において、回数を減らしたり、チェックを甘くしたりする。または、事前に関連企業に告知し、上級からの検査に事前に準備できるようにしてやるのである。

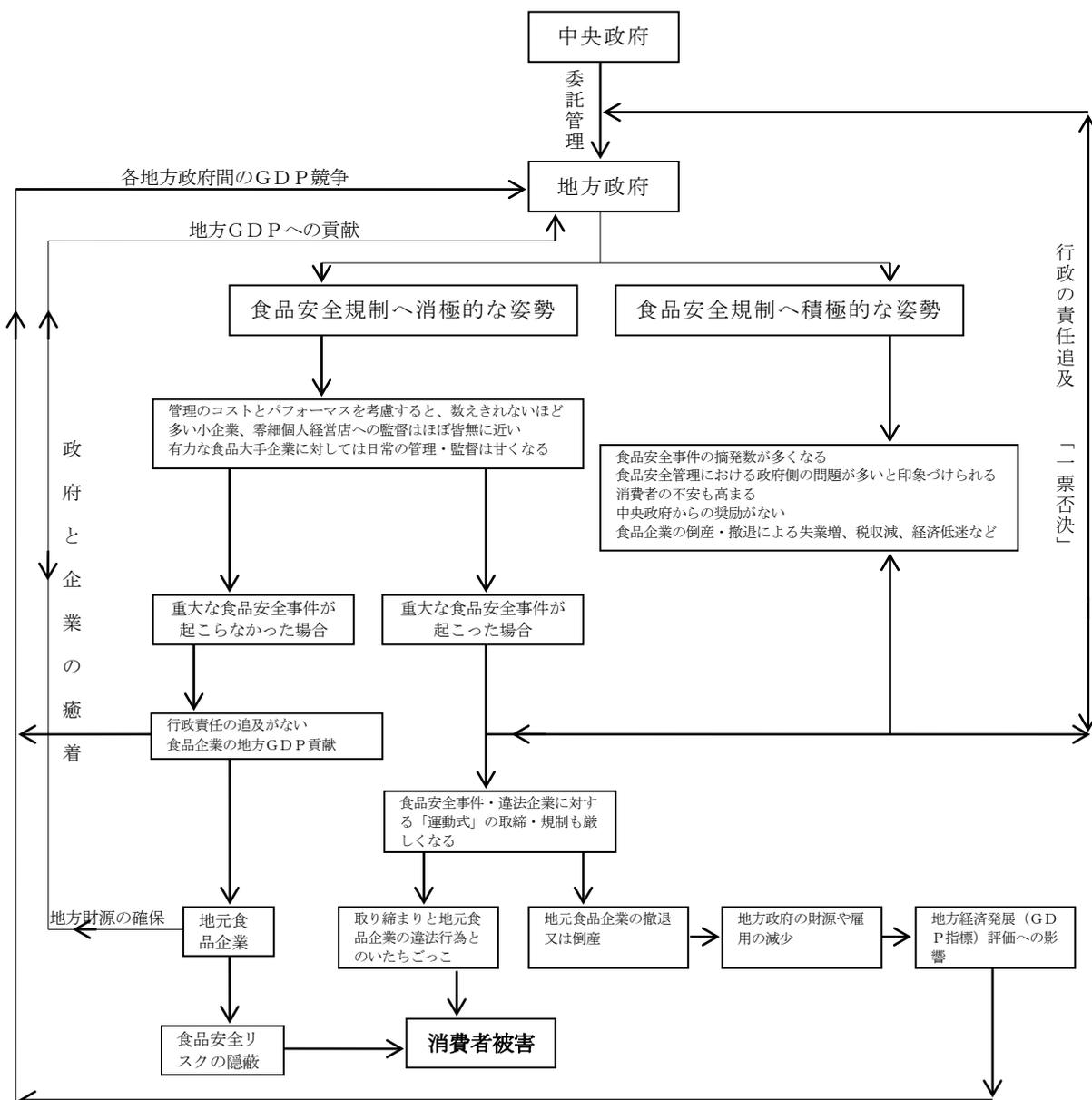
こうした地方保護主義により、地方政府が地方の食品業者を庇護し、食品安全をないがしろにすることは、当然でもあった。ところが、長期的にみれば、かえって地方の信用を損ない、地方経済に大きなダメージを与え、最終的に消費者が被害を受けることになる。

三鹿集団は、2007 年末頃から、自社製の粉ミルクを飲んだ乳幼児の尿が変色したとか、尿の中から顆粒が出たといった消費者からの訴えを受けていたが、一顧だにせず、対処措置を講じることなく、メディアを抱き込んで隠ぺいしようと工作していた。2008 年 8 月 1 日、三鹿集団を所管する石家荘市政府は、早期に三鹿製品のメラミン混入の事実を知りながら、1 か月以上にわたって上級の政府に報告していなかった。三鹿集団の合弁会社のニュージーランドの乳業会社、フォンテラからの報告を受けても、石家荘市政府はただちに対処措置を講じなかった。結局、フォンテラがニュージーランド政府に報告し、ニュージーランド政府がさらに中国中央政府に接触することで、2008 年 9 月 11 日に事件がようやく表沙汰になった。中央政府の徹底調査と処分の指示が出された結果、地方官僚も重い腰を上げたのである。三鹿事件は企業による不祥事だが、そうした事実を知りながらも放置していた行政機関の責任も重大である。行政機関が早急かつ的確に対応してさえいれば、そんなに多くの乳幼児は被害を受けずとも済んだのである。

地方保護主義によって地方政府が違法業者を庇護した事例は、天津市などにも

あった。天津市静海区の独流鎮では、有名ブランドの偽物調味料の偽造がすでに十数年続き、中心的な産業となっていた。偽造の闇工場は50以上に上り、年商も1億元以上に達していた。そこまで偽物産業が成長してくるには、地方政府または地元の食品安全の管理部局の庇護または黙認があったことはまちがいない²¹⁴。

図 3-4 食品安全管理における地方政府の行動パターン



(出所) 王彩霞『地方政府扰动下的中国食品安全規制問題研究』経済科学出版社、2012年、143頁に基づき、筆者が加筆作成。

²¹⁴ 中国新聞網 HP 2017年2月18日記事「天津独流鎮调料造假事件追踪：15名责任人被问责」(<https://www.chinanews.com/sh/2017/02-18/8153065.shtml> 2019年3月31日アクセス)；新京報 HP 2017年1月16日記事「天津独流调料造假窝点聚集大量假冒劣质调料流向全国」(<http://www.bjnews.com.cn/news/2017/01/16/430705.html> 2019年3月31日アクセス)

3. 地方の保護主義と情報開示の問題

既述のように、消費者権利には、真実の状況を知る権利が含まれている。アンケート調査によると、食品安全事件が発生した後、消費者が最も信頼できる情報源は、マスメディア 33.9%と政府の公告 24.8%である（表 3-5 参照）。

表 3-5 食品安全事故発生後、消費者がもっとも信頼できる情報源

| | 人数（人） | 比率（%） |
|-----------|-------|-------|
| マスメディアの報道 | 253 | 33.9 |
| 政府公告 | 185 | 24.8 |
| 企業の申し立て | 79 | 10.6 |
| どちらも信じない | 229 | 30.7 |
| 合計 | 746 | 100 |

（出所）旭日幹・龐国芳『中国食品安全現状、問題及対策戦略研究』科学出版社、2016年、525頁。

食品安全の情報開示において、地方政府は、地元産業の保護のために消費者権利を軽視し、業者寄りの措置を講じ、情報開示しなかったり、隠ぺいしたりすることがある。前述したように、「三鹿」事件が摘発される前の 2008 年の 3 月から 9 月までの半年の間、質検総局・衛生部・石家荘市政府のいずれかが弱い乳幼児のことを考慮して、危害情報を早期に公表していたら、これほど多くの乳幼児は被害に遭わなくて済んだはずである。

2009 年 4 月、上海市の食品安全監督部門は、メラミン混入の乳製品を生産・販売した上海パンダ乳品有限公司を処分したが、8 ヶ月間、当該情報を秘密扱いにしていた。浙江省パンダ乳品有限公司は、自社製品が上海パンダと誤認され、購入拒否されるのを防ぐため、弁護士の声明を出した。それを受けて、2010 年 1 月、上海市の食品安全管理局ははじめて秘密扱いにしてきた情報を公開した²¹⁵。2010 年 3 月、四川省成都市で「地溝油」問題が発覚した後、成都市食品薬品監督管理局は、市民からの情報開示の要求に対し、違法行為を行った 13 社の「火鍋店」についての情報公開を拒否した²¹⁶。

2013 年 5 月、広州市で基準超過の有毒カドミウム汚染米が売られていることが抜取検査でわかった。しかし、広州市食品薬品監督管理局は、汚染米のブランド・産地・メーカーについての情報を開示しなかった。世論の猛反発を受けてから数日後、広州市当局は渋々「挤牙膏（歯磨きを少しずつ押し出す）」のように、汚染米の使用飲食店や産地情報を小出しに公表した²¹⁷。汚染米の産地としての湖南省の農業庁は、2012 年、すでに 25%の耕地が重金属に汚染されているという事実を把握

²¹⁵ 全世文、曾寅初「我国食品安全监管者的信息瞒报与合谋现象分析—基于委托代理模型的解释与实践验证」『管理评论』2016 年 2 月第 28 卷第 2 期、214 頁；網易新聞 HP 2010 年 1 月 6 日記事「潘洪其：瞒报才是最可怕的“三聚氰胺”」（<http://news.163.com/10/0106/08/5SB51F1600012Q9L.html> 2018 年 11 月 23 日アクセス）

²¹⁶ 前掲、韓丹「食品安全与市民社会—以日本生協為例」、109 頁。

²¹⁷ 中国網 HP 2013 年 5 月 18 日記事「镉超标大米品牌是维护谁的利益」

（http://opinion.china.com.cn/opinion_4_71104.html 2018 年 6 月 18 日アクセス）

していたのに、汚染耕地の位置や汚染状況についての情報を一切公開しなかった。湖南省のある官僚は、取材を受けた時、「湖南省は最大の農業生産地の一つで、湖南省産のカドミウム汚染米が大きく取り上げられるのは、湖南省の農業へのダメージが大きい」と答えた²¹⁸。

2010年1月、湖北省武漢市の農業局は、海南省陵水・三亜産のササゲ豆から使用禁止の有機リン農薬（イソカルボホス）を検出した。武漢市の食品安全管理部門は有毒ササゲ豆の市場流入の禁止措置を講じると同時に、有毒ササゲ豆の産地も公表した。武漢市当局の情報開示に対して、海南省三亜市農業局の職員は「まったく理解できない。そのような情報を開示すべきではない。外省から海南省に流入した野菜から有害物質が検出されたこともある。そういう場合、通常のやり方は、業界内部の慣行として、関係部局への内部通知だけで済むはずである。武漢市の情報公開のような措置をするのは、自業自得の行為である。三亜市や農業部門のメンツも失われた。最終的に、武漢市当局の情報開示は国にとっても、民衆にとっても全く利益はない」と不満を並べ立てた。この職員の話から、行政の内部では、情報の隠ぺいが慣行になっていることが伺える²¹⁹。

2017年、武漢生物製品研究有限責任会社が生産した不合格のワクチン40万本が市場に流入したことが発覚した。しかし、地元の有力企業である公司に関する製品の不合格や具体的な処罰措置についての報道は、湖北省食品薬品监督管理局と武漢市食品薬品监督管理局のホームページには、2018年10月になっても載らなかった²²⁰。武漢市の食品薬品安全監督部局の対応はダブル・スタンダードで、内外を区別した情報開示のやり方は、とうてい消費者利益を重視しているとはいえない。

以上の事例から、食品安全監督部門は、情報を開示する際、地元の産業や企業の利益を優先する傾向があることがわかった。食品安全被害の当事者の消費者が「蚊帳の外」に置かれていることから、消費者権利を行政部門が重視しているとはいえない。

4. 業者と行政の癒着

国民の人命・健康にかかわる重大な管理責任を担う食品安全の監督管理者は、国民の信頼と期待に背いて、消費者の利益を無視するどころか、私益のために違法業者と癒着し、違法業者を保護する傘になっていることもある。例えば、一部

²¹⁸ 中国網 HP 2013年5月18日記事「镉超标大米品牌是维护谁的利益」
(http://opinion.china.com.cn/opinion_4_71104.html 2018年6月18日アクセス)

²¹⁹ 鳳凰網 HP 2010年3月1日記事「毒豇豆事件：面子问题宁死不屈」
(<http://news.ifeng.com/opinion/topic/dujiangdou/> 2018年10月11日アクセス)

²²⁰ 「武汉药监局曾处罚武汉生物但处罚决定书至今未公布」新京報 2018年8月2日、および筆者が2018年10月28日に、湖北省食品薬品监督管理局と武漢市食品薬品监督管理局のホームページを検索した結果による。

の地方管理部門は「養殖式」の監督を行っている²²¹。罰金収入を多めにし、継続的に罰金収入を得たりするため、業者の違法行為を最初は放任し、違法業者の経営規模が大きくなってから、最終的に取り締まるが、または一回で徹底的に取り締まらないで、断続的に処分をするのである。

関係統計によると、全国の監督部門による「養殖式」の監督罰金のうち、予算内収入は 8962.5 億元になる。統計に載った予算外の罰金収入は 7900 億元、統計に載らない予算外収入は 5100 億元であるという。合計 21962 億元の罰金収入は税金の 1/3 に相当する²²²。

食品安全の監督官と違法業者の関係は、猫と鼠の関係であるはずである。偽物を徹底的に一掃しなければならないはずなのに、「鼠と猫の結婚」にしろ、「養殖式」の監督にしろ、いずれも違法業者の野放しにつながり、消費者の権利を損なうことになる。

2007 年 7 月、元の国家食品薬品监督管理局局長の鄭筱萸は、600 万元を収賄し、厳格に管理すべき薬品管理の放任や職務怠慢の罪で処刑された。2019 年 2 月、元の国家食品薬品監督管理総局副局長の吳涇も、「人民群衆の利益を全く顧みないで、職務権利を濫用し、薬品の監督をないがしろにし...腐敗汚職していた」とされ、党籍・公職を剥奪され、逮捕された²²³。2014 年 1 月から 2015 年 6 月まで、全国の検察機関は、有毒・有害食品を生産・販売した罪として、12871 人を起訴し、容疑者 5212 人を逮捕した。同期間、食品安全分野の責務に違反した犯罪 834 件を立件し、1138 人を検挙した²²⁴。平均すると、10 人の食品安全事件の犯罪者の後ろに 1 人の食品安全監督管理の汚職職員がいることになる。最高検察院の統計によると、食品安全管理における責任追及の厳格化と腐敗撲滅のキャンペーンの展開により、食品薬品安全監督職員の腐敗・汚職は続々摘発されている。2011 年の 202 人から 2014 年には 2286 人までに達し、約 11 倍に増加している²²⁵。食品安全管理の現場では、食品安全を守るべき監督職員が違法業者と結託し、食品安全の違法行為を放任し、庇護している。消費者の権利を侵害しているのみならず、違法行為の蔓延・横行を助長している。

こうした事案を一覧表にしたのが、表 3-6 である。

²²¹ 顔玉華「食品安全背後の腐敗」『先鋒隊』2013 年 4 月号、34-37 頁；搜狐 HP 2012 年 3 月 5 日記事「黄少良:监管部门“养鱼执法”乃是食品危机病根」

(<http://news.sohu.com/20120305/n336744801.shtml> 2018 年 10 月 25 日アクセス)

²²² 顔玉華「食品安全背後の腐敗」『先鋒隊』2013 年 4 月号、34-37 頁。

²²³ 中央紀委国家監委 HP 2019 年 2 月 2 日記事「原国家食品药品监督管理总局副局长吴涇被开除党籍」(<http://finance.sina.com.cn/china/2019-02-02/doc-ihrfqzka3269726.shtml> 2019 年 2 月 25 日アクセス)；網易 HP 2018 年 9 月 13 日記事「揭底“疫苗沙皇”吴涇非正常升迁路下属多人被查」

(<http://news.163.com/18/0913/08/DRIQQRSC0001875N.html> 2018 年 10 月 22 日アクセス)

²²⁴ 新華網 HP 「公职人员涉案逐年增多食品安全遭遇职务犯罪门」

(http://www.xinhuanet.com/info/2015-08/14/c_134515097.htm 2018 年 10 月 22 日アクセス)

²²⁵ 中国新聞網 HP 「腐敗成食品安全事件痼疾：局地执法者充任保护伞」

(<http://www.chinanews.com/gn/2015/03-17/7133791.shtml> 2018 年 10 月 22 日アクセス)

表 3-6 食品安全監視管理における腐敗汚職案件（抜粋）

| 時間 | 案件/事件 | 被告人員/被疑者 | 処分 | 現状 |
|------------------|--|--|---|-------|
| 2010年 | QS 認証の発行のために、食品企業から収賄した。 | 杭州市品質監督檢驗検疫局余杭分局の監督職員 汪震潮 | 食品企業 27 社から 14.4 万元を受け取ったことで、食品監督の収賄罪として 10 年実刑 | 実刑執行中 |
| 2011年 | 南京市建邺区興旺屠畜場では抜取検査で 134 頭の生体豚から「赤身肉エキス」含有の生体豚 132 頭を検出した。 | 南京市建邺区商務局商貿科科长 王健 | 屠畜場の管理をいい加減に疎かにしたことで、職務怠慢・放棄の罪として 2 年間実刑 | 不明 |
| | | 南京市建邺区農業弁公室動物衛生監督所所長 岳邦超 | 監督をおろそかにしたことで、職務怠慢・放棄の罪として 2 年 6 ヶ月実刑 | 不明 |
| | | 南京市建邺区動物衛生監督所監督科科长 周炳詳 | 職務怠慢・放棄の罪として 2 年実刑 | 不明 |
| | | 興旺屠畜場駐在検査責任者王吉林 | 職務怠慢・放棄の罪として 2 年実刑 | 不明 |
| | 濟源双滙食品有限公司 河南省孟州などの地方の養豚場は「赤身肉エキス」で豚を養殖したことで、「赤身肉エキス」の豚肉を濟源双滙食品有限公司に納品した。 | 沁陽市柏香鎮動物防疫検査中心ステーションのステーション長 王二団 | 生体豚を全く検査しないで、検査合格証を発行したことで、職務怠慢・放棄の罪として 6 年実刑 | 実刑執行中 |
| | | 沁陽市柏香鎮動物防疫検査中心ステーションの職員 楊哲 | 職務怠慢・放棄の罪として 5 年実刑 | 実刑執行中 |
| | | 沁陽市柏香鎮動物防疫検査中心ステーションの職員 王利明 | 職務怠慢・放棄の罪として 5 年実刑 | 実刑執行中 |
| | | 獲嘉県農牧局畜牧係係長 劉金春 | 農家から 7 万元を強要し、私用に供した。職務怠慢・放棄の罪、収賄罪として 7 年実刑 | 実刑執行中 |
| | 雲南省豊瑞糧油工業産業有限公司「地溝油」の違法生産 | 雲南省嵩明県品質監督檢驗検疫局局长 赛跃 | 案件調査中、当該会社から 10 万元を受け取った。職務怠慢・放棄の罪、収賄罪として 6 年実刑 | 実刑執行中 |
| | | 雲南省嵩明県品質監督檢驗検疫局副局长 韓成武 | 案件調査中、当該会社から 3 万元を受け取った。職務怠慢・放棄の罪、収賄罪として 2 年 6 ヶ月実刑 | 不明 |
| 2012年 | 深圳市觀瀾屠畜場は豚肉の検査検査をいい加減にしていた。6 年間の間に、病死豚と「赤身肉エキス」肉を大量に市場に流通させていた。 | 深圳市龍華新区觀瀾街道動物・植物防疫検査センター主任 何秉良 | 屠畜場の請負者から 118.5 万元の賄賂を受けた。党籍除名、解雇、8 年間の実刑 | 実刑執行中 |
| | 広東省東莞市中堂鎮江南農産品卸売市場では、違法業者は肉製品加工場を作って、病死豚を購入してから、腸詰などの肉製品を生産していた。また、生産過程中、加工区で殺虫剤を散布したほかに、肉に工業用塩、亜硝酸ナトリウムも添加していた。 | 中堂鎮食品安全委員会副主任（兼食品安全弁公室主任）、食品藥品監督ステーションのステーション長 黎達文 | 収賄罪、食品監督汚職罪として 7 年 6 ヶ月の実刑、個人財産 1 万元没収 | 実刑執行中 |
| | | 中堂鎮中心屠畜場巡察隊の隊長 王偉昌 | 収賄罪、食品監督汚職罪として 3 年 3 ヶ月の実刑 | 不明 |
| | | 中堂鎮中心屠畜場巡察隊の隊員 陳偉基 | 収賄罪、食品監督汚職罪として 2 年 6 ヶ月の実刑、個人財産 1 万元没収 | 不明 |
| 湖南省常德市桃源県雪松精製油工場 | 桃源県品質監督檢驗検疫局下のある品質 | 食品監督汚職罪 刑事処罰免除 | 不明 | |

| | | | | |
|-------|---|---|--|----------------|
| | 動物・植物油の精製・販売を名目に、食用豚油を生産・販売していた。また、営業許可書の期限が切れても、許認可や生産メーカー標識なしのまま、経営を続けた。 | 監督検査検査所所長 冯某 桃源県品質監督検査局法制監督係係長 龍某 | | |
| | 深圳光明新区では、違法業者が長期にわたって、病死豚の闇屠畜と販売を行った。 | 深圳光明新区光明食品安全執法隊の監督職員 潘某、張某、卜某 3人 | 食品監督の汚職罪、収賄罪として、実刑 | 不明 |
| 2013年 | 江蘇省東海県康潤食品配合原料公司 2011年から廃棄油を大量に購入し、食用油を生産してから、江蘇省、安徽省、浙江省などに販売した。売上高は6000万元以上。 | 東海県品質監督検査局の食品生産監督科科长 劉漢洋、 東海県品質監督検査局の査察大隊大隊長 陳士明 | 責務怠慢 1年間実刑 | 不明 |
| | 江蘇省豊県の違法業者はこっそり生体豚や病死豚を屠畜した後、検査なしで市場販売した。 | 豊県農業委員会動物衛生監督所動物検査員 季郎兵 | 食品監督の汚職罪として6ヶ月の実刑、8ヶ月執行猶予 | 不明 |
| | 違法業者は四川省南充市順慶区第二人民市場で病死豚を塩漬け肉や腸詰を作って販売した。検査員は違法業者から金を受け取ってから、それらの肉製品を検査合格と判定した。 | 南充市順慶区第二人民市場動物・動物製品検査員 張某 | 責務濫用罪として6ヶ月の実刑、1年執行猶予 | 不明 |
| | 福建省龍岩市における2000トン以上の病死豚の市場流通 | 龍岩市食品薬品监督管理局の監督職員8人は病死豚の違法販売業者から25.35万円の賄賂を受けた。 | 職務怠慢・汚職罪により5名監督職員が検挙され、4名が行政処分をうけた。 | |
| 2014年 | 安徽省界首市食用油有限公司 その会社の製品「玉兔」ブランドの火鍋調味料は有毒油、工業用ソーダ、工業用塩で作られていたことが摘発した。 | 界首市品質監督検査局査察大隊副大隊長 劉偉 職員 袁金華 | 食品安全監視管理の汚職罪 刑事処罰免除 | 不明 |
| | 陝西省三原県の違法業者が「赤身肉エキス」豚肉を市場に流通させた。 | 三原県農林畜牧局副局長 魯勇、 三原県商務局副局長 郝平吉 | 食品安全監督の汚職罪として立案され、刑事拘束された。 | 司法起訴 |
| | 山東省博興県では検査を通過していない鶏製品が市場に流通 | 博興県畜牧局の濱州隆泰食品公司駐在検査員 董某 | 検査結果の偽造、公印の私的流用、動植物検査の偽造 刑事処罰免除 | 不明 |
| | 広東省「赤身肉エキス」豚肉の市場流通 | 広東省某防疫検査センター職員 楊某輝 | 収賄、食品安全監督の汚職罪 6年6ヶ月実刑 | 実刑執行中 |
| | 湖北省当陽市の違法業者の病死豚を大量に購入し、新鮮肉、冷凍肉、腸詰に加工して販売した | 当陽市衛生監督局河溶動物衛生監督所所長 王某 | 監督の怠慢 違法業者への内通、違法業者からの土産や接待をうけた。 食品安全監督の汚職罪として10ヶ月の実刑。 | 2015年1月22日から執行 |

(出所) 新浪財經 HP 2015年3月17日記事「腐敗成为食品安全问题痼疾(附反腐名单)」

(<http://finance.sina.com.cn/consume/puguangtai/20150317/023921735410.shtml> 2018年10月25日アクセス)に基づき、筆者整理作成。

こうした上表の事例のうち、いくつかを紹介する。

第1は、河南省の「赤身肉エキス」豚肉事件である。2011年、河南省孟州市、沁陽市などの60以上の養豚場が使用禁止の化学薬品「赤身肉エキス」混入飼料に

よって豚を飼育していることが発覚した。その「赤身肉エキス」豚肉が上海市、広東省など各地の市場に流入し、食品安全の被害は拡大していた。食品安全管理当局は事件の調査・取締・処分に動き出した。公安部門の調査結果によると、「赤身肉エキス」の違法生産・加工→主要の販売拠点→販売代理店（違法行為がある動物薬販売店と生体豚の仲買人）→養豚場・豚飼育農家→屠畜場・精肉製造、という流れに沿って、「赤身肉エキス入り」の豚肉が市場に流通した。「赤身肉エキス」の違法生産者の劉襄は2007年から湖北省南漳県襄九精細化工有限責任会社に生産拠点を置き、3年間で5万元を投入して、250万元の利潤を得ていた。「赤身肉エキス」を使用して飼育された生体豚の販売利潤は一般の豚より一匹あたり4～6割が多かったという。この3年間、違法生産の行為は地元の政府にまったく発見されることはなかった。

豚肉の監督においては、監督職員と違法業者とが癒着することにより、監督管理の抜け穴が多く生じている。養殖段階の抜取検査では、河南省孟州市、沁陽市等の一部の養豚農家は地元の農業部門の黙認の下に、人尿を使って豚の尿検査に代えていた。運送段階の検査でも、一頭あたり2円で地元当局が発行する検査合格証明書を購入することができた。監督職員に100元の賄賂を渡せば、省境界の検査所を通過させてもらえた。さらに、屠畜場では、「赤身肉エキス」の検査もしないで、一頭あたり10円で動物製品検査合格証明書を入手・入荷させ、一般市場で販売させていた²²⁶。事件の調査結果、河南省沁陽市柏香鎮動物防疫検査中心ステーション長の王二団、職員の楊哲・王利明は、職務を怠り、生体豚の検査や、運輸車両の消毒をまったくせず、検査合格証明書と消毒証明書を発行していたことが判明した。3.8万頭の「赤身肉エキス」生体豚が江蘇省、河南省などの市場に流通していた²²⁷。この事件により、監督職務怠慢の容疑で監督職員53名が取り調べを受け、15名が検挙された。国務院と地方政府の合同調査団の調査によると、食品安全監督職員が違法業者から直接収賄したこともあるという²²⁸。「赤身肉エキス」の生産者、販売者、使用者、食品安全の監督者は巨額の利益を得たのに対し、その肉を食べた消費者の多くは被害を受けた。

第2は、2010年、河北省の秦皇島の昌黎にあるワインメーカーが偽ワインを製造した事件である。このことがCCTVで報道された時には、当地の偽物ワインの生産は長期にわたって継続され、すでにアルコール、食品添加剤、偽ブランドのワインラベルを含む産業として成立していたが、地元の監督部門は全く知らなかった。その上、食品安全監督部門は地方政府から「企業サービス優秀部門」と評

²²⁶ 騰訊 HP 2011年7月27日記事「河南瘦肉精事件审判：监管者问责应该怎么问」
(<https://finance.qq.com/a/20110727/000321.htm> 2018年10月22日アクセス)

²²⁷ 網易 HP 2011年7月26日記事「河南“瘦肉精”案刘襄死缓」
(<http://news.163.com/11/0726/04/79S4DQF800014AED.html> 2018年10月22日アクセス)

²²⁸ 中国新聞網 HP 2015年3月17日記事「腐败成食品安全事件痼疾：局地执法者充任保护伞」
(<http://www.chinanews.com/gn/2015/03-17/7133791.shtml> 2018年10月22日アクセス)

働されていた²²⁹。

第3は、調味料の大手企業、「王守義十三香調味料集団有限公司」（以下、王守義集団と略称）の製品の偽物・模倣品が市場に流通した事件である。

1999年から長年にわたって、偽物の摘発・追放の職務に携わった経験のある同社の取締役王銀良は、監督部門の監督怠慢に悩まされていた。十数年以来、王守義集団は全国では偽物の摘発にすでに数千万元を注ぎ込み、容疑者50人余りを提訴した。それにもかかわらず、偽物の製造や販売は相変わらず横行していた。その理由として、地方保護主義や、地方政府監督の怠慢のほかに、行政と違法業者との癒着などの腐敗とも関係していると王銀良は明らかにしている²³⁰。「摘発のために、我々は通常より3~5倍以上の経費がかかる。我々は自力で偽物製造・販売の違法行為に関するすべての情報を調査しておいてから、地元の公安、工商、食品薬品监督管理局などに通報する。しかし、管理職員が現場に駆けつけると、違法業者はとっくに逃げてしまっていることがよくある。監督部門の内部職員がいつも彼らに情報を知らせている」からであるという。王守義集団は、調味料の偽造基地として有名な天津市の独流鎮で8年間も偽物の摘発に取り組んできたが、結局成功しなかった。

調味料大手の「太太楽」、海天、東古、川奇なども独流鎮での偽物一掃活動に着手したが、いずれも失敗した²³¹。同様に偽物・模造品の被害に遭った華澤集団の取締役の呉向東は、偽物の摘発の失敗に対して、「偽物の製造・販売などの食品安全を脅かす事件に対処する際、最初の内部立案数は2000件あるが、逮捕できるのは200人ぐらいに留まる。最終的に法的処分を受けるのはわずか20人ぐらいである。『前脚抓人，后脚求情（表で違法業者を逮捕し、裏で取引する）』、『以钱捞人，以钱换刑（行政処分や刑事処分の代わりに罰金で済ませる）』の現象はどこでも見られる」と言っている²³²。

2018年、中央紀律検査委員会・国家監察委員会は、国家食品薬品監督管理総局の行政管理業務の執務状況を監査した。その監査結果報告において、国家食品薬品監督管理総局の系統において、「...政治的責任感が弱く、人民を中心とする立場が確固としていない、...形式主義・官僚主義が依然として存在している。...食品薬品審査・許可・監督管理においては、腐敗・汚職撲滅に向けての情勢は厳しく、

²²⁹ CCTV 2010年12月24日放送「河北昌黎葡萄酒造假真相」

(<http://news.cntv.cn/special/ptzj/shouye/> 2018年10月24日アクセス)

²³⁰ 中国新聞網 HP 2015年3月17日記事「腐敗成食品安全事件痼疾：局地執法者充任保护傘」

(<http://www.chinanews.com/gn/2015/03-17/7133791.shtml> 2018年10月22日アクセス)

²³¹ 中華網 HP 2017年1月17日記事「天津调料造假者：打假者曾索財，2000元保半年无事」

(https://news.china.com/domestic/945/20170117/30181194_all.html 2018年10月24日アクセス)

²³² 人民網 HP 2015年3月17日記事「腐敗成食品安全事件痼疾：局地執法者充任保护傘」

(<http://yn.people.com.cn/news/domestic/n/2015/0317/c228494-24177991.html> 2018年10月24日アクセス)

複雑である」と指摘している²³³。

5. 違法業者に対する行政罰の軽さと行政による賠償責任の肩代わり

行政による違法業者に対する処罰は軽く、懲戒効果は弱いという問題がある。2018年、国家市場監督管理総局が行なった全国市場における虚偽・違法広告や食品安全違法案件数の取締案件数は、それぞれ4.13万件、29.97万件を数えた²³⁴。罰金額からみると、一件当たり罰金は、わずか18354元、11845元である。違法行為によって得た巨額の利益と比べると、罰金額は少ない(表3-7参照)。前述した「鴻茅薬酒」の違法広告に対する処罰は一回当たりの広告費用の没収が715.8元、罰金が715.8元であった²³⁵。それに対して、鴻茅集団の売上は2015年が12億元²³⁶、2017年が50億元に達している²³⁷。日本ラーメンのチェーン店「味千」は中国に637店舗を出店しているが、2011年、「味千」は自社ラーメンのカルシウム含有量について誇大な広告をしたということで、上海市工商局から20万円の罰金を科された²³⁸。

表 3-7 2018 年国家市場監督管理総局の取締件数と罰金額

| 区 分 | 取締り件数 (件) | 罰金総額 (億元) | 一件あたりの 罰金額 (元) | 違法収入の没収額 (億元) |
|-----------------|-------------------------|--------------|-------------------|------------------|
| 虚偽・違法広告 | 41300 | 7.58 | 18354 | |
| 食品類虚偽・ 違法広告 | 3858 | 0.601 | 15578 | |
| 保健食品虚偽・ 違法広告 | 726 | 0.1977 | 27231 | |
| 食品安全 違法事件 | 299700 (食品価格 7.6 億元) | 35.5 | 11845 | 1.67 |

(出所) 搜狐 HP 2019年3月29日記事「“食品安全监管政策解读及信息发布”召开发布会市场监管总局」(http://www.sohu.com/a/304732880_416839?sec=wd 2019年4月2日アクセス)に基づき、筆者整理算出作成。

他方、重大な食品安全事件により、多くの消費者に甚大な被害をもたらした場合、加害企業は一社の力で被害者への賠償・救済をなかなか賄えない。その時、政府は、応急対策として、人道主義の見地と社会安定のために緊急措置を講じ、

²³³ 「十九届中央首轮巡视反馈公布：食药审批监管反腐形势严峻」『人民日報』2018年7月27日 (<http://politics.people.com.cn/n1/2018/0727/c1001-30173674.html> 2018年12月12日アクセス)

²³⁴ 搜狐 HP 2019年3月29日記事「“食品安全监管政策解读及信息发布”召开发布会市场监管总局」(http://www.sohu.com/a/304732880_416839?sec=wd 2019年4月2日アクセス)

²³⁵ 「人民日报评“鸿茅药酒”事件：药品广告应杜绝虚假包装」『人民日報』2018年4月17日5版 (<http://opinion.people.com.cn/n1/2018/0417/c1003-29930088.html> 2019年4月1日アクセス)

²³⁶ 人民網 HP 2018年4月18日記事「低法治成本绝不是营商竞争力」(<http://opinion.people.com.cn/n1/2018/0418/c1003-29932723.html> 2019年4月1日アクセス)

²³⁷ 搜狐 HP 2018年4月16日記事「起底鸿茅药酒：计划五年后销售达150亿，政府称“全力支持A股上市”」(https://www.sohu.com/a/228466576_100001551 2019年4月1日アクセス)

²³⁸ 新浪 HP 2011年11月22日記事「味千拉面承认虚假宣传被罚20万元」(<http://finance.sina.com.cn/roll/20111122/020810856140.shtml> 2019年4月1日アクセス)

被害者には医療費と死亡・被害賠償金を違法業者の肩代わりで支給することが多い。例えば、2003年の安徽省阜陽の粗悪粉ミルク事件の被害者に対して、地方政府は死者の家族に1万元の補助金を出した²³⁹。そもそも加害企業が担うべき賠償責任を政府が一部または全部を肩代わりすることは、加害企業の違法責任の軽減につながる。これでは、違法企業を許してしまうことになる。

6. 行政における消費者権利の保護姿勢の欠如

食品安全管理の行政には、政府・業者寄りの傾向が強い一方、消費者権利の擁護の姿勢の欠如も問題視されている。

(1) 食品安全管理体制における消費者行政の地位

食品安全管理体制において、消費者権利を総括的に管理する有力な部局はいまだ設立されていない。それどころか、消費者行政は行政の末端に置かれている。消費者保護は派生的・副次的な任務として位置づけられている。

2018年3月まで、国家工商行政管理総局の下に、消費者権利保護局（1998年設立）が設置され、中国消費者協会（1984年設立）もこの工商行政管理総局の傘下に置かれた。消費者行政機関は、この工商行政管理総局の管轄下であり、食品安全管理の担当部局の枠外にある（図3-8参照）。

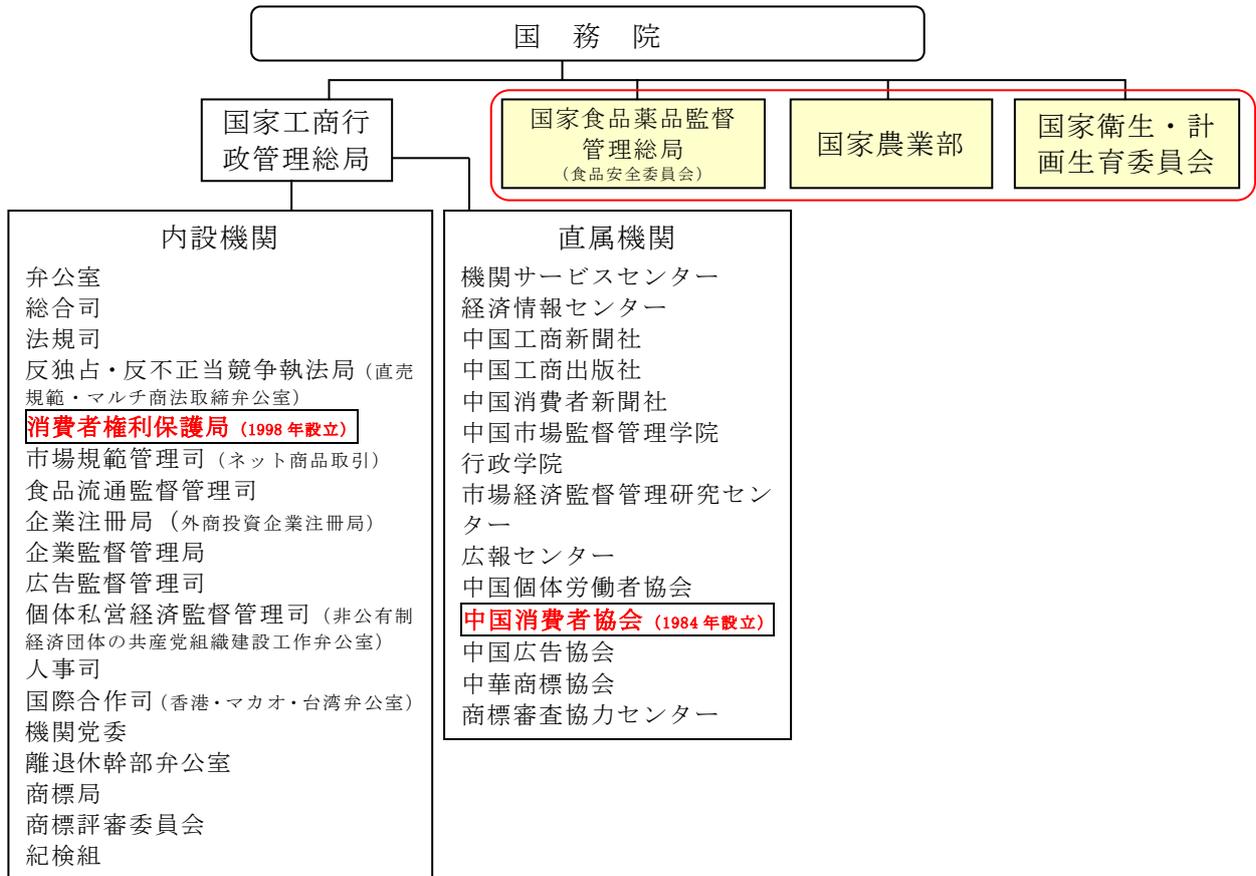
また、消費者保護の職責は、その他の部局にも分散しており、工商部門（市場管理部門）は、消費者保護にかかわる業務の統一主管部門とはなっていない。消費者保護の職責は、工商部門（市場管理部門）にとって、自ら管轄する市場監督管理などの多くの職責の1つにすぎず、重要視されていない。

2018年3月からの改革を経て、国家工商行政管理総局は、国家市場監督管理総局の傘下に置かれるようになった。元の消費者権利保護局は撤廃され、消費者権利にかかわる総括管理機構は設置されていない。消費者協会は、国家市場監督管理総局の直属機関として位置づけられている。消費者行政の地位は依然として低いレベルに置かれたままである（図3-9参照）。

結局、消費者行政は、行政レベル上の地位が低く、食品安全を含む消費者権利の保護という点では、まだ実効性のある管理と保護の役割を果たせていない。政策の策定や実行の際、他の行政部門は、部門利益や執務の利便性を図るため、主観的または客観的に消費者の利益を顧みないことがある。その場合、消費者の権利を擁護しようとしても、立場の弱い下級の消費者行政機関が上級の各部局や有力な国有企業に対抗したり、独自に規制したりするのは難しい。

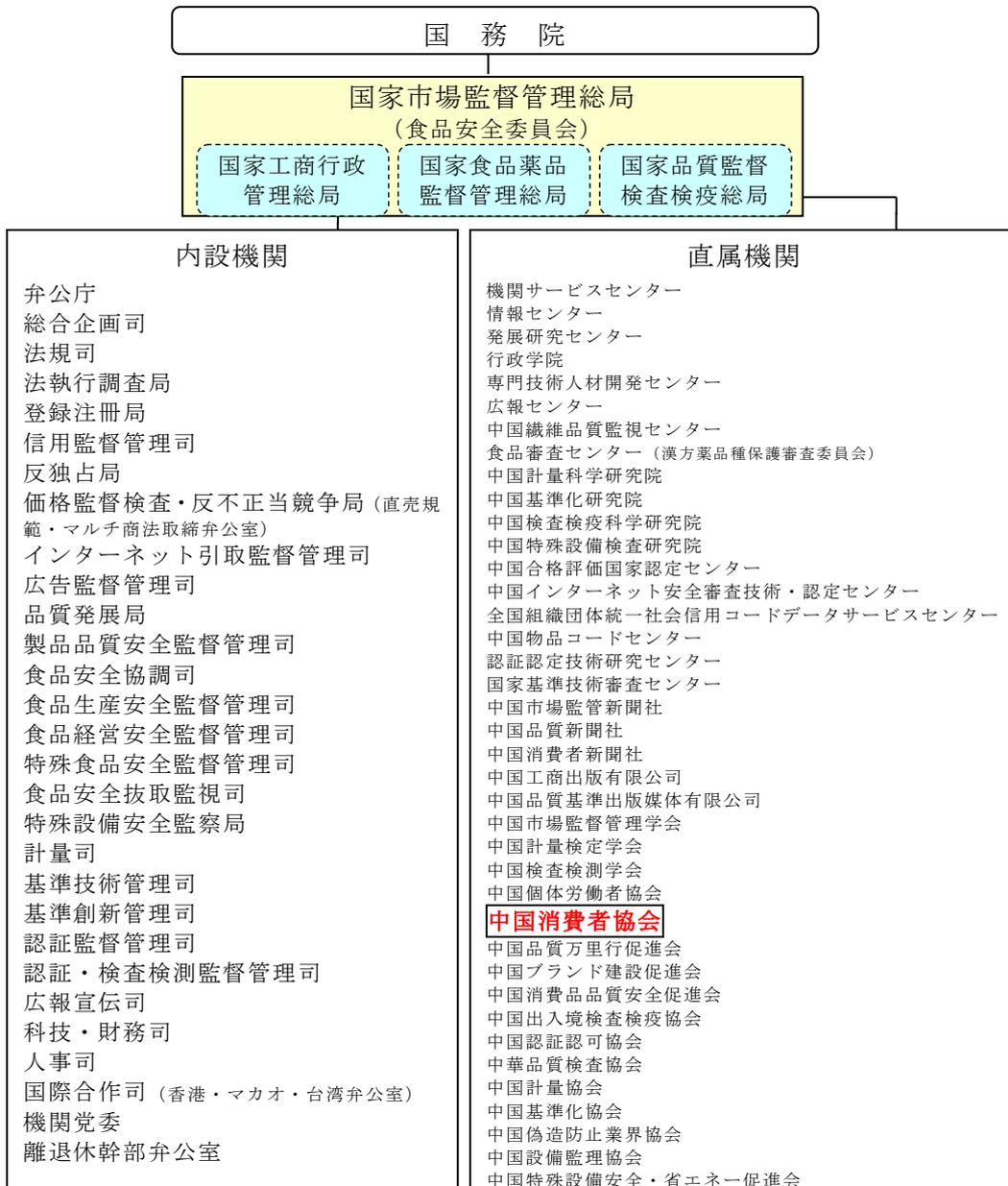
²³⁹ 人民網 HP 2013年10月25日記事「追訪安徽阜陽大头娃娃命运变迁:劣质奶粉 留证十年」
(<http://edu.people.com.cn/n/2013/1025/c1053-23321314.html> 2019年4月1日アクセス)

図 3-8 2018 年 3 月の改革前の消費者行政と食品安全管理行政



(出所) 中国国家工商行政管理総局 HP (2018 年 9 月 19 日アクセス) に基づき、筆者整理作成。

図 3-9 2018 年 3 月以後の消費者行政と食品安全管理行政



(出所) 中国市場監督管理総局 HP (2019 年 4 月 3 日アクセス) に基づき、筆者整理作成。

(2) 消費者救済の不備

食品安全の被害者は、消費者権利を主張しようとしても、行政制度の不備や法整備の遅れなどの現実には直面している。第 1 に、被害者の救済申請のルートが不明確で、手続きも煩雑であり、農村では食品安全管理行政または消費者協会などの出先機構が設置されていない。2016 年、食品安全による被害を受けた経験のある消費者 4358 名 (福建、湖南、河南、湖北、吉林、江蘇、江西、山東、四川、内モンゴルの都市消費者 2163 名、農村消費者 2195 名) を対象に、行政や消費者協

会など第三者機関への救済申請について、アンケート調査が行われた。その結果、半分以上の都市消費者と四割以上の農村消費者が救済申請の手続きが円滑ではないと感じている²⁴⁰（表 3-10 参照）。権利の主張を放棄せざるを得なくなるケースが全体の約 2 割近くを占めている²⁴¹（表 3-11 参照）。

表 3-10 救済申請についての消費者の評価

| | 都市消費者 | 農村消費者 |
|----------|--------|--------|
| 順調ではない | 28.73% | 23.60% |
| 余り順調ではない | 22.26% | 21.96% |
| 普通 | 32.17% | 31.39% |
| 比較的順調である | 12.16% | 16.31% |
| 順調である | 4.68% | 6.74% |

（出所）呉林海・王晓莉・尹世久・張曉莉など著『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』中国社会科学出版社、2016 年、704-705 頁に基づき筆者整理作成。

表 3-11 食品安全被害を受けた場合の消費者行動

| | 都市消費者 | 農村消費者 |
|-------------|--------|--------|
| 業者と直接交渉する | 50.41% | 52.57% |
| 不運だとあきらめる | 18.38% | 16.22% |
| 消費者協会に訴え出る | 16.41% | 15.58% |
| 関係の政府部門に訴える | 8.72% | 9.70% |
| 裁判所に提訴する | 3.17% | 3.23% |
| マスメディアに通報する | 2.91% | 2.69% |

（出所）前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、703-704 頁。

なぜ第三者機関の監督介入を求めないかという点、フィードバックがまったくない（54.2%）、長く待たされる（46.4%）、立証困難（31.2%）、合理的な賠償を貰えない（27.28%）、関係情報が少ない（18.3%）、コストが高すぎる（16.9%）、相応の施設と設備がない（7.4%）という理由が挙げられている²⁴²。

『食品安全法』（2015 年）は、食品安全の被害者に対する違法業者の賠償責任（第 147、148 条）について規定しているが、その他の救済方法については具体的に言及していない。また、もし業者が賠償を負担しきれない場合、消費者はさらにどのように救済されるかについても規定していない。また、『消費者権益保護法』の第 34 条によって、消費者と経営者の間で権益紛争が生じた場合、以下の方法を通じて解決できると規定している²⁴³。①事業者との協議・和解、②消費者協会または法律に基づき設立されたその他の調停組織に対する調停の申し立て、③関係行政部門に対する苦情申し立て、④事業者との合意に基づく仲裁機関に対する仲裁の申し立て、⑤人民法院に対する訴訟提起である。

²⁴⁰ 呉林海・王晓莉・尹世久・張曉莉など著『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』中国社会科学出版社、2016 年、704-705 頁。

²⁴¹ 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、703-704 頁。

²⁴² 前掲『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、712 頁。

²⁴³ 『中国消費者権益保護法』（2013 年）。

①の場合、強い業者と直接に交渉するには、弱い立場の消費者の希望通りに交渉が成立しないケースが多い。②の場合、消費者協会は違法企業に対して強制的な行政処罰などの執行権を有していないので、業者と消費者との間における調停や消費者の申し立てた行政機関に対する業務遂行を督促する役割しか果たせない。さらに、調停が成立しなかった場合、消費者に関連行政部局への申し立てや仲裁や提訴の方法を教えることしかできない。③の場合、被害者は関係行政部局にクレームを申し立て、公正な対処を請求できるが、『消費者権益保護法』は、行政部局が相応の行政裁決の権利を有するかどうかははっきりさせていない。結局、行政部局は業者と消費者との紛争に対して、調停をするしかない。その調停の決定は往々にして実行力に欠ける。また、行政部局の縦割りにより、消費者の合法的な権益を保護するための協力体制がまだ形成されていない。さらに、一部の現場職員は一般消費者からのクレームに対応したがるらないこともある。④の場合、前提条件は、業者と消費者の双方が自らの意志に基づき、仲裁合意を成立させ、仲裁機関に申し立てをすることができる。現実的には、消費者権利を侵害した業者との合意達成はなかなか難しい。⑤の場合、違法業者に対する最も拘束力や実行力のある選択肢であるが、食品安全に関する訴訟の被害金額はあまり高くない。訴訟の手続きが複雑で、所要時間も長い。一審は6ヵ月、再審は3ヵ月が必要である。日常的に頻繁に食品安全の被害を受けている消費者にとって、それも最善の解決法ではない。さらに、消費者集団訴訟に関する法整備の不備によって、消費者が一人で食品安全被害を裁判に訴えても、財力や人力、専門の法務部門（または法務職員）を備えた業者に対抗できず、容易には勝訴できない。

一般消費者が自身の権利を主張しようとしめない背景には、権利を実現するのは至難だという現実もあることも看過してはいけない（後述の第4節、第5節でも言及する）。

第2に、政府は違法業者に対する行政処罰や罰金を重視する一方、被害を受けた消費者に対する賠償や救済を軽視するところがある。法律には、違法業者は違法侵害行為によって被害を受けた消費者に賠償しなければならないと規定されているが、被害者への賠償金は『食品安全法』（2015年）では、商品価格の10倍または損失額の3倍とし、合計の賠償額が1000元に満たない場合、1000元とすると規定しているだけで、被害者救済の関連法規には被害者の精神的苦痛に対する慰謝料の規定が欠落している。他方、違法業者に対する罰金は、違法に製造・販売された食品・食品添加物の価値が1万元に満たない場合、5万～15万、価値が1万元以上の場合、その価値の10～30倍以下の罰金、または5万～50万の罰金を科すと規定している²⁴⁴。既述したように、山西省朔州の偽酒事件、安徽省粗悪粉ミルク事件、三鹿事件などのように、食品安全事件の被害者の賠償・救済の権利が十分には

²⁴⁴ 『中国食品安全法』（2015年）。

保障されていないのが現実である。三鹿事件の被害者に対する 2000 元の賠償額は表 3-7 に算出した食品安全違法案件の罰金額(1 万元以上/件)よりはるかに少ない。三鹿集団は食品安全事件の摘発で、間もなく経営破綻した。その場合、『破産法』(2007 年施行)の第 41 条、第 113 条の規定に依拠して、三鹿集団の資産を処分した場合、弁済の優先順位は下記の通りである(表 3-12 参照)²⁴⁵。

表 3-12 企業破産の財務弁済の優先順位

| | | |
|--|---|---|
| ①破産費用 | 訴訟費用 | 破産費用と公益債務は債務者の財産から任意に弁済される。破産費用と公益債務の弁済につき、債務者の財産が不足しているときは破産費用の弁済が優先される。 |
| | 管理・換価の費用と債務者財産の分配費用 | |
| 管理者の職務執行上の費用または報酬、もしくは管理業務のために招聘された従業員の費用 | | |
| ②公益債務 | 双方が履行未完了である契約につき、管理者または債務者によって相手方当事者に債務の履行を請求することにより発生した債務； | |
| | 他人が債務者の財産を受取り管理する事により発生した債務； | |
| | 債務者の不当利得により発生した債務； | |
| | 債務者が営業を継続するために発生した従業員に対する報酬債務、並びに従業員のための社会保険費用およびその他の支払いを要する債務； | |
| | 管理者、或いは関係者が職務遂行により発生した損害賠償に関する債務； | |
| | 債務者の財産が人に損害を与えたことにより発生する債務 | |
| ③破産企業の労働者の賃金債権、支払うべき医療・負傷の補助金、弔慰金、破産企業の負担する労働者の社会保険料金、労働者に対する補償金、及びその他の未納付の社会保険料金、税金など | | |
| ④企業のその他の一般債権 | | |

(出所) 『破産法』(2007 年施行)に基づき筆者整理作成。

30 万人の乳幼児がメラミン入りの粉ミルクの飲用で被害を受けたので、被害者への賠償は公益債務として優先的に弁済されるべきであるが、2009 年の 11 月、石家荘市中級人民法院における三鹿の経営破綻の判決では、被害者に対する損害賠償の債務を一般債務として、違法業者の債務弁済の優先順位から外した。非常に不合理である²⁴⁶。製品品質の検査を免除された三鹿集団は、今度はこの判決に基づき、損害賠償の責任も免除された。消費者(被害者)の権利はいったい誰がどのように保証するのか。

2018 年 7 月、国内ワクチン大手の長春長生生物科技有限責任公司(以下、長春長生と略す)は、児童の接種用の百日咳、白喉(ジフテリア)、破傷風の「三種混合ワクチン」、及び人用狂犬病ワクチンの製造過程において、記録改ざんなどの違法行為から、薬効項目が基準に適合しなかった品質不良のワクチン 25 万本が山東省済南市をはじめとする 8 市に流入し、21.5 万人の児童に接種された。人命軽視

²⁴⁵ 「中国破産法」(http://www.gov.cn/zhengce/2006-08/28/content_2602190.htm 2019 年 2 月 8 日アクセス)

²⁴⁶ 網易 HP 2009 年 12 月 2 日記事「30 万三鹿患儿谁来赔偿你？」

(<http://news.163.com/09/1202/09/5PH59S74000120GR.html> 2019 年 2 月 8 日アクセス)

の長春長生(2017年の売上総額は15.39億元²⁴⁷、2012～17年の合計純利潤額は17.5億元²⁴⁸、2017年は5.7億元²⁴⁹)に対し、地元の吉林食品薬品监督管理局はわずか344万元の罰金を科した。25万本の不合格のワクチンで計算すると、一本あたりの罰金額=違法コストは13.8元にすぎない。その後2018年11月、国家食品薬品管理監督総局は、長春長生に91億元の罰金を科した²⁵⁰が、品質不良のワクチンを接種した被害者に対しては、死亡の場合65万元/人、重度障害または半身不随の場合50万元/人、一般障害の場合20万元/人という賠償方案が定められた²⁵¹。不合格のワクチンを接種したが、未だ症状が出てない被害児に対する一般賠償は不明のままである。

既述のように、違法業者のモラル喪失により、人命や消費者権利を無視した有毒・有害食品が生産され、流通している。縦割り行政・現場管理の専門職員の不足・検査機器・管理手法の不備・現場執務の弛緩・監督対象の厩大化と複雑化・監督対象のコンプライアンス意識の欠如・管理部局の職務怠慢などの理由から、食品安全の管理は広く行き届かず、食品安全リスクは高まっている。

また、管理・監督の実態からみれば、運動(キャンペーン)式・間歇式の監督のほかに、監督の重点を最終製品の抜取検査に置いていることが多い。そのような「結果の重視、発端と過程の軽視」という監督方式は、食品安全リスクの根源や生産過程を厳格に監督できないことにもつながっている。さらに、フードサプライチェーンの末端における監督がおろそかになると、食品安全に対する危害は拡大しやすい²⁵²。

食品安全の管理・監督の最善策は未然防止であり、事前予防と過程の監督の厳格化こそにある。しかし、未然防止の監督が徹底されていないので、平素に行われる多くの食品安全の違法行為は、監督部門に把握されていない。多くの事件は、外部からの告発・摘発を受けて、関連部局が慌てて取り締まりに踏み出し、監督を強化してきた。事後の取締りや処分はただ事態の蔓延や被害拡大の後始末にすぎない。多くの消費者が人命・健康・財産損失の被害を受け、社会全体で多大な

²⁴⁷ 新浪 HP 2018年7月18日記事「多地封存长春长生狂犬疫苗长生生物市值蒸发40亿」(<http://finance.sina.com.cn/stock/s/2018-07-18/doc-ihfnsvyz7154010.shtml> 2019年4月1日アクセス)

²⁴⁸ 搜狐 HP 2018年7月24日記事「长生生物被ST，董事长等15人遭刑拘！可它曾造假不断，6年销售上亿支，赚得盆满钵满……」(https://www.sohu.com/a/243118248_160818 2019年4月1日アクセス)

²⁴⁹ 搜狐 HP 2018年7月24日記事「长春长生、红黄蓝，坏公司们作恶的成本有多低？」(https://www.sohu.com/a/243093973_116667 2019年4月1日アクセス)

²⁵⁰ 搜狐 HP 2018年10月17日記事「长春生物被罚91亿元，对于高俊芳是否应该判处死刑看看民意如何？」(https://www.sohu.com/a/260059369_500652 2019年4月1日アクセス)

²⁵¹ 搜狐 HP 2018年10月17日記事「长春长生公布赔偿方案：疫苗致死一次性赔偿65万元」(https://www.sohu.com/a/259968508_100253947 2019年4月1日アクセス)

²⁵² 張曉濤、王揚『大国糧食問題：中国糧食政策演變与食品安全監管』經濟管理出版社、2009年、132-136頁。

代価を払うことになる。

以上の分析を踏まえると、中国の食品安全行政管理体制において、消費者権利を擁護する視点が欠落している。おもに①食品安全監督が徹底されていない、②違法企業に対する懲罰が軽すぎる、③消費者権利の擁護が不十分である、という三つの問題が存在していることがわかる。結局、企業・業者寄りの行政監督管理という実態はそのまま残っている。実質的に、消費者に対する権利の擁護・救済・賠償は不公正なものになっている。

第4節 企業のCSRへの取組みと消費者権利擁護の現状

CSR (Corporate Social Responsibility) は、企業の社会的責任と訳される。CSR は、法令遵守に加えて、製品・サービスの安全確保、地球環境・廃棄物リサイクル対策を含めた環境保護、労働環境改善、人材育成、人権尊重、公正な競争、地域貢献、地域投資、メセナ活動、フィランソロピーなど、さまざまな責任に及んでいる。

既述の1960年代から1970年代にかけてのアメリカの弁護士のラルフ・ネーダーによる一連の告発活動をきっかけにして、企業が倫理的に利益を稼ぐためにならなければならないのかという企業の社会的責任を問いはじめるような考え方が世界に広がっていった。

CSR は、国や地域の価値観、文化、経済、社会事情、企業業態などに応じて、その意義は異なる。国際標準化機構は、2010年11月、組織（企業に限らない）の社会的責任をめぐるガイドライン規格（ISO26000）を発行している。そのISO26000には、7つの原則（説明責任、透明性、倫理的な行動、ステークホルダーの利害の尊重、法の支配の尊重、国際行動規範の尊重、人権の尊重）²⁵³、7つの中核主題（組織のガバナンス、人権、労働慣行、環境、公正な事業慣行、消費者への対応、コミュニティへの参画及びコミュニティの発展）の下に、さらに37項主題、217の手引きを規定している。

中国においても、『公司法』（2005年）の第5条、『食品安全法』（2009年）の第3条において、公司または食品生産経営業者は、社会的責任を持たなければな

²⁵³ ①説明責任：組織の活動によって外部に与える影響を説明する。②透明性：組織の意思決定や活動の透明性を保つ。③倫理的な行動：公平性や誠実であることなど倫理観に基づいて行動する。④ステークホルダー2の利害の尊重：様々なステークホルダーへ配慮して対応する。⑤法の支配の尊重：各国の法令を尊重し順守する。⑥国際行動規範の尊重：法律だけでなく、国際的に通用している規範を尊重する。⑦人権の尊重：重要かつ普遍的な概念である人権を尊重する。

らないと規定している。近年、多くの食品企業は、『食品安全法』及び国家基準 GB/T 36000-2015『社会的責任の手引き』に基づき、ISO26000 規格を参考にした上で、CSR についての企業方針を立てたり、CSR への取り組み実績をアピールしたりするようになった。

1. 中国における食品企業の CSR の取り組み

食品企業の CSR については、表 3-13 のようにまとめられる。人命と健康を維持する食品は、一般商品とは違って、重大な社会公共の安全にかかわるものである。したがって、食品企業・業者にとって、もっとも重要な社会的責任は消費者の安全と健康を保障することにある。

表 3-13 食品企業・業者の CSR の概念

| | |
|---------------|-----------------------------------|
| 消費者に対する責任 | 1.製品の安全確保 |
| | 2.食品による健康推進 |
| | 3.品質管理体制の強化 |
| | 4.価格問題 |
| | 5.情報開示 |
| | 6.食品安全と健康事故が起こった場合の賠償責任とリコール責任 など |
| 株主・投資家に対する責任 | 1.利潤の獲得と配当 |
| | 2.情報開示 |
| | 3.コーポレート・ガバナンス |
| | 4.内部統制 |
| | 5.リスクマネジメント など |
| 従業員に対する責任 | 1.人材育成の充実 |
| | 2.健全な労使環境 |
| | 3.コンプライアンス |
| | 4.労働災害の防止 など |
| 地域社会・環境に対する責任 | 1.地域振興、地域貢献 |
| | 2.公益活動 |
| | 3.環境マネジメント |
| | 4.省エネルギー活動の推進 |
| | 5.産業廃棄物の削減 |
| | 6.生物多様性の保全 など |

(出所) ①梶川千賀子『食品安全問題と法律・制度』農林統計出版、2012年、213-244頁；②焦娟妮、譚雯「我国食品行业企业社会责任研究」『中国集体経済』2012年21期、69-70頁；③伊藤忠食品 HP の CSR 方針 (<https://www.itochu-shokuhin.com/csr/theme.html> 2018年10月29日アクセス)；④日清食品 HP の CSR 方針 (<https://www.nissin.com/jp/about/csr/> 2018年10月29日アクセス)；⑤三菱食品 HP の CSR 方針 (<https://www.mitsubishi-shokuhin.com/csr/> 2018年10月29日アクセス) に基づき筆者整理作成。

第1章第3節で述べたように、中国の食品業界には「多、小、散、乱、低」という産業的特徴があり、企業によって具体的な CSR の取り組みが異なっている。数多くの食品企業・業者の全数を対象に、CSR の重視度や取り組みを直接に統計・研究するのは不可能に近い。本稿では、既存の研究結果を利用し、間接的に食品業界の CSR の重視度や取り組みについて検討してみたい。

2009年から2010年までの間、中国でCSR報告を持続的に開示した上場食品企業はわずか2社しかなかった。しかも、その2社は、累計7部の社会的責任についての報告を公開しただけである²⁵⁴。他の業界と比べ、食品飲料業界は社会的責任についての報告の開示数がはるかに少ない。このことからCSRをあまり重視してこなかったことが読み取れる。2011年には7社に増えたが、食品業界の上場企業では、80%以上の企業は3年連続して単独のCSR報告を発表してこなかったのも事実である²⁵⁵。

食品安全事故が起こった後、食品企業が講じた措置やCSR活動の内容を統計・分析した上で、食品企業のCSR取組みの実績を検証・評価した研究もある。王春婭(2017)は2009年から2014年の間、農夫山泉、聖元粉ミルク、双匯、光明、蒙牛、酒鬼酒、福喜、ウォルマート、華聯スーパー、マクドナルド、ケンタッキーなどの大手企業が起こした重大な食の不祥事、計57件を対象に、食品安全事件後の企業のCSR行動を詳しく分析した。王春婭の研究によると、食の不祥事が起こった後、食品企業が取ったCSR行動のランキングは慈善・寄付などの地域社会への貢献責任(58.7%)、消費者への責任(22.4%)、環境保護の責任(11.2%)の順であった²⁵⁶。

食品企業のCSRの基盤は、消費者や地域社会に安全・安心の製品・サービスを提供することである。食品安全事件・事故が起こった場合、食品企業がもっとも実行すべきCSR活動は消費者の安全と健康のための行動である。一刻も早く問題製品のリコール・廃棄、被害消費者の損害賠償、品質管理体制の強化である。しかし、王春婭の研究結果からすれば、消費者への責任を果たしたのは調査した企業のうち、わずか1/5でしかない。

食品企業とCSRの関係について、次の二つの結論を導くことができる。1つは、食品業界では、CSRの意義について、認識が偏っている企業が少なくない。『人民日報』の社説が指摘しているように、多くの企業は「CSR活動＝危機広報活動・利潤獲得後の寄付」だと誤解している²⁵⁷。品質の悪い、あるいは有毒有害な食品の生産・販売を通じて巨額の利益を得た食品企業がその利潤の一部を崇高な名目で社会に報いたとしても、それは真相を知らない市民の拍手喝采を得ようとしたポーズにすぎない。不祥事が起こった後、直ちに誠心誠意の態度で消費者を救済したり、品質安全の生産体制を徹底的に構築したりすることこそ、消費者への責

²⁵⁴ 商道縦横『中央企業CSR報告実質性分析』2018年1月、4頁
(<http://www.syntao.com/syntao/public/uploads/20180206/cdb1ed5d8d23d8a00ec075e91e4d814c.pdf> 2018年10月31日アクセス)

²⁵⁵ 王成春「我国食品行業社會責任報告評價研究」陝西科技大學2013年修士論文、26頁。

²⁵⁶ 王春婭「食品行業品牌丑聞後CSR行為特徵研究」『山西農業大學學報(社會科學版)』2017年16卷2期、68-76頁。

²⁵⁷ 「企業大了，更別忘社會擔當」『人民日報』2012年5月4日
(<http://opinion.people.com.cn/GB/17804175.html> 2018年10月30日アクセス)

任を果たすことである。ところが、真っ先に自社の損失を計算した上で、一連の危機広報活動を巧みに利用し、経営危機をごまかして乗り越えようとする。このような行動は今後さらなる危険をもたらすに違いない²⁵⁸。

もう1つは、王春姪の研究対象は、あくまでも食品企業の大企業である。大手企業は、中小企業に比べれば、相対的に企業文化の構築に積極的に取り組んでいる。しかし、「多、小、散、乱、低」という食品産業の現実をみれば、食品業界には、小さい資本規模という限界と経営存続の圧力がある。そのため、多くの中小の食品企業や零細業者は、CSRの重要性をいまだに正確に認識しておらず、CSRの実践も行っていない。それらの業者が利益追求の企業文化をCSR重視の企業文化へと転換するには相当の時間がかかるだろう。

他方、消費者が食品企業に最も取り組んでほしいCSR活動は企業側の理解とはだいぶ異なっている。郭紅玲²⁵⁹の研究によると、消費者が望むのは、法的責任・経済的責任・倫理的責任・フィランソロピー的責任（慈善・寄付）の順である。王静ほか²⁶⁰の研究では、倫理的責任・法的責任・経済的責任・フィランソロピー的責任の順である。郭と王の研究は2008年の「三鹿事件」を挟んで、結論は少しずれている。ところが、食品企業がCSRの中で最も重視しているのは、法律遵守や企業のモラルではなく、フィランソロピー的責任である。これらの研究の結論からして、CSRについて、企業側の理解・取組みは消費者側の期待とは相当にかけ離れているといえるだろう。

明らかに、食品業界のCSRに対する認識は、消費者への責任をあまり重視していない。商品・サービスの取引において、消費者が一番重要なステークホルダーである。しかし、企業利益を優先し、食品安全法をないがしろにする市場環境の下で、食品安全事件が相次いでおり、消費者軽視の企業行動が多く見られている。

中国消費者協会が2017年の消費者のクレームを統計した結果によると、食品に対するクレーム件数は合計13551件であり、商品別トップ5に入っている(図3-14参照)²⁶¹。

²⁵⁸ 「危機公关异化为"表演"只能引来大危机」『人民日报』2011年4月12日

(<http://opinion.people.com.cn/GB/14362975.html> 2018年11月2日アクセス)

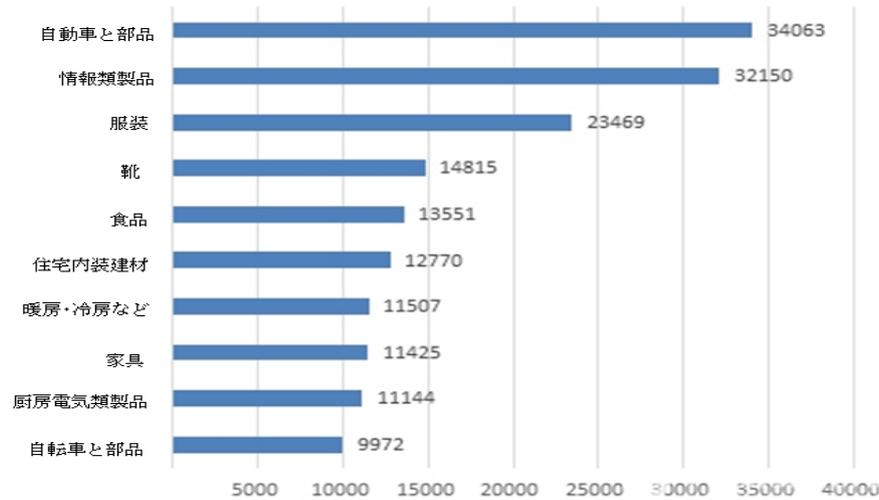
²⁵⁹ 郭紅玲「消費者視野中的企业社会责任-关于企业社会责任的消费者调研」『生態經濟』2006年第2期、74頁。

²⁶⁰ 王静・万鹏「企业社会责任要素的消费者认知分析—基于卡罗尔CSR金字塔结构的对比」『中国集体經濟』2009年第30期、23-24頁。

²⁶¹ 中国消費者權益保護網HP「中消协公布2017年全国消协组织受理投诉情况」

(http://www.gov.cn/xinwen/2018-01/31/content_5262466.htm 2018年11月2日アクセス)

図 3-14 2017 年消費者協会が受理した消費者からの商品別クレーム件数トップ 10



(出所) 中国消費者權益保護網 HP「中消協公布 2017 年全国消協組織受理投訴情況」
(http://www.gov.cn/xinwen/2018-01/31/content_5262466.htm 2018 年 11 月 2 日アクセス)

また、コンサルティング会社 Edelman が 2012 年から 2017 年までに行ったアンケート調査の結果によると、食品飲料業界に対する中国の消費者の信頼度は、多数の業界のうち、いつもビリから一番目または二番目のランクであった²⁶²。消費者の信頼度が左右される要因の中で最も大きなウェイトを占めていたのは、品質の高い製品・サービスの提供 (56%)、企業モラルの遵守 (54%)、消費者需要と消費者の声の重視 (52%)、利潤より顧客利益の優先 (51%) であった²⁶³。消費者は中国食品業界の CSR の取組みに満足していないことが読み取れる。

2. 食品業者による消費者権利の侵害

第 1 に、企業・業者は、品質の悪い、あるいは有毒有害食品の製造・販売によって、消費者の人命・健康、財産などの諸権利を直接に侵害している。安い酒を高級酒に偽ったり²⁶⁴、遺伝子組換え食材を不正表示したりすることは消費者の「情報を与えられる権利」²⁶⁵を侵害している。

²⁶² EdelmanGROUP『2016 年愛德曼信任度調査 (中国報告)』、10 頁

(http://www.edelmangroup.cn/images/2016%20Trust%20Barometer_China_CN.pdf 2018 年 11 月 2 日アクセス) ; 『2017 年愛德曼信任度調査 (中国報告)』、17 頁

([http://www.edelmangroup.cn/images/2017%20Trust%20Barometer%20-%20China%20\(CN\).pdf](http://www.edelmangroup.cn/images/2017%20Trust%20Barometer%20-%20China%20(CN).pdf) 2018 年 11 月 2 日アクセス)

²⁶³ EdelmanGROUP『2017 年愛德曼信任度調査-中国報告』、24 頁

([http://www.edelmangroup.cn/images/2017%20Trust%20Barometer%20-%20China%20\(CN\).pdf](http://www.edelmangroup.cn/images/2017%20Trust%20Barometer%20-%20China%20(CN).pdf) 2018 年 11 月 2 日アクセス)

²⁶⁴ 2017 年 11 月、杭州市警察当局は 5000 万円の偽酒の生産販売事件を摘発した。

²⁶⁵ グリーンピース HP 2003 年 12 月 16 日記事「中国首位消費者遠赴欧洲爭取權益」

(<http://www.greenpeace.org/china/zh/news/stories/food-agriculture/2003/12/24560/> 2018 年 11 月 21 日アクセス)

2012年4月17日、コカ・コーラの中国山西省太原にある工場で消毒用の塩素が製品に混入し、すでに市場に出回っているとの情報が、工場従業員によって内部告発された。しかし、コカ・コーラは、最初、それを否認した。山西省品質監督当局は直ちに工場の立ち入り検査を実施し、サンプルから消毒用の塩素を検出した。その証拠を前に、コカ・コーラ太原工場は事実を認めざるをえなくなったが、リコールや返品を拒否し、商品の交換しか認めなかった。これは消費者の「補償を受ける権利」を侵害している²⁶⁶。

「地溝油」、「赤身肉エキス」、カドミウム汚染米、「ゾンビ肉」、天津独流鎮の偽物調味料など、数々の有毒有害食品は、「消費者の人命・健康を守る権利」を侵害している。

大手健康食品会社の権健公司（2017年の年商約200億元）は「百病を治す」と称して、独自の治療法や治療具を宣伝し、かつマルチ商法で顧客への直接販売を行っていた。2014年、癌治療で苦しんでいる4歳の娘周洋を見かねた父親の周二力は、他の方法にすがろうとして、同社が宣伝した「自然療法」を信じて、正規の治療を遅らせてその治療法を取り入れた。間もなく、娘は病状が悪化し、死亡した。権健公司は娘の死去という結果について謝罪するどころか、周洋が死に瀕しているまさにその時、周洋の事例を癌治療の成功例としてネットで大いに虚偽宣伝していたのである。周二力は怒り心頭に発し、2015年に権健公司を提訴したが、証拠不十分で敗訴した。2018年12月に、権健公司のこのような違法行為は医療機構の「丁香医者」によってネットで告発された。それを受けて、関係の行政部門も権健公司に対して調査と処分に動かざるを得なくなった²⁶⁷。

わが子のため身を削る思いで、粉ミルクを買い求めたり、全ての財産を使いつくし、借金までして、わが子の命を救おうとしたりする親心を一顧だにせず、何食わぬ顔で有害食品を売りつける者たちは、いかに消費者の権利を軽視しているか、どれだけ罪深いか。

第2に、一部の食品企業は公権力を借りて、消費者の諸権益を侵害している。組織機構である業者と個人としての消費者とでは、力関係において大きな格差がある。さらに有力な食品業者は公権力を借りて消費者に圧力をかける。例えば、「鴻茅薬酒」事件では、鴻茅公司是名誉棄損を理由に地方政府の公権力を借りて、広州市在住の医者譚秦東の告発を排除した。上海の弁護士、程遠は2018年3月5日に鴻茅公司の違法行為、及び食品薬品監督部局の杜撰な広告管理を批判した文

²⁶⁶ 搜狐 HP 2012年5月7日記事「可口可乐含氯门曝光 18天后道歉矛盾表现引质疑」
(<http://news.sohu.com/20120507/n342490034.shtml> 2018年11月2日アクセス)

²⁶⁷ 曾鼎・劉璐「百亿保健帝国权健，和它阴影下的中国家庭」鳳凰新聞 HP 2018年12月25日
(http://finance.ifeng.com/a/20181225/16639530_0.shtml 2019年1月28日アクセス)；新京報
2019年2月19日記事「控告权健警方不予立案，周洋父亲：会穷尽所有救济途径」
(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1625856478399753233&wfr=spider&for=pc> 2019年2月21日アクセス)

章をネットで投稿した。程遠もまた鴻茅公司から名誉棄損で起訴された²⁶⁸。

もっとひどい事例もある。三鹿事件が摘発されて後、北京の消費者、郭利は国家品質監督検疫総局が公表したメラミン入りの不合格乳製品メーカーのリストの中に、施恩公司（以下、施恩と略す）も入っていることを知った。愛娘のために、平素からわざわざアメリカ輸入の高級ブランドと称する施恩の粉ミルクを選んで購入していたが、その粉ミルクが娘に腎臓機能障害をもたらしたのである。将来、娘の健康に及ぼすリスクを非常に懸念し、怒りを抑えきれない郭利は施恩を告発した。施恩は、最初その因果関係を否認し、賠償するにしても2000元しか支給できないと郭に回答した。施恩の傲慢な姿勢に郭は怒りを募らせ、ついに違法企業との闘争に乗り出した。いろいろな調査を経て、郭は施恩が偽外資企業であり、その製品に混入したメラミンも基準値の100倍を超えていたことをつきとめ、マスメディアに告発した。施恩はしぶしぶ国内企業であることを認めると同時に、郭に40万元の補償金を支給することで一時的に和解した。その後、施恩は、再び郭と交渉し、さらに300万元を補償すると約束した。それは施恩が逆襲しようとして仕掛けた罠であった。2009年7月、施恩は、前回の40万元の補償金などを証拠に詐欺恐喝罪で郭を告訴し、郭は広東省潮安市警察に逮捕され、2010年に広東省潮安法院から懲役5年の判決を受けた。服役中、郭は自分の無実を訴え続けた。2014年7月、刑期満了で出所した郭は、直ちに広東省高級法院に訴え出て、彼を冤罪により懲役5年の刑に陥れた施恩²⁶⁹を告訴した。2016年4月、広東省高級法院は、郭に無罪を言い渡した。郭は、冤罪を晴らした後、引き続き娘と自身の権利を実現するため、違法業者と闘っている²⁷⁰。

食品業者はもはや法律やモラルのレッドラインを超えている。食の不祥事が生じて後、消費者の権利を軽視するだけではなく、資本のパワーを恣意的にふるって、公民の自由権までも憚ることなく侵害している。食品企業の違法行為は、消費者権利を侵害しているだけではなく、社会正義・公正を著しく損なうことにもつながっている。「和諧、公正、法治」の理念に背くといえる。そのような事態が広がると、「寒蟬効果（他の消費者を押し黙らせる）」により、そもそも消費者權益がほとんど守られていない現実をさらに悪化させる恐れがある。

3. 食品業界団体（協会）の役割と問題

業界団体は食品の生産経営の会員企業からなっている。業界内の専門家または

²⁶⁸ 搜狐 HP 2018年6月22日記事「起诉律师被驳回，鸿茅药酒惨遭法院“打脸”？」

(http://www.sohu.com/a/237268675_100040985 2018年11月3日アクセス)

²⁶⁹ 2013年、施恩の親会社としての雅士利公司（所在地：広東省）は蒙牛に買収され、蒙牛集団の傘下に入った。

²⁷⁰ 新浪 HP 2017年4月15日記事「“结石宝宝”父亲：将继续向施恩和雅士利索赔 8年前冤假错案让施恩奶粉躲开舆论」(<http://finance.sina.com.cn/roll/2017-04-15/doc-ifyeimqc3826638.shtml> 2018年11月28日アクセス)

大手企業の役員などが業界団体のリーダーを務めることで、業界団体は行政より、業界内部の事情をはるかに熟知している。したがって、業界団体は内部の経営秩序の調整と管理において、行政より専門性、迅速性、的確性という点で優位性がある。食品安全管理の分野では、企業と政府や企業と消費者の間に架け橋としての役割を果たすことができる。

消費者の立場からすれば、食品業界団体が政府にも企業（市場）にも偏らずに、中立の立場を取って、食品安全の管理で果たす最も重要な役割は、①業界の自主規制の強化を通じて、業界の倫理規則を構築し、社会的責任を履行する、②業界企業の経営秩序を自主的に管理する、国家法規・行政上の欠陥・弊害を補完する、③違法企業に対する懲罰メカニズムを構築し、業界の浄化を図る、④業界基準の設定や認定制度の実施や情報公開などを通じて、消費者利益を含む社会公益を保護する、ことである。

しかし、実際には、食品業界団体は、消費者利益などの社会公益を軽んじ、政府や会員企業寄りの行動をしばしばとっている。全世文などは、公開報道された3000件以上の食品安全事件から、監督部門の責任が明らかにされた230件を抽出して、それらの事件が最初にどの主体によって摘発されたかについて調査した。その調査から見れば、業界内部で摘発された件数はわずか12件で、全体の5.2%しか占めていない（表3-20参照）²⁷¹。

表 3-20 食品安全事件の最初の摘発者

| 摘発者 | 行政監督部門 | 消費者 | 記者 | 業界内部 | 新聞紙など | 合計 |
|--------|--------|------|------|------|-------|-------|
| 事件数 | 109 | 63 | 43 | 12 | 3 | 230 |
| 比率 (%) | 47.4 | 27.4 | 18.7 | 5.2 | 1.3 | 100.0 |

（出所）全世文・曾寅初「我国食品安全监管者的信息瞒报与合谋现象分析—基于委托代理模型的解释与实践验证」『管理评论』2016年2月第28卷第2期、213頁。

なぜ、食品業界団体は、消費者利益の重視において、消費者の期待とはかけ離れた行動を取るのか。その理由は、以下の5つがある。

第1に、業界団体には主に性格の異なる二種類の団体がある。1つは、体制内の業界協会と呼ばれ、そもそも官庁から離脱したり、行政官庁の一部の職能を引き継いだりして生まれ変わったものである。現在、全国の7万以上の業界団体のうち、70%はそのような「官営」団体である²⁷²。もう1つは、体制外の業界協会と呼ばれ、地域市場の発展に基づき、業界の自主規制や権利を主張するために、民営企業によって自主的に結成されたものである（表3-21参照）。

²⁷¹ 全世文・曾寅初「我国食品安全监管者的信息瞒报与合谋现象分析—基于委托代理模型的解释与实践验证」『管理评论』2016年2月第28卷第2期、213-215頁。

²⁷² 黄建など「行业协会腐败治理机制创新研究」

（<http://www.chinanpo.gov.cn/700105/92423/newswjindex.html> 2018年11月18日アクセス）

表 3-21 業界協会の分類

| | 政府主導型の業界協会 | 市場駆動型の業界協会 |
|----------|--|---|
| 起 源 | 政府部門または主管部門の直 属機関から生まれ変わったも の | 地域市場発展の需要に応える ために民間企業が自発的に結 成したもの |
| 組織形式 | 上から組織した業界団体 トップ・ダウン | 下から結成した業界団体 ボトム・アップ |
| 政府との関係 | 官営の色合いが濃い 行政従属性が強い、多くの場合 は政府行政の延長になる | 政府と企業の仲介組織 政府寄りの行動もある |
| 運 営 | 資金、人事、事務所、組織構成、 業務範囲が行政部門に頼ること が多い | 会員企業による自治組織とし て民間性・独立性が比較的が強 い、社会認知度が高い |
| 全体に占める割合 | 多い | 少ない |

(出所) 黄建など「行业协会腐败治理机制创新研究」

(<http://www.chinanpo.gov.cn/700105/92423/newsindex.html> 2018年11月18日アクセス) により筆者整理作成。

「官営」の業界団体は、行政部門としがらみがあり、行政と業界団体との責務の区分がはっきりせず、「政府と業界団体の一体化と責任区分の不明確」という弊害は顕著である。政府などの補助金で運営したり、人事面でも官僚の天下り先になったりして²⁷³、関係部門への監督機能が弱まってしまう。他方、政府主管部局は業界団体への「二重管理制度」²⁷⁴を通じて、業界団体の活動を強くコントロールしている。

第2に、立法上の欠陥である。『食品安全法』(2015年)の第9条は、「食品産業協会は業界の自主規制を強化すべきである。産業協会の規定により、業界規範と懲罰メカニズムを構築・整備し、食品安全情報、技術などのサービスを提供し、食品生産経営者が法律に従って生産経営をするように導いたり、監督したりし、業界への信用の構築を促し、食品安全知識を宣伝・普及すべきである」と規定しているが、業界団体の法律上の位置づけに留まっている²⁷⁵。業界団体や協会を含む社会団体に対する統一した法律の整備が遅れているので、業界団体の違法行為に対する監視と処罰のメカニズムが機能していない。

第3に、業界団体は、企業や業者、あるいは業界における特定業務に携わる個人、事業所などを会員とする非営利組織であるので、消費者権利の擁護を目的にしていない。例えば、深圳市食品工業協会ホームページの「協会章程」には、消

²⁷³ 同上。

²⁷⁴ 『社会团体登記管理条例(1989年)』、改訂された『社会团体登記管理条例(1998年)』、『民弁非企業単位登記管理暫定条例(1998年)』など一連の法規により、社会团体やNGOに対する「二重管理体制」が規定された。「二重管理体制」とは、社会团体やNGOに対して登記管理部局と業務主管単位(或いは「部門」という二つの上級部局が責任をとらせるという管理制度である。すべての社会团体やNGOにとって、設立時も活動時も、登記申請や定期管理など一括管理するのは「登記管理部局」であり、登記の事前審査や日常管理などを具体的に遂行するのは、「業務主管単位」である。このような二つの上級部局があって初めて、社会团体やNGOは下級単位として法的な地位が保障される。

²⁷⁵ 張曉峰「論食品産業協会的監督権」『産業与科技論壇』2014年第13巻第24期、44-45頁。

費者や社会を対象にした食品安全情報の提供についての規定はない²⁷⁶。湖北省食品工業協会ホームページを調べたところ（2018年12月12日）、その「協会簡介」は、業界サービスを強調しているだけで、消費者権利を含む社会的責任の重視に関連するセンテンスはまったく見つからない²⁷⁷。

第4に、長年実行してきた「一地一業一会」²⁷⁸の規制も業界団体の発展に大きな影響を与えている。「一地一業一会」は、業界団体の重複、職能の交叉、会員獲得をめぐる争いを避けることができるが、同業者間の競争と同業者間の監督を抑えるという欠点が残る。

第5に、一部の食品協会の内部運営は規範化・制度化されていないからである。中国の食品業界では、零細小規模の業者が圧倒的に多い。実際的な利益がない代わりに、会員費の負担が重いので、零細業者を始めとする多くの業者は協会に加入したがる。統計によると、食品業界協会では、会員企業数は全部の食品企業数の28.3%しか占めていない²⁷⁹。協会の運営資金は会員の入会費に依存している。運営資金の不足により、協会は食品安全をめぐる監視活動を展開できないので、期待される役割を果たせない。さらに、一部の食品協会の運営資金は有数の大手企業に頼り、大手企業のリーダーは食品協会の役員を兼務し、食品協会は有力企業寄りの行動をしがちである。元の山東省白酒協会の会長の黄業立は、「協会もそのような類似事件に対処する時、なすすべがない場合もよくある。我々は政府にしろ、企業にしろ、どちらの感情も損ねることができないよ。企業の感情を損ねると、会費が集められないし、協会の運営もできなくなる。企業に問題があったら、協会はそれに対し監視管理をすべきだが、先に政府によって提起されて初めて、協会は政府の要求に従い、企業を指導するのが普通だ」と吐露している²⁸⁰。

食品安全問題に対する業界団体の管理にはまだ大きな欠陥がある。それは情報開示の不十分さと業界の自主規制の欠落とに分けられる（表3-22参照）。

表 3-22 食品安全事件発生後の業界団体の対応

| 事件/時間 (年) | 業界団体の 会員企業の 関与の有無 | 業界団体の対応の有無 | 業界協会の問題点 |
|--------------|-------------------------|------------|----------|
|--------------|-------------------------|------------|----------|

²⁷⁶ 劉亜新「论食品行业协会在食品安全监管中的角色重构」『赤峰学院学报（汉文哲学社会科学版）』2015年4月第36卷第4期、58-60頁；深圳市食品工業協会（<http://www.foodsz.cn/> 2018年12月12日アクセス）

²⁷⁷ 湖北省食品工業協会 HP（<http://www.hbfood.net/> 2018年12月12日アクセス）

²⁷⁸ 『社会团体登記管理条例』の第13条によって、同一の行政区画地域には同一業界では、業務範囲が同じまたは類似した社会团体が複数に設立できない。つまり、1つの地区のある業界では、1つの業界団体しか存在しないと認められる。

²⁷⁹ 劉根華、鄭文鐘、李銘熙「行业协会参与食品安全“共治”困境及对策研究—以浙江省金华市为例」『浙江師範大学学報（社会科学版）』2017年第6期第42卷、102頁。

²⁸⁰ 新京報 2012年12月5日記事「“塑化剂”风波背后的行业协会魅影」

（<https://www.tech-food.com/news/detail/n0942590.htm> 2018年12月10日アクセス）

| | | | |
|---|-------------------------------|--|--|
| ニラに残留農薬の基準超過(2004年) | なし | なし | |
| 広州田洋会社が生産過程において、食品添加物の中に「スーダンレッド」を混入した事件(2005年) | なし ただし、会員企業の百勝グループが影響を受けた。 | 中国調味料産業協会、中国調理協会 協会と政府の対応：中国では「スーダンレッド」問題の存在を否認→(北京市政府食品安全弁公室がスーダンレッドの検出を公表した後)→スーダンレッド含有の食品の食用を緊急に停止するよう呼びかけた→汚染食品の検出・廃棄作業で政府に協力→影響を受けた会員企業を守った。 | 自主規制の欠落 情報の隠蔽 |
| 海鮮に「孔雀石緑(マラカイト)」の含有の摘発(2005年) | あり | 上海市水産業協会、中国缶詰協会 「孔雀石緑」は原料に由来するもので、缶詰メーカーの故意の添加ではない。違法行為は個別現象だと説明した→関係部局が迅速に制限基準を設定するよう提案 | |
| 偽蜂蜜(2005年) | なし ただし、蜂蜜市場は不振 | 中国蜂産品協会、河南省養蜂業協会、大連蜂産品協会 (早期)市場で販売された蜂蜜の7割ぐらいは問題がない、業界基準の整備の不十分(2013年から今まで)、偽蜂蜜の横行を認め、関係法律の策定を提案 | 業界内部では偽蜂蜜問題の存在がとくに知られていたのに、沈黙していた。 情報公開の欠如 業界自主規制の欠如 |
| 三鹿メラミン入り粉ミルク事件(2008年) | あり | 中国奶業協会、中国乳製品工業協会 企業のために弁護→(政府が問題製品の検出を公表した後)→公開謝罪・賠償金の調達→乳製品品質基準が低すぎると認めた | 自主規制の欠落 情報の隠蔽 業界としての被害者賠償制度の欠如 |
| 新疆では違法業者が未熟ななつめを甘味料と醤油で甘くし、染色したことが発覚(2008年) | なし | なし | |
| ※浙江省金華農園乳業「革牛乳」事件(2009年) | 不明 | 浙江省金華市乳牛乳品産業協会、陝西省西安市乳牛乳品産業協会 個別事例であって、地域すべての乳業を代表するものではないと称した。事件の影響を受けた会員企業のために、事件との無関係を証明。 | |
| 「地溝油(リサイクル食用油)」問題(2010年) | あり | 重慶市火鍋協会、成都餐饮同業公会、上海市外食調理産業協会など 事件に関与した企業の責任者を呼び集めて会議したが、会議の内容を開示しなかった。「地溝油」使用の拒否を呼びかけていた。ある協会は自発的に懸賞付きの摘発制度を設定し、法律執行部門の厳重な処罰を提案するなどした。 | 情報開示の不十分 |
| 青島で、違法業者がホルマリンに漬けた銀魚の販売が発覚(2010年) | なし | なし | |
| 双匯「赤身肉エキス(塩酸 | あり | 中国肉類協会 事件発生の原因および関係法規の隙間を分 | |

| | | | |
|---|---------------------------|---|---|
| クレンブテロール」(2011年) | | 析し、業界の自主規制を強化すべきだと認識した→品質の厳格管理の強化を全業界で公告した→誠実経営を呼びかけた。 | |
| ※江蘇省では-爆発スイカ(危害がないとすでに証明された)(2011年) | なし スイカの市場販売に悪い影響をもたらした | 浙江省スイカ産業協会、上海市果物産業協会、蘇州市スイカ産業協会など スイカが爆発したり、裂けたりする原因はたくさんある。マスメディアの報道は偏っている。植物成長調整剤(CPPU)は規定通りに使用可能だと説明した。 | |
| 上海市盛禄食品有限公司分公司が染色した小麦粉で、マントーを作って、上海華聯などのスーパーで販売したことが発覚(2011年) | なし | 上海市冷凍食品産業協会などの上海市の多くの地方産業協会 監視管理の欠陥を分析し、具体的な危害を説明した→誠実経営を唱え、関係法規の改善を提案した。 | |
| 蒙牛の製品から発がん性のアフラトキシンM1(AFT)の基準超過の検出(2011年) | あり | なし 蒙牛は謝罪すると同時に、不合格品の未出荷と廃棄を発表した。協会の対応はなかった | 自主規制の欠如 |
| 「思念」冷凍餃子の黄色ブドウ球菌の検出(2011年) | あり | なし 2011年7月に、北京工商局は「思念」冷凍餃子から黄色ブドウ球菌を検出したが、2011年10月になって、北京食品安全弁公室はその情報を開示した。その間、協会はその問題への対応はなかった。 思念会社は旧基準(冷凍食品から黄色ブドウ球菌の検出は不可)では不合格だが、間もなく実行する新基準(生食製品の中から、1gに1000~10000個黄色ブドウ球菌の検出は可)では合格だと釈明した。 | 業界協会の会員企業の不正に対する黙認 |
| 冷凍食品安全基準の引き下げ(2011年) | あり | 旧基準では冷凍食品から黄色ブドウ菌の検出は不可能だが、新基準では黄色ブドウ菌の検出は可能になった。その背後には、冷凍食品業界の働きかけがあると専門家が言っている。 | 「損公肥私」(公益を損ねて、私腹を肥やす) 情報開示の不十分 |
| 浙江省 亜硝酸塩成分を含む「血燕(赤い燕の巣)」をめぐる騒動(2011年) | あり | 中国保健協会、広東省燕の巣産業協会 燕の巣の国家基準の欠如を指摘した→誠実経営の呼びかけ→燕の巣の真偽判定と食品安全に制度的な保障の必要性に言及。 | 業界基準の欠如 |
| ヨーグルトや蒟蒻畑に工業用ゼラチンの添加をめぐる騒動(2012年) | 不明 | 中国奶業協会、中国乳製品工業協会、中国焙烤食品糖製品工業協会、中国食品工業協会糖果專業委員会 諸協会は直ちに「主流ブランドのヨーグルトには工業用ゼラチンを添加していない」「蒟蒻畑業界では工業用ゼラチンを使用しない」という声明を出した上に、消費者にヨーグル | 業界協会は業界内ではその問題の存在を否認したが、最も重要な再発防止、賞罰の措置について言及してはいない |

| | | | |
|--|-----------------------------|---|--------------------------------------|
| | | トなどの品質の選別方法を説明した。 | |
| 福建省 閩工場は発がん性のある工業用クエン酸にえのきを漬けた(2012年) | なし | なし | |
| お茶の残留農薬問題(有毒有害食品かどうかは論争がある)(2012) | あり | 茶葉流通協会、北京市茶葉協会 残留農薬は基準超過とは等しくない、EUの基準で基準超過するかどうかを判断してはいけない(サンプルに国家规定により使用禁止の残留農薬が含まれるかどうかに対して回答がない)→検査コストと人体への危害の多少から、残留農薬の検査では、項目を選択しながら強制検査の実施を説明した | 重要な問題点を逸らした弁明 自主規制の欠落 消費者権利の軽視 |
| 有名ブランドの「酒鬼酒」の中に可塑剤(フタル酸ジブチル/DBPなど3種類)混入の発覚(事件が発生時、国内では白酒の中の可塑剤の基準はなかったという)(2012年11月) | あり | 中国酒業協会、中国食品工業協会白酒分会(政府部門が情報披露を遅らせた)協会も業界には可塑剤問題の存在を知っていたのに1年以上も沈黙した→発覚後、いままで可塑剤で病気になった前例もないし、制限基準もなかったので、目下、白酒の中の可塑剤が有害かどうか確認できないと発表した→協会の役割は上下間の意思の疎通にあり、主な問題点の処理は政府側の職責であるとして関与せず | 情報の隠蔽 業界の自主規制の欠如 |
| ※ケンタッキーの仕入れ先の山西粟海グループが法規違反の抗生物質を過剰使用した「速生鶏」(危害があるかどうか不確定)(2012年) | あり | 中国畜牧業協会、上海市家禽産業協会、山東省畜牧協会 速生鶏は何らの安全性の問題がない、抗生物質の不正使用は個別事例だと説明した。 | |
| 湖南省 個人業者は工業硫黄で唐辛子を燻製した(2013年) | なし | なし | |
| 「福喜」会社の期限切れ食肉の使い回し問題発覚(2014年) | 不明(ただし、福喜会社の取引先には協会会員が含まれる) | 中国肉類協会、中国調理協会、広東省外食サービス産業協会、上海市外食サービス産業協会など 不正企業を強く批判した上で、監督管理には欠陥があり、仕入れ審査制度を完備させるべきだと提案した→反省・安全保障書の署名活動を展開 | |
| 違法業者が工業用原料を湯葉の生産加工 | なし | 福建省閩侯県湯葉産業協会、福建省莆田荔城区ビーフン湯葉協会、北京朝陽区食品協会など | |

| | | | |
|--|----|--|---|
| に使用したことが発覚 (2014年) | | どのように湯葉の品質を選別するかについて、消費者を指導；事件中使用された工業用原料の危害を説明 | |
| ケシの殻が調味料として使われたことが発覚(2014年) | なし | 中国調理協会、重慶火鍋協会 事件を反省した上で、断固して防止し、取締まると表明 | |
| 江蘇省消費者保護委員会が48社の120種類の醤油製品を比較検査した結果によると、「海天」「李錦記」などのブランド製品も国家基準の規定を満たさなかった。主に商品表示、栄養成分や品質指標の虚偽表示などに集中した(2018年) | あり | 中国調味品協会 海天、李錦記は製品が安全だと強調した→協会は品質が安全で、醤油の種類、風味、価格、栄養及び製品の位置づけなどがすべて市場行為であり、市場原理によって決められると強調した上で、その情報に対する誇張された報道を非難した | 消費者への謝罪や自主規制の強化に言及していないどころか、弁明と自己弁護に終始した。 |

注：※はその後、類似問題は再発しなかった。※がない事例は、その後再発したケースがある。
(出所) ①魯籐・馬力路遥「食品安全治理行業自律失範的檢視与改革進路」『財經科学』2017年第3期、123-126頁；②「醬油风波暴露出行业协会缺位」『南京日報』2018年10月19日；③環球網 HP 2012年10月25日記事「生乳新国标质疑背后 奶制品企业绑架公民健康？」
(<http://finance.huanqiu.com/data/2012-10/3214988.html> 2018年12月12日アクセス)；④中国財經 HP 2011年12月26日記事「蒙牛被查出致癌物质 连夜道歉」
(<http://finance.china.com.cn/consume/puguang/20111226/445647.shtml> 2018年12月11日アクセス)；⑤杭州日報 HP 2011年10月21日記事「思念水饺检出金黄色葡萄球菌」
(http://hzdaily.hangzhou.com.cn/dskb/html/2011-10/21/content_1155157.htm 2018年12月11日アクセス)；⑥網易新聞 HP 2012年4月12日記事「两行业协会回应“破皮鞋老酸奶”：乳制品中不能添加所谓的工业明胶」(<http://news.163.com/12/0412/11/7USVB6O300014JB5.html> 2018年12月12日アクセス)；⑦中国食品科技網 HP 2012年12月5日記事「“塑化剂”风波背后的行业协会魅影」(<https://www.tech-food.com/news/detail/n0942590.htm> 2018年12月11日アクセス)；⑧搜狐 HP 2012年12月6日記事「行业协会缘何力挺白酒业？酒鬼酒老总兼任会长」
(<http://news.sohu.com/20121206/n359672032.shtml> 2018年12月11日アクセス)；⑨鳳凰網 HP 2018年10月14日記事「29款酱油不达标：海天、李锦记都有问题 有的不能叫“酱油”」
(http://finance.ifeng.com/a/20181014/16527635_0.shtml 2018年12月11日アクセス)；⑩搜狐 HP 2018年10月17日記事「维护酱油行业声誉！海天、李锦记、中国调味品协会连发声明！」
(https://www.sohu.com/a/260107631_466604 2018年12月11日アクセス)などの公開報道により、筆者整理作成。

魯籐(2017)の事例研究によると、食品安全事件が発生後、業界団体の対応には、以下の4つの特徴がある²⁸¹。

第1に、食品安全事件の社会への衝撃が重大な場合、業界団体は積極的に対応

²⁸¹ 魯籐 馬力路遥「食品安全治理行業自律失範的檢視与改革進路」『財經科学』2017年第3期、126-128頁。

している。社会への衝撃が少なく、あまり知られていない個人・零細業者が引き起こした事件に対しては、その問題が長年存在しても、業界協会はあまり注意を払わないし、沈黙をしている。第2に、業界団体の食品安全事件に対する対応は政府追従の姿勢が強い。第3に、業界団体の対応には、誠実経営の改善・強化を推進するという説明が多いが、業界規則に違反した会員に対し実効性のある内部処罰、業界自主規制の強化や是正について、着実に実行したかなどについての情報は少ない。第4に、業界団体の対応は地域内に留まる傾向が強い。業界団体は業界・地域にまたがる事件への対応をあまり行っていない。

次にいくつかの事例を紹介する。

湖南省のビンロウ（檳榔、*Areca catechu* L）産業は、企業数 4058 社、年間売上 300 億元、従事者 30 万人にまで成長してきて、全国の市場シェアの 3/4 を占める。2003 年と 2017 年、ビンロウは相次いで世界保健機関と国家食品薬品監督管理総局に発がん性物質として認定された。1998 年 6 月に成立した湖南省ビンロウ食品産業協会は長期にわたって大々的に広告をしてきたが、発がん性の危険性があることについては今まで消費者に警告してこなかった²⁸²。ビンロウ協会は消費者の健康にかかわる重大な情報の事前告知が不十分だといえる。

陝西省乳品安全生産協会の行動は「身内の醜態や恥は外に晒してはならない」という理由で違法企業を庇い、情報隠ぺいをしてきた。陝西省美力源乳業有限公司は、2016 年に同社の製品から基準超過の細菌数が検出された。また、2019 年には広告法に違反した行為によって、国家食品薬品管理監督総局（のちに国家市場監督管理総局）から二回も処分を受けた。ところが、陝西乳協は、美力源の違法行為を批判したり、業界の自主規制を強化したりするどころか、各会員企業に通知文を出して、その負の情報を「転送・散布・拡散しない」ように呼びかけていた²⁸³。その背後には、美力源は陝西乳協の理事会企業であり、美力源の取締役は、同協会の副会長でもあるという事情が絡んでいた。同協会の副秘書長は「協会の職責は会員企業の権利の保護、自主規制にある。会員企業の権利を保護しなければならない。...協会のメンバーは団結しなければならない。お互いに批判し合ったりしてはいけない」と述べた²⁸⁴。

2010 年 4 月に改訂された「生乳安全基準」は、1986 年に設定した元の基準より緩和された。1 ミリリットルあたりの細菌数の上限を 50 万個から 200 万個に変

²⁸² 「檳榔在致癌疑云的争议之下 檳榔产业依然在扩张」『新京報』2018 年 5 月 4 日

（<http://gd.sina.com.cn/news/zhanjiang/2018-05-04/detail-ifzyqqiq6942758.shtml> 2019 年 3 月 28 日アクセス）；「协会禁止檳榔企业广告宣传？ 律师：无权强制要求」『新京報』2019 年 3 月 9 日（<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1627522503949016419&wfr=spider&for=pc> 2019 年 4 月 5 日アクセス）

²⁸³ 新浪 HP 2019 年 2 月 18 日記事「乳协发文禁传负面消息，就这样树行业正气？」

（<http://news.sina.com.cn/c/2019-02-18/doc-ihqfskcp6415248.shtml> 2019 年 2 月 20 日アクセス）

²⁸⁴ 同上。

更し、タンパク質含量の下限を 2.95%から 2.80%に変更した。その背後には乳製品大手の働きかけがあったといわれている。結局、その基準は国民の疑義を引き起こしている²⁸⁵。それに対し、内モンゴル乳業協会理事の金海は農家乳牛養殖の分散化・小規模化、生乳収集の環境の不備などの中国的事情を理由に、低い基準にも合理性があると訴えた。「メラミン事件が起きたのは以前の牛乳安全基準が厳し過ぎたからだ。基準を少し緩めても飲める牛乳がなくなってしまうよりは良い。今、中国の牛乳を国外の基準にさらしたら 8 割は捨てることになる。7 割の乳牛農家は牛を殺さなくてはならなくなる。そうなれば、国内牛乳業界はおしまいだ。金持ちは海外の牛乳を飲めるけど、一般の人は飲める牛乳がなくなる」²⁸⁶と弁明していた。

2012 年 5 月、中国乳製品工業協会は『乳幼児粉ミルク品質報告』を発表し、現在、国内の乳製品、特に粉ミルクの品質は史上最高だと宣言したが、消費者から「基準が最低なのに、品質が最高だと言えるのか？」と叩かれた²⁸⁷。2012 年 10 月、河南省の趙正軍は新基準の設定過程の経緯と企業関与の有無を知りたいという理由で、衛生部に新基準の審議会議記録の公開を申請したが、衛生部は「公開すれば、社会の安定に影響があり、行政の負担を増やす可能性がある」という理由で拒否した。

2011 年、河南省で「赤身肉エキス」事件が発覚した。年末、蒙牛集団の製品に含まれる発がん性のアフラトキシン M1 が基準値を超過していることが判明した。マスメディアがさかんに報道したことに對し、当時の農業副部長・中国飼料工業協会会長を務めた高鴻賓は、『赤身肉エキス』の違法添加問題に対して、農業部は非常に重視し、厳しく取り締まっている。だが、(報道) はやり過ぎではないか？ 食べると、発がん性があると言っても、何トンは何年間食べ続けたら、癌になるのか？ 個別の業者や個別の養豚場に個別な問題があっただけなのに、社会全体が

²⁸⁵ 網易 HP 2010 年 8 月 29 日記事「乳品安全新标准被指倒退 25 年」

(<http://news.163.com/10/0809/15/6DLG3PLS00014AED.html> 2018 年 11 月 25 日アクセス)；中国最高人民検察院 HP 2011 年 7 月 7 日「揭开生鲜牛乳新国标背后的法律问题」

(http://www.spp.gov.cn/zd gz/201107/t20110707_22876.shtml 2018 年 12 月 11 日アクセス)；「生乳新国标定得这么低，老百姓能知道决策过程吗」『中国青年報』2012 年 10 月 24 日

(http://zqb.cyol.com/html/2012-10/24/nw.D110000zgqnb_20121024_2-07.htm 2018 年 12 月 11 日アクセス)；人民網 HP 2012 年 10 月 23 日記事「专家谈卫生部拒绝公开生乳新国标制定会议纪要」

(<http://politics.people.com.cn/n/2012/1023/c1001-19360187.html> 2018 年 12 月 11 日アクセス)；食品商務網 HP 2013 年 12 月 31 日記事「生乳新国标制定过程为何不愿公开」

(<https://news.21food.cn/34/1137686.html> 2018 年 12 月 11 日アクセス)；新浪 HP 2011 年 6 月 27 日記事「内蒙古奶协理事：人人有牛奶喝比牛奶标准更重要」

(<http://finance.sina.com.cn/roll/20110627/033610050472.shtml> 2018 年 12 月 12 日アクセス)；CCTV 2010 年 8 月 9 日『經濟半小時』番組「我国乳品安全标准是否存在倒退？」

(<http://www.fabao365.com/news/241456.html> 2018 年 11 月 25 日アクセス)

²⁸⁶ 新浪 HP 2011 年 6 月 27 日記事「内蒙古奶协理事：人人有牛奶喝比牛奶标准更重要」

(<http://finance.sina.com.cn/roll/20110627/033610050472.shtml> 2018 年 12 月 12 日アクセス)

²⁸⁷ 網易 HP 「奶粉质量历史最好中乳协哪个单位替谁说话」

(<http://news.163.com/special/reviews/qualityofmilk0531.html> 2018 年 12 月 12 日アクセス)

沸き返るように騒いだら、何も食べられないみたいではないか」²⁸⁸と、マスメディアを批判した。食品安全管理の主管官僚としても、業界団体のトップとしても、消費者権利をいかに軽視しているかが分かる。

2011年の「白酒可塑剤」事件が発覚した後、中国酒業協会は酒の生産工程に可塑剤の混入という事実をずっと前から知りながら、可塑剤含有量の規制基準を設定していなかったことが判明した²⁸⁹。

2018年、中国水産流通加工協会が国内養殖関連企業13社²⁹⁰と共同で養殖ニジマス（ニジマスを一種とみなす新たな「生食サーモンの基準」（ニジマスをサーモンとして表示し販売できる）を打ち出した。その裏には、青海民澤龍羊峽生態水殖有限公司の取締役が中国水産流通加工協会サーモン分会の会長を務めているという事情がある。その新基準は、業界基準の緩和による偽装の正当化だと見なされ、世間の物議を醸した。専門家からはニジマスは鮭とは別の魚だと一蹴された²⁹¹。

以上の事例と研究結果から、食品業界団体は消費者利益の重視、独立性・実効性のある自主規制、食品安全リスクの再発防止などの面において、それらの実現にはほど遠い次元にあることが分かる。

しかし、業界団体の結成と自主規制の強化のおかげで、業界の経営秩序がだいぶ改善された成功例もある。改革開放以後、浙江省温州市では、靴製造の産業が盛んになってきたが、偽物や粗悪品が横行していた。温州産の靴が全国各地の市場から閉め出され、温州の靴産業は大きな打撃を受け、多くの靴工場が操業停止に追い込まれた。崩壊寸前の靴産業を救うため、1988年6月、靴業界最初の産業協会「温州市鹿城靴業協会」が成立した。靴業協会は温州市市政府と協同で経営の自粛と靴製品の品質向上に取り組んで、さまざまな具体的な工夫や措置を講じた²⁹²。それによって、温州製造の靴の品質ははるかに改善され、2001年、温州

²⁸⁸ 鳳凰網 HP 2012年3月8日記事「农业部副部长谈问题牛奶：你说吃了致癌，得吃几吨啊」
(<http://finance.ifeng.com/news/special/2012lianghui/20120308/5719656.shtml> 2019年4月5日アクセス)

²⁸⁹ 網易 HP 2012年11月21日記事「別漠视消费者知晓"白酒塑化剂风波"的权利」
(<http://news.163.com/12/1121/11/8GR40G0000014JB5.html> 2018年11月25日アクセス)

²⁹⁰ 13社のうち、青海民澤龍羊峽生態水殖有限公司などの7社はニジマスの養殖をしている。大連瑞馳グループなどの5社は水産品の生産・加工・販売をしている。青海民澤龍羊峽生態水殖有限公司の取締役は中国水産流通加工協会サーモン分会の会長に就任している。

²⁹¹ 搜狐 HP 2018年8月15日記事「生食三文鱼团体标准刚公示3天，这些新闻就被删了」
(https://www.sohu.com/a/247355255_100170731 2018年11月30日アクセス)；騰訊 HP 2018年9月4日記事「新京报评论：擅改“三文鱼标准”后虹鳟滞销自食其果」

(<https://news.qq.com/a/20180904/002081.htm> 2018年12月11日アクセス)；鳳凰網 HP 2018年9月5日記事「中消协就“虹鳟被列入三文鱼团体标准”首次表态」

(http://news.ifeng.com/a/20180905/60024583_0.shtml 2018年12月11日アクセス)

²⁹² 具体的な措置は次のようなものであった。①不合格企業300社以上を閉鎖させた、②偽物粗悪品の生産を止めない業者の営業許可書を取り消し、責任者は温州地方で再び起業できないようにした、③国道の料金所に検査窓口を設置し、温州市外に出荷する靴を検査して運送を許可した、④2000年以後、温州靴革産業協会は政府と連携し、「靴業界の企業に対する等級分類規則」を制定し、製品品質、品質管理水準、品質の信用度などによって、靴企業をランク付けしたなど。

市は、中国軽工業連合会、中国皮革工業協会から「中国靴都」という称号を授与されるまでになった²⁹³。温州のタバコ用品協会も厳しい業界参入基準を設定し、信用もコンプライアンスもない企業を協会から排除している²⁹⁴。

それらの成功例から、業界団体が品質の監督、業界の自主規制、経営信用システムの構築において、発揮できる役割はどれだけ大きいか分かる。

業界団体がもし業界の長期の発展を図ろうとするなら、消費者の利益を重視した上で、違法行為を本格的に反省し、抜本的な再発防止の措置や厳しい自主規制を講じるべきである。上述したような業界私益のために情報隠蔽や粉飾をしたり、自らを甘やかしたりする行動はかえって業界団体への信頼を損ねることになる。最終的には、いずれにしても消費者利益などの社会公益を損なうものである。

第5節 社会分野における消費者権利意識の未確立

食品の生産・流通活動に従事している人も、家庭では消費者である。この社会で生活する人はすべて消費者としての側面を持っている²⁹⁵。したがって、消費者保護はすべての人と深いかかわりのある重大な問題である。食品安全の管理は、社会において最も重要なものとして位置づけられるべきである。前述したように、中国の食品安全管理体制は、実際に企業・業者寄りに偏っているだけでなく、消費者を保護する視点が欠如している。

日々深刻化してきた食品安全問題に対して、中国の消費者も食品安全に対する関心を高めている。法整備・行政の改善を待たずに、中国の消費者たちもさまざまな行動を起こし、自ら食品安全問題にかかわってくるようになった。

1. 消費者協会の役割と限界

「大量生産・大量販売・大量消費」の大衆消費者社会が到来して、消費者は選択権を行使するようになった。消費生活水準の高まりのなかで、企業の利益本位のもとに生産され、取り扱われている商品・サービスに、消費者は批判的な眼を向けはじめた。

第2次世界大戦の後、アメリカでは消費者運動やコンシューマリズムが大きく

²⁹³ 中国紡績網 HP 2007年8月10日記事「温州鞋业20年大事记及标志性事件记录」
(<http://info.texnet.com.cn/content/2007-08-10/117582.html> 2018年12月12日アクセス)

²⁹⁴ 中国網 HP 2012年11月21日記事「行业协会应学会清理门户」
(http://opinion.china.com.cn/opinion_35_59735.html 2018年12月12日アクセス)

²⁹⁵ 石川和男『基礎からの商業と流通（第4版）』中央経済社、2018年、225頁。

高まり、欧州や日本などの先進諸国でも、それに追随する形で、さまざまな法制度が整備され、消費者関連機関が設立された²⁹⁶。今なお企業利益を優先し、食品衛生法をないがしろにするような食品安全を危やかす事件は後を絶たないが、このような企業に対して、社会の目は厳しさを増している。

他方、中国の消費者保護の行政・法整備や消費者運動は、世界先進諸国よりだいぶ遅れている。中国では、改革開放において、公平・公正より経済発展と効率を優先する政策を取り入れた結果、消費者権利を軽視することになった。その結果、1980年代以降、消費者権利が侵害される問題が多発し、深刻化してきた。

1981年、中国政府は、国連のアジア太平洋経済社会理事会（ESCAP）が主催する「消費者を保護する協議会」（タイのバンコクで開催）に初めて参加し、これを契機に、消費者権利や消費者保護の必要性和重要性が中国でも認識されるようになった。1984年12月、中国消費者協会が中国初の社会公益性の消費者組織として國務院の許可を得て、工商部局の傘下に設立された。その後、消費者保護をめぐる行政と法の整備が進んだ。2016年9月までに、省レベルの消費者協会31個、市レベルの協会351個、県レベルの協会2852個が成立している²⁹⁷。これらの消費者協会は、「駆け込み寺」のような存在として、商品・サービスなどの問題に悩まされる消費者が真っ先に苦情やクレームを持ち込む行政機関の1つになっている。

『消費者権益保護法』の第37条は、消費者協会と他の消費者組織が行う公益的職責について、事前予防と事後救済という二種類8項目の内容を規定している。

事前予防：①消費者に対して消費情報及び相談サービスを提供し、消費者が自身の合法的権益を保護する能力を高め、文化的で健康な資源節約及び環境保護の消費方式に導く。②消費者権益に関連する法律、法規、規則及び商品の強制基準の制定に参加する。③商品とサービスに対する関係行政部門の監督、検査に参加する。④消費者の合法的権益に関する問題について、関係部門に対し意見を伝え、照会を行い、提案する。

事後救済：⑤消費者のクレームを受理するとともに、クレーム事項に対する調査、調停を行う。⑥クレーム事項が商品とサービスの品質問題にかかわる場合、資格を備えた鑑定人に鑑定を委託することができ、鑑定人は鑑定意見を告知しなければならない。⑦消費者の合法的権益を侵害する行為について、損害を被った消費者による訴訟提起を支援する。または本法に基づいて訴訟を提起する。⑧消費者の合法的権益を侵害する行為について、マスメディアを通じて、それを公表し批判する。

中国で消費者協会が設立されて以来、食品安全分野において、積極的な役割を果たしてきた。例えば、1985年9月、消費者協会は、北京市市場からヨーグルト10

²⁹⁶ 同上。

²⁹⁷ 中国消費者協会 HP (<http://www.cca.org.cn/> 2018年8月26日アクセス)

種類のサンプルを購入検査した結果、90%のヨーグルトの品質不合格が判明し、その検査結果を公表した。それを受けて、北京市の管理部門はヨーグルト生産の品質向上に取り組んできた。また、この事件が引き金になり、中国初の商品検査・比較実験制度が確立された²⁹⁸。その他にも、1995年、「王海現象」を大いに宣伝し、欠陥商品に関する倍額賠償の法令を大衆に周知させたなどの事例が挙げられる。

楊海帆は、2017年7月から12月にかけて、北京の都市部と農村部、武漢、包頭の消費者348人を対象に、消費者協会が消費者権利の擁護において果たす役割について、アンケート調査を行なった。消費者協会の役割についての質問に対し、あまり大きくないと思っている消費者が7割を占めた²⁹⁹。消費者協会の役割と消費者の期待との間に大きなギャップがあることがわかる。食品安全分野において、消費者協会が消費者権利の擁護で発揮できる役割は限られている。その理由の第1は、中国の消費者協会は、政府が設立するGONGO（government-organized non-governmental organization）組織である³⁰⁰ので、人事・運営資金³⁰¹・業務指導などはすべて上級部門に頼っている。一般の社会団体より、半官半民の組織としての性格を持っている³⁰²（表3-15参照）。政府や業界からの独立性に欠けるため、消費者協会が業務を遂行する際、政府・業者に籠絡されたり、追従したりするところがある。

理由の第2は、すでに第3節で述べたように、食品安全管理行政体系において、消費者行政が下位の従属的な地位に位置づけられているので、消費者協会が上級の各部局や有力企業に反対・反発したり、上級機関を規制したりするのは難しい。

理由の第3は、消費者協会は執行権を有する行政機関ではないから、強制執行権を有していない。消費者協会は、消費調査、消費評価、消費体験、クレームの調停、消費警告を主要業務として、違法業者による消費者権利の侵害行為に対し、是正を督促することしかできない。消費者と他の管理部局との間で調停役の役割しか果たせない。

柳夢萍によれば、商品の生産技術、加工プロセスの複雑化、縦割り行政管理、強制執行権の欠如、行政の末端レベルの業務能力の不足などの理由から、消費者協会は、事前防止で消費者を満足させる役割を果たせていないだけでなく、事後救済においても、消費者協会には限界があると述べている³⁰³。例えば、粗悪粉ミ

²⁹⁸ 中国消費者協会編著『中国消費者保護運動30年1984～2014』中国工商出版社、2014年、26頁。

²⁹⁹ 楊海帆「消費者權益保護中的社会力量参与方式研究」首都經濟貿易大学2018年修士論文、21頁。

³⁰⁰ 戎素雲『消費者權益保護運動的制度分析』中国社会科学出版社、2008年、196頁。

³⁰¹ 2007年以前は政府の割当金と企業の寄付に頼っていた。2007年以後、すべて政府の割当金に頼っている。

³⁰² 「消費者协会何去何从」『光明日報』2013年8月29日15版

(http://epaper.gmw.cn/gmrb/html/2013-08/29/nw.D110000gmrb_20130829_1-15.htm?div=-1 2018年8月21日アクセス)

³⁰³ 柳夢萍「新形勢下基層消協工作探析」『中国工商管理研究』2014年12月、43頁。

ルク事件、三鹿事件、品質不良のワクチンの市場流入事件が起こった後、消費者協会は被害者に対して実効性のある救済措置を講じることはなかった。

消費者権利を擁護するには、公益訴訟が有効な手段の1つとされている。2012年から一連の関連法令の改定によって、省レベル以上の消費者協会（または消費者委員会）は消費者の代理人として公益訴訟を提訴する資格が認められるようになった。このことは消費者権益の保護において大きな進歩であるといえる。公開報道によると、多くの地方の消費者協会（組織）は、検察院から公益訴訟の提訴を勧められても、現有の専門職員・経費の制約などから調査が難しく、弁護士雇用の費用増加などもあって、提訴してこなかったとされる。中国消費者協会及び地方の消費者協会は、2014年から2018年10月まで、合計14件の公益訴訟を提起した³⁰⁴。食品安全に関する公益訴訟は下記の通りである（表3-16参照）³⁰⁵。

表3-15 消費者協会と一般社会団体との区別

| | 消費者協会 | 一般の社会団体 |
|----------------------|--|--|
| 組織性格 | 政府により設置された法定職能履行の政府機関 | 会員は自由参加原則に従い結成された組織団体 |
| 運営資金 | 会員・会費がない すべて政府の資金で賄う | 会員の会費、サービス提供の代金、寄付、海外支援など |
| 運営依拠 | 関連法令、工商総局の業務指導 | 組織が規定した規則・規章 |
| サービス対象 | 全体消費者（中国駐在の外国人消費者も含む） | 加入した会員 |
| 遵守規則 | 『消費者権益法』などの関係法令・規則 | 組織団体が規定した組織規則 |
| 人員 | 政府の定員計画 | 自主雇用 |
| 消費者権利擁護では行政・立法への影響方式 | トップ・ダウン | ボトム・アップ |
| 違法業者に対する権力 | 裁決権と処罰権がないので、消費紛争に対する調停しかできない。 | 会員に対する自主規制 |
| 消費者への救済 | 業者と消費者との調停 消費者訴訟提起への支持 省（自治区・直轄市）レベルの消費者協会による公益訴訟提起が可能 | 行政救済・司法救済の権力はない どのような社会団体が食品安全公益訴訟を提起できるかについての法令は不明。 |
| 弊害または限界 | 行政化、官僚化 独立性の欠如 | 外部の環境（NGOに対する管理体制の制限、合法性、市民からの信頼、業務資源など）と内部制約（資金・人材・位置づけ、能力、専門知識、管理、信用など）による力がまだ弱く、存続の維持も困難。 |
| 組織資源の出所 | 政府に頼る | 市場、社会、海外などの開放的な競争世界の動員に頼る |

³⁰⁴ 「[3.15 特別報道]4 年 仅 提 起 14 例 消 费 类 公 益 诉 讼： 消 协 组 织 如 何 担 当 主 体？」『界面新聞』2019 年 3 月 15 日 (<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1628031034429791330&wfr=spider&for=pc> 2019 年 3 月 30 日アクセス)

³⁰⁵ 中国消費者協会 HP 2018 年 5 月 9 日 記事「中消協在京召开有关惩罚性赔偿公益诉讼专家论证会」(<http://www.cca.org.cn/zxsd/detail/28044.html> 2018 年 11 月 15 日アクセス)

(出所) ①方英「論“国家-社会”共治視角下的消費者權益保護組織体系」『広州大学学报』2018年2月号、61-67頁；②王洋「談消協組織社会監督工作的重要作用」『中国工商管理研究』2013年11月号、48-50頁；③馮玉軍・林海「我国消費者權利保護体制完善研究—基于消協組織投訴受理情況及典型案例的實証分析」『法学雜誌』2014年第1期、36-48頁；④楊立新・王占明「我国消費者行政的現狀及改革」『法治研究』2013年第9期、17-25頁；⑤楊欽元「權力缺失下消保委維權研究」『中国市場』2016年3期、151-153頁；⑥張遠照「論消費者協會面臨之困境及路徑選擇」『理論觀察』2017年第8期、84-86頁、などにより筆者整理作成。

表3-16 2014年～18年10月の食品安全に関する公益訴訟

| 時間 | 公益訴訟提起人 | 訴訟案件 | 判決結果 |
|----------|---|---|---|
| 2016年8月 | 吉林省消費者協会は長春市人民檢察院の建議によって、公益訴訟を提起した。 | 2014年8月から、韓某、王某など3人は長春市寛城区のある調味料専門店で、工業用塩を食用塩として10トン販売した。 | 韓某は実刑1年、罰金2.5万元。王某ら2人はそれぞれ実刑6ヶ月、執行猶予1年、罰金1万元。さらに省レベル以上のマスメディアに謝罪文の掲載を求める判決が下された ³⁰⁶ 。 |
| 2017年3月 | 広東省消費者委員会が深圳市人民檢察院の建議によって、公益訴訟を提起した。中国初の公益賠償訴訟。 | 2015年7月から、李某は広東省惠州市惠陽区沙田屠畜場を經營する期間中、検査合格証なしの病気豚、病死豚を受け入れ、屠殺したばかりか、検査合格証を屠畜場に入出入する業者に発行してやったことで、大量の危険な豚肉を市場に流入させた。周某、柯某、馮某、陳某、関某ら19人は2015年から問題のある豚肉を購入し、有毒薬水の鮮度を保ちながら販売していた。 | 広東省消費者協会は被告に懲罰的損害賠償1006.2万元、省レベルのマスメディアに謝罪文の掲載を申し立てた。一審では被告人は実刑判決を受けたが、広東省消費者協会の申し立ては一審の深圳市中級人民法院の支持を得なかった。広東省消費者協会は一審の判決を不服とし、上訴している ³⁰⁷ 。 |
| 2017年10月 | 広東省消費者委員会は偽食塩の販売をめぐって、計4件の公益訴訟を提起し、懲罰的損害賠償も申し立てた。 | 彭某などの容疑者は偽物・粗悪の食塩を生産・販売した。 | 2018年4月、被告者8人に対し懲罰的損害賠償167480元と謝罪などを求める判決が下された。公益訴訟において中国初の懲罰的損害賠償が認められた判決。2018年10月、被告人彭某ら7人に損害賠償1146463.3元と謝罪を求める判決が下された ³⁰⁸ 。懲罰的損害賠償が最高額となった公益訴訟判決である。 |
| 2018年10月 | 広東省消費者委員会（第13件公益訴訟） | 広東省消費者委員会は深圳市第79号漁船飲食服務有限公司が有毒海鮮品を購入し、販売していたことに対 | 審理中 |

³⁰⁶ 新華網 HP 2016年11月1日記事「吉林省消費者協會提起首例消費民事公益訴訟案件」
(http://www.xinhuanet.com/2016-11/01/c_1119830575.htm 2018年11月13日アクセス)

³⁰⁷ 中国消費網 HP 2017年10月7日記事「广东打响全国第一起消費公益訴訟賠償案」
(<http://www.ccn.com.cn/html/sichuan/xiaofeiyaowen/2017/1007/269262.html> 2018年11月13日アクセス)

³⁰⁸ 央広網 HP 2017年10月29日記事「广东省消委會提起四宗新公益訴訟：劍指假鹽索賠超百萬」
(http://finance.cnr.cn/315/gz/20171029/t20171029_524004192.shtml 2018年11月15日アクセス)

| | | | |
|--|--|--|--|
| | | し、懲罰的損害賠償195900元と謝罪を申し立てた ³⁰⁹ 。 | |
|--|--|--|--|

(出所) 「3.15 特別報道」4 年僅提起 14 例消費類公益诉讼: 消协组织如何担当主体? 『界面新聞』2019 年 3 月 15 日

(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1628031034429791330&wfr=spider&for=pc> 2019 年 3 月 30 日アクセス) などの公開報道・記事により筆者整理作成。

これに対し、2018年の消費者協会のクレーム受理件数の総数は、762247件であり、そのうち、食品類商品のクレーム件数は、30101件に達している³¹⁰。食品安全の公益诉讼の提起数は食品安全にかかわる消費者の被害件数と比べ物にならないほど少ない。

深圳市中級人民法院は、2017年12月に病気豚の違法生産・販売をめぐる訴訟に対して、『消費民事公益诉讼案件を審理する際に適用できる法律の若干の問題についての最高人民法院の解釈』第13条が懲罰的損害賠償の適用を明確に規定していないことを理由として、広東省消費者協会が提出した懲罰的損害賠償の申し立てを認めなかった。この判決から、法律の不備や、各主体の認識の違いなどの要因によって、現実には公的組織や公的権力を利用したとしても、懲罰的損害賠償などの消費者権益の擁護はいかに困難なことであるか伺える。また、公益诉讼の対象は、ほとんどが力の弱い個人経営の違法業者である。有力な企業や管理・監督の業務を怠った管理部門は訴訟対象として提訴されていない。例えば、2018年の品質不良のワクチンが市場に流入した事件が起こった後、消費者協会が多くの被害者たちのために、有力企業や業務怠慢の行政部門を対象に、公益诉讼を提起したという報道は、筆者が2018年11月15日付けでネット調査した結果見当たらなかった。こうした現実から、消費者協会が食品安全被害者のために提起した公益诉讼は「欺軟怕硬（弱者を苛めて強い者を恐れる）」という色合いがあるといわざるをえない。現段階では、消費者権利の代弁者である消費者協会が強権を恐れずに、消費者の権益を徹底的に擁護しようとする能力はまだ限られている。

この他、消費者協会は、食品安全リスクの多い農村には出先機構を置いていないので、実効性のある業務も行なわれていないことも問題視されている。

2. 食品安全を守るための消費者運動

社会組織は法令に基づいて、民衆を広範に組織・動員し、社会ガバナンスへ関与させ、政府によるガバナンスの限界を補うことができる。社会ガバナンスのメカニズムを強化・革新することに社会組織の存在意義がある。

³⁰⁹ 2018 年 10 月 18 日記事「广东消委会又出大事了，公益诉讼接连取得重大进展！」

(<http://wemedia.ifeng.com/82735638/wemedia.shtml> 2018 年 11 月 15 日アクセス)

³¹⁰ 搜狐 HP 2019 年 1 月 24 日記事「2018 年全国消协组织受理投诉情况分析」

(http://www.sohu.com/a/291225990_99905112 2019 年 4 月 5 日アクセス)

改革開放以後の中国では、「社会組織」(社会团体、民弁非企業單位³¹¹、基金会、外国商会)が多くの領域で誕生し、市場経済化の進行と「小さな政府・大きな社会」の改革目標の確立とともに、質量ともに急速に増えている。「官営」の消費者協会は食の安全保障という消費者権利の擁護において発揮できる役割は限られている。そのため、民間組織と個人による消費者運動として、中国においても、生協型、情報提供型、告発型などの消費者権利を擁護する活動が現れてきた。

(1) 生協型の活動

安全な食品を供給する CSA (Community Supported Agriculture、地域支援型農業) が生協型の消費者運動として、近年、全国各地で展開されている。CSA とは、消費者と生産者が連携し、主に有機農産物の前払いによる定期契約を通じて相互に支え合う仕組みである。安全な食品生産を保障すると同時に、「三農問題」(農業・農村・農民問題)の打開策として、都市と農村との格差を縮小し、協同発展させようとするのが中国における CSA の展開の契機になっている。

2006年、中国農業大学の何慧麗や中国人民大学の「三農問題」の専門学者の温鉄軍などは、河南省開封市蘭考県南馬庄で農業合作社と共同で「購米包地(消費者が事前に前金を支払い、農民は米などの無公害農産品を生産し、消費者に供給する)」プロジェクトを試みた。翌2007年、プロジェクトは同村における生態農業の確立と都市・農村互助合作社の結成へと発展した³¹²。米の他に、キノコ、蓮根、蟹、鶏肉、豚肉などの農産物の無公害生産及び生態農業旅行を行うまでになっている³¹³。これが中国最初の CSA であった。

その後、多種多様な CSA が相次いで登場してきた。2006年、国内最大の自給自足式 NGO「愛農会」が広西省柳州市で立ち上げられ、北京市の「小驢馬市民農園」が2008年に北京市海淀区農林委員会と中国人民大学郷村建設センターなどの支持を得て発足した。また、北京市の「有機農夫市場」(2010年発足)、上海市の「農好農夫市場」(2011年発足)、広州市の「城郷匯」(都市・農村融合市場、2011年発足)³¹⁴などが成立した。2016年まで、中国では、CSA 農場の数はすでに 500

³¹¹ 「民办非企业单位登记管理暂行条例」(1998年)の規定によると、民弁非企業單位とは、企業、事業單位、社会团体とその他社会勢力および公民個人が非国有財産を利用し開設した非営利性の社会サービスに従事する非営利性の社会組織であると定義している。

³¹² 郷鎮建設研究 HP 「小毛驴市民农园十周年纪念系列—中国人民大学乡村建设中心推动生态农业十五年探索(2001~2015)」

(http://www.ruralstudies.com/prod_view.aspx?TypeId=69&Id=384&Fid=t3:69:3 2019年2月17日アクセス); 三農中国 HP 2006年12月5日邢成举「河南省农民专业合作社经济组织的四种模式的分析」(http://www.snzg.net/article/2006/1205/article_3025.html 2019年2月17日アクセス)

³¹³ 雷萌「张砚斌:从走进京城卖大米到走出国门学生态」中国供銷合作網、2011年8月16日
(<http://www.chinacoop.gov.cn/Print.aspx?id=68071> 2019年2月17日アクセス)

³¹⁴ 有機會 HP 2012年12月10日記事「城郷匯—广州 CSA 有机联盟」
(<http://www.yogeev.com/article/22767.html> 2018年11月23日アクセス)

社を超えている³¹⁵。

しかし、生態農業の理念を掲げたCSAの規模はまだ小さく、生産高も限られている。統計によると、全国の有機農産物の生産面積が総耕地面積に占める割合はわずか0.36%である(2012年)³¹⁶。2015年、有機基準で飼育した家畜・家禽の生産高は25.5万トンで、同年度の肉類総生産量8625万トンの0.29%しか占めていない。有機水産物の生産高30.3万トンは水産物総量6699.65万トンの0.45%に過ぎない³¹⁷。わずかな生産量では到底全国の食品安全問題の解決にはつながらない。

(2) 情報提供型の活動

情報提供型の消費者運動は、社会公益組織(NGO・NPO)と個人に分けられる。2013年6月、食品安全問題に専門に携わる国内初のNGO「啄木鳥環境・食品サービスセンター」(杭州市上城区食品藥品監督管理局所管、以下、「啄木鳥」と略称)が浙江省杭州市の民政部に登録して設立された³¹⁸。職員は食品安全専攻、視覚設計専攻、社会工作専攻などを含む専門職員3名、大学生、会社員、食品業界の従業員、ネチズン、定年者などのボランティアを含む数十名からなる。「啄木鳥」は、世界最大の自然保護NGOであるTNC(The Nature Conservancy)の寄付の他に、基金会、企業、政府などから関連業務を受託することで資金の助成を得ている。運営の独立性を保つために、食品企業からの寄付と支援は受け取っていない³¹⁹。

他には、商品品質検査を独自に行う中国初のICRT組織³²⁰「消費明鑑」(2010年発足)などが挙げられる。専門の検査職員は、国内外の品質検査基準に依拠して、食品を含む様々な商品テストをした後、その検査結果に関する情報を「消費

³¹⁵ 郷鎮建設研究 HP 「小毛驴市民农园十周年纪念系列—中国人民大学乡村建设中心推动生态农业十五年探索(2001~2015)」

(http://www.ruralstudies.com/prod_view.aspx?TypeId=69&Id=384&Fid=t3:69:3 2019年2月17日アクセス)

³¹⁶ FiBL&IFOAM, *The Word of Organic Agriculture: Statistics and Emerging Trends 2001~2014*, Frick and Bonn. (曹斌・成田拓未「中国における有機農産物の過小供給の要因分析—陝西省洋県の有機農業経営者11社を対象に」『農業市場研究 第24巻第4号(通巻96号)』2016年3月の孫引き)。

³¹⁷ 中国投資諮訊網 HP 2017年8月25日「我国有机农业发展概况分析」(<http://www.ocn.com.cn/touzi/chanye/201708/uarhg25103347.shtml> 2019年2月20日アクセス)と中国統計局の統計資料のデータによる筆者算出。

³¹⁸ 啄木鳥食品安全中心 HP (<http://food120.org/about.php?pid=4&ty=18> 2018年11月20日アクセス)

³¹⁹ 青年時報 2013年9月3日記事「浙江首家专注食品安全的 NGO 成立“啄木鸟” 希望做食品安全领域中的卫士」

(http://www.qnsb.com/fzpaper/site1/qnsb/html/2013-09/03/content_451011.htm 2018年11月23日アクセス)

³²⁰ 国際消費者研究・試験機構(ICRT, International Consumer Research and Testing)は消費者のために、世界各国の35消費者組織が連合した、独立で商品品質の試験を行う世界唯一の国際組織である。ICRTのメンバーは商業、企業、政府から独立していて、広告を一切拒否している。

明鑑」のサイトに開示している³²¹。

国際環境 NGO のグリーンピースは、2002 年から中国の各地において、独自の調査を行なっている。それを通じて、野菜・茶葉の農薬残留、食品大手メーカー製品の遺伝子組み換え原料の使用、湖北省や遼寧省における遺伝子組み換えの稲、トウモロコシの違法栽培・市販などの実態を把握した上で、食品安全警告を公表していた。それがマスメディアに大いに報道されたことを受け、地方政府や国家農業部は農薬管理の厳格化、生態農業の強化、遺伝子組み換え技術の監視監督の厳格化と普及抑制などの政策を講じるようになった³²²。

個人として食品安全をめぐる情報提供型の活動は、有毒食品警告サイト「擲出窗外（窓の外に投げ捨てよう）」を作成した復旦大学の院生呉恒がもっとも知られている。2011 年、復旦大学大学院に在学中の呉恒は、深刻化する食品安全問題を目のあたりにし、その状況を改善するために、ネットから募集した 34 人のボランティアとともに、2004 年から 2011 年まで公開報道された問題食品の資料を大量に集め、自費でウェブサイト「擲出窗外」を立ち上げて、『中国食品安全問題情報データベース』というコンテンツを作成し、食品安全警告の情報を提供した。そのサイトはネット上で話題になり、アクセスが殺到したため、一時的にサーバーがダウンするほどであった。2013 年、「擲出窗外」は、メディア学者の推薦により、ドイツのラジオ局ドイチェ・ヴェレ（Deutsche Welle）の「ドイチェ・ヴェレ・ベストブログ国際ウェブログ大賞」の候補にネーミングされるまでになった³²³。呉恒は公益性と独立性を堅持するため、上海市食品安全委員会弁公室からの技術と資金の支援を断っている³²⁴。ところが、消費者から絶大な好評を博したサイトは 2012 年 9 月から、更新を停止してしまった³²⁵。

他には、元の CCTV ジャーナリスト崔永元が提起した遺伝子組み換え食品の安全性をめぐる論争（2013 年）、中国農業大学食品学院栄養・食品安全学部の助教授、範志紅による SNS を通じた食品安全知識の発信と普及などの事例が挙げられる。

2018 年 12 月までに、全国のネットユーザーの規模は 8.29 億人に達した。インターネットの普及率は 59.6%、携帯を用いたインターネットユーザーは 8.17 億人であ

³²¹ 消費明鑑 HP (http://www.mingjian.cn/pdf/MingJian_Overview_CH.pdf 2018 年 11 月 21 日アクセス)

³²² グリーンピース HP (<https://www.greenpeace.org.cn/campaigns/food-and-agriculture/> 2018 年 11 月 21 日アクセス)

³²³ CCTV 「擲出窗外呉恒の态度」 (<http://news.cntv.cn/special/zghr2011/zghrwhdtd/index.shtml?efyj3> 2018 年 11 月 18 日アクセス)

³²⁴ CCTV 2012 年 5 月 23 日記事「上海食安办肯定“擲出窗外”网站 支持继续办下去」 (<http://news.cntv.cn/20120515/119633.shtml> 2018 年 11 月 18 日アクセス)；騰訊 HP 2012 年 5 月 23 日記事「食品安全网“擲出窗外”谢绝政府资金支持」 (<https://news.qq.com/a/20120523/000597.htm?kgr> 2018 年 11 月 18 日アクセス)

³²⁵ 2012 年 9 月 20 日呉恒の声明「擲出窗外网关于停止站方更新的说明」。理由は、呉恒が食品安全の改善よりも思想の改造のほうがもっと重要だと痛感したからである (<http://www.news00xx.com/post/638> 2018 年 11 月 18 日アクセス)

る³²⁶。ラジオ、新聞、テレビ、雑誌など伝統的なマスメディアより、SNSを通じた個人の発信はハードルが低くなり、便利になった。また、情報伝達もより迅速になり、その影響力も高まった。一般の消費者は近年、自ら We Media や SNS へ投稿・発信し、「路边社（街角新聞社）」と呼ばれる自己発信の方式によって、食品安全違法行為を提供摘発したり、社会的監視をしたりすることが多くなってきた。

2012年4月9日、CCTVのアナウンサーの趙普は「微博（中国版ツイッター）」で消費者に「老酸奶（昔風味の固形状のヨーグルト）」や蒟蒻畑の消費をやめようと呼びかけた。その製造方法には違法行為が存在しているからだと告発した。まもなく、新聞やテレビ局などのマスメディアは廃棄皮革から抽出された工業用のゼラチンが「老酸奶」や蒟蒻畑の製造に使われているという業界の内幕を大きく報道するようになった³²⁷。

2015年5月、江西省九江市九江県港口街丁家山村の稲作農家の黄龍森は、当地産の米がカドミウムに汚染されていると、地元の柴桑区環境保護局、区農業局、区信訪局（陳情受付・処理の機関）、及び九江市環境保護局、市信訪局、市国土資源局に告発したが、相手にしてもらえなかった³²⁸。2017年11月、環境保護活動のボランティアの田静は江西省九江市九江県港口街の農地から土壌サンプルを採取して検査した上で、土壌には基準超過のカドミウム、砒素が含まれており、当地産の米も汚染されているという告発文を SNS に投稿した。これが多くの住民の関心を集めた。その結果、地元政府はようやく対策に乗り出した³²⁹。

しかし、食品安全分野における NGO の活動には限界がある。第1に、個々の NGO 組織は、小規模で、資金・専門人材が不足しており、運営の効率性も低い。また、NGO 組織活動の多くは、東部・沿海部の発達地域に偏在している。食品安全問題が都市よりもっと懸念される農村での活動はまだ少ない³³⁰。さらに、食品業者や食品業界団体の数の多さに対して、食品安全分野における消費者の権利を唱える NGO の数はそもそも少ない。中国の法律では、国際 NGO が中国で事業や活動を展開するには、制限がある³³¹。

³²⁶ 中国インターネット情報センター（CNNIC）が2019年3月に公表した「中国インターネット発展状況統計報告」による。

³²⁷ 網易新聞 HP 「趙普曝光明胶疑被封杀 回应：一片冰心在玉壶」

（<http://ent.163.com/12/0421/11/7VK2F39K00031H2L.html> 2018年11月18日アクセス）

³²⁸ 澎湃 HP 2017年11月24日記事「媒体：志愿者在江西检出“镉大米”，村民为何举报两年无结果」（https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_1878628 2018年11月28日アクセス）

³²⁹ 中国新闻网 HP 2017年11月12日記事「志愿者发现江西九江大米遭镉污染 官方介入调查」（<https://news.china.com/socialgd/10000169/20171112/31654779.html> 2018年11月28日アクセス）

³³⁰ 中国社会組織公共服務平台 HP 「社会組織総覧：社会組織空間分布特徴」

（<http://data.chinanpo.gov.cn/> 2018年11月23日アクセス）；陳栄卓など「現代農村社会組織管理体制建構研究—農民的所思所想、認識、評価与期待」

（<http://www.chinanpo.gov.cn/700105/92402/newswjindex.html> 2018年11月23日アクセス）

³³¹ 俞祖成「現代中国における公共性の変容とサード・セクターの展開」同志社大学大学院総合政策科学研究科2012年博士論文（<https://doors.doshisha.ac.jp/duar/repository/ir/17586/zk712.pdf>）

(3) 監視・告発型の活動

2013年10月、国务院法制办公室は『食品安全法（改訂草案審査提出稿）』を公開した。草案の第103条「食品安全情報の開示」の「いずれの業者または個人も授權されない限り、食品安全監督管理部門の法律に基づいて公布した食品安全情報を発布してはいけない」、及び第106条の「いずれの業者または個人も社会または食品産業に重大な影響を与える可能性のある食品安全情報を発布する際、事前に食品生産経営企業、業界協会、科学研究機関、食品安全監督管理部門に確認しなければならない。いずれの業者または個人も確認されていない食品安全情報を発布してはいけない。虚偽の食品安全情報をでっち上げたり、流したりしてはいけない」の規定に対し、国際環境NGOグリーンピース、「天下公」をはじめとする社会組織は、食品業者による不法行為が頻発する現実に鑑みると、その規定は事実上、市民・マスメディアなどの世論による監督を妨害することになり、消費者権利の侵害と社会監督の連携の遮断につながるとして、国务院法制办公室に異議を申し立てた³³²。最終的に、『食品安全法』（2015年）は、第120条「いずれの業者と個人も虚偽の食品安全情報をでっちあげたり、流したりしてはいけない。県以上の人民政府食品薬品監督管理部門は消費者と社会世論を誤った方向に導く食品安全情報を発見した時、直ちに関係の部門、機構、食品生産経営者などを組織し、確認・分析した後、タイムリーに結果を開示しなければならない」と改正された。

中国には、個人による告発型の消費者運動の代表格は「摘発プロ」であり、それには、ビジネス利潤追求型と社会貢献型の2つのタイプがある。

1990年代から、中国の市場では、偽物・粗悪品・食品安全問題がますます深刻になってきた。経済力・情報力がそもそも弱い一般の消費者はしばしば被害を受けても、多くの場合、泣き寝入りせざるを得なかった。ところが、このような状況の下で、消費者が不公平に扱われる現状に抵抗した人物が登場した。

会社員の王海は、1995年、出張先の北京の本屋で偶然に『消費者權益保護法』の「業者は商品またはサービスの提供において詐欺的行為があったときは、消費者に商品代価の倍額の損害賠償をしなければならない」（第49条）という一文を目にした。王海は、さっそく市場から「偽ブランド品、偽物」などを買いあさり、違法業者に損害賠償を求める訴訟を起こした。その結果、勝訴し、多額の損害賠償金を得た。その後、彼は、会社を辞め、違法業者に対する損害賠償訴訟を自ら

91-99頁）；恩施新聞網HP 2013年4月16日記事「国际NGO的中国生存报告」

（<http://www.enshi.cn/2013/0416/302432.shtml> 2018年11月23日アクセス）によると、国際公益組織は関係部門に登録してから、活動展開することが許可される。

³³² 食品商務網 HP 2013年12月9日記事「NGO 食品安全信息发布或遭法律“封杀”」

（<http://news.21food.cn/35/1097020.html> 2018年11月21日アクセス）；呉海林・王曉莉・尹世久・張曉莉など『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』中国社会科学出版社、2016年、462-463頁。

の職業とするようになった。王海の行動は、それまで頻繁に「偽物、粗悪品」などの被害を受けてきた消費者から絶賛された。それは長年のさばってきた不法企業・業者への反撃と見なされ、「職業打假人（摘発プロ）」と呼ばれるようになった。1998年、王海はクリントン大統領から「中国における消費者のキー・マン」と称賛されたこともある。また、CCTV（中国中央テレビ）の「改革開放20周年における20人の代表者」の1人に選ばれ、経済学者の呉敬璉からも「市場清掃人」と称賛された。まもなく「王海現象」が全国に広がり、「摘発プロ」が続々と登場するようになった。北京の楊連弟と程百家、山東省の臧家平、河南省の葛鋭と王進府、長沙の喻輝、唐山の劉殿林、重慶の葉光、深圳の楊健昌、上海の丁亮、武漢の張磊・馮志波・黃志宏、福建省の丘劍冬、成都の童宗安、鄭州の劉政軍、南京の吳盛などは、有名な「摘発プロ」として知られている。特に、賠償額を商品代金の10倍へと拡大した『食品安全法』が2009年に施行されて以後、「摘発プロ」の数はますます多くなった。

「摘発プロ」たちは、『食品安全法』に則り、消費者権利を侵害した違法行為に対抗する役割を担った。関係法令に基づき、業者に対する損害賠償を提訴することで、ビジネス上の利益を追求すると同時に、市場の浄化も促進している（表3-17参照）。また、行政面における消費者主権の尊重と擁護についても、王海たちは積極的に関係部門に提案している³³³。

表3-17 摘発プロによる摘発された食品安全問題の事例

| 摘発プロ | 食品安全問題の取組み |
|------|---|
| 王海 | 2007年 不合格のアルコール利用で偽酒の製造を摘発。 2009年 コカ・コーラにカフェイン含有量の隠蔽と消費警告の欠如の摘発。 2012年 「紅牛（レッドブル）」の違法添加物の添加と安全飲用量情報の隠蔽の摘発。 2014年 長春で販売された問題牛肉の摘発。 2016年 “極草”会社の機能食品「冬虫夏草」の治療効果の誇大化の摘発。 2017年 「六個核桃」飲料水の宣伝の誇大化の摘発。 |
| 葉光 | 1997年 重慶市酒類専売局から退職した後、偽酒の摘発に専念。 2000年 重慶、昆明、西安、蘭州、西寧、ウルムチ、銀川、呼和浩特、武漢、南寧、北京などで、偽の朝鮮人参を購入し、賠償金を求める摘発活動を展開。 2001年 有名ブランド「娃哈哈」の牛乳成分含有の飲料水をミルクとして宣伝する虚偽広告を摘発した。結局、「娃哈哈」会社はその不正を認めた。 2004年 CCTVの「毎週品質報告」番組と協力して、ラーメン・漬物・ココナッツの違法生産を調査・摘発。 2008.11～2009.3 偽甘味料、偽クエン酸の食品添加物の違法行為を調査・摘発。結局、国家品質検査総局、国家工商行政管理総局、衛生部などの食品安全管理部門が大規模な市場検査と取締りを行うことになった。 2009年 市販の「醸造酒」には混成酒（醸造酒や蒸留酒に香料や糖を加えてつくる酒）が多くあることで、消費者権利を侵害していると、国家工商総局、中国消費者協会に摘発。 2014年 蒙牛などの業者のミクルと称する調整乳・乳飲料の市販行為に対し、民事訴 |

³³³ 王海のWB

(https://www.weibo.com/p/1005051222221682/home?from=page_100505&mod=TAB&is_hot=1#_loginLayer_1542348979139 2018年11月16日アクセス) 及び公開報道により筆者整理。

| | |
|-----|---|
| | <p>訟を提起。調整乳の表示規範化を促進した。</p> <p>2015年 「六个核桃」食物蛋白質飲料水の虚偽宣伝を摘発。</p> <p>2016年 有名酒の「泸州老窖二曲」のラベル表示が食品安全法を違法していることをめぐって訴訟。</p> <p>2016年 オイル調整油の不正表示について訴訟。</p> |
| 馮志波 | <p>2014年 ECの京東商城から購入した“猴菇饼干（クッキー）”の食品安全法違反を摘発し、5万元の賠償金を得た。</p> <p>2014年 広東天河百貨店から購入した食品“芝生園産品”の廃止済みの基準の使用について、訴訟。10倍の賠償金を得た。</p> <p>2015年 食品に肝油添加の普通食品をめぐって、訴訟。</p> |

(出所) ①「叶光打假风云录」(<http://www.yeguang315.com/yeguang/3683.html> 2018年11月23日アクセス) ; ②「职业打假人王海：瞄准“双十一”预计索赔1000万」(http://news.ifeng.com/a/20161110/50232740_0.shtml 2018年11月23日アクセス) ; ③「对话职业打假人群体：走过21年后走来专磕电商者」(<http://finance.chinanews.com/cj/2016/03-14/7796169.shtml> 2018年11月23日アクセス) などの公開報道による筆者整理作成。

「2016年度の消費者の権利を主張するための訴訟データ報告」によると、2014年、「摘発プロ」によって摘発された案件数は45件あり、訴訟案件数全体の1.8%を占め、2016年には、377件、5.3%に増えた³³⁴。「摘発プロ」に関わる案件のうち、「摘発プロ」が持ち込んだ訴訟の80%以上が裁判で勝っている。2016年、「摘発プロ」によって摘発された案件のうち、食品に関わる案件数は全体の34.7%を占め、薬品は食品に次いで、26.4%を占めている³³⁵。

一部の「摘発プロ」は組織化して巨大な利益を得ている。王海、劉殿林、葉光は、それぞれ専門人材を雇い入れ、専門の偽物調査会社を設立し、数千万元の個人資産を築いている。それに対して、孫安民、蔣衛鎖などのように、まったく私利私欲を気にしないで社会貢献を目指し公益活動を堅持しているものもある。

2000年、病気で早期退職した孫安民はそれまでに貯めた20万元を拠出し、住宅を購入したが、違法な不動産会社に騙されてしまった。憤慨した孫安民は違法業者の摘発に乗り出すことにした。小学校しか卒業していない彼は法律とパソコンの専門知識を一年間独学で習得し、違法業者を提訴し、最終的に裁判に勝った³³⁶。その後、自分で消費者権利を擁護するサイト「老孫打假網（孫の摘発ネット）」を立ち上げ、不動産の違法営業、食品安全の侵害、虚偽広告などの分野にまで拡大し、公益活動を行っている。孫安民は摘発の公益性を貫いた結果、自家資産100万元を使い果たした。不法業者に脅迫されたり、バイクでぶつかられたりしたことも数えきれないほどあった。三回も血まみれになるほど殴られたこともある。それ

³³⁴ 「2016年消費者维权诉讼数据报告发布」『北京商報』2017年3月19日

(<http://www.myzaker.com/article/58cddda49490cbb276000028/> 2018年11月26日アクセス)

³³⁵ 毎日経済新聞 HP 2017年3月13日「2016年消費者维权诉讼数据报告：职业打假80%获法院支持」(<http://www.nbd.com.cn/articles/2017-03-13/1084403.html> 2018年11月16日アクセス)

³³⁶ CCTV 2009年「打假老猎人孙安民」

(<http://tv.cntv.cn/video/C10487/e0f5d4c02644442394c8aea9249df807> 2018年11月18日アクセス)

にもかかわらず、彼は一步も退かず、生きている限り不当行為の摘発をやり続けると宣言している³³⁷。

「中国乳業摘発の第一人者」と称される蔣衛鎖は、2006年、自費30万元を費やして、西部地方の各地で現地調査を行なって、乳業業界内に全般的に存在している偽物生産の闇ルールなどの内幕を調査報告にまとめた。2007年4月、蔣はすべての証拠と資料をマスメディアに提供した。マスメディアの報道によって、乳業業界内の違法行為が暴露され、全国的に大きな反響を呼んだ³³⁸。蔣は不法利益集団との闘いの矢面に立つことで、自らを「棺桶を抱えて歩く人」と喻えた。その後、恐喝・脅威・報復・白眼視などの迫害を受け、自分が創業した企業の売却、離婚、二人の子供の退学などを余儀なくされた。2008年、世間を震撼させた「三鹿」事件が発覚したことにより、それ以前の彼に対する誤解や不信感などは一気に晴れた。2009年、蔣は「“3.15”消費者権利擁護の人物十人」の一人にも選ばれた³³⁹。

上記の摘発のほかに、有名なジャーナリストの“落魄^{おちぶ}れた書生、周筱贇”が関係部門に出した「鴻茅薬酒」の有効成分の情報開示要求、およびその情報開示拒否に対する異議申し立て（2018年）などの事例もある。「摘発プロ」は、食品安全の問題において、業者の監視や行政管理の不足を補うという点で一定の役割を果たした。また、立場も力も弱い一般の消費者に対し、いかに法律を運用し、自己の正当な権利を主張するかについて、行動の仕方を示したともいえる。

しかし、摘発プロの役割にも限界がある。第1に「摘発プロ」の摘発は、主に流通段階や食品表示の不正行為、大手企業や大型スーパーへの摘発が多くを占めている。賠償金を手に入れると、食品安全問題の根源を引き続き追及することはしないで、直ちに訴訟をやめてしまう。そのため、最も食品安全を脅かしている闇工場や小規模業者が起こした多くの生産・流通段階の違法行為などに対する監視と取り締まりにはあまり役に立っていない³⁴⁰。

第2に、組織化された違法業者の集団に「摘発プロ」が対抗するには、力の差

³³⁷ 中国新聞網 HP 2014年3月14日「职业打假人调查：14年间3次被打得头破血流」

(<http://www.chinanews.com/df/2014/03-14/5952028.shtml> 2018年11月18日アクセス)

³³⁸ 搜狐 HP 2018年8月5日記事「毒奶粉、地沟油、假疫苗……那些英勇的揭露者们，下场为何这样惨？」(https://www.sohu.com/a/245317688_679503 2018年11月30日アクセス); 新浪 HP 2014年3月12日記事「蒋卫锁调研揭露乳业掺假黑幕获称乳业打假第一人」

(http://news.sina.com.cn/c/sd/2014-03-12/170729691244_2.shtml 2018年11月30日アクセス)

³³⁹ 中国新聞網 HP 2014年2月17日「“中国乳业打假第一人”蒋卫锁意外身亡案在西安开庭」

(<http://finance.chinanews.com/cj/2014/02-17/5847609.shtml> 2018年11月30日アクセス)

³⁴⁰ 搜狐 HP 2018年8月9日記事「三名“职业打假人”被批捕！最高法：不再支持职业打假！」

(https://www.sohu.com/a/246183071_355430 2018年11月26日アクセス); 聯商網 HP 2018年5月2日「关于“职业打假人”的调查报告:哪些容易引起他们注意」

(http://sh.qihoo.com/pc/9b1deae9562635a43?sign=360_e39369d1 2018年11月23日アクセス)

; 搜狐網 HP 2018年7月27日記事「职业打假人，你要小心了！（附多个被捕案例）」

(https://www.sohu.com/a/243577944_100006127 2018年11月23日アクセス)

が大きすぎて、容易なことでは勝てないし、身の危険性も高い。2003年、摘発プロの黄立栄は陝西省のある薬品製造工場の委託で、北京の「美麗人生」保健食品会社のCEO趙君を調査した。その過程で、趙に気づかれ、趙君の命令を受けた職員楊占利らに殴られて死亡した。その遺体も街頭に遺棄されていた³⁴¹。

第3に、摘発プロの存在空間が狭まりつつあることが重要である。『消費者權益保護法』には、「消費者が生活上の消費ニーズを満たすために商品を購入し若しくは使用し、またはサービスを受ける場合、その権利と利益は本法の保護を受ける」と定められている。また、『食品安全法』には、「いかなる組織または個人も食品安全違法行為を摘発したり、法律に基づき関係部門から食品安全情報を入手したり、食品安全監視管理業務に意見や提案を出したりする権利を有する」（第12条）と規定されている。つまり、「偽物、粗悪品」を買いあさり、賠償金の獲得を狙う「摘発プロ」の動きに対して、この2つの法律は、「生活上の消費ニーズ」の以外の目的で商品・サービスを購入した人について、消費者であるかどうかという法解釈をめぐる問題を生じさせた。

その問題に対して、法曹界と司法機関には賛否両論が生じた。民法学者の楊立新らは「いかなる者も、偽物と知っていたか否かを問わず、その購入した商品が偽物と確認されれば、『消費者權益保護法』が適用されるべきである」と主張した。それに対し、梁慧星らは「賠償金目当てで、偽物と知りながら購入した場合、『消費者權益保護法』の「生活上の消費の必要のために、商品を購入する者が消費者である」という趣旨に反するので、「消費者」に該当しないと批判した³⁴²。

消費者としての「資格の認定」をめぐる対立見解が裁判でも併存し、裁判に大きな影響を与えた。類似案件であっても、各司法機関の判決が違っていたり、同一案件でも上級と下級の判決が違ったりすることがよくある³⁴³。そのため、王海をはじめとする「摘発プロ」らの訴訟では、勝訴したケースもあるが、敗訴したケースも多かった。

たとえば、2005年、上海市高級人民法院は「偽物と知りながら購入した場合、販売者の行為は詐欺に該当しない」という「指導意見」を打ち出した。上海市の係争中の事件で、偽物と知りながら購入したと認定された者は、すべて敗訴となった³⁴⁴。2016年、深圳市中級人民法院と重慶市高級人民法院は、それぞれ金儲けを目的とする商品の購入で懲罰的損害賠償を求める摘発行為を支持しないと表明

³⁴¹ 新浪 HP 2004年10月27日記事「北京首例私人偵探被打死案開審」
(<http://news.sina.com.cn/c/2004-10-27/11494051751s.shtml> 2018年11月23日アクセス)

³⁴² 人民中国 HP 2007年8月9日の記事「偽物と知って買った人は『消費者』？」
(http://www.peoplechina.com.cn/zhuanti/2007-12/12/content_89334.htm 2018年6月16日アクセス)

³⁴³ 徐光華「从典型案件的“同案异判”看过度维权与敲诈勒索罪」『法学雜誌』2013年第4期、40-48頁；周潔「刑法視野下消費者維權行為正当性的實質考察」『北方法學』2018年第4期、79-89頁。

³⁴⁴ 同上。

した³⁴⁵。2017年7月、杭州鉄道法院は「摘発プロの行為」は営利目的の悪意ある購買行為と見なし、一次訴訟でその起訴を棄却した³⁴⁶。2017年8月、杭州インターネット法院は、「10大典型案件」を公表した際、「摘発プロ」が提訴した賠償訴訟について、彼らを消費者の範囲から除外すると表明した³⁴⁷。2017年12月、東莞市中級人民法院は、摘発プロが零細食品業者に請求した安価な食品代金の10倍額の損害賠償訴訟計251件を却下した³⁴⁸。

摘発プロの消費者資格の認定をめぐる紛争問題について、2013年の『食品薬品をめぐる紛争案件を審理する際に適用される法律の若干の問題に関する最高人民法院の規定』の第3条は、食品・薬品の安全分野をめぐる紛争において、摘発プロの行為を支持する旨を表明した³⁴⁹。しかし、2016年の『消費者権益保護法実施条例（送審稿）』の第2条には「自然人、法人または他の組織は金儲けを目的として、商品を購入・使用し、またはサービスを受ける場合、本条例を適用できない」と規定し³⁵⁰、2017年6月の最高人民法院から国家工商行政管理総局に向けた回答には「次第に摘発プロの金儲けを目的とする摘発行為を抑制していく」とある³⁵¹。いずれも「知假买假」の「摘発プロ」の行為に対して規制をかける方針を出している³⁵²。

地方政府でも、同じような傾向がある。2018年の『深圳経済特区食品安全監督条例』の第97条³⁵³は、摘発プロの存在を支持しない姿勢を明確に示している。

³⁴⁵ 食薬法苑 2016年4月29日記事「基层食药监人员每天“职业打假人”打工吗」

(https://www.sohu.com/a/149940545_738189 2018年11月24日アクセス)

³⁴⁶ 南方都市报「法院首判职业打假人“恶意购买”，王海为消费者认定问题上书」

(http://www.360doc.com/content/17/1217/15/35669578_713840129.shtml 2018年6月17日アクセス)

³⁴⁷ 搜狐 HP 2018年1月30日記事「打假人买假茅台索赔10倍被驳：以诉讼牟利浪费司法资源」

(http://www.sohu.com/a/219922722_100009894 2018年11月24日アクセス)

³⁴⁸ 「职业打假人不属消费者 251宗索赔案件全部败诉—7家便利店遭职业打假人“围猎”，法官认为商家行为违法但不能无原则重复惩罚」『南方都市报』2018年1月12日

(http://epaper.oeeee.com/epaper/l/html/2018-01/12/content_2995.htm 2018年11月24日アクセス)

³⁴⁹ 「食品・薬品の品質問題をめぐる紛争において、購入者が生産者または販売者に対し権利を主張する場合、生産者または販売者が『購入者が食品・薬品には品質問題があるのを事前に知りながら購入した』ことを理由として抗弁した場合、人民法院はその抗弁行為を支持しない」（『最高人民法院が食品薬品紛争案件を審理する際に適用する法律についての若干の問題に関する規定』（法釈[2013]28号）の第3条）。

³⁵⁰ 中国食品網 HP 2016年11月16日「中华人民共和国消费者权益保护法实施条例（送审稿）」

(<http://www.cnfood.com/news/show-229711.html> 2018年11月24日アクセス)

³⁵¹ 知識産権司法保護網 HP 2017年6月16日「全文照登：最高人民法院办公厅对十二届全国人大五次会议第5990号建议的答复意见（法办函[2017]181号）」

(<http://www.chinaiprlaw.cn/index.php?id=4792> 2018年11月24日アクセス)

³⁵² 「最高人民法院办公厅对十二届全国人民代表大会第五次会议第5990号建议的答复意见」（法办函[2017]181号）

³⁵³ 「食品薬品監督管理部門・消費者委員会は食品安全問題をめぐるクレームや通報を受理する場合、通報者が合理的な消費量を超えて購入したり、賠償・奨励金の請求を主な収入源にしたりした場合、調査を中止することができる。また、その証拠物件や通報者を食品安全リスクの監視範囲に入れることができる」と規定している。

2018年、上海市の工商部門、公安局、食薬監督局などは共同で「摘発プロに効果的に対処し、経営環境を維持するための指導意見」を發布し、摘発プロの定義を明確にした上で、摘発プロのブラックリストを作ろうとしている³⁵⁴。

「摘発プロ」や一般消費者が違法業者を摘発する過程で、逮捕されることも少なくない。1995年から2016年までの20年の間に、全国で摘発プロや一般消費者が偽物の購入で業者に高額な損害賠償を請求する際に、公安部門に恐喝の容疑で逮捕された案件数は16件、19人に上った。そのうち、後に公安部門が誤認逮捕と認めしたのは10件もあるという（表3-18参照）。

表 3-18 摘発プロや一般消費者が逮捕された事例（抜粋）

| 区分 | 事件概要 | 結果 |
|--|--|--|
| の ち に 無 罪 で 釈 放 の ケ ー ス | 2002年、陳英順・付宝輝は病院から偽薬品を購入、病院に賠償を求め、恐喝容疑で逮捕された。15ヵ月勾留された後、ハルビン市中級自民法院で無罪判決、釈放された。 | 陳・付が購入した6病院から、偽薬品がすべて取り扱い中止になった ³⁵⁵ 。 |
| | 2006年2月、首都経済貿易大学の女子大生、黄静は2万円の華碩ノートパソコンを購入した。パソコンが故障し、黄は華碩に500万ドルの賠償を請求した。2006年3～12月まで北京市海淀公安分局に恐喝詐欺の容疑で勾留された。2008年9月に海淀検察院は黄に無罪判決。 | 2008年11月、黄静は294日間の無罪勾留について、国家賠償金29197.14元を受領した。 |
| | 2006年6月、蔣勇は北京北京鑫達康薬店から合計1322元の偽薬品・保健品を購入。その後、北京順義薬品监督管理局に告発し、人民法院にも民事賠償の訴訟も提起した。7月8日、薬店のボスは電話で蔣勇と連絡し、示談の意を伝え、5200元の賠償で合意したが、面会時に、蔣は北京市公安局順義分局に恐喝容疑で勾留された。8月16日、北京順義検察院は不当逮捕と認定し、蔣は保釈された。 | 2007年3月30日、北京市順義公安分局は保釈取止め決定。北京順義区検察院は犯罪とは認めず、蔣勇の刑事責任を追究すべきではないと認めた。4月6日、蔣勇は北京市公安局順義分局に国家賠償を申し立てた。 |
| | 2006年6月、紀万昌は“勁霸服装”を購入した多くの消費者の賠償請求を肩代わりし、自ら“勁霸”の服を購入した。山東省繊維検査局に検査してもらった結果、購入した“勁霸”服装は不合格だと判明した。紀万昌は山東省青島市四方区人民法院に“勁霸”を提訴した。9月30日、勁霸会社は紀万昌と6万円の「奨励金」で示談に合意した。紀万昌は勁霸会社責任者から6万元を受領した後、領収書・検測報告などの証拠資料を渡した。その時、近くに待機していた福建省晋江警察に恐喝容疑で勾留された。 | 結局、福建省泉州市、晋江市検察院は、紀万昌の行為が犯罪にならないと認め、逮捕を許可しなかった。紀万昌は37日間の拘留を経て、2006年11月21日に無罪で釈放された後、晋江市公安局に国家賠償を申し立てた。 |
| | 紀万昌はスーパーから1000元余りの問題食品を購入し、経営者に10倍の賠償を請求した。2009年8月11日、内モンゴル興安盟公安刑事支隊は恐喝容疑で紀を勾留した。また、彼が消費者の権利主張の | 2010年4月12日、科右前旗人民法院は審理を経て、偽物の購入で賠償を請求した紀万昌の行為には社会的危害がなく、民法と道徳の範疇に属 |

³⁵⁴ 中央人民放送 HP 2018年11月13日記事「沪将建职业打假人“黑名单”制度严惩敲诈勒索」
(http://www.cnr.cn/shanghai/tt/20181113/t20181113_524413901.shtml 2018年11月24日アクセス)

³⁵⁵ 「打假是权利还是敲诈? “冰城王海”被判无罪」『黒竜江省晨报』2003年7月3日
(<http://www.china.com.cn/chinese/2003/Jul/358775.htm> 2018年11月24日アクセス)

| | | |
|--|---|---|
| | <p>ために集めた大量の偽物商品などの証拠を取り押さえた。9月14日、興安盟検察院は恐喝容疑で紀の逮捕を認めた。2010年1月29日、科右前旗検察院は恐喝犯罪で紀を告訴した。</p> | <p>すべきで、刑事の範疇に属しないと認め、犯罪不成立とした。一年間勾留された紀万昌は6年をかけて関係部門に公安の違法行為を告訴。2015年9月8日、興安盟中級人民法院は興安盟公安局が紀に1.9万元の国家賠償を支払うよう判決した。</p> |
| | <p>2007年8月、陳曙光は携帯に絶えず送られてくる詐欺メッセージの被害について、7社の通信サービス提供運営会社（service provider 会社、SP商）に対し、9900元の賠償を請求した。湖南省永州市冷水灘公安分局は8月26日に恐喝容疑で勾留し、9月29日に冷水灘区検察院は逮捕を認めた。2008年4月3日に冷水灘区人民法院で実刑1年、執行猶予2年と言渡された。222日間の勾留を経て、4月10日に釈放された。</p> | <p>陳曙光は不服を申し立て、湖南省永州市中級人民法院に上訴した。却下され、再上告した結果、ついに2010年10月19日に無罪の再審判決を言い渡された。2011年7月1日、湖南省永州市中級人民法院は陳に対し、222日間の勾留賠償金31597元と慰謝料3000元の賠償の判決を下した。</p> |
| | <p>2010年4月13日、紀万良はブランド“路易世家”から合計5850元のバッグ2個やトrolleyケース3個を購入した。国家毛皮品質監督検査センターの鑑定を経て、それら商品は不合格品と判明。紀万良は、業者に商品代金の返金と同額の賠償を請求した。4月14日に、双方が合意に基づき賠償手続きをした際、北京順義区警察に恐喝容疑で勾留された。5月10日に保釈されるまで、紀は26日間勾留された。</p> | <p>2011年5月9日に、保釈撤回を言い渡された。</p> |
| | <p>2013年3月、任樂亮は『大河報』で、中国移动公司営業拠点がゼロ円で携帯電話を販売する広告を見た後、14997元で携帯電話三台を購入。移動公司を価格詐欺の理由で、河南省洛陽市潤西区物価局に告発。移動会社は和解の意を示したが、任は商品代金の返金と5000元の賠償を請求。双方が4月4日に面会して協議することを約束した当日、移動公司が1万元を出して、任樂亮に渡したところ、洛陽市西工分局の警察は任を恐喝容疑で勾留した。任は35日間の勾留を経て、検察院で証拠不十分のため逮捕不許可となり、無罪で釈放された。</p> | <p>2013年8月24日、河南省洛陽市公安局西工分局はその案件を取り下げると決定した。</p> |
| | <p>2013年9月、何正其、徐洪兵は問題米を購入した後、業者に商品代金の10倍の賠償を請求した。上海市松江区公安局は恐喝容疑で勾留した。37日間勾留の後、無罪で釈放された。</p> | <p>上海市松江区人民検察院は摘発プロの何正其、徐洪兵の摘発行為が犯罪にならないと認定、逮捕を許可しないと決定。二人はのちにそれぞれ1万元の国家賠償金を受領した。</p> |
| | <p>2015年7月8日、陸元昌、黄載回、範海の三人は問題食品を購入した後、業者に商品代金の10倍の賠償を請求したことで、広東省博羅県公安局に恐喝容疑で勾留された。34日間勾留の後、東省博羅県人民検察院で逮捕が許可されず、8月10日に無罪で釈放された。</p> | <p>2015年12月4日に、広東省博羅公安局は案件を取り下げた。その後、三人は国家賠償を申し立て、2016年5月、博羅県公安局が三人に国家賠償を支払うよう指示。その後、三人は9000元余りの国家賠償と慰謝料を得た³⁵⁶。</p> |

(出所) 張曉紅・邢志紅 2016年1月18日在“打假索赔与敲诈勒索专题研讨会”上的发言「20年・消費者购假索赔以涉嫌敲诈勒索被刑拘案件调查」

(http://blog.sina.com.cn/s/blog_5b1382500102waqw.html 2018年11月26日アクセス) 及び関係の公開報道により筆者整理作成。

³⁵⁶ 搜狐 HP 2016年7月21日記事「惠州3名职业打假人购假索赔被拘34天」

(http://www.sohu.com/a/106858525_163042 2019年1月10日アクセス)

以上の状況について、公安など行政の取締り、裁判所の判決、企業の対応などからみて、全体の大きな流れとしては、摘発プロの存在空間を圧迫したり、摘発プロの行動を排除したりする傾向にある。現在、前掲の『食品薬品をめぐる紛争案件を審理する際に適用される法律の若干の問題に関する最高人民法院の規定』はまだ食品薬品安全分野における摘発プロの存在を認めている。しかし、これはあくまでも規定に留まっており、正式な法令ではなく、将来どこまで維持されるかは疑問である。

しかし、摘発プロの登場はそもそも消費者権利が普遍的に尊重されていない現実がその背景にある。摘発プロは少数の人が極端な「非常事態的」な方式で消費者権利を主張したに過ぎない。消費者権利が普遍的に尊重される社会的風土に変化がない限り、摘発プロの存在意義はある。食品安全問題の根源である業者のモラルの欠如や行政・法律の不備や現場の処理能力の未熟さなどの要因が是正されていない現状で、消費者権利を向上させる前に、先に摘発プロの行動を制限するのは行政・業者寄りの本末転倒の動きとしかいえない。そのような傾向がこれからも続くと、摘発プロよりもっと弱い一般の消費者が権利を主張するのはもっと難しくなり、消費者にさらに心細い思いをさせるに違いない。消費者権利を擁護するには摘発プロに頼るだけではなく、やはり社会全体で消費者主権の尊重を「日常的な当たり前」のことにするしかない。

3. マスメディアの役割と問題

マスメディアは食品安全の管理体制の改善にも積極的な役割を果たしている。2011年6月から2012年1月まで起こった食品安全事件は、政府取締り（59%）、消費者の通報（12%）、記者の潜入取材による摘発（5%）、企業公開（2%）によるものであった³⁵⁷。唐愛慧（2016）は1978年から2015年まで、中国のマスメディアで報道された食品安全問題の変遷を整理している。それによると、マスメディアは当初、ただ傍観者の立場を取り、情報伝達者としての役割のみを果たしていたが、次第に、事件報道だけに止まらず、その後の処分の監督者へと役割を転換しつつある。さらに、記者たちの潜入取材で食品安全違法行為の摘発者・介入者にもなり、食品安全問題を暴き出して、食品安全管理体制の整備や改善を促す役割も果たすようになった³⁵⁸。

食品安全事件を積極的に報道することは、視聴率を高め、利益を獲得する目的にかなっている。他方で、社会的責任の意識の高まりを受け、マスメディアは、報道を通じて、消費者、食品業者、行政監督機関に対し、食品安全リスクを警告

³⁵⁷ CNTV 番組「生活早参考」2012年3月26日放送。

(<http://tv.cctv.com/2012/12/15/VIDE1355562389354720.shtml> 2018年11月30日アクセス)

³⁵⁸ 唐愛慧「基于媒体报道的食品安全史研究（1978～2015）」中国農業大学2016年博士論文、69頁。

し、監督部門に徹底的な職責履行の意識を向上させてきた。また、食品業者のコンプライアンスの自覚を促し、食品安全リスクの防犯意識を喚起させてきた。

1988年、上海では汚染された「毛蚶（サルボウガイ）」によるA型肝炎の集団感染と疫病流行が起こった。マスメディアに大いに報道されたことを受け、上海市政府は、突発伝染病・疫病の予防・コントロール体制を重視するようになった。1990年代後半、CCTVや『南方週末』は「王海現象」に注目し、一連の報道を通じて、消費者権利を尊重する意識を普及させる上で、重要な役割を果たしていた³⁵⁹。

2003年の安徽省阜陽の粗悪粉ミルク事件の経緯が報道されて後、生産と流通段階における行政の縦割り監督の欠陥が浮き彫りにされ、『食品衛生法』の改定、新たな『食品安全法』の策定を間接的に促した。国務院は、新たな「部門管理を主とし、品目監督を補助とする」管理体制の改革に着手した。

2008年9月11日前に、三鹿集団の所在地の地方政府は問題の隠ぺいに必死になっていた³⁶⁰。ところが、『武漢晩報』³⁶¹、『西部商報』³⁶²、『蘭州晨報』³⁶³、『東方早報』³⁶⁴などが相次いで三鹿の粉ミルクを飲用した乳幼児が罹患した事実を報道した。この報道で、乳製品業界の「潜規則（暗黙のルール）」が暴露された³⁶⁵。これを受けて、2000年から実行していた「食品品質検査免除制度」がすべて廃止され、食品業界では「ミルクと乳製品中のメラミン含有量の臨時管理制限数値に関する規定の公告」³⁶⁶が発布され、一連の関連法規・条例も改定された³⁶⁷。

2014年7月、記者の潜入取材により、食肉大手の福喜会社の賞味期限切れの食肉の使い回しの事実が明らかになった。その違法行為は上海東方衛生テレビ局で報道され、長年その違法行為を繰り返してきた福喜会社は上海市食品安全管理部門の取り締り対象になった。

2015年6月、新華網は賞味期限切れの「ゾンビ肉」密輸事件³⁶⁸を報道した。これによって、2015年7月、食薬監総局、海関総署、公安部は共同で「密輸の冷凍肉類を厳しく取り締まり、食品安全を守ることにする通告」を発布し、密輸

³⁵⁹ 洪兵 「『南方周末』与中国消費者權益維護運動」『新聞大学』1998年夏季号。

³⁶⁰ 人民網 HP 2009年2月25日記事「从三鹿事件看媒体的社会责任」

(<http://media.people.com.cn/GB/22114/49489/147162/8868485.html> 2018年11月30日アクセス)

³⁶¹ 「婴儿频患肾结石疑与奶粉有关」『武漢晩報』2008年8月28日。

³⁶² 「8例幼儿肾结石奶粉作怪？」『西部商報』2008年9月5日。

³⁶³ 「14名婴儿同患“肾结石”」『蘭州晨報』2008年9月9日。

³⁶⁴ 「甘肃14婴儿同患肾病疑因喝“三鹿”奶粉所致」『東方早報』2008年9月11日。

³⁶⁵ 人民網 HP 2009年2月25日記事「从三鹿事件看媒体的社会责任」

(<http://media.people.com.cn/GB/22114/49489/147162/8868485.html> 2018年11月30日アクセス)

³⁶⁶ 国家衛生部、工業と信息化部、農業部、工商総局、質検総局が共同で2008年10月7日に発布した。同公告の発効期間は2008年10月7日から2011年4月6日までで、2011年4月6日から新たな『食品中のメラミン含有量制限値に関する公告』（中国語：《关于三聚氰胺在食品中的限量值的公告》）は発効している。

³⁶⁷ 唐愛慧「基于媒体报道的食品安全史研究（1978～2015）」中国農業大学2016年博士論文、81頁。

³⁶⁸ 新華網 HP 2015年6月23日記事「走私“僵尸肉”窜上餐桌，谁之过？」

(http://www.xinhuanet.com/fortune/2015-06/23/c_1115693971.htm 2017年12月30日アクセス)

冷凍肉を厳しく取り締まるようになった。ある消費者が広西省南寧市江南区の食品薬品监督管理局に訴状を送った。ところが、その訴状は食品薬品管理部門の内部職員によってまるごとネットに掲載され、2016年9月、『南国早報』がそれを報道した。『食品薬品陳情摘発管理弁法』には、欠陥があること指摘された³⁶⁹。2017年、『法制日報』の記者は、潜入取材により、有名な火鍋のチェーン店「海底捞」の厨房では、職員が食品安全法に違反した作業をしていると報道した³⁷⁰。

そのほかにも、2010年の成都市の「地溝油」事件、2011年の上海市華聯スーパーの「染色マントー」などの食品安全違反行為が記者の潜入取材で暴露されたなどの事例がある。

食品安全分野における消費者権利の擁護に対して、マスメディアには正の影響と負の影響がある。負の影響としての第1は、業者寄りの報道をし、消費者権利を侵害していることである（表3-19参照）。

表 3-19 マスメディアの業者寄りの行動

| | |
|------------|---|
| 虚偽広告 | 2014年の「魏則西事件」 ³⁷¹ 2018年の「鴻茅薬酒」事件 2018年の「権健」の健康食品の違法広告の摘発 など |
| 負の情報の削除・隠蔽 | <ul style="list-style-type: none"> • 企業とマスメディアとの癒着による負の情報の操作 「中国青年報」の報道では、三鹿事件の摘発前後、三鹿集団、蒙牛集団、伊利集団はIT大手の百度や新浪などと、インターネット上のマイナス情報の削除・隠ぺい作業についての契約を結ぶ動きがあった³⁷²。 • マスメディアの地方保護主義への服従 2008年、「三鹿事件」摘発後の9月16日夜、CCTVは乳製品企業22社の69ロット製品からメラミン成分の検出というニュースを放送し、その22社の社名を公開した。しかし、『煙台晩報』はそのブラックリストを転載する際、地元企業の煙台澳美多栄食品有限公司、煙台磊磊乳品有限公司をそのリストから削除し、20社の社名だけを公開した³⁷³。 |

（出所）食安中国網 HP 2017年9月22日記事「国家工商总局公布虚假食品广告典型案例」

³⁶⁹ 広西新聞網 HP 2016年11月2日記事「"吃了旺旺运气没变旺"投诉人将追究举报信被泄之事」
(<http://news.gxnews.com.cn/staticpages/20161102/newgx581990cc-15615546.shtml> 2018年11月30日アクセス)

³⁷⁰ 鳳凰網 HP 2017年8月25日記事「还去吃吗？今天大家最爱的海底捞出了个大新闻，网友表示看吐了！」
(http://news.ifeng.com/a/20170825/51760214_0.shtml 2018年11月24日アクセス)

³⁷¹ 2014年4月、中国西安科学技術大学の学生の魏則西は検査で、世界でも有効な治療手段がなく極めて生存率も低い骨膜悪性腫瘍と診断された。手術や化学治療、放射能療法などの治療も功を奏さなかった。そこで、魏は最後の希望を「百度」のネット検索で一番トップにでてきた北京の武装警察第二病院の生物免疫療法の広告にすぎた。実は、その治療法は発明された米国でもまだ臨床試験研究の段階で、治療手段は依然として模索中であり、治療結果も予想できていなかった。結局、魏は一家の貯金と借金20万円を全部はたいて4度の生物免疫療法を受けたが治らなかった。魏は余命わずかの2016年2月26日に、「你认为人性最大的恶是什么（あなたは人性の最大の悪についてどう思うか?）」という文章をネットに投稿し、百度の虚偽広告を問いただした。4月12日、魏則西は死去した。この事件で軍隊病院への管理の欠如や百度の検索における広告の「竞价排名（各会社の出費により百度検索のランクの上下を決める）」システムが暴露された。ネットユーザーからは百度の節操もなく、嘘の広告で金儲けを人命の上に置く社会的責任の無視に怒りが噴出した。

³⁷² 人民網 HP 2009年2月25日評論「从三鹿事件看媒体的社会责任」

(<http://media.people.com.cn/GB/22114/49489/147162/8868594.html> 2018年12月1日アクセス)

³⁷³ 同上。

(<http://www.cnfoodsafety.com/2017/0922/24713.html> 2018年11月30日アクセス) ; 「国家市场监管总局：重拳整治互联网虚假广告」『光明日報』2018年11月29日

(<https://news.china.com/focus/cxwlxhd/news/13002144/20181129/34543395.html> 2018年11月30日アクセス) ; 「工商总局：上半年虚假广告案占比创同期新高」『法制日報』2017年7月14日

(<http://w.huanqiu.com/r/MV8wXzEwOTgxMzgyXzE0MTFfMTUwMDAwMzA2Nw> 2018年11月30日アクセス) などの公開報道により、筆者整理作成。

2017年の上半期、全国の工商部門・市場監督部門が違法広告案件1.12万件を取り締まった。そのうち、虚偽広告が51.6%を占める。インターネットはすでに主要な虚偽広告を放送する媒体になっていて、全体の47.56%になる³⁷⁴。2017年12月、中国商業連合会メディア・ショッピング專業委員会は、全国のテレビ局、インターネットなどのメディアが放送した虚偽広告に対する監視調査の結果を公表した。119本の虚偽広告のうち、食品・薬品・保健食品類の虚偽広告は82本、全体の68.9%を占めた³⁷⁵。インターネット上の食品・保健食品・薬品・医療器械などの虚偽広告が深刻化し、2018年2月から、国家工商総局は食品・薬品の虚偽広告などの違法行為に対し、厳しく集中的な取締りに動き出している³⁷⁶。

一部のマスメディアでは、ジャーナリストとしてのモラルが欠落している。利益のため「有償新聞（企業にお金を出してもらって企業を誉めたたえるニュースを出す）」を発行したこともある。2000年、『中国食品質量報』の記者二人は、上海波力食品有限公司（以下、上海波力と略す）に対する消費者からのクレームを受けて、公司側に品質問題があるという批判的記事を掲載するつもりだと知らせた。その際、記事を撤回するかわりに、上海波力は『中国食品質量報』の理事企業として、毎年30万円の会費を納め、8万円の広告費を納めるという条件を上海波力に働きかけた。上海波力は有効な手立てがなく、やむをえず二人の記者の出張費用とホテル代のほかに、8万円を支払った。記事は「質量：波力的永恒主題」という題名の賞賛の内容に書き換えられ、2000年1月6日の『中国食品質量報』に載った。その後、上海波力は中国記者協会にこれを告発した³⁷⁷。マスメディアのこのような業者寄りの行動は公的な信用を大きく傷つけている。

第2は、マスメディアの食品安全報道に虚偽やでっち上げの報道も少なくないことである。余碩（2017）はその理由について、次の2点を示している³⁷⁸。①市

³⁷⁴ 中国青年網 HP 2017年7月14日記事「工商总局：上半年虚假广告案占比创同期新高」

(http://news.youth.cn/jsxw/201707/t20170714_10294946.htm 2018年11月30日アクセス)

³⁷⁵ 中国質量新聞網 HP 2017年12月29日記事「中商联媒购委通报 119条虚假广告食品药品违法宣传占比最多」(http://www.cqn.com.cn/zgzlb/content/2017-12/29/content_5267473.htm 2018年11月30日アクセス)

³⁷⁶ 搜狐 HP 2018年2月26日記事「国家工商总局：将严查虚假保健食品等5类互联网广告」

(http://www.sohu.com/a/224123037_114731 2018年11月30日アクセス)

³⁷⁷ 虞宝竹「批评稿何以变成表扬稿?—中国食品质量报“波力”报道事件始末」『新聞實踐』2000年6期、29頁；陳龍・習文「監督媒体：对新闻媒介“舆论监督”的另一极」『淮海工学院学报』（人文社会科学版）2003年第1期、80-84頁。

³⁷⁸ 余碩『新媒体環境下的食品安全風險交流—理論探討与实践研究』武漢大学出版社、2017年、164-166頁。

場経済の進展とともに、マスメディアの収入は従来の政府予算への依存からほとんど広告収入に切り替わった。そのため、一部のマスメディア各社やその記者は、視聴率や販売部数や個人業績を上げようとし、センセーションを巻き起こし、視聴者の耳目を集めたりする。職業モラルを顧みず、ショッキングな特ダネやでっち上げの虚偽報道を捏造することがある。最も典型的な事例は、2007年7月8日に北京テレビ局の『透明度』という番組の中で放送された隠し撮りによる「具に段ボールを混入した肉まん」報道である。その他、ネットに流された「人工卵」³⁷⁹などもある。このようなやらせ報道は「好事不出門，坏事传千里（良事門を出でず、悪事千里を走る）」のように、敏感な消費者をさらに困惑させた。

②科学知識に詳しくて、食品安全分野などに携わるベテラン記者はなかなか育成されていない。専門知識に多く関わる食品安全の情報を報道する際、専門知識への誤解、現場調査・確認の不十分、真実情報のすり替えなどの理由から、偏ったり誇張したりしている。さらに報道記事の「速さ」に引きずられ、食品安全事件の経緯がまだ完全に解明されないうちに、軽々しく報道をしてしまう。メディアの食品安全報道の信憑性についてのアンケート調査の結果（有効回答数 758）から見ると、メディアの食品安全報道に対する消費者側の評価は、「客観的だ」（89人、12%）、「客観的だが、正確ではない」（245人、33%）、「大げさな部分があると思う」（229人、30.8%）、「時には事実と一致しない」（180人、24.2%）であった³⁸⁰。8割以上の方が客観的でも正確でもないと思っているということがわかる。

インターネットでも、食品安全に関するデマは多い。2006年の安徽省阜陽市の名産品「半截楼」西瓜にエイズ血液が注射されたというデマ、2008年の蜜柑にウジ虫が生じたというデマなどがネットを通じて拡散された結果、消費者の不安を増幅し、関連産業にも大きなダメージを与えていた。2014年の「注水蟹（水注射された蟹）」の出現という報道が各新聞サイトのホットラインになり、またたく間に人々の注目を集めた。その後、関係部局が真実を明らかにしたにもかかわらず、消費者の不信感が残っている。2011年3月11日、日本で東日本大震災が発生した後、杭州市のある人がネットに「原発事故で海が汚染されているため、家族や友人に塩やコンブを蓄えるよう伝えてほしい。1年間は海産物を食べてはいけない」とデマを書き込んだ。このデマが中国で広く拡散され、中国各地の消費者は塩には放射能から身体を守る効果があると思い込み、食塩の買い占めに走った。多くの地域で食塩がなくなり、またこの機に乗じて食塩を値上げする店も現れたため、中国の食塩市場は大きく混乱した³⁸¹。

³⁷⁹ 搜狐 HP 2018年4月25日記事「谣言！流传多年的“人造鸡蛋”视频实为玩具蛋，不要再被骗了」（https://www.sohu.com/a/229429071_100042510 2018年12月15日アクセス）

³⁸⁰ 旭日幹・龐国芳主編『中国食品安全現状、問題及対策戦略研究』科学出版社、2016年、526頁。

³⁸¹ 東南網 HP 2013年9月16日記事「人民日报盘点十大网络谣言：抢盐风波上榜」（http://www.fjsen.com/zhuanti/2013-09/06/content_12425339.htm 2018年12月2日アクセス）

第3は、マスメディアによる食品安全の監視機能が弱まる傾向である。張思瑋・秦婉は、CCTVの『每周質量報告』番組の内容変化を分析し、同番組は、最初偽物・粗悪食品や食品安全問題を含む品質問題や悪徳業者を大いに摘発したり、暴きだしたりしていた。消費者のために情報を提供し、市場監督の役割を果たしたので、視聴者から非常に高い評価を得ていた。視聴率はCCTVのすべての番組の中で、かつて一位にランクされたこともある。だが、その後、番組には優秀食品企業の宣伝・広告がすこしずつ織り込まれるようになった。番組の内容は消費者寄りの品質問題の摘発・情報開示から業者寄りの企業宣伝や中立的な生活提案に変わり、番組の違法行為への監視機能が弱まっている³⁸²。ほかに、CCTVの『焦点訪談』番組の社会監督の機能も弱まってきている。統計によると、『焦点訪談』の社会監督に関する内容は1998年の47%から2002年の17%にまで下がった³⁸³。国家レベルのテレビ局でもそうなっているので、地方レベルのテレビ局ではマスメディアの社会監督機能はなかなか容易に果たせないのが現実である³⁸⁴。

第4は、マスメディアが、政府と食品企業から独立し、信頼の置ける食品安全の教育と消費者啓発に携わる報道が遅れていることである。消費者権利を擁護するには、全面的・客観的で、公正と公平を保障する食品安全情報の交流システムの構築が急務になっている。

本章を締めくくるにあたって、次のことを強調しておきたい。中国では、食品安全の分野において、政府、企業（業界団体）、消費者団体・マスメディアには、「消費者主権」、つまり、普遍的な「人権尊重」、「消費者主権」の理念を尊重する社会風土がまだ根づいていない。

中国は産業中心行政から消費者中心行政へと方向転換する必要性に迫られている。

³⁸² 張思瑋・秦婉「对『每周质量报告』舆论监督力度弱化的思考」『東南伝播』2008年4月、54-56頁。

³⁸³ 「对『焦点访谈』强化监督的三个期待」中国青年報2011年9月22日2版

(http://zqb.cyol.com/html/2011-09/22/nw.D110000zgqnb_20110922_1-02.htm 2018年11月30日アクセス)；劉天宇「电视新闻的舆论监督困境的实证分析—以『焦点访谈』2013~2015年节目为样本」『新聞研究導刊』、2016年2月、78-79頁；網易河北HP2014年5月24日記事「白岩松批『焦点访谈』」(http://hebei.news.163.com/14/0524/11/9T0ONG4D02790BEM_3.html 2018年11月30日アクセス)

³⁸⁴ 人民網HP2010年2月23日評論「宽容舆论监督 维护司法尊严(3)」

(<http://media.people.com.cn/GB/40628/11011752.html> 2018年11月30日アクセス)

第4章 日本の食品安全管理の経験と教訓

1. 食品安全管理体制の見直しの必要性和方向性

これまでの中国では、経済成長を重視し、その結果として国民の生活が豊かになるという考え方が支配的であった。その結果、前述したように、中国の食品安全管理の分野において、政府—企業—社会のいずれでも、「供給側優位の経済構造」が成立している。そのような経済構造において消費者は弱者であり、消費者保護のための法制度や消費者保護行政は整備されておらず、消費者の諸権利の擁護は十分にはなされてこなかった。

それでは、これからの食品安全管理体制のさらなる整備をするには、どのような方向に向けて見直さなければならないのだろうか。

2005年、中国共産党の第16期中央委員会第5次大会は「以人为本（人間本位）」という理念を提出し、社会の公平をもっと重視するよう呼びかけた。当時の国家主席の胡錦濤は「社会の公平と正義を擁護し、実現することは人民の根本的利益に関わるものである。共産党の立党や政権維持、および社会主義制度の本質的要求でもある」と言っている。

中国経済は2001年WTO加盟から2011年まで、平均10%以上の高度成長を成し遂げてきた。それ以後、成長ベース鈍化の「新常态（ニューノーマル）」に入った。これからは、従来の投資・輸出依存型の成長から脱却し、消費の拡大による持続的な経済成長を実現するよう成長モデルを転換しなければならない。また、今後、GDP成長に対する量的重視の考え方から質的重視の考え方へと転換する必要がある。

国家統計局のデータによると、2018年、全国の社会消費財小売額は38兆1千億元（1元=約16円）となり、最終消費支出の経済成長への貢献率は76.2%に達している。五年間連続で、消費は経済成長の最大の牽引力になっている³⁸⁵。消費主導型の成長モデルの下では当然消費者の諸権利を公正に保証する経済構造や経済制度の樹立が求められる。

また、2017年と2018年の政府活動報告において、消費者権利と利益の保護を強化せよという指示が相次いで打ち出されている³⁸⁶。

食品の消費は一人ひとりにとって、もっとも生存の基本にかかわるものであり、

³⁸⁵ 中国新聞網 HP 2019年1月21日「统计局：2018年全国社会消费品零售总额超38万亿元」（<http://news.sina.com.cn/o/2019-01-21/doc-ihqfskcn8986758.shtml> 2019年4月5日アクセス）

³⁸⁶ 新華網 HP 2017年3月5日記事「李克强：让群众花钱消费少烦心、多舒心」（http://www.xinhuanet.com/politics/2017lh/2017-03/05/c_1120570619.htm 2019年1月20日アクセス）；中国政府網 HP 2018年3月5日記事「李克强强调积极扩大消费和促进有效投资」（http://www.gov.cn/xinwen/2018-03/05/content_5270930.htm 2019年1月20日アクセス）

人間社会が成り立つ基盤でもある。基本的人権の尊重という視点から消費者主権の擁護の重要性を理解した上で、消費者権利を保護する行政の独立性と高い地位を保たなければならない。従って、政府は、業者・政府寄りの食品安全管理体制や法規を見直し、消費者の権利を保護する方向に向けて、本腰を入れていかなければならない。従来の「行政一辺倒」式の管理パターンから社会的共同管理へと転換する必要がある。法規・制度を体系的に整備することを通じて、行政監督の強化、企業の CSR の構築、社会における消費者権利の保護を実現していかなければならない。とりわけ重要なのは形式的な公平・公正より、実質的な公平と正義の実現をさらに重視し、消費者主権を確実に達成できるような政策・法令・制度を構築していかなければならない。

2. 日本の経験を参考にする理由

日本でも戦後から 2000 年代にかけての長い間、消費者権利を軽視した「企業寄り・産業育成」を優先した政策が取られてきた。長らく日本の立法、行政、司法、企業経営、社会のあり方は「消費者の権利」を尊重することに消極的な立場にあった。その結果、日本でも深刻な食品安全問題、薬害問題、公害が起こっており、多くの被害者が出てきた。その深刻な事態は社会の安定を揺るがした。その後、消費者保護の観点に立った行政の整備、企業の CSR 認識の定着、社会における消費者組織・消費者運動の発展によって、互いに支え合って食品安全問題の改善に取り組んできた。

その後も、食品安全問題が完全に解消されたわけではない。しかし、日本は、成熟した市場規範が確立されていると同時に、高い品質・サービスの提供で信用を重視する企業モラルが普遍的に守られている。また、比較的健全な食品安全行政も機能している。

1950 年代、日本は毎年 300 人近く、多い年には 500 人以上の食中毒の死者が出ていた³⁸⁷。ところが、1980 年代には 20 人前後にまで減少している。近年では、15 人以下で推移している（図 4-1 参照）。2009 年、2010 年は食中毒による死者数はゼロであった。その食中毒の事件数と死亡者数の減少から見ると、日本は食品安全管理において、多大な成果を挙げてきたといえる。日本の食品は他の国々と比較して、相対的に「安全」だといってよい。

³⁸⁷ 佐藤督「食品企業のコンプライアンス」『社会安全学研究』2010 年 1 月号、117 頁。

図 4-1 日本における食中毒の年次推移（1981～2017年）



（出所）「数字でみる「食中毒」－統計・原因と対策」（<https://numerical-world.com/food-poisoning> 2019年3月18日アクセス）；厚生労働省 HP 「食中毒統計資料」（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/04.html 2019年3月18日アクセス）

本章では、日本の食品安全管理における経験と教訓を踏まえて、今後の中国の食品安全問題の改善に対して参考となる点をまとめたい。

第1節 食品安全管理体制における日本の経験と教訓

1. 日本の消費者行政の位置づけ

消費者の権利を保護する姿勢が不十分な中国にとって、今後、消費者権利を保護するには、消費者行政の位置づけと具体的な仕組み作りの検討などは避けて通れない課題である。その課題の改善策として、日本の消費者行政を参考にして、消費者行政の地位を引き上げていく必要がある。

明治以来、日本の行政が各府省庁縦割りの仕組みの下で、それぞれの領域で事業者の保護育成を通じた国民経済の発展を図ってきたことがある。その結果、消費者の保護があくまで産業振興の間接的、派生的テーマとして扱われ、しかも縦割りで行われてきた³⁸⁸。

そのため、そもそも日本の消費者行政は、法律基盤が『消費者保護基準法』（1968年公布・施行、のちに2004年に『消費者基本法』に改正）にあり、経済企画庁国民生活局（1965年6月1日設置、中央省庁再編で2001年1月6日より内閣府国民生活局）が消費者政策の策定をし、国民生活センター（1970年10月1日特殊法人として発足、2003年10月1日独立行政法人に移行）と消費生活センター（1965年以降、兵庫県を始め各地方公共団体が順次設置）が情報提供などの消費者対応をする、という枠組みで構築・推進されてきた³⁸⁹。

梶川千賀子が指摘しているように、そのような消費者行政の枠組みの下で、当時、食品安全問題や消費者事故などの対応はやはり消費・サービス分野ごとに関係する各産業の所轄官庁によって処理されてきた³⁹⁰。そのような消費者行政の縦割りは食品安全を含む消費者被害を防ぐ上で有効な役割を果たすことができなかつた。

2000年以後、雪印乳業食中毒（2000年、14780人中毒）、BSEなどの輸入食品安全問題（2001年）、雪印食品の牛肉偽装（2001年）、不二家（2006年）や船場吉兆（2007年）や赤福（2007年）などの使い回し、ミートホープの食肉偽造（2007年）、石屋製菓の賞味期限の改ざん（2007年）、事故米穀の不正流通問題（2008年）、一連の食品偽装表示などの国民生活の安全・安心を脅かす問題が次々と起こって、大きな社会問題となった。それによって、消費者の安全意識が高まり、従来の業者優先の視点で行なわれた消極的な消費者行政、農林水産省と厚生労働省の縦割り行政の弊害、省庁間の協調不足、行政の不透明などの行政の責任が厳しく指摘されていた。そこで、日本政府は業者寄りの行政のあり方から消費者サイドに立った行

³⁸⁸ 日本消費者庁 HP 「消費者庁パンフレット 2014年6月作成」、2頁

（http://www.caa.go.jp/about_us/about/caa_pamphlet/pdf/pamphlet_all.pdf 2018年12月30日アクセス）

³⁸⁹ 梶川千賀子『食品安全問題と法律・制度』農林統計出版、2012年、217頁。

³⁹⁰ 同上。

政への改革を進めてきた。

2003年、消費者の立場に立った『食品安全基本法』(2005年施行)が策定された。2005年7月、食品のリスク評価(食品健康影響評価)機関として、食品安全委員会が内閣府に新設された。それと対応して、食品安全管理の所轄官庁としての農林水産省と厚生労働省のリスク管理体制を見直すこと、既存組織のリスク管理部門を産業振興部門から分離することが求められた。2009年9月1日、『消費者庁および消費者委員会設置法』(2009年6月5日法律第48号)に基づき、各省庁の間で縦割りになっている消費者行政を統一化・一元化し、強力な権限を持つ新組織としての消費者委員会と消費者庁が設置された。それを土台として、消費者庁を司令塔とする食品安全行政も見直されてきた(図4-2参照)。

消費者委員会は内閣府内に設置され、民間人からなる独立した第三者機関として、消費者行政を監視する任務が割り当てられた。

消費者庁は内閣府の外局として、「消費者の利益の擁護および増進」に関する諸事項を取り扱う組織である。消費者事故を防ぐ、悪徳商法・偽装表示から守る、消費生活の現場を支える、制度を担うという四つの役割が課される。

中国の消費者協会が実質的な行政権限を有していないのに対し、日本の場合、消費者庁関連3法³⁹¹のうち、『消費者安全法』(2009年6月5日法律第50号)は、消費者事故などの情報収集と消費者被害の発生防止を目的として、消費者施策と関連措置の実施を規定し、消費者庁に実質的な行政権限を与えている。また、消費者庁の所管法律は35本(消費者庁全部所管、他省庁との共管や一部専管を含む)に及んでいる。そのうち、食品安全と消費者権利にかかわる法規は主に13本ある(下記参照)。

消費者庁が扱う主な法律

<食品安全に関する法律>

- ・食品表示法=厚生労働省・農林水産省・財務省(酒類)と共管
- ・米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
=農林水産省と共管
- ・日本農林物質の規格化等に関する法律(JAS法)=農林水産省と共管
- ・食品衛生法=厚生労働省と共管
- ・食品安全基本法=内閣府食品安全委員会と共管
- ・健康増進法=厚生労働省・農林水産省と共管
- ・景品表示法=公正取引委員会から移管
- ・不正競争防止法=経済産業省と共管

³⁹¹ 2009年に成立された「消費者庁設置法」、「消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」、「消費者安全法」。

<消費者権利に関する法規>

- ・公益通報者保護法＝厚生労働省と共管
- ・製造物責任法＝内閣府から移管
- ・消費者基本法
- ・消費者団体訴訟制度

<その他>

- ・消費者教育の推進に関する法律＝文部科学省と共管
- ・消費者安全法
- ・個人情報保護法＝内閣府から移管

(出所) 日本消費者庁 HP「法律一覧」(<http://www.caa.go.jp/law/laws/act/> 2018年12月29日アクセス) 及び各省庁のホームページにより筆者整理。

消費者庁が所管する(独立行政法人)国民生活センターは一般消費者からの直接・間接(地方自治体の消費生活センターを通じて)の消費生活に関する相談の受付、危害情報の収集、情報提供、商品テスト、及び調査研究を行うとともに、重要な消費者紛争について法による解決のための手続き(裁判外紛争解決手続、ADR)などの業務を実施している³⁹²。

食品安全委員会は、科学的知見に基づいて、食品健康影響評価を行っている。その結果に基づき、厚生労働省、農林水産省などが規制措置を実施している。

農林水産省は農林水産物の一次生産から流通までを所管し、食料の安定供給、生産過程の安全性(農薬管理、肥料管理、牛肉のトレーサビリティ管理)、家畜衛生、輸出入の検疫についての調査・監視・指導などの業務を担っている。

厚生労働省は、食品の加工、流通、輸入を管理し、食品、添加物、残留農薬などの企画や基準の策定、また、その基準が守られているかの監視などを行っている。このリスク管理は、厚生労働省が、本省・地方厚生局・検疫所において監視指導を担うほか、地方事自体との総合連携により実施している³⁹³。

ほかの省庁、環境省は水環境の保全に向けた総合的な施策、有害物質による土壌や地下水の汚染の防止や、農薬の安全評価、土壌・地盤環境の再生などに取り組んでいる³⁹⁴。

地方レベルでは、都道府県が設置する衛生局や保健所などの関係機関では、食品

³⁹² 独立行政法人国民生活センターHP「業務案内」(<http://www.kokusen.go.jp/hello/work.html> 2018年12月29日アクセス)

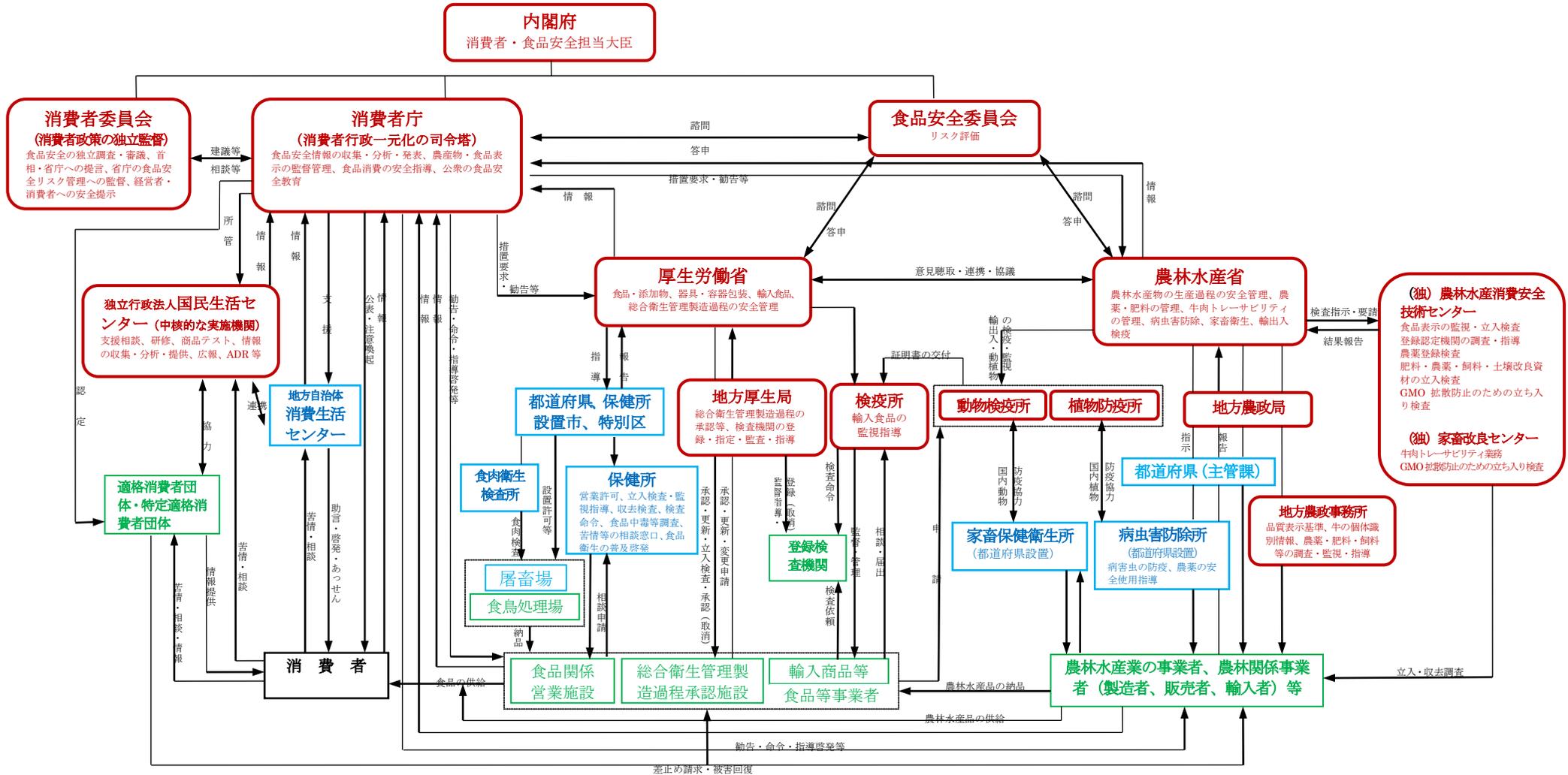
³⁹³ 日本厚生労働省医薬食品局食品安全部「食品の完全確保に向けた取組」(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/ 2017年12月30日アクセス)

³⁹⁴ 日本環境省HP「水・土壌・地盤・海洋環境の保全」(<http://www.env.go.jp/water/index.html> 2018年12月30日アクセス)

衛生法のもとで、食品安全に取り組んでいる³⁹⁵。

³⁹⁵ 前掲『食品安全問題と法律・制度』、219頁。

図 4-2 日本の消費者行政と食品安全行政の概要



注：1) 日本の食品安全行政と消費者行政に関する中心的な行政機構に絞った。

2) 図中の組織名等について、赤が国、青が地方自治体、緑が民間、と区分して示している。矢印は、組織間の業務の流れを示している。矢印傍の漢字は、主な業務内容である。

(出所) ①梶川千賀子『食品安全問題と法律・制度』農林統計出版、2012年、22-23頁；②日本内閣府ホームページ；③消費者庁「消費者行政の役割・体制」

(https://www.cao.go.jp/consumer/iinkai/other/meeting1/doc/20151212odawara_shiryou3.pdf 2019年6月20日アクセス)；④厚生労働省 HP(<https://www.mhlw.go.jp/content/11130500/000394984.pdf> 2018年12月30日アクセス)；⑤李東坡・南石晃明「中国における食品安全行政の新局面及びその課題」『九州大学大学院農学研究員学芸雑誌』2013年9月、

第68巻2号により筆者が整理作成。

2. 行政監督の強化の経験

日本では消費者行政を担当する役所を消費者庁として格上げした上で、中央と地方の行政が事業者に対する食品安全の監視管理を十全に遂行できるよう、さまざまな措置を講じている。

日本の農林水産省は全国 7 地域の地方農政局、および下部組織（都道府県ごとに 40 ヶ所）にある表示・規格課に、食品全般の表示を監視する監視業務専従職員（食品表示 G メン）を約 2000 人配置し、食品情報を収集する同時に、消費者からも「食品表示ウォッチャー」を募集している。食品表示ウォッチャーとして委嘱された消費者は日常の買い物の際に小売店舗で販売されている食品の表示状況をモニタリングし、食品表示 G メンによる情報収集機能を補完し、不適正表示に対する抑制力にするというのがその目的である³⁹⁶。

地方でも、宮崎県は 2008 年から「宮崎ブランド G メン（特別調査員）」制度を導入した。G メンに委嘱されるのは県事務所、JA 職員のほか、大手百貨店の元食品販売担当者や、日本ベジタブル&フルーツマイスター協会が認定する「野菜ソムリエ」の資格を持つ人や主婦たちである。JAS 法の研修を受けた後、日常的にスーパーなどを見回って商品をチェックしてもらう。ブランド品だけでなく、宮崎産の商品を幅広く監視してもらい、不適正な表示を見つけたら、県を通して改善を求める³⁹⁷。

その G メン制度は中国の食品安全管理にも参考になる。

現在、食品安全犯罪の手口は専門性が高いし、隠蔽されやすい。また、地方行政の境界を跨って行われる集団犯罪も多発している。一方、食品安全管理は縦割り行政のせいで、うまく機能していない。この難題を解決するために、山東省、河北省、遼寧省などの地方では食品薬品犯罪を取り締まる専門部隊を結成しているところもある。しかし、全国的に中央から地方の末端まで統一された専門執務部隊はまだ組織されていない。2014 年、国家公安部は食品薬品犯罪捜査局を設立し、「食品薬品警察」を創設する案を示している³⁹⁸。

日本の食品安全監視の G メンのように、食品薬品の専門知識を有する監督職員を基幹として、全国的に統一された食品薬品犯罪を摘発する部隊が必要である。そのような「食品薬品警察」には行政と刑事の両方の執行権が与えられるべきである。そのためには、高度な専門性のある探偵知識、食品薬品知識、法律知識を備えた人材の育成が急務になっている。

³⁹⁶ 農林水産省 HP (<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/110223.html> ; <http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/hyoji/pdf/110223-01.pdf> 2019 年 2 月 12 日アクセス); 「農水省の「食品表示 G メン」、2 月からメニュー監視」『日本経済新聞』2014 年 1 月 24 日 (https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG2400Z_U4A120C1CR0000/ 2019 年 2 月 12 日アクセス)

³⁹⁷ 「大都市での表示も監視「G メン」を県が創設」『読売新聞』2008 年 6 月 11 日。

³⁹⁸ 人民網 HP 2014 年 4 月 1 日評論「“食药警察”值得期待 应主动出击主动发现」(<http://medicine.people.com.cn/n/2014/0401/c132555-24790496.html> 2019 年 2 月 12 日アクセス)

また、中国では、摘発プロを排除しようとする動きが見られる。それよりは、いっそ摘発プロや民間人（消費者）を食品安全監視員として動員したほうがいい。そうすれば、食品安全の行政職員の不足や職務を補完でき、消費者権利の擁護にとってより効率的で、より効果がある。

日本の消費者庁は事業者の消費者志向経営の取組みを推進するために、事業者団体、消費者団体、行政機関によって構成される推進組織（プラットフォーム）を設けて、全国的な「消費者志向経営推進組織の活動」を展開している。また、消費者志向経営優良事例を表彰している³⁹⁹。

京都市（保健福祉局が担当）は、衛生管理が適切な飲食店や食品製造会社を認証する「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証制度」を広めるために、2006年から認証希望者に助言や支援をする「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証アドバイザー制度」を創設している。食品の安全衛生管理に関する専門的な知識を有する団体などは自治体の許可を得てから、アドバイザーとして、食品事業者に対して、食品の衛生管理の認証取得に向けての助言や講習会の開催などの支援を行うことができる⁴⁰⁰。

アドバイザーの活用を通じて、食品事業者にとって、煩雑な食品衛生管理マニュアルの作成などの申請時提出書類の作成などの支援が受けられ、最新の食品衛生に関する様々な情報が入手できるほかに、従業員の講習会や衛生検査の実施など、認証後の衛生管理についても専門的な立場からの助言や支援が受けられ、従業員の資質や施設の衛生水準の向上を図ることもできる⁴⁰¹。

その制度は中国の食品業界にとって、中小企業や零細業者の資質や食品安全管理水準の向上を達成する上で大いに参考になる。

そのほかに、長崎県が2008年から食品110番無料電話（食育・食品安全推進室の受付）を設置している⁴⁰²。それに対して、中国の食品安全ホットライン12331や消費者協会のホットライン12315はほぼ有料電話である。

3. 消費者権利の擁護の法令・制度の充実

前述した中国における関連法令・制度の遅れに対して、消費者権利の擁護の法令・制度では、日本はすでに『消費者契約法』、消費者団体訴訟制度、『公益通報者保護法』などの整備を通じて、消費生活に関する基本的な制度や環境づくりを

³⁹⁹ 日本消費者庁 HP 「消費者志向経営推進組織の活動」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/consumer_oriented_management/poplusion_organization/ 2019年2月12日アクセス)

⁴⁰⁰ 京都市情報館 HP 「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証アドバイザー」

(<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000098696.html> 2019年2月12日アクセス)

⁴⁰¹ 同上。

⁴⁰² 「食品110番：通話無料に変更—県/長崎」『毎日新聞』2008年10月29日；長崎の食に関する安全・安心と食育の総合ホームページ「お茶の間Q&A 食品表示編（第1話）」

(<http://www.pref.nagasaki.jp/shokuhin/anzen/shokuhin/detail.php?id=47> 2019年2月12日アクセス)

進めている。以下では、日本の事例を具体的に見ていく。

(1) 内部告発・通報者保護制度の整備

①日本の内部告発の事例

事業者の内部では、リコール隠しや事故の隠蔽、産地偽装などの不祥事がよく起きている。そうした不祥事が明るみに出たきっかけの多くは、その企業や取引先企業などで働く人から役所、報道機関などへの内部通報であった。

日本消費者庁の調査によると、事業者の不正が発覚する端緒の中では、内部通報が一位の58%を占めている⁴⁰³。

2001年の秋、日本国内でBSEが確認されたことで、畜産農家や食肉業者は牛肉の出荷・販売ができなくなった。これに対し、農林水産省は国産牛肉の全量を買上げる制度を設け、業界の救済に乗り出した。

しかし、食品業界大手の雪印食品がその国産牛肉買い取り制度を悪用し、外国産の牛肉を国産と偽って農林水産省に買い取らせていた。雪印食品全体の偽装は合計約2億円分に上ったことが後で判明した。

雪印食品は当時、中小企業の西宮冷蔵に牛肉を預けていた。それを知った西宮冷蔵の社長、水谷洋一は雪印側に対し、違法行為を止めるよう忠告した。しかし、雪印食品がそれに応じることはなかった。また、在庫証明の改ざんを西宮冷蔵に要求してきた。結局、水谷洋一はその事実を2002年1月にマスメディアに告発した。それをきっかけとして、雪印食品も事実関係を認めて経営が急速に悪化し、告発から3ヵ月後に同社は破産してしまった。

一方、西宮冷蔵も在庫証明書改ざんに加担したと指摘され、西宮保健所から7日間の営業停止命令を受けた。その後、荷主が次々と離れていった。告発から10ヵ月後、休業に追い込まれてしまった⁴⁰⁴。2004年業務再開を経た後、やはり資金繰りが困難となり、2014年再び休業した。「巨大企業に弓を引いたやつはこうなる、という見せしめ。政官財が束になって後ろから攻めてきた」⁴⁰⁵。水谷の愛娘も告発した後の一連の影響を受け、精神的な不安定に陥り、飛び降り自殺未遂の結果、頸椎損傷で一生車いす生活を余儀なくされている。

雪印食品の牛肉偽装事件から5年後の2007年6月、北海道苫小牧市にある食肉加工卸大手の「ミートホープ」社⁴⁰⁶は長期にわたって、食肉の偽造を続けていたことが内部職員によって告発された。

⁴⁰³ 日本政府広報オンライン HP「組織の不正を未然に防止！通報者も企業も守る『公益通報者保護制度』」
(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201701/4.html#section4> 2019年1月30日アクセス)

⁴⁰⁴ “事件の涙 Human Crossroads 正義の告発 雪印食品牛肉偽造事件”NHK 2018年5月1日放送。

⁴⁰⁵ 日刊スポーツ HP 2017年8月13日「内部告発後の壮絶人生...それでも負けへんで西宮冷蔵」
(<https://www.nikkansports.com/entertainment/column/naniwa/news/1871290.html> 2019年1月30日アクセス)

⁴⁰⁶ 同社は最盛期には、北海道の食品加工卸業界で売上1位であった経歴を持っている。また、2006年には、同社社長の田中稔は文部科学省から創意工夫功労賞を受賞した（後に返上）。

「ミートホープ」社の違法手口は、豚肉、鶏肉、パンの切れ端などの異物を混入した肉を牛肉の挽肉と表示して販売する、腐って廃棄処分すべき肉の色味を調整するために、塩素で殺菌してから血液製剤やうま味調味料を混ぜたりする、消費期限が切れたものや産地を表示改ざんしたものを出荷する、廃棄処分の肉を屑肉にして、少しずつ他の肉に混入する、サルモネラ菌が検出されたソーセージのデータを改ざんした上で、学校給食に納品する、冷凍肉の解凍に雨水を利用する、などの事実が後で判明した。それらの食肉は北海道加ト吉や大手・中小食品製造会社に出荷され、コロッケなどの食品として製造されていた。その食品はさらに生協やスーパー・コンビニ、飲食店・ホテルなどを経由して日本全国に流通していった⁴⁰⁷。

2002年、すでに同社の元工場長の告発により地元紙に食品偽装事件が掲載されていたが、社名と地域は報道されず、公的機関も動かなかったという。

ミートホープの常務として務めた赤羽喜六は取引先からの苦情処理に対応する任務を主として担っていた。会社の偽装行為を知ってから、社長の田中稔に忠告したが、社長はまったく聞かなかった。苦悩したあげく内部告発に踏みきった。最初は行政指導によって、改善しようと思って、地元の保健所、役所に告発したが、相手に「挽肉を持ち込まれても、偽装かどうかの確認のしようがない」と断られた。ついに逮捕を覚悟で警察に訴えるが、被害届がないことから確認が難しいと受け入れてもらえなかった。

仕方がなく、2006年4月、赤羽は告発するために、ミートホープ社を退職した。後に数名の幹部も退職し、告発メンバーに加わった。彼らは北海道新聞社とNHKにも告発文を送ったが、両者はこれを黙殺した。2007年の春、朝日新聞が告発を知ってからDNA調査に着手した。最終的に、偽装が立証された。その事実を踏まえて、ようやく北海道警察は不正競争防止法違反（虚偽表示）の容疑でミートホープ社を捜索し、社長を逮捕した。間もなく、ミートホープ社は倒産し、社員たちは職を失った⁴⁰⁸。赤羽自身も内部告発についてマスメディアの人たちに押しかけられ、家族関係が失われて、親族からも非難された。

その偽装事件をきっかけとして、全国的に一連の食品偽装事件が摘発された。多くの企業は内部告発窓口を設置した。日本の食品安全管理行政の見直しも迫られた。

②日本における公益通報人保護制度の整備

日本では、労働者が企業の違法行為などを企業内の通報窓口や外部のしかるべき機関に通報することを「公益通報」という。公益通報は、企業の違法行為を明るみに出すことによって、その是正を促し、消費者や社会に利益をもたらすこと

⁴⁰⁷ 「コロッケに偽ミンチ、生協が全国販売 北海道の業者出荷」『朝日新聞』2007年6月20日 (<http://www.asahi.com/special/070627/TKY200706190696.html> 2019年1月31日アクセス)

⁴⁰⁸ 朝日新聞のミートホップ食品偽装事件特集 (<http://www.asahi.com/special/070627/> 2019年1月31日アクセス) による筆者整理。

になるが、通報した人はそれによって、企業から解雇や降格などの不利益な取り扱いを受ける恐れがある。そこで、公益通報人を保護するとともに、国民の生命、身体、財産を保護するだけでなく、企業にとっても自浄作用を保つために、日本は「公益通報者保護法」（2007年施行）が制定され、それを踏まえて「公益通報者保護制度」が整備された⁴⁰⁹。

労働者が公益通報する場合の通報先として、(1)当該労働者が労務提供する事業者内部に設置された通報窓口、(2)処分・勧告等の権限を有する行政機関、(3)その他の事業者外部機関の三つが定められている。対象となる法律は食品衛生法、金融商品取引法、JAS法、大気汚染防止法、廃棄物処理法、個人情報保護法などが含まれている⁴¹⁰。

2016年、日本の消費者庁は全国の15000の民間事業者（上場事業者3628、非上場事業者11372で、会社、公益社団法人、医療法人等も含む。ただし、国や地方公共団体（公務）の機関は含まない、有効回答数3500）と労働者3000人を対象に、公益通報者保護制度について実態調査を行った⁴¹¹。

その結果によると、95%の大企業は公益通報者保護法の重要性について認知しており、99%の大企業が関連制度を設けている。それに対して、中小企業の認知度は6割で、企業内部で関連制度の設立比率は4割である⁴¹²。民間事業者における内部通報窓口の設置状況について、社内外いずれにも設置60%、社内のみを設置32%、社外のみを設置7%である⁴¹³。

企業の内部通報制度の内部規定として、主に通報受付窓口の設置、通報者の秘密の保護、労働契約上の不利益取り扱いの禁止、事実上の報復行為の禁止、是正措置・再発防止策、調査などの実施措置などが定められている⁴¹⁴。また、その制度の実効性を向上させるために、具体的に取り入れられた措置と利用者たちが望

⁴⁰⁹ 日本消費者庁 HP 「公益通報者保護制度とは」

(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201701/4.html#section1> 2019年1月29日アクセス)

⁴¹⁰ 日本政府広報オンライン HP 「組織の不正を未然に防止！「通報者も企業も守る『公益通報者保護制度』」

(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201701/4.html#section4> 2019年1月30日アクセス)

⁴¹¹ 日本消費者庁 「平成28年度民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/research/investigation/pdf/chosa_kenkyu_chosa_170104_0002.pdf 2019年1月29日アクセス)

⁴¹² 日本消費者庁 「公益通報者保護制度に関する民間事業者・労働者の実態調査の結果について」、平成29年1月、2頁

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/research/investigation/pdf/chosa_kenkyu_chosa_170104_0001.pdf 2019年1月29日アクセス)

⁴¹³ 日本消費者庁 「公益通報者保護制度に関する民間事業者・労働者の実態調査の結果について」、平成29年1月、3頁

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/research/investigation/pdf/chosa_kenkyu_chosa_170104_0001.pdf 2019年1月29日アクセス)

⁴¹⁴ 日本消費者庁 「公益通報者保護制度に関する民間事業者・労働者の実態調査の結果について」、平成29年1月、3頁

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/research/investigation/pdf/chosa_kenkyu_chosa_170104_0001.pdf 2019年1月29日アクセス)

む措置は調査結果からもわかる（表 4-3、4-4 参照）。

表 4-3 内部通報制度の実効性についての調査結果（民間事業者の回答）

| | |
|--|---|
| 公益通報者保護制度の実効性を向上させるために求められる措置 | 内部通報制度の信頼性・安心感向上のために事業者が講じている方策 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密保持が徹底され、通報者の匿名が確実に守られること ・ 法の趣旨や内容を、経営幹部や従業員が十分に認識・理解していること ・ 保護される範囲を労働者のみならず、退職者や役員にも広げること ・ 自浄作用を発揮するために必要な一定の体制が各事業者に整備されること ・ 公益通報を受けた者（事業者、行政機関等）が適切に調査・是正措置を行うこと ・ あらゆる法律違反に関する通報をした者も保護されること ・ 犯罪行為以外の法律違反に関する通報をした者も保護されること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 秘密が守られることを従業員へ周知 ・ 窓口担当者の守秘義務を規定 ・ 匿名通報の受付 ・ 一般従業員への教育・研修 ・ 経営トップ自ら内部通報制度の意義・重要性について継続的にメッセージ発信 |

（出所）日本消費者庁「公益通報者保護制度に関する民間事業者・労働者の実態調査の結果について」、平成29年1月、4-5頁

（https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/research/investigation/pdf/chosa_kenkyu_chosa_170104_0001.pdf 2019年1月29日アクセス）により筆者整理。

表 4-4 内部通報制度の実効性についての調査結果（労働者の回答）

| | |
|--|---|
| 公益通報者保護制度の実効性を向上させるために求められる措置 | 通報・相談窓口を利用しやすくするために労務提供先に望むこと |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 保護される範囲を労働者のみならず、退職者や役員等にも広がること ・ 秘密保持が徹底され、通報者の匿名性が確実に守られること ・ 犯罪行為以外の法律違反に関する通報をした者も保護されること ・ 法律違反には至らない危険な行為等に関する通報を者も保護されること ・ あらゆる法律違反に関する通報をした者も保護されること ・ 法の趣旨や内容を、経営幹部や従業員が十分に認識・理解していること ・ 行政機関または報道機関等の事業者外部への通報を、より行いやすくすること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 通報・相談窓口を利用したことにより不利益を被らない仕組みを作る ・ 通報・相談窓口の利用方法を周知する ・ 通報・相談窓口の利用が他の従業員に分からないようにする ・ 通報・相談することを認め合う職場風土を作る ・ 通報・相談窓口を社外の第三者機関に設置する |

（出所）同上。

公益通報者保護制度は単なる社会公益の保護に有利になるだけではない。事業者にも問題の早期発見、被害の発生・拡大の防止を可能にし、同時に、リスクの抑制と企業価値の向上にもつながる。社会的責任とステークホルダー利益の重視によって、消費者や社会にも認められることで、長期的に見れば、事業者に計り知れない利益をもたらすことができる。

日本政府が内部通報制度の実効性に対する利害関係者の関心度について、3000人と1607社を対象に、アンケート調査を行なった。その結果によると、実効性の高い内部通報制度を整備している企業に対して、「その企業の商品・役務を購置したい」、「その企業に就職・転職したい」と答えた者の割合はそれぞれ86%（2568人）、82%（2451人）である。「その企業と取引したい」と答えた事業者の割合は89%（1436社）である⁴¹⁵。

⁴¹⁵ 日本政府広報オンライン HP「組織の不正を未然に防止！

③日本の公益通報人保護制度と内部告発の事例から得られる中国への示唆

中国では2017年8月から、国家食品薬品監督管理総局の『食品薬品違法行為通報奨励弁法』（以下は『奨励弁法』と略す）が施行された。その弁法と日本の公益通報者保護制度とを比較してみると、いくつかの相違点があることがわかった（表4-5参照）。中国の『奨励弁法』は通報者への経済的報奨を重んじているのに対して、日本の場合、通報者の保護を重視している。

表 4-5 公益告発制度の中日比較

| 項目 | 日本の公益通報者保護制度 | 中国の食品安全挙報奨励弁法 |
|----------------------|--|--|
| 依拠法令の有無 | 「公益通報者保護法」 | 「食品安全法」及び実施条例、「薬品管理法」及び実施条例、「医療器械監督管理条例」、「食品薬品クレーム・通報管理弁法」、「国務院食品安全委員会弁公室が食品安全摘発に対する奨励制度の設立に関する指導意見（2011）」、「关于保护、奖励职务犯罪举报人的若干规定」など |
| 適用範囲 | あらゆる事業者、行政機関 | 食品安全監督業務の受理機関（農業、衛生、品質監督、工商、食品薬品監督などの部門） |
| 実施範囲 | 全国 | 各省が各自で具体的な制度の制定と実施を行う。全国では統一されていない。 |
| 事業者における通報窓口設置の義務の有無 | 義務ではないが、あくまで推薦である | 対象外 |
| 通報先 | ①事業者内部（労務提供先又は労務提供先があらかじめ定めた者） ②社外の行政機関 ③その他の事業者外部（報道機関、消費者団体、事業者団体、労働組合、周辺住民など、ライバル企業が除外される） 上記の三種類に順番はなく、どちらでもいい。 | 食品安全管理の行政機関 |
| 保護対象 | 通報した労働者（正社員、派遣労働者、アルバイト、パート、公務員） | 全ての通報者（自然人、法人、その他組織）と通報者の近親者 |
| 通報方式 | 実名通報の場合、同制度に適用する 匿名通報する場合、同保護制度に適用しない | 実名通報、匿名通報 |
| 通報人に対する保護手段 | 通報・相談に関する秘密保持 個人情報保護の徹底 通報者に対する解雇の無効、降格・免職などの不利益な取り扱いの禁止 | 個人情報の秘密保持、奨励金 |
| 当該制度に違反した事業者への罰則 | 当該法を理由に事業者に対して刑罰や行政処分が課せられない。 | 対象外 |
| 通報人が不利益な取り扱いを受けた時の救済 | 通報者個人が民法に基づき、裁判を提起 | 監督部門は不明である。 労働法、刑法などに基づき、訴訟提起 |
| 奨励措置 | ない | 奨励金（200元～50万元） |

（出所）①日本消費者庁「公益通報ハンドブック」

「通報者も企業も守る『公益通報者保護制度』」

(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201701/4.html#section4> 2019年1月30日アクセス)

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/pr/materials/pdf/shuchi_koho_170928_0001.pdf 2019年1月31日アクセス); ②中国最高人民法院 HP 「最高人民法院、公安部、财政部关于保护、奖励职务犯罪举报人的若干规定」(http://www.spp.gov.cn/xwfbh/wsfbt/201604/t20160408_115743.shtml#2 2019年1月31日アクセス); ③中国食品藥品監督管理総局・中国財政部が發布した「食品藥品違法行為舉報獎勵弁法」(<http://fda.dg.gov.cn/business/htmlfiles/dgfda/s41183/201708/1143944.htm> 2019年1月30日アクセス)により筆者整理作成。

そこで、中国の公益通報者保護制度を制定する場合、本格的に機能させるようにするには、日本の経験から下記のような示唆が得られる。

第1に、中国の食品産業の各事業者においても、日本のように内部告発窓口や内部通報者保護制度の仕組みづくりを促進しなければならない。通報者保護制度には、行政機関、検察機関などのほかに、マスメディアなどへの通報も制度の枠内に盛り込まれなくてはならない。

また、社内の内部通報体制を形だけ整備しても実態が伴っていないなどの理由で内部通報が実際上握りつぶされたり、通報者が不利益を被ったりする状況も防がなければならない。日本でも失敗の前例が多くある。

第2に、日本の厚生労働省の所管となる『公益通報者保護法』はあくまで民法上のルールを定めたものでしかない⁴¹⁶。そのため、保護法に違反したところで、企業には行政処分や刑事罰が課されることはないので、法的な強制力がないという欠点がある。そうすると、通報人の実質的な保護を保障できなくなる可能性が非常に高い。日本の公益通報者保護制度が施行されてからすでに12年が経過したが、一連の実践事例から、「策(ざる)法」と言われるほど、その制度にはまだ不備なところがあり、通報者保護は十分には機能していないことが分かった。

従って、中国への示唆として、通報者に対して不利益な取り扱いをした事業者を管理する監督部局を明確化しておかなければならない⁴¹⁷。その上、確実な実効性のある行政罰則、懲罰的賠償、ないし刑事罰などの規定を盛り込めば、制度に違反する行為への懲戒効果がさらに高まる。

第3に、ミートホープ食肉偽装告発の事例からわかるように、行政機関は食品安全を含む通報を受けた後、調査もしないで門前払いをしたり、厄介なことには関わらなかつたりするという体質がある。従って、通報を受理する行政部局に対する監督部局や実効性のある監督措置を設けておかなければならない。

第4に、西宮冷蔵の水谷洋一、ミートホープの赤羽喜六は違法行為を内部告発してから、報奨されるどころか、かえって自分の生活基盤までもすべて崩壊してしまう結果を招いた。

日本の事例に鑑みれば、内部告発に踏み切った通報者に対して、違法行為の加担

⁴¹⁶ 同上。

⁴¹⁷ 「消除举报人后顾之忧」『瞭望新闻周刊』2018年1月16日

(http://www.xinhuanet.com/politics/2018-01/16/c_1122266958.htm 2018年5月25日アクセス)

責任が軽減されたり、免除されたりするなど、免責や報奨制度などのインセンティブ制度を導入する必要がある。そのような措置の設置により、内部告発者にとって後顧の憂いを解消でき、彼らに積極的に違法行為を告発させることにつながる。

他方、通報人に対する身分や待遇などの面で不利益から守るだけでなく、通報後の就職チャンスなどの生活基盤の確保も同じく重要である。そうしないと、「正義を貫いたのに、返り血を浴びて、自分も滅びる前例をみれば、人々は正義のために、再び内部告発に踏み切れるだろうか」⁴¹⁸。社会にとって正義の模範がもたらす正の効果は大きい。正義を貫く人が報われない社会を決して作ってはいけない。通報人が事業者と業界から解雇されたり、排斥されたりする報復を受けた場合、業界団体、政府側、ないし消費者団体からの支援と救済体制が必要である。具体的な措置としては同じ業界におけるほかの企業での雇用、あるいは別の地方での就職チャンスの確保、別の地方での新生活への支援などが挙げられる。

第5に、日本では、告発に耳を傾けない役所、尻込みするマスメディア、理解するどころか非難する家族や親族など、告発の結果として多くの不幸が生じた。違法行為が黙殺され、欲に目がくらんだ人たちがのさばる社会にならないように、どのような社会作りをするかという課題は今後の中国にとっても同じく直面しなければならないものである。

中国の一部の食品業者はすでに内部告発制度を設けている。そのうち、福喜事件によって大きなダメージを受けた百勝グループ (Tricon Global Restaurant, Inc) は仕入れ先の労働者が食品安全違法行為を内部告発した場合、5 万元を奨励するという制度を設けている⁴¹⁹。しかし、そのような制度はまだ事業者には浸透・定着していないのが現状である。

(2) 消費者団体 (公益) 訴訟制度の整備

日本の消費者団体訴訟制度は、具体的には「差止請求」(2007年6月施行)と、「被害回復」(『消費者裁判手続特例法』、2016年10月施行)という2つの制度からなる。内閣総理大臣が認定した消費者団体が、消費者にかかわって不当な行為がある事業者に対して訴訟などを行うことができる⁴²⁰。

⁴¹⁸ Yahoo サイト 2017年6月14日記事「内部告発者の『誇り』と『悔い』『事件後』の日々を追って」(<https://news.yahoo.co.jp/feature/629> 2018年7月20日アクセス)；2018年8月2日記事「内部告発に報復する社会 法の欠陥 修正できるか」(<https://news.yahoo.co.jp/feature/1037> 2019年1月30日アクセス)；2018年12月19日記事「内部告発の握りつぶしに加担するのか—改正法案に向けた動きに経験者ら批判の声」(<https://news.yahoo.co.jp/feature/1173> 2019年2月4日アクセス)

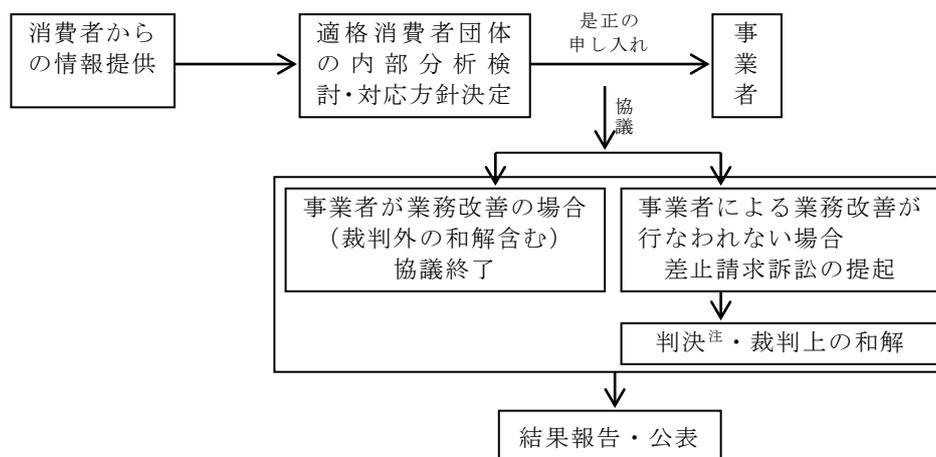
⁴¹⁹ 乔慧・張曼・鄭風田「吹哨制度作用机制及政府激励制度研究」『鄭州航空工業管理学院学报』2017年第6期、33頁。

⁴²⁰ 政府広報オンライン「不当な勧誘や契約条項などによる消費者トラブルに遭ったら「消費者団体訴訟制度」の活用を！」(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201401/3.html#section1> 2019年4月8日アクセス)

この制度の目的は、同種の被害が拡散的に多発するという消費者被害の特性に鑑み、従来の消費者トラブルに対して「1つひとつに個別に対応する」かつ「事後に対応する」という弊害を解消し、消費者被害の未然防止・拡大防止及び集団的な被害回復を図ることにある⁴²¹。

「差止請求」は、適格消費者団体が不特定多数の消費者の利益を擁護するために、事業者の不当な行為そのものを停止するように求めることができる（図 4-6 参照）。

図 4-6 差止請求の流れ



注：通常の訴訟と同様に判決に不服がある場合は、消費者団体も事業者も上訴できる。

（出所）消費者機構日本 HP (<http://www.coj.gr.jp/seido/index.html> 2019年1月23日アクセス)と政府広報オンライン「不当な勧誘や契約条項などによる消費者トラブルに遭ったら「消費者団体訴訟制度」の活用を！」

(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201401/3.html#section1> 2019年4月8日アクセス)により筆者整理作成。

「被害回復」は、事業者の違法行為によって消費者の財産的被害が生じている場合に、特定適格消費者団体が、消費者に代わって被害の集団的な回復を求める訴訟である。その訴訟は、①被害回復に要する時間・費用・労力等が低減され、消費者が訴訟手続を使うことをためらわなくなり、これまで回復されにくかった消費者被害を回復することができるとともに、②個別の訴訟が提起される場合に比べ、紛争を迅速にまとめて解決する、つまり、一度に解決を図ることができるため、事業者にとっても応訴負担の軽減につながり、③裁判所の資源の効率的な運用に資することになる⁴²²などの利点がある（図 4-7 参照）。

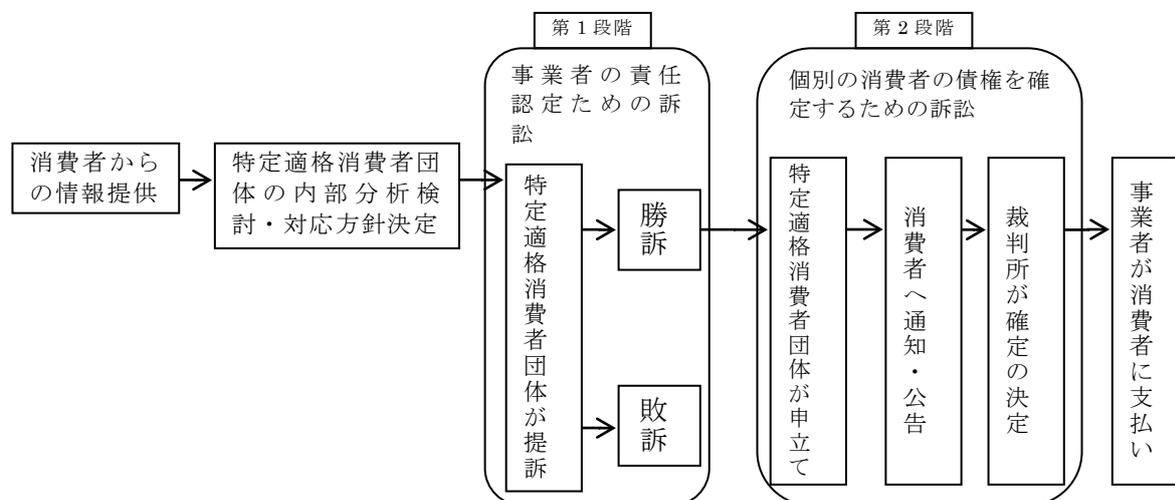
⁴²¹ 日本消費者庁 HP 『消費者裁判手続特例法 Q&A』、3頁

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system/act_on_special_measures/pdf/qa-all.pdf 2019年4月8日アクセス)

⁴²² 日本消費者庁 HP 『消費者裁判手続特例法 Q&A』、3頁

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system/act_on_special_measures/pdf/qa-all.pdf 2019年4月8日アクセス)

図 4-7 被害回復の流れ



注：通常の訴訟と同様に判決に不服がある場合は、消費者団体も事業者も上訴できる。
 (出所) 同上。

日本の集団訴訟制度を整理した上で、今後の中国の公益訴訟制度の整備について下記のような示唆が得られる。

第 1 に、適格提訴主体の拡大。中国の現行の規定によると、法律で定めた機関及び関係組織は公益訴訟を提訴できる。ところが、主な適格主体は検察機関、関係の行政機関と省レベルの 31 消費者協会に限定されている。日本では 1.2 億人の消費者数に対して 19 の適格民間の消費者団体を有している。それと比較すると、13 億人の消費者人数と深刻な食品安全問題をかかえる中国にとって、31 の官営の消費者協会は非常に少ない。

また、食品安全の公益訴訟の提起が可能な民間の社会組織について、詳しい限定条件はまだ設けられていない。食品安全事件の頻発、および被害消費者の広範化、さらに未成長の民間社会組織などの現実を考慮すれば、民間の社会組織と消費者個人も適格起訴主体に入れたほうが消費者権益の擁護にもっと有利になる。さらに、適格提訴主体の条件の具体化と公開化も必要になる。日本は、適格消費者団体の認定条件や名簿一覧(全国の 19 団体)、認定の有効期限はすべて消費者庁のホームページで公開されている⁴²³。

第 2 に、適格消費者団体に対する監督。適格消費者団体を対象に、その適格条件を保持するかどうかについての審査や監督は消費者権益擁護を履行する上で不可欠である(表 4-8 参照)。また、適格公益訴訟主体が公益訴訟を怠った場合、ど

⁴²³ 消費者庁HP

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_qualified_consumer_organization/list/ 2019年1月23日アクセス)

の部局がどの法令に基づき、どのように監督・処罰するかについての法令も欠かせない。そうでないと、消費者権利の擁護を確実に保証することはできない。

第3に、公益訴訟費用の軽減。中国の現行の制度では、原告は予め訴訟費用を支払ってから、判決が言い渡された後、敗訴側が負担する。しかし、公益訴訟の困難さと判決の長期化という現実を考慮すれば、経済力の弱い民間の社会団体または個人消費者にとって、高額な訴訟費用は公益訴訟を思い留まらせる要因の1つになるに違いない。食品安全などの社会公益を保護しようとする民衆の積極性を維持するためには、公益訴訟費用の軽減若しくは納付猶予の制度を設けたほうがよい。

第4に、立証責任の改善。製品情報の非対称性から、情報の量・質・交渉力では事業者にくらべて消費者にとって、事業者の過失を立証するのは極めて難しい。日本でも、森永砒素粉ミルク中毒事件（1955年発生、1973年決着）やカネミ油症事件（1968年発生、1977年消費者側が原告として勝訴）のように、裁判の長期化で被害者救済が滞った事例もある。その事例に鑑みた上で、食品安全における立証責任を事業者側に負わせるべきである。

第5に、被害回復をめぐる法整備の強化。前述したように、中国の現行の公益訴訟制度には①違法行為による損害賠償責任が明記されていない、②懲罰的損害賠償金の用途についての制度が整備されていない、という欠陥がある。今後、違法行為に対する懲戒効果を高めるためには、懲罰的損害賠償を含む損害賠償責任の認定と違法事業者から被害者への直接賠償（被害回復）の制度化においては、日本の消費者団体訴訟制度は参考になる（表4-8参照）。

表4-8 中日の消費者公益訴訟制度の比較

| 項目 | 中国の公益訴訟制度 | | 日本の消費者団体訴訟制度 |
|-----------|--|---|--|
| | 行政公益訴訟 (世界初) | 民事公益訴訟 | |
| 依拠法令 | 『改定民事訴訟法』 (2017年施行)、『改定行政訴訟法』(2017年施行) など | 『改定民事訴訟法』 (2017年施行)、『消費民事公益訴訟案件を審理する際適用法律に関する若干の問題についての最高人民法院の解釈』、『環境民事公益訴訟案件を審理する際適用できる法律に関する若干の問題についての最高人民法院の解釈』など | 消費者契約法関連法令、 消費者裁判手続特例法関連法令、 消費者団体訴訟制度など |
| 訴訟範囲 | 生態環境、資源保護、 食品薬品安全、国有財産保護、 国有土地使用権の譲渡など | 生態環境の破壊、資源保護、 食品薬品安全などの分野では不特定多数の消費者合法権益、 人身・財産安全などの社会公共利益を損なう不当行為 | 不特定多数の消費者が事業者の不当な行為によって、 共通して被害を被っている場合、 内閣総理大臣が認定した消費者団体が、 消費者に代わって事業者に対して 集団訴訟で提起できる |
| 起訴対象 | 業務怠慢や法律違反行為がある行政機関 | 公民、法人及びその他の組織 | 不当行為のある事業者 |
| 訴訟提起の適格主体 | 検察機関 | ①省レベルの消費者協会 ②法律に定めた機関と社会組織 ③検察機関 | 内閣総理大臣（消費者庁）が消費者契約法に基づき認定。現在全国に19団体（2018年8月現在）。 <認定要件> ・不特定多数の消費者の利益擁護のための活動を主たる目的 ・相当機関、継続的な活動実績 |

| | | | |
|------------------|---|--|---|
| | | ただし、公益訴訟と利害関係がある消費者は除外される ⁴²⁴ 。 | <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人 ・組織体制や業務規定が適切に整備 ・消費生活及び法律の専門家確保 ・経理的な基礎を有する <p style="text-align: center;">等</p> また、適格消費者団体のうちから新たな認定要件を満たす団体として内閣総理大臣の認定を受けた法人を「特定適格消費者団体」という。全国に3団体（2018年4月現在）。 |
| 適格消費者団体への監督措置の有無 | 具体的な規定はない | | 内閣総理大臣（消費者庁）による監督措置 <ul style="list-style-type: none"> ・更新制、立入検査、認定の取消等 |
| 訴訟請求内容 | 行政機関の業務改善 | 侵害の差止、妨害・危険の排除、謝罪など、また、そのために原告側が生じた費用は被告に負担させると規定しているが、損害賠償は其中に挙げられていない ⁴²⁵ 。 | 適格消費者団体が被害拡大を防止するために事業者の不当行為に 差止 を求めることができる。特定適格消費者団体が、消費者に代わって事業者の不当行為で生じた金銭的な 被害 の集団的な 回復 を求めることができる |
| 訴訟の処分権 | 起訴前に、行政機関に対して検察建議を出す。業務改善・履行が行われないと起訴する。訴訟の取り下げは省レベル以上の検察機関の許可をもらわなければならない。 | 消費者協会が起訴した後の和解権・訴訟の撤廃権について規定はない | 和解前置 起訴する前に、消費者団体は違法業者には是正を申し入れ、協議する。業務改善が行われる場合、協議終了になる。業務改善が行わない場合、消費者団体による集団訴訟を提起する(図5-6参照)。 |
| 損害賠償の用途 | 明確に規定していない。現実には、国庫に納付するケースが多い。一部の地方では生態環境損害専門賠償資金を設立している。 | | 特定適格消費者団体による事業者の消費者への責任確定のための訴訟が勝訴した後、個別の消費者の債権を確定するための手続きを終え、事業者が消費者に支払う(図5-7参照)。 |
| 訴訟費用の負担 | 敗訴した被告が訴訟費用を負担する。ただし、検察によって起訴された公益訴訟案件の費用について、法院は徴収しない。 | 原告がまず負担する。原告が勝訴した場合、敗訴側の被告が負担する。原告が敗訴した場合、原告（公益訴訟の案件受理費用）と国家（訴訟による生じた鑑定、現場検証、翻訳などの費用）が分担する。弁護士の費用は各地方の公益訴訟専門資金と訴訟費用保険で賄うことができる。訴訟費用の免除は自然人に限る。 | 訴訟費用と弁護士費用などの合算額は適格消費者団体がまず負担し、最終的には分配を受ける消費者から報酬及び費用の支払いを受けることができる。全体として、訴訟費用が安く抑えられることで、訴訟に参加しやすいメリットがある。 |
| 立証責任 | | 主張側に立証責任があるという原則。環境保護をめぐる公益訴訟の場合、被告が否認した場合、立証責任は被告側にある。 | 消費者からの情報提供に基づき、適格消費者団体が内部の専門家に委ねて専門的に対応する。 |
| 懲罰的損害賠償など | 「侵權責任法」、「食品安全法」、「消費者權益保護法」は消費者個人の懲罰的損害賠償の訴訟要求について明確に規定しているが、公益訴訟の場合、起訴主体が懲罰的損害賠償を提起できるかどうかについて明記されていない。 | | [対象となる請求] <ol style="list-style-type: none"> ①契約上の債務の履行の請求 ②不当利得に係る請求 ③契約上の債務の不履行による損害賠償の請求 ④瑕疵担保責任に基づく損害賠償の請求 ⑤不法行為に対して民法の規定による損害賠償の請求 拡大損害（契約目的以外の財産が滅失・損傷したことによる損害）、逸失利益（目的物の提供があれば、得られたはずの利益）、人身損害（人の生命・身体を害した損害）、慰謝料（精神上の苦痛を受けたことによる損害）などはこの制 |

424 「最高人民法院が消費民事公益訴訟案件を審理する際適用法律に関する若干問題についての解釈」（2016年施行）第9条（<http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-20082.html>）。

425 「最高人民法院关于审理消费民事公益诉讼案件适用法律若干问题的解释」（2016年施行）第13条、第17条、第18条（<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-20082.html>）。

| | |
|--|---------------------------|
| | 度では賠償請求ができず、別の裁判で争う必要がある。 |
|--|---------------------------|

(出所) ①坂東俊矢「適格消費者団体の活動と課題」

(http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201310_09.pdf 2019年1月23日アクセス)、20-22頁；

②日本消費者庁HP「消費者団体訴訟制度」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/ 2019年1月23日アクセス)；③日本政府インターネットテレビHP「守ります消費者的利益 回復します消費者被害」(<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg11177.html> 2019年1月2日アクセス)；④日本政府広報オンラインHP「『消費者団体訴訟制度』の活用を！」

(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201401/3.html> 2019年1月23日アクセス)；⑤野々山宏「消費者裁判手続特例法の活用に向けて！」『国民生活』2016年12月

(http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201612_01.pdf 2019年1月23日アクセス)、1-4頁；⑥消費者庁消費者制度課「消費者裁判手続特例法 Q&A」65頁、105頁、138頁

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system/act_on_special_measures/pdf/qa-all.pdf 2019年1月23日アクセス)；⑦六基水市国土資源局HP「行政公益訴訟的法律依拠与効力」

(http://gtj.gzlps.gov.cn/wsbs/cjw/201805/t20180524_1601668.html 2019年1月23日アクセス)

⑧欧阳启「浅析我国的消费者集体诉讼权」(<http://sfxfy.chinacourt.org/public/detail.php?id=2110> 2019年1月23日アクセス)；⑨中国最高人民法院HP「最高人民法院关于审理消费民事公益诉讼案件适用法律若干问题的解释(2016年)」(<http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-20082.html> 2019年1月23日アクセス)；⑩中国最高人民检察院HP 2018年12月25日「最高检发布检察公益诉讼十大典型案例」(http://www.spp.gov.cn/spp/zd gz/201812/t20181225_403407.shtml 2019年1月23日アクセス)；⑪中国最高人民检察院HP「张雪樵做客《法治中国说·大检察官说》谈检察公益诉讼」

(http://www.spp.gov.cn/spp/zd gz/201901/t20190111_405013.shtml 2019年1月23日アクセス)；

⑫「两高关于检察公益诉讼案件适用法律若干问题的解释」

(http://www.spp.gov.cn/zd gz/201803/t20180302_368570.shtml 2019年1月23日アクセス)；⑬「訴訟費用納付弁法」(<http://bdyxfy.hebeicourt.gov.cn/public/detail.php?id=251> 2019年1月23日アクセス)；⑭中国最高人民检察院HP「张雪樵谈公益诉讼制度改革：将设统一环境损害赔偿资金」

(http://www.spp.gov.cn/spp/zd gz/201803/t20180313_370630.shtml 2019年1月23日アクセス) などにより、筆者整理作成。

(3) 被害消費者への恒久救済制度の整備

食品安全事件の被害者に対する恒久救済の制度が未整備の中国にとって、日本の教訓を活かせるところもある。以下では「ひかり協会」の関係資料に依拠して、森永砒素ミルク事件の収束に至る過程を事例として説明する⁴²⁶。

1955年6月から、主に西日本を中心とした重大な食品安全事件、森永ヒ素ミルク中毒事件が生じたことがある。森永乳業徳島工場が製造したMFドライミルクに乳質安定剤として使用していた第2リン酸ソーダに本来含まれていないはずのヒ素等の不純物が含有されていたことが後で判明した。それによって、当時、人工栄養児12131人はそのヒ素ミルクの飲用で、ヒ素中毒症状(神経障害、臓器障害など)が発生し、集団的に被害を受けた。そのうち、130名が死亡した。事件発生後63年経った2018年3月になっても脳性麻痺・知的障害・癲癇・脳波異常・精神疾患などの重複障害に苦しむ被害者が約750名いる⁴²⁷。また、若いときに就職差別や結婚差別を受けたり、親亡きあと施設に入所したりしている被害者もいる。子

⁴²⁶ 公益財団法人ひかり協会HP「ひかり協会40年の歩み 恒久救済の道を求めて」

(<http://www.hikari-k.or.jp/faq5.html> 2019年2月5日アクセス)

⁴²⁷ 森永ヒ素ミルク中毒被害者を守る会HP「被害者の状況について」

(<https://www.mhbm.jp/cont4/37.html> 2019年2月5日アクセス)

供にミルクを飲ませた自責の念で、長く精神的に苦しんだ被害者の親たちも多い⁴²⁸。

当時の日本でも、産業育成政策や高度経済成長が最優先され、「消費者権利」も確立されていない時代であった。森永は因果関係が証明されていないことを盾に賠償を拒んだ。日本政府も森永側に立って、収束を図った。厚生労働省が提出した解決策は会社に都合のよいもので、後遺症の危険性は軽視され、その発見と対策についての配慮に欠けるものであった。

そこで、子供の健康回復と後遺症への配慮を訴える被害乳児の親たちは相次いで「被災者家族中毒対策同盟」（1955年8月27日～1956年）、「森永ミルク被災者同盟全国協議会」（1955年9月18日～1956年4月23日）、「岡山県森永ミルク中毒の子供を守る会」（1956年6月24日～、のちに森永ミルク中毒の子供を守る会、森永ミルク中毒の被害者を守る会と改名、以下は守る会と略す）を結成し、森永乳業の責任認定と補償、被害児たちの今後の健康管理・救済措置の完遂を求めて、国や業者との交渉を繰り返した。ところが、「守る会」は発足後、長い間にわたって孤立無援の苦しい闘いを続けなければならなかった⁴²⁹。

1969年、大阪大学医学部の丸山博教授らが被害児67名の追跡訪問調査の結果を発表した後、朝日新聞などのマスメディアに大きく取り上げられたことで、再び社会問題化し、事件解決の転機になった。当時は、日本の高度経済成長政策の歪みにより、公害問題が顕在化してきたことで、社会では公害反対の気運が高まっていた。

1970年から、被害者たちは森永乳業と幾度もの交渉をしたが、被害賠償交渉は難航した。守る会は、現在の被害児の諸症状がヒ素ミルク中毒の後遺症であり、その立場に立った恒久的措置を確立すべきだと主張していた。それに対し、森永乳業はその因果関係を認めない立場をとり、被害者側が作成した「恒久対策案」を受け入れようとしなかった。

ついに、1972年12月から、守る会は森永製品の不買運動を国民に呼びかけると同時に、民事訴訟を提起した。弁護団の支援を得た被害者側が提起した裁判の進行をマスメディアが報じた。その報道を通じて、世論からも大きな支持が得られた。不買運動は訴訟と相乗的な効果を発揮し、事件は最終的な決着に導かれた。

1973年12月23日、守る会、厚生労働省（国）、森永乳業の三者が四回の交渉を経て、ようやく企業責任の認定と被害者の恒久救済体制の確立を約束した「三者会談確認書」がまとめられた。

1974年4月、被害者の恒久的な救済を図るため、森永乳業から設立発起人代表の曾田長宗に支出された1億円を基本財産とした財団法人「ひかり協会」が設立

⁴²⁸ ETV 特集「母と子あの日から～森永ヒ素ミルク中毒事件 60年～」NHK 2016年7月23日放送。

⁴²⁹ 公益財団法人ひかり協会 HP 「ひかり協会 40年の歩み 恒久救済の道を求めて 第1章 前史 ひかり協会設立に至る経過」(<http://www.hikari-k.or.jp/hikari/40nensi2.pdf> 2019年2月5日アクセス)

された。日本政府及び森永乳業は、長期にわたって救済を講じてこなかったが、事件発生後 19 年目にして初めて本格的に救済事業が開始されたのである。

「ひかり協会」が発足してから、“自立と発達の保障”を図る救済事業、金銭給付と非金銭給付（対人サービス）を総括する総合的な救済、個別対応こそ生きた救済という救済の三原則を確立した上で、被害者の成長段階に応じて相応の活動を展開している（表 4-9 参照）⁴³⁰。協会設立から 2015 年度までのところ、森永乳業は総額約 534 億円の救済資金を拠出している⁴³¹。政府側も行政面で協力している。

表 4-9 森永ヒ素ミルク事件の被害者救済ための「ひかり協会」の活動

| 事業 | 内 訳 | 対象者 | 具 体 内 容 |
|---------|---------------------|--------------------------------------|---|
| 被害者救済事業 | 自主的健康管理の援助事業 | 全被害者 | ①救済事業協力員活動 ・健康懇談会 ・「呼びかけ」活動 ・地域で被害者同士が連帯して支えあうネットワーク作り |
| | | | ②検診受診とがん対策 |
| | | | ③保険医療費の支給 |
| | | | ④健康・生活・自立などの相談対応 |
| | 将来設計実現の援助事業 | 障害のある被害者 | ①「私の将来設計と協会援助プラン」 ・「生活の場」や「後見的援助者」の確保 ・「社会生活（日中活動の場など）」の充実（就学・就労の保障や適切な住宅などの生活保障・援助事業） ・「日常の健康管理」 ・「災害など緊急時の対応」 |
| | | | ②地域の支援ネットワーク ・高齢化を迎える障害のある被害者に、関係機関や、専門家、行政協力を得て、地域の支援ネットワーク作り |
| 協力体制 | 厚生労働省・都道府県・市町村の行政機関 | ・「三者会談確認書」の基づく総合的に行政協力の推進 | |
| | 専門家 | ・被害者の諸課題への対策や事業内容の検討、専門的な相談援助など | |
| | 森永ヒ素ミルク中毒の被害者を守る会 | ・救済事業の具体化の推進 | |
| 調査研究事業 | | | 医学的・社会的諸特徴を踏まえた上で、長期的な研究を行い、被害者の救済事業に科学的根拠を与える |
| 飲用認定事業 | | 森永ヒ素ミルクを飲用したのに、何らかの理由で患者名簿に登録されていない方 | 事件被害者の認定と判定 |

（出所）公益財団法人ひかり協会 HP 「事業の紹介」（<http://www.hikari-k.or.jp/faq2.html> 2019 年 2 月 5 日アクセス）により筆者整理作成。

中国における今後の消費者権利の擁護の食品安全管理体制の構築や仕組み作りにとって、森永事件の事例からの示唆はいくつかある。

第 1 に、食品安全などによって甚大な被害を受けた被害者にとって、治療やリ

⁴³⁰ 公益財団法人ひかり協会 HP 「ひかり協会 40 年の歩み 恒久救済の道を求めて 第 3 章 救済の原則の確立と 20 歳代の事業のあり方」（<http://www.hikari-k.or.jp/hikari/40nensi4.pdf> 2019 年 2 月 5 日アクセス）

⁴³¹ 公益財団法人ひかり協会 HP 「ひかり協会 40 年の歩み 恒久救済の道を求めて 第 9 章 三者会談方式と恒久救済の展望」（<http://www.hikari-k.or.jp/hikari/40nensi10.pdf> 2019 年 2 月 5 日アクセス）

ハビリなどは一刻の猶予も許されない大事なことなので、被害者の救済制度の早期構築は切迫した課題である。また、深刻な被害者の状況を救済する解決策として、「一時金による損賠賠償の道」の他に、「恒久救済の道」を選ぶこともできる。

恒久救済という方法は被害の潜在化・長期化という特徴がある重大な食品安全事件を解決するには、「人間本位」や消費者権利の擁護という原点に立った、より公平・公正、人道的な最善策である。

第 2 に、現在の中国では、重大な食品安全事件の被害に対する応急救済策を決定する場合、ほとんどは政府が主導している。被害者代表が救済策の決定に直接的に参加することはまだ少ない。しかし、「和諧社会（調和のとれた社会）」の構築や消費者権利の擁護のためには、被害者の声を直接に聞かなければならない。「ひかり協会」のような、政府、加害企業、被害者からなる三者会談方式による救済事業の成功は今後、中国の消費者権利の重視に向けた被害者に対する直接賠償・救済制度の構築と整備にとって、実効性のある参考例である。

第 3 に、企業側の賠償方式についての示唆である。三鹿事件の事後処理にあたって、賠償方案や三鹿集団倒産をめぐる判決には、被害者側の権利を軽視し、賠償責任を軽んじていたり、切り捨てようとしたりする不公平なところがある。公平・公正および社会安定のために、今後、被害者の賠償請求権を優先させた法整備と司法実践における改善が行われる必要がある。

そのほかに、企業を一気に倒産させると同時に直ちに賠償責任を解消し、責任逃れをさせても何の解決にもならない。食品安全を保障する前提として、企業経営を持続させながら、罪の償いという意味で被害者への長期的な賠償・救済責任を負わせ続ける方式も今後の改善方向の 1 つとして考慮されなければならない。それを実現させるためには、制度の設計と工夫がさらに必要になっている。

第 4 に、広範な被害者に対する恒久救済の実行には歴大な資力・人力などが必要で、とうてい一人または一社では負担できない場合が多い。その時、国の関与と支援は不可欠である。国家は食品安全における違法企業に対する行政の罰金、食品安全公益訴訟における懲罰的損害賠償の判決、ないし業界団体が拠出する一部の共益費用、食品企業が支払う食品安全保障金や食品生産物損害賠償保険などの資金を食品安全事件の被害者に対する賠償基金として、被害者の救済に充てることも期待されている。国や社会からの公助・共助と消費者個人訴訟の私助とを結合しなければならない。

第 5 に、「ひかり協会」のように、被害回復のためには、医療・健康管理などの金銭的支援のほかに、被害者に対する就学・就業、心のケア、生活の場の構築などの非金銭的な支援策の徹底化も重視されなければならない。その分野では、政府の他に、業界団体や民間の NGO・NPO の役割が大いに期待されている。

第 6 に、被害者救済資金の管理と監督には、被害者（消費者）の代表や専門家、

政府や企業以外の第三者機関の関与も不可欠である。

(4) 他の法整備

2001年、日本は食品リサイクル法『食品循環資源の再生利用などの促進に関する法律』(2008年改正)の成立を通じて、外食産業やコンビニなどの食品廃棄物を排出する食品事業者に対してリサイクルを義務付けている⁴³²。それは同様の関係法令がまだ策定されていない中国にとって「地溝油」問題を解決する上で大いに参考になる。

「地溝油」は決して中国だけの問題ではない。1960年代に、日本の食品法が厳しいため、日本と台湾の悪徳業者が結託し、台湾で一儲けしようとして日本で製造したリサイクル食用油を台湾で販売した「日本のリサイクル食用油」事件が起きたことがある。現在、日本では、廃棄食用油はBDF(バイオディーゼル燃料)、石鹼などに有効活用されている。京都市は、廃棄食用油の回収システムを構築し、廃棄食用油をリサイクル・処理したBDFを市営バスや収集車の燃料として活用している⁴³³。

また、日本では2018年6月に公布された『改訂食品衛生法』が施行される日から最長2年間で、食品を提供する全ての事業者に食品安全管理制度HACCPの導入の義務化が定められている。

農林水産省が2017年に公表したHACCPの導入状況についての調査によると、日本の食品製造業では、従業員5人以上の企業のうち、33.6%の企業が「導入済み」である。規模別に見ると、売上げ規模が50億円以上の企業では9割が「導入済み」であるのに対し、売上げ規模が小さくなるほど割合は下がり、売上規模5000万円から1億円未満の企業で約2割、5000万円未満の企業では約1割となっている⁴³⁴。

それに対して、中国では、HACCPの導入を義務化する法令がまだ制定されていない。実際の導入状況も低いレベルに留まっている。2016年、HACCPを導入した食品生産加工企業数はわずか1万社余りであった⁴³⁵。中国全体で40万社余りある(2016年統計)食品生産加工企業の2.5%を占めるに過ぎない⁴³⁶。HACCPの導入においては日本のほうが中国よりはるかに進んでいるといえる。また、中小企業のHACCPの導入の難しさと費用負担の重さという問題は中日両国にとって共通の課題である。

⁴³² 日本環境省 HP 「食品リサイクル関連 食品リサイクル法について」
(https://www.env.go.jp/recycle/food/01_about.html 2019年1月13日アクセス)

⁴³³ 日本環境省大臣官房廃棄物リサイクル対策部企画課循環型社会推進室「日本の廃棄物処理・リサイクル技術 - 持続可能な社会に向けて」2013年、20頁
(http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/ja/brochure.pdf 2019年2月23日アクセス)

⁴³⁴ 日本農林水産省 HP 「平成29年度食品製造業におけるHACCPの導入状況実態調査結果」
(http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/haccp/attach/pdf/h_toukei-2.pdf 2019年2月23日アクセス)

⁴³⁵ 中国国家認証認可監督管理委員会 HP 2016年4月8日『中国 HACCP 应用发展报告』白皮书首次发布』(http://www.cnca.gov.cn/xxgk/jgdt/201506/t20150611_35790.shtml 2019年2月23日アクセス)

⁴³⁶ 筆者は『中国統計年鑑』2016年の食品生産加工企業数により算出。

第2節 日本の食品業者の食品安全確保への取組み

戦後から2000年代まで、日本でも、政府も業者も「産業育成・企業優先」の理念の下で、消費者権利より企業利益を重視してきた。その結果、日本でも深刻な食品安全問題が起こっている。そのような事態を受けて、企業に対する消費者からの批判の目はますます厳しくなっている。そこで、多くの業者は企業経営のあり方を見直し、「業者優先」を「消費者優先」へと切り替え、食品の安全を厳しく監視するようになってきた。

イギリスの定期刊行物「エコノミスト (Economist)」の調査部門 EIU (The Economist Intelligence Unit) が近年、「世界食品安全指数レポート (Global Food Security Index)」を発表している。2018年の調査結果によると、品質と安全のランキングでは、日本は20位、中国は37位である⁴³⁷。食品の安全性からみると、中国より日本のほうが高い水準にあるといえる。

近年、中国の観光客が日本へ旅行した際の爆買いが話題になっている。その背景には、日本企業の安全な商品の追求および消費者第一の企業理念への信頼があると考えられる。

その理由は比較的成熟した市場経済と市場規範が確立されている下で、よい品質・サービスの提供で信用を重視する企業モラルが普遍的に守られていることと関連している。

1. 企業信用と消費者利益を重視する企業経営風土の構築

2008年に韓国銀行が発表した「日本企業の長寿要因及び示唆点」という報告書によると、日本の長寿企業の数是世界一だという。創業100年を超える企業が5万社以上存在し、創業200年以上の企業は3千社以上、1000年企業は7社、その数は世界の半数以上を占めている (表4-10参照)。これらの長寿企業の89.4%は従業員数300人未満の中小企業である。

表4-10 世界の長寿企業(2008年)

| | 世界 | 日本 | 中国 | | 韓国 | インド | オランダ | ドイツ | フランス | 米国 |
|-----------|-----------------|--------------------|----|----|----|-----|------|------|------|-----|
| | | | 大陸 | 台湾 | | | | | | |
| 創業100年以上 | — | 5万社余 ¹⁾ | — | — | 0 | — | — | — | — | — |
| 創業200年以上 | 5586社 (計41国) | 3146社 | 9社 | 7社 | 2社 | 3社 | 222社 | 837社 | 196社 | 14社 |
| 創業500年以上 | — | 32社 | — | — | — | — | — | — | — | — |
| 創業1000年以上 | — | 7社 | — | — | — | — | — | — | — | — |

注：1) 帝国データバンクの「長寿企業の実態調査(2014年)」では100年を数える長寿企業数

⁴³⁷ Global Food Security Index 2018 Building resilience in the face of rising food-security risks, The Economist INTELLIGENCE UNIT(<https://foodsecurityindex.eiu.com/> 2019年2月28日アクセス)

27,335社だという説もある（尾形哲也・小倉幸雄「わが国における長寿企業のサステイナブルマネジメント」『岐阜経済大学論集』2016年第49巻2・3号による孫引き）。東京商工リサーチの『全国老舗企業調査』によれば、2017年、日本には創業100年を超える企業が3万3,069社も存在しているという⁴³⁸。

（出所）「日本企業の長寿要因および示唆点」報告書、韓国銀行による2008年5月14日発表（<https://jp.yna.co.kr/view/AJP20080514003900882> 2019年2月23日アクセス）；NHKスペシャル「長寿企業の大国にっぽん」（2007年6月18日放送）により、筆者整理作成。

中小企業基盤整備機構の『平成29年度版 事業承継マニュアル』によると、全国の長寿企業4,000社は、老舗企業の強みとして「信用」（73.8%）、「伝統」（52.8%）、「知名度」（50.4%）の3点を挙げている⁴³⁹。また、同調査では、「今後生き残っていくために必要だと考えるもの」という質問に対して、老舗企業が最も多く答えたのが「信頼の維持（65.8%）」で、次が「進取の気象（45.5%）」、そして「品質の向上（43.0%）」であった⁴⁴⁰。

それらの長寿企業は、各社の経營業種は異なっており、秘められた知恵もさまざまである。だが、この調査結果からは、長期的な視点に立った商品・サービスの提供を通じて、社会や顧客からの「信用や信頼」を得ることと「品質の向上」を達成していくことは老舗が老舗たる所以であることが伺える。違法行為のある業者はまったくないわけではないが、全体から見れば、日本では、顧客からの信頼と企業信用を非常に重視している経営風土が形成されている。

そのような「信用第一主義」の徹底という日本の伝統企業の地味な経営理念は、中国の企業の姿と対照的である。中国では、グローバル化、急成長、市場シェア第一主義の下で、目先の利益だけを追い求める企業が少なくない。

中国有数の老舗の1つ、「同仁堂」は1669年に創業して以来、漢方薬（近年は多角経営で、高級保健食品の販売にも携わっている）の営業に携わってきた。同仁堂グループ及びその子会社は2016年にナマコに明礬（みょうばん）を違法に添加したり、2018年12月に製造年月の改ざんにより賞味期限の切れた蜂蜜を市場に流通させたりしたことで摘発された。そのほかに、ここ3年で、23回も品質不良の問題が発覚している。一連の品質問題で、同仁堂の子会社に対して巨額の罰金が課されている。また、食品営業許可証も取り消され、5年以内の再申請は不可となった。さらに、国家市場監督管理総局は同仁堂グループに与えた「中国品質奨」を撤回した⁴⁴¹。

同仁堂グループはほんの小さな目先の利益のために、多くの先人たちがさまざま苦勞をして350年の長い歳月をかけて築いてきた企業信用を一気に台無しにしてしまった。中国の民衆から見ても、それは本当に扼腕してため息をつくしか

⁴³⁸ 「創業100年を超える『長寿企業』の生き残り術」The EXPO 百年の計委員会、2018年、4頁。

⁴³⁹ 同上、11頁。

⁴⁴⁰ 同上、11頁。

⁴⁴¹ 中国経済網 HP 2019年2月26日記事「百年老店同仁堂屡登质检黑榜 旗下海参被检测不达标」（<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1626540951600197736&wfr=spider&for=pc> 2019年2月28日アクセス）

ない行為である。これから、「金字看板」を再び光らせる信用の再建は如何に難しいか、どれだけの努力を必要とするのか、その分の人的・物的コストは違法行為で得た短期的利益よりはるかに高いことは容易に想像がつく。

2. 消費者権利を重視する食品企業の取組み

(1) 消費者視点に立った食品安全保障への取組み

安全な食品の生産と提供で顧客や社会からの信頼を得て初めて食品企業の経営が成り立つ。

2000年以後、一連の食の不祥事が頻発し、食品業界全体に対する消費者の信頼を揺るがしかねない事態を受け、日本の農林水産省は、食品業界、食品事業者がコンプライアンスや消費者の信頼確保に取り組むための「道しるべ」として、2009年3月に「食品事業者の5つの基本原則」を策定した⁴⁴²。

- ①消費者基点の明確化：消費者を基点として、消費者に対して安全で信頼される食品を提供することを基本方針とする。
- ②コンプライアンス意識の確立：企業を取り巻く社会環境の変化に適切に対応し、法令や社会規範を遵守し、社会倫理に沿った企業活動を進めていく。
- ③適切な衛生管理・品質管理の基本：安全で信頼される食品を消費者に提供するために、適切な衛生・品質管理をする。
- ④適切な衛生管理・品質管理のための体制整備：適切な衛生・品質管理を行う体制を整備し、それが形骸化しないよう改善を行っていく。
- ⑤情報の収集・伝達・開示などの取組み：消費者などの信頼や満足感を確保するため、常に誠実で透明性の高い双方向のコミュニケーションを行う。

日本の多くの食品企業は上記の原則に従い、消費者志向の経営の確立に向けて努力している。たとえば、日清製粉グループは『消費者志向経営の自主宣言』を発表し、日常的な業務のレベルからその達成に向けた取組みを始めている（表4-11参照）。

表 4-11 日清製粉グループの消費者志向経営の内容

| 日清製粉の対応 | 消費者の権利 |
|--|---------|
| ・消費者視点の品質保証、セイフティレビュー、食品安全マネジメントシステムの活用 | 安全保障の権利 |
| ・業務執行体制、経営・監査及び内部統制の仕組みの構築 ・ステークホルダーの声が経営層に届く仕組みの構築 | 選択する権利 |
| ・商品・サービス、問合せ先などに関する情報の表示・説明についての取組み ・安全や環境等に関する情報の開示等 | 知らされる権利 |

⁴⁴² 日本農林水産省 HP 「組織・政策＞食料産業＞食料産業局の組織・事業（予算）・税制情報＞食品業界の信頼性向上について＞5つの基本原則」
(<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/sinrai/5gensoku.html> 2019年2月23日アクセス)

| | |
|---|-----------|
| <ul style="list-style-type: none"> ・消費者団体等との意見交換 ・消費者を対象に料理教室の開催 等 | 教育を受ける権利 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・消費者、顧客の安全・安心に資する商品・サービスの提供、改善、開発 ・持続可能な社会の発展や社会の課題解決に資する商品・サービスの提供、改善、開発等 | 意見を聴かれる権利 |
| <ul style="list-style-type: none"> ・重要品質事故対策本部の設置 ・シミュレーション訓練 | 被害救済の権利 |

(出所) (出所) 日清製粉 HP

(<https://www.nisshin.com/csr/policy/policy/consumer2017.pdf> 2019年4月13日アクセス) により筆者整理。

日清食品グループは二重の食品安全管理体制を敷いている。各工場に対しては、日清食品グループは食品安全監査基準に基づき原材料の残留農薬・動物用薬品・微生物など、製造工程、検査能力を対象に監査・改善を行っている。それに加えて、グループ内の各工場から独立したグローバル食品安全研究所(2002年設立)と食品安全研究開発有限公司(2005年上海に設立)は、さらに各仕入れ先と工場を対象に独自の品質調査と確認検査を行っている⁴⁴³。

食品企業は食品安全事件の再発を防止するため、それぞれに改善措置に取り組んでいる。

JT傘下のテーブルマークグループでは、中国冷凍ギョーザの中毒事件後、工場内の監視カメラの台数を増やし、映像の保存期間を延長している。味の素冷凍食品でも自社工場に入出入りする人物の管理を強化するため、一部で指紋認証システムの導入や、個人を識別できるカードでの入場チェック・システムを取り入れている⁴⁴⁴。

2016年1月、食品企業の壱番屋が廃棄処理を依頼した冷凍ビーフカツが、産廃業者、食品販売会社等を通じて市場に違法流通していたことが発覚した。その事件を受け、壱番屋は再発防止の対策を講じ、包装を外して生ごみと混ぜてから処理を委託することを決めた。製品の状態のまま廃棄する場合は、工場からの搬出から処理まで社員が必ず立ち会うという。

アサヒグループ・ホールディングスは、処理を委託する廃棄物の処理工程をオンラインで管理して不正を防ぐ仕組みを既に取り入れている。日清食品は委託先の業者から処分後の商品写真をもらうか、社員が処理に立ち会うようにしている⁴⁴⁵。

食品業者は日常的に、消費者からの声を重視する姿勢も見せている。

筆者の知己(日本人)は2017年5月に札幌市内のスーパーから購入した食品の中にビニール破片の異物が混入されていることを発見した後、食品メーカーにク

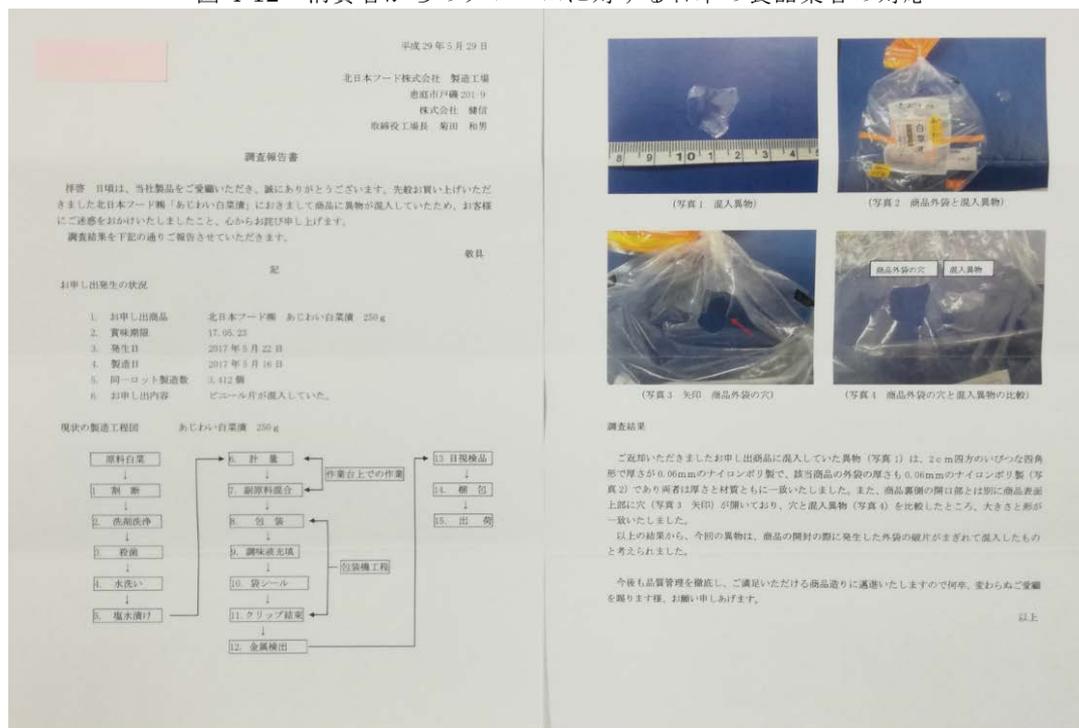
⁴⁴³ 日清食品 HP (<https://www.nissin.com/jp/about/nissinfoods-holdings/history/> 2019年2月15日アクセス)

⁴⁴⁴ 「マルハニチロに問われる意識転換—冷凍食品の農薬混入事件が突き付けたもの」『東洋経済』2014年1月31日 (<https://toyokeizai.net/articles/-/29642?page=2> 2019年3月1日アクセス)

⁴⁴⁵ 企業法務 HP 2016年1月27日「ダイコー事件から考える廃棄食品問題」(<https://www.corporate-legal.jp/%e6%b3%95%e5%8b%99%e3%83%8b%e3%83%a5%e3%83%bc%e3%82%b9/%e4%bc%81%e6%a5%ad/2042> 2018年12月19日アクセス)

レームをつけた。一週間の後、メーカーは調査写真添付の調査報告書に取締役工場長の署名のお詫びの手紙を添えて郵送してきたという（図 4-12 参照）。その調査報告書から食品メーカーが消費者の小さなクレームに対しても真摯に対応しようとしている姿勢が伺える。

図 4-12 消費者からのクレームに対する日本の食品業者の対応



(出所) 筆者収集。

(2) 内部通報制度の整備と外部監査の導入

企業不祥事として不名誉な結果を招く前に、従業員のコンプライアンス意識を徹底し、内部通報制度と外部の監視の目を導入する措置が講じられている。それによって、企業内で本来の自浄機能が発揮されることが期待されている⁴⁴⁶。

アサヒビール（「グリーンライン制度」）、キリンググループ（「コンプライアンスに関する相談窓口（ホットライン）」）、サッポロビール（「サッポロホールディング企業倫理ホットライン」）、サントリー（「コンプライアンス・ホットライン」）はそれぞれに内部通報制度を設立し、社内と社外に窓口を置いている⁴⁴⁷。

雪印メグミルクは、取締役会の諮問機関として、企業倫理委員会（「品質部会」、「消費者部会」、「表示部会」の3つの専門部会からなる）の設立と運営を通じて、経営全般に対する「社外の目」による検証や提言を実施し、経営に生かしている（表 4-13 参

446 社団法人東京都食品衛生協会食品安全推進室『ネットニュース・ダイジェスト』2007年11月9日。

447 「内部通報制度は今 通報者保護とフィードバックを」『FujiSankei Business i』2009年11月5日。

照)。企業倫理委員会は、社外の有識者・社内労働組合の代表および社内委員によって構成されている。現任の企業倫理委員会の構成は、社外委員が6名であるのに対し、社内委員はわずか3名しかいない(表4-14参照)。品質部会は社外委員2名、社内委員2名である。消費者部会は社外委員1名、社内委員1名である。表示部会は社外委員2名、社内委員3名からなっている⁴⁴⁸。

表 4-13 雪印の企業倫理委員会の部会の職責

| 部会名 | 職 責 |
|-------|--|
| 品質部会 | 工場の品質管理、衛生管理の徹底およびレベルアップを目的として、その道のエキスパートである専門委員が実際に工場を訪問し、監査を実施すると共に、現場担当者との意見交換などを行っている。工場は、監査での指摘事項や推奨事項、意見交換で出た課題に対して改善策を取りまとめ、企業倫理委員会へ報告している。 |
| 消費者部会 | 消費者団体の代表者、消費者関連の有識者との対話を通じて、社会や消費者が雪印メグミルクグループに求めていること、企業姿勢や取り組んでいる諸活動などについて意見や評価を募り、経営施策への反映を図っている。 |
| 表示部会 | 消費者基本法の考え方に則り、商品を選ぶとき、および使うときの重要な情報源である商品表示について検討している。消費者に誤認・誤解を与えず、わかりやすくかつ消費者に基本情報をもれなく提供する表示を目指して、消費者視点でチェックを行っている。 |

(出所) 雪印メグミルク HP 「CSR の取組み CSR マネジメント」
(<http://www.meg-snow.com/csr/ethics/> 2019年2月24日アクセス) により筆者整理。

表 4-14 雪印の企業倫理委員会のメンバー

| 第10期企業倫理委員会委員(任期:2018年7月1日~2019年6月30日) | | | |
|--|------|------------------------|-------------------------------|
| 社外委員 | 阿南久 | 元消費者庁長官 | 雪印メグミルク(株)社外取締役 企業倫理委員会委員長 |
| | 森田満樹 | 消費生活コンサルタント | 消費者関連の有識者 |
| | 河口洋徳 | 経営倫理実践研究センター 事務理事 | 企業倫理の有識者 |
| | 佐藤邦裕 | 日本食品衛生協会技術参与 | 品質の有識者 |
| | 塚原典子 | 帝京平成大学 健康メディカル学部 教授 | 栄養学の有識者 |
| | 石塚洋之 | 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 | 法律の有識者 |
| 労働組合 | 吉田尊志 | 労働組合中央執行委員長 | 労働組合の代表者 |
| 社内委員 | 石田隆廣 | 代表取締役副社長 | 経営全般社長補佐 総務・秘書室・人事 担当 |
| | 土岡英明 | 取締役専務執行役員 | 家庭用事業管掌、 広域営業・広報・CSR 担当 |
| | 城端克行 | 取締役専務執行役員 | 生産・生産技術担当 |

(出所) 雪印メグミルク HP 「CSR の取組み CSR マネジメント」
(<http://www.meg-snow.com/csr/ethics/> 2019年2月24日アクセス)

(3) 過去の過ちを戒めとする会社経営と社員教育の強化

「前轍可鑑(過去の失敗を今後の戒めにする)」という諺のとおり、過去の過ちを今後の行動の教訓として、経営の刷新に取り組んでいる食品業者もある。

北海道ならではのお土産として、40年以上の歴史を持つ「白い恋人」は1959

⁴⁴⁸ 雪印メグミルク HP「CSR の取組み CSR マネジメント」(<http://www.meg-snow.com/csr/ethics/> 2019年2月24日アクセス)

年創業の老舗企業、石屋製菓の代表的商品である。しかし、2007年8月15日に、賞味期限の改ざんが発覚した。全国的な有名ブランドの信用は一瞬にして地に落ちた。「白い恋人」は「黒い恋人」とまで揶揄されるようになった。

その不祥事の要因について札幌保健所から、①自社に都合の良い賞味期限設定と管理、②食品衛生管理に関する組織、人材の不足と教育の欠如、③食品衛生法、JAS法に関する会社上層部と従業員の基本的な知識と認識の欠如、という3点が指摘された。いずれも会社が急成長していく中で必要な、組織の整備やガバナンス、コンプライアンスを整えることが遅れたことで、ずさんな食品安全管理体制に陥っていた。従業員の安全に対する意識や消費者に対する思いも薄らいでいた⁴⁴⁹。

事件発覚から3日目に、創業家の社長石水勲は記者会見を開き、引責辞任を表明した。倒産の危機に直面した石屋製菓は再生のために、直ちに下記の措置を取った(表4-15参照)。

以上の努力を経て、不祥事発覚により自主休業してから3ヵ月後の11月に、石屋製菓は生産・販売を再開した。2007年に59億円まで落ちた売上高は2008年に91億円まで回復した⁴⁵⁰。

表4-15 石屋製菓の経営再生の措置

| | |
|-----------------|--|
| コーポレート・ガバナンスの刷新 | <ul style="list-style-type: none"> ・創業家の影響を排除するための社外取締役制度の導入 ・経営層や各セクションに消費者からの声が届けるお客様サービス室の設置 ・安全・安心、法令遵守を重視した企業の経営理念の刷新 |
| 食品安全保障制度の再構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・従来の製造部内部で行なっていた品質管理業務を独立の品質保証部として、製造部と並列した ・日本食品衛生協会と全日本菓子協会から、食品品質管理についての専門的な業務指導・支援を受けた ・15億円かけて、老朽化した機械の入れ替えや、メンテナンス、衛生管理にかかわるすべての設備の投資 ・HACCPとトレーサビリティの導入 |
| コンプライアンス体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・企業経営者、医師、学者、消費者、企業コンプライアンス・食品衛生の専門家、弁護士、公認会計士などの外部の有識者からなる独立組織「石屋製菓コンプライアンス確立外部委員会」を設置し、衛生管理、コンプライアンス体制の整備、労務管理などでは、外部の視点から企業経営の改善に参与させる ・経営管理部(下に法務コンプライアンス室の設置)、内部監察室、品質管理部、お客様サービス室、製造部、コンプライアンス委員会などの部署を立ち上げ、コンプライアンス体制の構築 ・「安心・安全」、「コンプライアンス」意識を徹底した社員教育・研修の実施 ・内部通報制度の設置 |

(出所) 石水創『「白い恋人」奇跡の復活物語』宝島社、2017年、23-96頁により筆者整理作成。

森永は前述したヒ素ミルク事件を教訓として活かそうとしている。2007年の入社研修で、同社特別顧問の菊地孝生は「あなたたちが入った会社が過去に大変な

⁴⁴⁹ 石水創『「白い恋人」奇跡の復活物語』宝島社、2017年、41-42頁。

⁴⁵⁰ 同上、23-96頁。

事件を起こしていることを、決して忘れないでください」と語っている。菊地の目には、中毒でぐったりした赤ちゃんを抱いて病院に詰めかけ、「助けて」と泣き叫んでいた母親たちの姿が焼きついたまま、離れなかったという⁴⁵¹。

雪印グループは2000年の集団中毒事件（雪印乳業）、2002年の牛肉偽装事件（雪印食品、のちに廃業になった）を引き起こした後、解体された。雪印乳業は経営破綻と再編を経て、2011年に雪印メグミルクとして新たな出発をした。不祥事を二度と繰り返さないために、「雪印乳業資料館」には2010年から、その二つの「負の歴史」を後世に伝えようと、関連資料を展示している⁴⁵²。また、2016年に刊行した『雪印乳業史（第7巻）』では110頁以上にわたって、その二つの事件について、克明に記している⁴⁵³。また、社内では「雪印体質を変革する会」、「お客様モニター制度」を設けて、社員たちは常に消費者の立場から自社経営のあり方を検討している。

(4) 食品安全の損害保険

日本の食品業者の中には、リスク管理の一つとして、損害保険会社が販売している食品関連企業向けの「食品リコール保険」に加入する企業も増えている。消費者の健康被害が予想されるケースについて、商品回収や新聞に掲載する社告の費用などを補償するためである⁴⁵⁴。

それに対して、食品安全事故が頻発している中国では、1986年、中国人民保険公司上海分公司が「飲食業食物中毒責任保険」を立ち上げた。中国における最初の食品安全責任保険の発足であったが、その後、この事業はあまり進展していない。

中国では「企業の違法行為による大衆の被害に対して、政府がその責任を肩代わりする」という現状を打開するために、『食品安全法』（2015年）は、食品安全責任保険制度の構築を促進し、企業の食品安全責任保険の自主加入を奨励している。同年の2月、国家食品安全委員会弁公室、国家食品薬品監督管理総局、中国保険監督管理委員会は共同で「食品安全責任保険を試行する業務の展開についての指導意見」を發布した。山東省、浙江省、湖南省、上海などの地方で試行されている。しかし、食品業者の加入率は1%未満で、加入した企業の多くは食品輸出企業である⁴⁵⁵。今後、食品安全責任保険の普及が期待されている。

⁴⁵¹ 「粉ミルク日本でも53年前に惨事」『読売新聞』2008年10月1日。

⁴⁵² 「雪印資料館『負の歴史』を展示 23日にリニューアルオープン」『毎日新聞』2010年3月17日。

⁴⁵³ 「雪印乳業社史 110ページにわたり食中毒、牛肉偽装事件を反省」『ニュースポストセブン』2018年1月12日（https://www.news-postseven.com/archives/20180112_641050.html?PAGE=2 2019年2月27日アクセス）

⁴⁵⁴ 「食品リコール保険：加入企業が急増 農薬混入など多発で」『毎日新聞』2008年12月19日。

⁴⁵⁵ 人民網 HP 2015年2月3日「多食品试点食品安全保險 相关工作在全国启动」（<http://shipin.people.com.cn/n/2015/0203/c85914-26496645.html> 2019年3月1日アクセス）；黄玥・李香玉・白晨・張晓燕「上海市食品安全社会共治现状分析」『上海商学院学报』第17卷第1期、2016年2月、110頁。

日本の食品企業の食品安全管理における正負の経験から得られる示唆は以下のとおりである。

第 1 に、刹那主義の下で利益を追求する企業経営のあり方を見直さなければならない。消費者に対する責任を含む CSR の履行を重視するように、企業経営風土の全体を転換しなければならない。ところが、その企業文化の転換は企業や経営者だけに頼ってでは、容易に達成できない。食品安全の法規に違反した企業行為が起こる背景には、現段階の中国社会全体に誠実や信頼を軽視する風潮が存在しているからである。その問題を解決するには、法整備や行政監督を厳格化すると同時に、社会全員を対象とするコンプライアンス教育や倫理道德の教育を強化することも有効な手段だと思われる。さらに、信用重視の社会的な仕組みを構築することも不可欠である。個人信用システムや企業経営信用システムの構築と活用が期待される。

第 2 に、食品安全を保障するためには、企業における食品安全管理制度の整備・工夫や先進技術の導入が欠かせない。日本企業のように、内部通報制度、HACCP の普及、消費者を含む外部有識者による企業内部経営への参与・監視などの経験は中国の企業においても活かせるものである。その上に、社員教育も強化しなければならない。

第 3 に、リスク管理の面では、食品安全責任保険への加入は食品企業が起こした食品安全事件の責任をある程度まで分散することができる。また、被害消費者の救済にも役立てることができる。中国の食品安全状況に適応した形で食品安全責任保険プランの設計と普及を図るには、保険会社と食品企業との連携が必要である。

とりわけ、中小・零細企業と個人業者、および農村地方における食品安全管理の改善と監督が重要な課題となるが、その実施は簡単ではない。現地事情に合った実効性のある措置を工夫しなければならない。

第 3 節 消費者組織・業界団体などの役割

日本では、消費者側もさまざまな活動を通じて、行政と食品業者に働き掛けると同時に、食品安全に対して社会監視の目を光らせている。

1. 消費者団体の役割

1950 年代後半から 1970 年代の初めまでの高度成長期に、日本は大量生産・大量販売・大量消費の時代が到来するとともに、急速な産業・経済の発展も成し遂げ

た。企業では、大量生産・大量販売のための設備投資に対する管理が間に合わず、食品への有毒・有害物質の混入や欠陥商品問題や、深刻な公害問題が頻発するようになっていた。森永ヒ素粉ミルク事件、水俣病、カネミ油中毒事件、サリドマイド被害、スモン病、発がん性がある食品添加物の使用など、消費者の生命・健康が損なわれ、大量の被害者が出る深刻な食品・薬品傷害事件が繰り返し起こって、大きな社会問題となった。

そこで、消費者は悲惨な被害、物資の不足、経済的困窮、商品品質問題などに悩まされた結果、自ら消費者団体を結成し、主に生活協同組合型、情報提供型、告発型という3種類の消費者運動を展開していった⁴⁵⁶。その中には、森永ヒ素ミルク中毒の子供を守る会、全国消費者団体連絡会、全国地域婦人団体連絡協議会、主婦連合会、消費者科学連合会、日本消費者連盟、日本消費者協会、生活協同組合などの消費者団体がある。ほかにも、日本弁護士連合会、有識者、弁護士なども消費者運動に加わっている。それらの消費者運動は巨大企業の不正行為に一般消費者が対抗する方途の1つとなった。

消費者権利の擁護と実現において、消費者団体が食品安全分野におけるそれぞれ果たせる役割について、下記の表にまとめた（表 4-16 参照）。

表 4-16 消費者団体が消費者の権利の擁護において果たせる役割

| | 消費者の権利 | 消費者団体の役割 | 食品安全と直接的な関連性の有無 |
|---|------------------------|---------------------------------|-----------------|
| ① | 消費生活における基本的な需要が満たされる権利 | i 買い占め等円滑な供給を妨げる事業者への働きかけ | |
| | | ii 適正な供給確保のための行政への働きかけ | ○ |
| | | iii 共同購入等の仕組みの活用・改善 | ○ |
| ② | 健全な生活環境が確保される権利 | i 環境破壊企業への働きかけ | |
| | | ii 環境保全・回復に向けた行政への働きかけ | |
| | | iii 環境配慮型行動の推進 | |
| ③ | 消費者の安全が確保される権利 | i 危険商品（リコール製品等）の生活環境・市場からの排除 | ○ |
| | | ii 商品テスト・事故調査の実施や行政・企業への実施・改善要望 | ○ |
| | | iii 危害情報の収集と周知 | ○ |
| ④ | 自主的・合理的な選択の機会が確保される権利 | i 広告・計量などの適正チェック | ○ |
| | | ii 消費者トラブル情報の収集 | ○ |
| | | iii 消費者啓発・消費者教育の推進 | ○ |
| | | iv 市場独占についての市場調査 | |
| | | v 問題企業への是正要望 | ○ |
| | | vi 地域連携の推進（見守りネットワークの構築等） | ○ |
| | | vii 差止め請求（適格消費者団体を中心） | ○ |
| ⑤ | 必要な情報が提供される権利 | i 消費者関連情報の収集・整理 | ○ |
| | | ii 消費者ニーズに合った情報発信方法の活用 | ○ |
| | | iii 地域連携の推進（見守りネットワークの構築等） | ○ |

⁴⁵⁶ 丸山千賀子「世界の消費者運動の流れ」

(http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201612_10.pdf 2019年3月1日アクセス)

| | | | |
|---|---------------------|-----------------------------|---|
| ⑥ | 教育の機会が提供される権利 | i 消費者教育の実践 | ○ |
| | | ii 消費者教育の担い手育成 | |
| | | iii 地域連携の推進（見守りネットワークの構築等） | ○ |
| ⑦ | 消費者の意見が消費生活に反映される権利 | i 各分野における専門性の向上 | ○ |
| | | ii 審議会等への人材供給 | |
| | | iii 行政・立法等への働きかけ | ○ |
| | | iv 消費者意見の収集・集約 | ○ |
| | | v 消費者の組織化 | ○ |
| ⑧ | 被害者が適切・迅速に救済される権利 | i 消費者トラブル情報の収集 | ○ |
| | | ii 紛争解決機関・専門家への橋渡し | ○ |
| | | iii 地域連携の推進（見守りネットワークの構築等） | ○ |
| | | iv 訴訟を通じた権利回復（特定適格消費者団体が中心） | ○ |

（出所） 拝師徳彦「消費者団体の役割と活動」『国民生活』2016年6月（<http://www.kokusen.go.jp/wko/data/bn-sundokonjaku.html> 2019年3月1日アクセス）により筆者が加筆作成。

戦後から1980年代半ばまでは、消費者団体の活動はデモ、不買運動、署名運動、商品テストなどの抵抗型の運動が多かった⁴⁵⁷。

1990年代以後、消費者団体による意見表明、政策提案などの法律や制度の創設・改正のための取り組みも活発になっている。『製造物責任法』『食品安全基本法』などの制定、消費者庁・消費者委員会の設置、公益通報者保護制度、消費者団体訴訟制度などの成立を促した。

近年は、消費者組織が消費者行政を監視すると同時に、適格消費者団体が各地に設立されている。それらの団体は消費者の代わりに事業者への訴訟を起こすことを通じて、事業者の違法行為の停止を求める差止請求、および被害の救済という適格消費者団体としての特有の活動も行っている⁴⁵⁸（表4-17参照）。

表4-17 戦後日本における食品安全をめぐる消費者運動

| 時期 | 消費者問題/消費者運動 | 法整備や行政への働きかけ |
|-------|--|--|
| 1945年 | 10月、大阪鴻池新田の主婦15人が米穀配給公団に風呂敷を持って押し掛け・遅配・欠配分の米を要求した「米よこせ事件」発生 | 1946年に東京都世田谷区で「米よこせ大会」が開催、同年5月19日に皇居前広場で労働者や主婦ら約25万人が集結した「飯米獲得人民大会」（通称「食糧メーデー」）の開催、食糧事情の現状を訴えたが、翌日のマッカーサーの「暴民デモ許さず」との声明で鎮静化した。 |
| 1948年 | 牛肉価格の高騰に対して大阪主婦の会が牛肉不買運動を行い、農協から仕入れた牛肉を安く売った。 10月、主婦連合会結成 | |
| 1950年 | 主婦連合会が有害色素オーラミンの試買テストを実施 | 厚生省人口着色料オーラミン使用禁止（1953年） |
| 1951年 | 3月、日本生活協同組合連合会設立 | |
| 1952年 | 輸入外米に黄変米を発見 7月、全国地域婦人団体連絡協議会（地婦連）結成 | |
| 1954年 | 7月、政府の黄変米配給に反対運動（主婦連、日本生協連、婦人有権者同盟などが陳情・抗議活動） | 黄変米の配給禁止 |
| 1955年 | 森永ヒ素ミルク事件の発生 その事件の被害児の親たちなどは相次いで「被災者家族中毒対策同盟」、「森永ミルク被災者同盟全国 | 製造物責任法が施行される前で、過失責任主義であったため一審では森永に無罪判決が出されたが、1973年になって有罪判決となった。 |

⁴⁵⁷ 音好宏、莫广瑩、鄭秀、金廷恩「メディアに描かれた消費者運動・団体」『コミュニケーション研究』2007年、101-132頁。

⁴⁵⁸ 拝師徳彦「消費者運動の昔・今・これから 消費者団体の役割と活動」『国民生活』2016年6期（http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201606_10.pdf 2019年3月12日アクセス）；全国消費者団体連合会HP「消費者運動と全国消団連の歩み」

（<http://www.shodanren.gr.jp/about/history.php> 2019年3月12日アクセス）

| | | |
|-------|--|---|
| | 行議会」、「森永ミルク中毒の子供を守る会」を結成し、行政・業者を対象に損害賠償をめぐる交渉や裁判を起こし、森永製品不買運動を行なった。 | 1973年12月、守る会、厚生省（国）、森永乳業により、ようやく「三者会談確認書」が締結され、被害者を恒久救済することで合意し、森永乳業は救済資金を拠出することを約束した。この合意に基づいて被害者恒久救済のための「ひかり協会」（現、公益財団法人ひかり協会）が1974年4月に設立された。 |
| 1956年 | 熊本県水俣病発生、被害者は訴訟で賠償をもとめる 12月、全国消費者団体連絡会（全国消団連）結成 消費者団体による連携が全国に広がり、そのネットワークは大きな社会発信力を持った | 1968年、国はチッソの工場排水が水俣病の原因と認め、チッソは原因となったアセトアルデヒドの製造を中止した。 患者の救済に関して、国が定めた水俣病認定基準を巡る訴訟が続いた。政府からも解決策が出され、また、最高裁判所が国の認定基準より幅広い救済を認める判決を出した。2009年には水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法が成立した。 |
| 1957年 | （1964年）粉末ジュースの表示不正に対する主婦連合会による不良ジュース追放運動 2月、第1回全国消費者大会開催「消費者宣言」採択 | この表示をめぐる裁判にも発展し、最高裁では公正競争規約の表示に対して消費者には不服申し立ての権利がないと敗訴判決を受けた。しかし、裁判中に公正取引委員会が業者に対して無果汁と表示をするように告示をしたので、実質的にはジュースの表示について適正化が図られた。 |
| 1960年 | 8月、国際消費者機構（IOCU）結成 9月、偽牛缶の発覚、主婦連合会など消費者の批判が高まった | 表示の適正化が求められ、1962年には景品表示法が制定された。 |
| 1962年 | 5月、サリドマイド事件 5月、ケネディ米大統領「消費者の4つ権利」宣言（アメリカ） | |
| 1966年 | 8月、主婦連、ユリア樹脂製食器からホルマリン検出 | 8月、通産省、ユリア樹脂製食器でJIS以外は販売禁止を勧告 10月、厚生省、プラスチック製食器の新しい衛生基準を告示 |
| 1967年 | 5月、ポッカレモンの不当表示事件に対して、消費者の批判高まる | 1967年6月、公正取引委員会、レモン飲料7社に排除命令 1973年3月、公正取引委員会、「無果汁の清涼飲料水などについての表示」を指定（告示） |
| 1968年 | カネミ油（PCB）中毒事件 | サリドマイド事件（1962年）やカネミ油症事件（1968年）などの大量生産品による健康被害の増大も深刻化。消費者問題が多発するようになり、兵庫県が1965年に生活科学センターを設立し、これがモデルとなって全国に行政の支援による消費生活センターが設立されるようになった。 また、初めての国による被害者に対する公的救済として2012年に「カネミ油症患者に関する施策の総合的な推進に関する法律」が成立した。 |
| 1969年 | ・牛乳のPCB汚染問題化 ・人工甘味料チクロの発がん性問題 | 11月、経済協力開発機構（OECD）に消費者政策委員会（CCP）設置 |
| 1970年 | ・業者の合成甘味料のチクロの使用に対し、消費者5団体、「チクロ追放消費者大会」で合成甘味料のチクロ入り食品不買を決定 ・農村女性の母乳からBHC・DDT検出される | 厚生省人工甘味料ズルチン・チクロの使用禁止 消費生活センター設立 |
| 1971年 | 4月、主婦連は「果実飲料などの表示に関する厚生競争規約」に不服申し立て 5月、日本消費者連盟、乳児用粉ミルクについて薬事法違反等で大手乳業メーカーを告発 | 12月、農林省、BHCとDDTの全面禁止（1971年） |
| 1972年 | 4月、魚類のPCB汚染問題化に対し、全国消団連が「PCB追放大会」開催 5月、日本消費者連盟、ヤシ油入り牛乳密造の明治乳業を追及 | |
| 1973年 | 6月、全国消団連がPCB汚染魚の追放を水産庁に申し入れ | 6月、「食品衛生法」改正 |
| 1973年 | 1月、消費者団体と消費者連盟、「石油タンパク検討会」で飼料化反対を申合せ 4月、千葉ニッコー株式会社製造の食用油に熱媒体ピフェニルが混入した事件 | 3月、公取委、「無果汁の清涼飲料水等についての表示」を指定（告示） |
| 1974年 | 豆腐やねり製品などの殺菌剤として使われていたAF2が強力な突然変異誘起物質であると学者グループが発表。 7月、消費者34団体（地域の草の根グループから全国的な消費者団体まで）が食品添加物のAF2を追放する総決起大会開催、追放運動を展開する | 食品メーカー使用中止回答、地方議会の採択。ついに8月に厚生省は発がん性認め、AF2を全面禁止に。 |

| | | |
|-------|---|--|
| 1975年 | 5月、食品衛生調査会が人工甘味料のサッカリンの暫定使用基準を大幅に緩和することを強行 6月、消費者21団体、「サッカリン追放連絡会」結成集会開催 7月、給食用パンへ添加したリジンの発がん性問題に対し、消費者団体、「リジン添加阻止全国集会」を開催、食品添加物リジン追放運動を展開すると同時に、文部省に要望書を提出 | |
| 1976年 | ・ポリプロピレン製食器からBHT（酸化防止剤）溶出問題 ・ロングライフ牛乳問題 1月、消費者団体、塩ビ食品容器の不買運動を開始 東京都衛研、ポリプロピレン製食器からBHT（酸化防止剤）を検出 | |
| 1977年 | 5月、厚生省、カビ防止剤OPPの使用許可に対し、消費者団体が第1回OPPボイコット集会開催 | |
| 1978年 | ベビーフード原料を殺菌するために、コバルト60で照射し、加工し販売したという事件が明るみに 4月、消費者団体9団体で、科学技術庁・厚生省に放射線照射ジャガイモの禁止を申し入れ 8月、消費者29団体、防カビ剤TBZ使用輸入果実の不買を宣言 | |
| 1980年 | | 3月、国民生活センター、商品テスト・研修施設開所 |
| 1981年 | 6月、IOCU第10回世界大会の開催。消費者被害を防ぐ国際監視体制を提言 10月、東京弁護士会、食品安全基本法を提案 日本消費者連盟、薬漬け養殖魚追放運動を開始 | |
| 1982年 | 2月、日弁連が「食品衛生法の改正を求める意見書」を厚生省に提出 | |
| 1983年 | 食品添加物問題 | 8月、食品に含まれる添加物78品目の用途名、物質名表示を義務付け |
| 1984年 | 6月、人工甘味料アスパルテーム追放で味の素社に製造・販売中止を申し入れ | |
| 1985年 | 7月、輸入ワインのジエチレングリコール混入事件 | 厚生省販売自粛を要請 |
| 1986年 | ソ連のチェルノブイリ原発事故で放射能汚染食品問題 5月、カネミ第2陣控訴審判決（福岡高裁） 6月、生鮮野菜から、食品添加物が検出された | 厚生省が添加物の適正使用について指導 |
| 1987年 | 3月、カネミ油症事件原告とPCB製造元の鐘淵化学工業が和解 4月、カネミ油症事件被告の国が原告団の訴訟取り下げに同意手続き 7月、日本消費者連盟、メラミン食器の安全性について厚生省交渉 | 9月、「流通食品への毒物の混入等の防止に関する特別措置法」公布 |
| 1989年 | | 11月、厚生省「化学的合成品以外の食品添加物表示基準」制定 |
| 1990年 | 8月、輸入レモンからポスト・ハーベスト農薬[2,4-D]検出 | 1月、通産省「消費者志向優良企業表彰制度」創設（2005年まで休止、2018年から消費者庁による『消費者志向経営優良事例表彰』制度のスタート） 6月、「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」公布 |
| 1991年 | 4月、日弁連と7つの消費者団体「欠陥商品110当番」実施 5月、消費者団体、製造物責任法制定決起集会 | 10月、国生審消費者政策部会報告「総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」（中間報告）公表 |
| 1993年 | 2月、消費者運動団体、消費者相談専門家団体、日本弁護士連合会、学者らが団結した「消費者のための製造物責任法の制定を求める連絡会」が署名運動、シンポジウム、学習会、地方自治体意見書採択の他に、「欠陥商品110番」を実施 | 6月、「JAS法」改正 10月、国生審消費者政策部会報告「総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」公表 11月、厚生省「食品の日付表示に関する検討会」報告公表 11月、農水省「食品表示問題懇談会」報告公表 11月、食品に係る消費者被害防止・救済対策研究会報告公表 11月、産構審総製品安全部会答申「事故防止及び被害救済のための総合的な製品安全対策のあり方について」 12月、国生審消費者政策部会報告「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について」公表 12月、国生審消「製造物責任制度を中心とした総合的な消費者被害防止・救済の在り方について（意見）」公表 |

| | | |
|-------|---|--|
| 1994年 | | 12月、厚生省「食品衛生法施行規則」等改正 12月、農水省「JAS法に基づく日本農林規格及び品質表示基準」(告示)改正 |
| 1995年 | 2月、日本消費者連盟、米国産リンゴのTBZ汚染、輸入禁止申し入れ 7月、日本消費者連盟、ねりワサビ・カラシに発がん性香料添加の事実発表 9月、水俣病被害者組織5団体、政府の示した最終解決案を受け入れ | 10月、国民生活センターHP開設 10月、国民生活センター「こんにゃくゼリー窒息事故情報公表 |
| 1996年 | 7月、病原性大腸菌O-157による食中毒続出 | 7月、O-157関係関係会議設置 9月、青果物5品目に対し原産地表示を義務づけ |
| 1997年 | 1983年から、ダイオキシン汚染問題 3月、日本消費者連盟、トラフグ養殖のホルマリン不法投与禁止を厚生省に要請 11月、遺伝子組換え食品に対して消費者から表示の要求高まる | |
| 1998年 | 6月、カップ麺の環境ホルモン溶出論争 8月、日本消費者連盟、農水省の遺伝子組み換え食品表示案について表示義務化の意見提出呼びかけ | 5月、「HACCP支援法」公布 10月、農水省「食品等の表示・規格制度の見直しについて」報告書公表 11月、農水省「有機食品の検査・認証制度導入について」報告書公表 |
| 1999年 | 5月、主婦連合会など消費者5団体は農林水産省と厚生省にクロール牛の市場流通に反対の意を示す 6月、主婦連はダイオキシン汚染食品・受精卵クロール牛など安全の確保のため、行政に申し入れ 11月、第38回全国消費者大会開催 消費者被害の救済に役立つ消費者契約法の制定を求める特別決議 | 7月、「JAS法」改正 7月、「ダイオキシン類対策特別措置法」公布 |
| 2000年 | 6月、雪印乳業低脂肪乳食中毒事件 | 1月、厚生省食品衛生調査会バイオテクノロジー特別部会報告「組換えDNA技術応用食品・食品添加物の安全性審査の法的義務化」公表 5月、遺伝子組換え食品の安全性審査義務化に関する告示公布 |
| 2001年 | 9月、日本でBSE発生 | 10月、全ての食用牛を対象とした異常プリオン(牛海綿状脳症)検査の開始 10月、牛の特定危険部位の除去焼却義務化 |
| 2002年 | 1月、雪印食品の牛肉偽装、内部告発により発覚 3月、全農チキンフーズの鶏肉産地偽装 5月、中国産輸入ハウレンソウから禁止農薬検出 8月、日本ハムの牛肉偽装・隠蔽発覚 | 6月、「JAS法」改正(罰金額引き上げ) 6月、「BSE対策特別措置法」公布 |
| 2003年 | 4月、「食の安全・監視市民委員会」結成、日本消費者連盟が事務局 | 5月、「食品安全基本法」公布(食品安全委員会設置等) 6月、食品安全関連5法公布(「HACCP支援法」の改正等) 6月、食品の安全・安心のための政策大綱を公表 6月、総務省に消費者行政課設置 7月、農水省に消費・安全局設置 7月、加工食品に係る期限表示用語の統一 10月、生産情報公表JAS規格(牛肉)の制定 |
| 2004年 | 1月、高病原性鳥インフルエンザが発生 10月、全国消団連が「消費者団体訴訟制度に関する要求」と「要綱試案」を内閣府に提出 | 6月、「公益通報者保護法」公布 |
| 2005年 | | 6月、食育基本法制定 7月、「JAS法」改正 |
| 2006年 | | 5月、消費者団体訴訟制度(消費者契約法の一部を改正する法律)成立 |
| 2007年 | ミートホープ事件等の食品偽造相次ぐ | 6月、改正消費者契約法(消費者団体訴訟制度)施行 8月、適格消費者団体の認定 |
| 2008年 | 1月、中国産冷凍ギョーザ中毒事故 生協は15の調査団を派遣し、中国食品メーカー60社を現地検査した。 3月、全国消団連、『消費者行政を一元化した新組織』に関する考え方を工業 5月、全国消団連、国民生活審議会「消費者・生活者を主役とした行政への転換に向けて」に対し意見提出 6月、産地偽装(ウナギ、飛騨牛、比内地鶏)相次ぐ 8月、全国消団連、「消費者行政新組織創設に係る国会審議についての意見」、「食品安全行政の充実強化についての意見」提出 9月、汚染事故米の食用転売問題 全国消団連、「消費者行政新組織の早期創設への | |

| | | |
|-------|--|---|
| | 要望」提出 | |
| 2009年 | 全国消団連、一連の消費者行政・消費者政策に対する提言 5月、日本消費者連盟と他団体と食品への放射線照射に反対する署名開始 | 4月、「JAS法」改正 4月、「米穀等の取引等に係る情報の記録および産地情報の伝達に関する法律」（米トレーサビリティ法）公布 9月、消費者庁・消費者委員会発足 消費者庁に「食品SOS対応プロジェクト」発足 消費者安全法等制定（2009年） |
| 2010年 | 全国消団連、地方消費者行政の充実・強化、消費者団体支援、集団的消費者被害救済制度などについて意見提出 | |
| 2011年 | 4月、生食用牛肉で集団食中毒発生 全国消団連、消費者行政の充実・強化、集団的消費者被害救済制度などについて意見提出 | |
| 2012年 | 全国消団連、地方消費者行政、消費者関連法3法、集団的消費者被害回復に係る訴訟制度、BSE対策について提言 | 7月、消費者「地方消費者行政の充実・協会のための指針」策定 8月、消費者庁「食品表示一元化検討会」報告書公表 消費者庁長官に消費者団体から初の任官（阿南久、前全国消団連事務局長） |
| 2013年 | 10月、ホテル、百貨店、レストラン等における食品表示等の不正事案多発 11月、全国消団連、食品表示について提言 12月、アクリアーズ、冷凍食品の農薬混入事案発覚 | 6月、「食品表示法」公布、「食衛生法」「JAS法」「健康増進法」「消費者契約法」（食品表示法へ差止め請求の対象拡大）改正 10月、水銀に関する水俣条約採択 12月、「消費者の財産的被害の集団的回復のための民事の裁判手続きの特例に関する法理」公布 |
| 2014年 | 8月、全国消団連、景品表示法への課徴金制度導入運動の開始 | 9月、日消連の呼びかけで「消費者・生活者9条の会」発足 11月、景品表示法への課徴金制度を導入する法改正成立 |
| 2015年 | 全国消団連、機能性表示食品、消費者被害防止救済基金について提言 10月、日本消費者連盟、外食産業などに家畜への抗菌剤使用等に関する質問状 | |

（出所）①内閣府「消費者問題年表」

（https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/torihiki_rule/doc/009_180920_sankou3.pdf 2019年3月6日アクセス）；②内閣府食品安全委員会「内閣府食品安全委員会事務局平成17年度食品確保総合調査報告書—国内で発生した事故事例を対象として食品安全に係る情報の収集と提供に関する調査報告書」；③全国消費者団体連合会HP「消費者運動と全国消団連の歩み」（<http://www.shodanren.gr.jp/about/history.php> 2019年3月12日アクセス）；④日本消費者連盟HP「日本消費者連盟の歴史」（<http://nishoren.net/history> 2019年3月12日アクセス）などにより筆者整理作成。

消費者庁が2014年に実施した統計によると、現在日本では消費者団体の数は広域団体⁴⁵⁹294、県域団体477、地域団体1350、合計2121となり、会員数は広域団体3714万人、県域団体3157万人、地域団体1446万人となっている⁴⁶⁰。大まかに計算すると、広域団体に加入した消費者の比率だけでも、全国人口数1.268億人の約29%を占めている（表4-18参照）。最近、消費者団体が関心を持って取り組んでいる消費者問題は「環境問題」が51.8%と最も多く、次いで「食品に関する問題」が50.6%、「消費者啓発・教育」が48.4%と続いている⁴⁶¹。

⁴⁵⁹ 広域団体：都道府県の範囲を超え、ブロック又は全国に会員がいて活動を行う団体。

県域団体：都道府県のおおむね全域に会員がいて活動を行う団体。

地域団体：郡、市、区、町、村などを範囲として活動を行う団体。

⁴⁶⁰ 日本消費者庁HP「平成26年度 消費者団体名簿—消費者団体の現状について（増補版）」

（https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/consumer_organization_list_2014/pdf/consumer_organization_list_2014_all.pdf 2019年3月5日アクセス）

⁴⁶¹ 前掲「平成26年度 消費者団体名簿—消費者団体の現状について（増補版）」、360-361頁。

表 4-18 日本の消費者団体数、会員数

| | 広域団体 | 県域団体 | 地域団体 | 合計 |
|------------------|--------|--------|--------|------|
| 団体数 | 294 | 477 | 1350 | 2121 |
| 延べ会員数 (単位：万人) | 3713.8 | 3156.7 | 1446.1 | — |

注 1：会員数の集計に際しては、単位団体の連合体の会員数を除いている。

注 2：会員数の回答がなかった団体は、会員数を「0」として集計している。

注 3：会員数は「広域団体、県域団体、地域団体」の間で重複することがあるため、単純に合計することはできない。

(出所) 日本消費者庁 HP 「平成 26 年度 消費者団体名簿—消費者団体の現状について (増補版)」、358 頁

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/consumer_organization_list_2014/pdf/consumer_organization_list_2014_all.pdf 2019 年 3 月 5 日アクセス)

要するに、戦後の日本では、消費者運動の長期にわたる不撓不屈の取組みのおかげで、消費者行政の改善や商品品質の向上のための規制強化や企業の経営理念の刷新が行われるようになった。その結果、多くの企業は、消費者志向の経営を推進して消費者の意向に応えることが企業の責任であると、それを当たり前と思うようになった。それによって、社会全体では、消費者志向でなければ、企業は競争に生き残れないという経営風土が築き上げられている。また、食品安全などを含む消費者問題の自助—共助—公助の連携が実現されると共に、消費者主権の理念が次第に日本社会に根付いていった。

2. 業界団体の自主規制

日本では、食品業界団体の組織率が比較的に高い水準を維持していることで、組織傘下の食品業者に対する自主規制は比較的に容易に行われる。

日本醤油協会は全国醤油工業協同組合連合会 (49 組合、約 1400 企業) と大手企業 5 社 (キッコーマン(株)、ヤマサ醤油(株)、ヒゲタ醤油(株)、ジャパン・フード&リカー・アライアンス(株)、ヒガシマル醤油(株)) によって構成されている⁴⁶²。2007 年の統計資料によると、業界団体の組織率はすでに約 98%に達している⁴⁶³。

2016 年年末の統計によると、最大規模の農業生産者の業界団体である JA (全国農業協同組合連合会) に加入した組合員⁴⁶⁴数は 1044 万人である⁴⁶⁵。北海道では、

⁴⁶² 醤油情報センターHP 日本醤油協会 (<https://www.soyssauce.or.jp/about2/kyoukai.html> 2019 年 3 月 18 日アクセス)

⁴⁶³ 農林水産省 HP 「環境自主行動計画フォローアップチーム会合」の調査資料 (http://www.maff.go.jp/j/study/kankyoo_followup/h19_02/pdf/data7-5.pdf 2019 年 3 月 18 日アクセス)

⁴⁶⁴ JA 組合員には「正組合員」と「准組合員」の 2 種類がある。「正組合員」は農業を仕事にしている人 (団体)、「准組合員」は地域に住み農業以外の仕事をしている人が、地元の JA に出資金を払い込み、その他の手続きをすることで加入することができる。「正組合員」も「准組合員」も JA のいろいろな事業サービスや施設を使うことができる。「准組合員」は、「正組合員」と違い、総会での議決権や役員の選挙権など JA の運営に関与することができないが、地域を支える協同組合の仲間たちである。

⁴⁶⁵ 全国農業協同組合連合会 HP 「全農の役割」(<https://www.zennoh.or.jp/about/role.html> 2019

約 11 万人の農業従事者のうち、約 64%の 7 万人は JA の正組合員である。地域住民の内、約 28 万人は JA の准組合員である。JA に加入した農業従事者と地域住民を合計すれば、北海道人口(約 542 万人)の約 7%に相当する(札幌市を除くと約 9%)。北海道産の農畜産物の 9 割は JA 経由で市場に販売されている⁴⁶⁶。JA の北海道における農業従事者の組織率は比較的が高いといえる。

各業界団体は食品安全に関する具体的な業務指導、ガイドライン作成、認証・教育、消費者啓発などの事業を通じて、自主規制を行なっている。

たとえば、JA は基準の遵守、生産・物流過程の記帳、全農(JA グループのなかで農畜産物の販売や生産資材の供給など経済事業を行う組織)商品の区分管理を重要なチェック事項とする全農安心システムに従って、食用農畜産物の安全を管理している。

全農安心システムに参加した食用農畜産物の生産業者は既定の生産基準に従い、各生産管理をきちんとした上で、生産過程の各項目を詳しく記録する。JA はその生産過程に対して、サポートする。

JA は外部の検査機関に依頼して、生産過程と生産結果を検査してもらう(図 4-19 参照)。有機農産物検査員の有資格者が実際に現地に赴き、全農安心システムの基準で確認を行う。検査員は産地・加工場の担当者から話を聞き、資料確認を行い、報告書を審査機関に提出する。審査機関では、その報告書をもとに再度点検を行う。こうして、外部担当者により 2 段階ものチェックが行われ、そこで認められたものを全農が認証し、認証書を発行する⁴⁶⁷。認定された「全農安心システム商品」と「それ以外の商品」とを区別しながら、加工・包装したり、流通させたりする。また、商品生産についての情報は現場で確実に記録され、残される。必要があれば、再確認できる。それらの措置は消費者の安心につながる。全農のホームページにも産地関連の情報を公開している。

全農は JA 全農親子農業体験ツアー、全農親子料理教室、出前授業、田んぼの生き物の調査などのプロジェクトを立ち上げ、生産者と消費者との交流、消費者啓発や食育事業にも取り組んでいる⁴⁶⁸。

年 3 月 16 日アクセス)

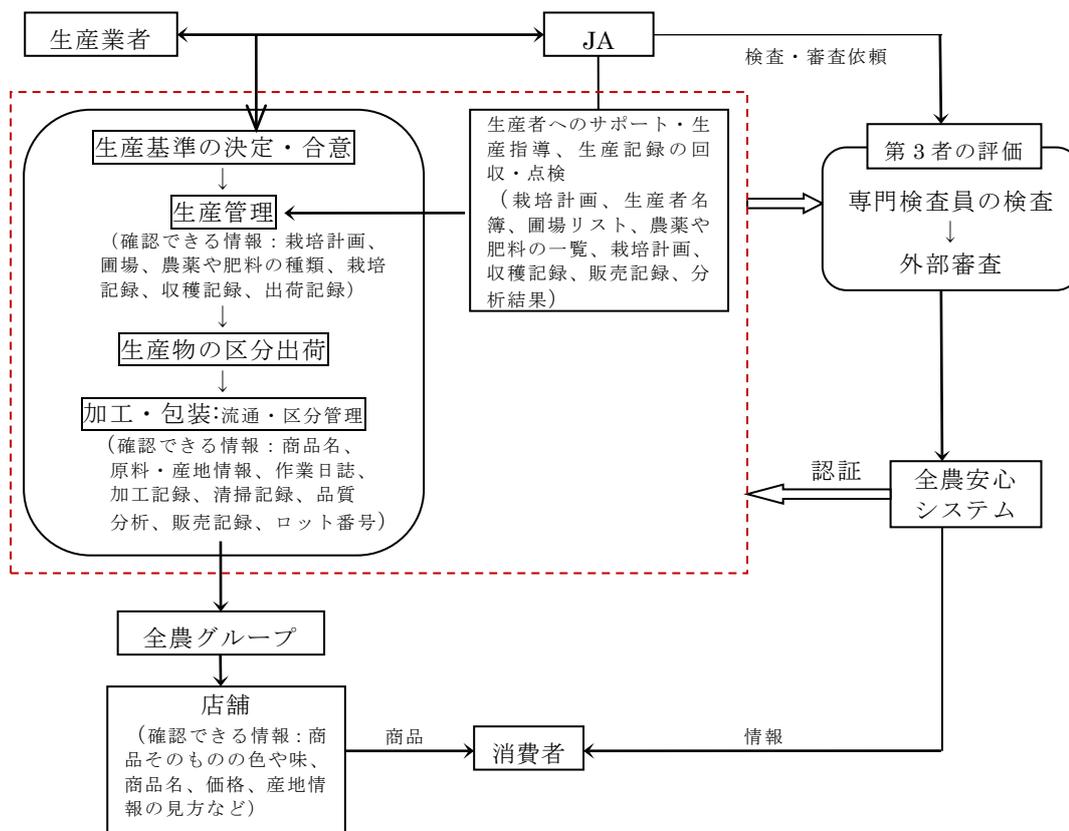
⁴⁶⁶ JA 北海道中央会「北海道の JA の概要と特徴」平成 27 年 1 月、4 頁

(http://www.ja-hokkaido.jp/manager/wp-content/uploads/2015/10/jagaiyou_150130.pdf 2019 年 3 月 16 日アクセス)。

⁴⁶⁷ 「全農安心システムのご紹介」(<https://www.zennoh.or.jp/zennoh-anshin/01.html> 2019 年 3 月 16 日アクセス)

⁴⁶⁸ 「全農レポート 2018」(https://www.zennoh.or.jp/zennoh-report/2018/index_h5.html#58 2019 年 3 月 16 日アクセス)

図 4-19 全農安心システムと検査・審査・認証の仕組み



(出所)「全農安心システムのご紹介」(<https://www.zennoh.or.jp/zennoh-anshin/01.html> 2019年3月16日アクセス)により筆者整理。

全国清涼飲料連合会は、日本加工食品業界における最大規模の売上高を誇る業界団体である。その活動理念には、会員企業の利益、業界共通の共益、社会共通の公益の3益があり、中でも共益と公益を優先している⁴⁶⁹。連合会は加入会員に対して、コンプライアンス研修・衛生管理講習会、清涼飲料水製品安全対策の強化(HACCPを制度化するために、会員社の中小企業が対応できるように現場調査を入念に行い、衛生管理手引書を作成する)、情報公開などを行っている。消費者に対しても、製造面の安全保障だけではなく、安全安心な飲み方や取扱いをめぐる開栓後の品質劣化について啓発する冊子の作成などの活動にも携わっている⁴⁷⁰。

日本の百貨店協会は協会のCSR方針を発表した上で、食品安全推進委員会も常設している。百貨店版HACCPの手引書を作成したり、GIマーク⁴⁷¹の取り扱い

⁴⁶⁹ 全国清涼飲料連合会 HP 「全清飲 2018 活動レポート」(<http://j-sda.or.jp/about-jsda/activitiesreport/2018.php> 2019年3月16日アクセス)

⁴⁷⁰ 同上。

⁴⁷¹ GI マークは、「特定農林水産物等の名称の保護に関する法律」(2014年6月公布)に基づき登録された産品の地理的表示と併せて付すもので、産品の確立した特性と地域との結び付きが見られる真正な地理的表示産品であることを証するものである。本マークは、地理的表示を使用する際に一緒に使用することができるものであり、登録されていない、または基準を満たしていない農林水産物等に本マークを使用することはできない。また、本マークを不正に使用した場合は、地理的表

を拡大したりしている⁴⁷²。また、加盟各社の従業員を対象に、食品担当者の食の安全に関する業務遂行能力をアップするために百貨店食品安全アドバイザー検定資格制度を2008年から設置している⁴⁷³。

2013年、一連のホテルのメニュー表示偽装事件が発生した。この問題を受け、日本ホテル協会は再発防止のため、協会会員のホテルを対象に、法の概要や法に抵触する事例についての理解を深めることを目的として、講習会を行った。

一部の業界団体は食品安全にかかわる共済事業にも取り組んでいる。

社団法人日本食品衛生協会は食品営業賠償共済保険制度を創設している。加入した会員の代わりに、提供した飲食物・食品の容器に起因する食中毒や病気や損傷事件について、被害を受けた消費者に損害賠償金を支払うことになる⁴⁷⁴。それによって、業界団体の共助を通じて個別の食品営業者の食品安全賠償負担を軽減することができる。

3. マスメディアなどの社会監視の目の厳しさ

マスメディアも食品安全の世論監視において果たす役割が大きい。森永ヒ素ミルク事件、ミートホープ食肉偽装の告発事件では、マスメディアの報道が行き詰まった事件の最終的解決を導くのに大いに貢献した。

現在の日本では、食品安全に対してマスメディア等の社会監視の目は厳しい。テレビなどは事件を報道する際、必ず容疑者の名前、年齢、職業などの情報を公開する。事件が起こって間もなく、関係責任者が記者会見を開き、厳しく責任を追及され、公開謝罪するのが通常のやり方である。

営業を止めて、会社を畳むどころか、責任者が自殺に追い込まれたこともある。2004年3月8日、浅田農産（兵庫県姫路市）会長の浅田肇と妻の知佐子が自殺しているのが発見された。浅田が経営する養鶏場では鶏の大量死を知りながら、行政機関に通報することなく、加工業者に出荷を続けた。鳥インフルエンザの第一発生源の農場主として、初動対応の遅れをもたらし、感染が広まる危険性を高めたと批判が起こった。京都府警が家畜伝染病予防法（届け出義務）違反の疑いで、調査の網を狭める中、浅田は日本養鶏協会（東京）の理事と副会長の職を同協会から3月1日付けで解任された。7日午後、浅田は本社で記者会見を開き、「世間に迷惑をかけ、お詫びしたい」と謝罪した後、死をもって責任を償おうとしたのであった⁴⁷⁵。

示法の規定に基づき、罰則が科されることになる。

⁴⁷² 日本百貨店協会 HP (http://www.depart.or.jp/common_depart_associate_summary/show 2019年3月16日アクセス)

⁴⁷³ 「百貨店協会：「食の安全」検定資格 従業員対象に新設へ」『毎日新聞』2008年7月7日。

⁴⁷⁴ 公益社団法人食品衛生協会 HP 「共済保険制度」 (<http://www.n-shokuei.jp/kyousai/baisyau.html> 2019年3月16日アクセス)

⁴⁷⁵ 「浅田農産会長夫妻が自殺鶏感染渦中姫路の本社」『朝日新聞』2004年3月9日。

2008年の「三笠フーズ」の汚染米転売事件が発覚した後、農林水産省が公表した流通先の業者の一つで、奈良県広陵町の米穀販売会社「ナカガワ」の社長が自殺した。農林水産省の植物防疫課長の都倉祥夫も自殺した。

その三人の自殺には、社会監視や追及される責任の重みに耐えきれなかったところがあると察せられる。

日本の消費者から企業に対する信用がいったん失われると、なかなか違法業者にやり直しのチャンスは与えられないのである。客足が遠のくばかりで、経営規模を問わず倒産を余儀なくされる業者も少なくない。雪印乳業、雪印食品、ミートホープのほかに、1984年の辛子蓮根中毒事件の三香、2002年の違法添加物を食品香料として販売した協和香料化学、2007年の比内地鶏を偽造し続けた比内鶏、2013年の米偽造事件の三瀧商事などが挙げられる。

4. 知識人・弁護士の役割

食品安全の保障や被害者の救済において、専門的知識がある有識者や弁護士の果たす役割は欠かせない。

森永砒素粉ミルク事件では、最初、岡山大学附属病院小児科教室の浜本英治教授が、多くの人工栄養児の原因不明の症状がヒ素中毒症に類似しているため、疑いのある森永乳業徳島工場製のMF印ドライミルクのヒ素分析を法医学教室に依頼した。その結果、原因が判明した。

事件発生後、森永乳業はこの事件を工場の過失とは考えておらず、被害児への謝罪や補償の意思を示さなかった。そこで、被害乳児の親たちは「守る会」を結成し、国や森永乳業の責任追及と被害者への補償・救済を求めて交渉を繰り返した。しかし、14年間にわたって苦闘を続けたが、余り成果が得られなかった。

事件が次第に風化していく中、大阪大学医学部衛生学教室の丸山博教授らは、一軒一軒被害児の家を訪問し、親から直接に中毒時の状況、成長過程や現状を聞き取って、被害児に何らかの後遺症が存在することを確認した。丸山教授は、1969年10月30日に岡山市で開かれた第27回日本公衆衛生学会において、「14年前の森永MFヒ素ミルク中毒患者はその後どうなっているか」と題して、被害児67名の追跡訪問調査の結果を発表した。それをきっかけにして、丸山報告がマスメディアに大きく取り上げられ、事件は再び社会問題化した。丸山教授の報告は暗闇の中で苦しんできた被害児とその親たちにとって、まさに闇夜を照らす光明であった。これを受けて、医療・保健・教育・法律家を中心にさまざまな団体や個人が「守る会」の支援に立ち上がった。

また、被害者弁護団団長として取り組んだ中坊公平も大きな役割を果たした。最初、中坊は知人の弁護士から国・森永を提訴した森永ヒ素ミルク事件の被害者弁護団長を頼まれた時、彼は「被害者側に立つ事で、これまでの依頼者との信頼

関係を失うかもしれない」と悩んだ。そこで、同じ弁護士の父親に相談したところ、「子供に対する犯罪に右も左もないやないか!」「そんな情けない子に育てた覚えはない」と言われたそうだ。その言葉で、中坊は引き受ける決心をした。他の被害者のための弁護士としての仕事を務めた後、土曜・日曜を使い森永ヒ素ミルク中毒被害者宅の訪問を4ヶ月間続けたという。

浜本教授、丸山教授、中坊弁護士を始めとする専門家たちはその事件の調査、救済事業を開始させるにあたっての役割、より質の高い救済事業を作り上げていくための役割、救済事業を客観性のあるものにする役割をそれぞれ果たしてきた⁴⁷⁶。

同事件で、被害者の立場に立って、被害者の権利を保護してきた有識専門家と対照的なのが、事件発生当時に被害者を切り捨てようとした専門家たちの存在である。

厚生省の依頼を受けて、日本医師会は小児保健学会会頭で大阪大学医学部の西沢義人教授を委員長とする6人からなる委員会⁴⁷⁷を設けて、ヒ素ミルク中毒の判断基準及び治療指針の作成について審議した。しかし、西沢委員会の診断基準は、典型的症状とヒ素中毒の急性症状を重視したため、非典型例の多数の被害児と慢性・遅発性の中毒の多様な症状を切り捨てることになり、ヒ素ミルク被害児と認定されなかった被害者が実は多くいることがのちに判明した⁴⁷⁸。さらに西沢委員会は、「ヒ素ミルク中毒患者はほとんどが治癒しており、治療中の被害児もいずれ完治する」と発表した。

森永の要請を受けた厚生省は有識者5名からなる「五人委員会」を作り、事件の「解決」を図ろうとした。その「五人委員会」のメンバーには森永と関係のある人物がいた。また、委員会費用は日本乳製品協会（森永は同協会の会員企業である）という企業団体が負担していた。結局、「五人委員会」が西沢委員会の発表を参考にして出した意見書は、①死亡者には25万円、②患者には1万円、入院患者には2千円を上限とする追加金を支払う、③後遺症はほとんど心配する必要はないなど、被害者の権利を無視したものであり、会社側にとって都合のよいものであった。その補償額は、被害者が要求していた「死者250万円、重症者100万円」の1/10に過ぎなかった。

西沢委員会、五人委員会は中立を装っていたが、ともに森永乳業の立場を擁護する立場に立っていた。

丸山教授が日本公衆衛生学会において発表した調査結果によって、事件による中枢神経系の障害を残した子供たちが多数いることが明らかになった。この学会

⁴⁷⁶ 公益財団法人ひかり協会 HP 「ひかり協会 40年の歩み 恒久救済の道を求めて」102頁 (<http://www.hikari-k.or.jp/hikari/40nensi10.pdf> 2019年2月5日アクセス)

⁴⁷⁷ 西沢義人の他に、西岡山大学・浜本英次教授、徳島大学・北村義男教授、兵庫医科大学・平田美穂教授、京都府立医科大学・中村恒夫教授、奈良医科大学・吉田邦夫教授らである。

⁴⁷⁸ 公益財団法人ひかり協会 HP 「ひかり協会 40年の歩み 恒久救済の道を求めて」15頁 (<http://www.hikari-k.or.jp/faq5.html> 2019年2月5日アクセス)

に出席した西沢義人教授は森永ヒ素ミルク中毒の後遺症とその因果関係を否定した上で、調査チームに医師が参加していないと反論し、報告の信頼性に難癖をつけた。

そのような政府や業者側に付いて被害を直視しなかった学者は「すでに事件により一度殺されている」被害者側の立場に立っておらず、被害者たちの苦痛を無視し、行政や業者寄りの立場に立って「被害者を二度殺す」役割を果たしたといえる。

5. 中国への示唆

前述したように、深刻な食品安全問題を解決するためには、行政による監視管理に頼るよりも、コスト・パフォーマンスの高い食品安全の社会的共同管理のあり方が求められている。

戦後の日本の消費者運動の歴史に鑑みれば、社会全体として食品安全問題に取り組むシステムの構築が重要だということがわかる。行政監督の強化や食品企業のCSR（特に消費者権利の尊重）の向上に加えて、とりわけ、民間の消費者団体を大きく成長させていくことは効率的で、よりよい効果を期待できる道である。

中国社会科学院法学研究所の姚佳（2019）が指摘したように、長期にわたる消費者運動と私法（民法・商法など）制度の及ぼす影響が市場経済の基礎法としての消費者法の整備には重要な役割を果たしている。消費者運動は、消費者権利という概念の形成、および消費者権利の理念の社会普及においても、重大な影響を与えていた。欧米では、「消費者運動→消費者権利の重視→消費者法の整備」という流れに沿って、消費者が持続性のある集団行動を通じて、法律上の権利を得た⁴⁷⁹。中国の現段階では、消費者法はまだ初歩的段階にあり、消費者の権利の保護においても思うような効果を発揮できていない。その理由は私法制度の不備と消費者運動の未成熟と深く関連している⁴⁸⁰。

深刻な食品安全被害が多発している中国では、消費者の数が世界一の規模であるにもかかわらず、消費者団体の数はまだ少ない。組織されていない消費者一人ひとりが、企業の違法行為を牽制したり、企業と対抗したりするのは難しい。

食品業界団体に対抗できる消費者団体が成長してはじめて、消費者側は消費者保護の立場から主体的に発信できるようになる。消費者団体の力が強くなれば、法令・政策を策定する際、消費者の意見や提言を反映させることができる。そのほかにも、目先の利益を重視する業者の違法行動を抑制したり、企業寄りの行政管理の姿勢を監督したりすることもできるようになる。さらに、消費者団体は行

⁴⁷⁹ 姚佳「中国消費者法理論的再認識—以消費者運動与私法基礎為觀察重点」『政治与法制』2019年第4期、134-135頁。

⁴⁸⁰ 同上、138頁。

政の監督資源の不足分をカバーすることもできる。情報の開示、安全な食品の認証、消費者の啓発・食育、商品のテスト・食品安全の検査、被害者の救済、食品安全をめぐる消費者問題に関する専門的な助言などにおいて、消費者団体の果たす役割が大いに期待される。

しかし、従来、消費者運動を含む市民運動の発展はややもすると社会的安定を脅かしたり、反体制運動に転じたりする傾向があった。そうした歴史に鑑みて、中国政府は市民運動に対して強い警戒感を持っており、市民運動や NGO の活動に対して厳しい規制を敷いている。

ところが、食品安全分野における消費者運動は中国におけるいわゆる「政治の民主化」とは別の次元ものとして捉えるべきである。「食の安全」は民衆の一人ひとりにとって、もっとも重視すべき基本的人権の 1 つである。民衆の基本的な人権を保護することは政府が履行すべきもっとも根源的な職責である。従って、消費者団体を成長させ、違法業者に対抗して消費者権利の擁護活動を展開するには、政府の支援が欠かせない。

中国の事情を考えると、社会の安定を脅かしたり、反体制運動に転じたりするような事態にならないことを前提にして、民間の消費者団体を大いに育成してもよいのではないか。政府がそれらの消費者運動にどのように対応するか、どのように管理するかというのは今後、食品安全管理においては避けられない課題の 1 つである。

消費者団体にとっても、体制内でも実践可能な運動であることを前提に、どのように活動を展開して、社会全体を消費者権利を重視する方向に向けさせるかも消費者運動の将来にかかわる重大な課題である。例えば、日本の生協のような消費者組織を成長させたり、消費者協会を独立させたりすることなども選択肢の 1 つである。

中国の食品業者団体もこれから実効性のある自主規制（業界のコンプライアンス意識の強化、食品安全コンサルタント、食品安全の認証、講習会など）をどうやって実現していくかが問われている。また、共済事業の育成や、情報開示の促進などの面では、まだ改善すべき余地が多く存在している。

そのほかに、マスメディア、知識人も食品安全の社会的共同管理において、それぞれが自らの役割を果たしていくことが求められている。

終章

1. 本研究の結論

本論文では、まず食品安全にかかわる三つの経済主体としての政府、企業、消費者団体・マスメディアのそれぞれの位置づけと役割を整理した。次に、中国の食品安全保障を達成する上で、特に実践的な意味をもつ食品安全行政の現場の実態を明らかにした。さらに、これまでの中国の食品安全管理においてはあまり重視されてこなかった「消費者主権」の視点から食品安全管理問題への取り組みについて検討した。本論文の各章の構成と内容は以下のとおりである。

第1章では、計画経済期（1949～78年）、「改革開放」初期（1979～94年）、市場経済への転換期（1995～2012年）、「改革開放」後期（2013～現在）という四つの段階に分けて、それぞれの時代の食品安全の主な課題を明らかにし、食品安全管理体制の特徴を整理した。全体からみれば、中央政府は従来の各産業の主管官庁の監督に任せる制度から、次第に各部局に分散した食品安全管理の職責を専門的に管轄する部局に権限を集中する方向で改革を進めてきた。

第2章では、2013年から地方で進められてきた食品安全管理体制の改革に焦点を当て、地方の現場における食品安全管理の実態と課題を明らかにした。

地方の食品安全管理改革のパターンは、「直線型」（中央政府と同じく食品薬品管理部局系統による単独管理）及び「多合一型」（品質検査部局、食品薬品監督管理部局、工商部局などの多部門を1つの部局に統合した総合管理）がある。「多合一」型の中に、さらに「紡錘型」体制、「円柱型」体制、「逆ピラミッド型」体制という三つの種類がある。地方行政の末端レベルでは、重層式のネットワーク化の管理方式を取り入れていると同時に、「明厨亮竈（厨房の可視化管理）」の改造、「インターネット＋」情報技術の運用、食品安全管理業務の協力者（監督員、協力管理員、広報員、情報連絡員）の動員などの社会的共同管理の手法を試みている。

改革後の地方行政の末端レベルにおいて、主に、①業務範囲の拡大による食品安全監督管理の弱体化、②食品安全管理の現場における専門的人員と設備の不足、③上級部門からの監督業務の押しつけと責任追及による現場職員への過重な負担、④監督の現場における法令法規、技術機器、検査基準などの不備、⑤行政の縦割りや規律の弛緩、⑥監督対象の複雑さと業者のコンプライアンス意識の欠如、⑦地方保護主義の弊害、⑧度重なる改革の影響、などの難題が露呈してきている。

ところが、食品安全問題は単なる行政の機能不全だけの問題に留まらず、中国の経済、社会、政治、科学技術などの要因が複雑に絡み合っている。市場経済期に入ってから食品安全問題が頻発するようになった要因として、行政管理、経済、社会、消費文化のあり方などの点について検討した。

第3章では、経済学の「消費者主権」の視点から、中国の食品安全管理体制にアプローチし、多くの食品安全事件の事例を通じて、政府—企業—消費者団体・マスメディアという3つの経済主体の監督管理の実態と有効性について検証した。本章では、関連法令の制定と施行、行政管理の現実、企業のCSRに取り組む姿勢、社会分野における消費者権利の擁護の4つの側面に分けて論述した。

法整備の遅れとして主に以下の四点が挙げられる。第1に、証拠の収集・確定、検査結果の認定（因果関係の認定）などの実際の手続きにおいて、消費者側が立証のために乗り越えなければならない有形無形のハードルが多い。第2に、被害者に対する懲罰的損害賠償、慰謝料などに関する法令が整備されていない。第3に、食品安全の危害を事前に防止し、消費者の権利を実現するための公益通報者保護制度、消費者集団（公益）訴訟制度が未だ構築されていない。第4に、食品安全の被害者を含む刑事事件被害者に対する公的恒久救済制度が存在しない。

その上、行政管理の実態をみると、業者寄りの傾向が強い。縦割り行政の弊害や地方保護主義、違法業者への罰則の軽さは事実上の違法業者の温存や野放しにつながっている。また、未然防止より後始末に重点を置かざるを得ないのが管理の現実である。管理現場の職員と違法業者との癒着なども消費者の被害の拡大をもたらしている。政府側の情報開示の不備や食品安全事件の被害者への賠償が不十分であることから、消費者の権利が保障されていないことがわかる。消費者行政が未熟な食品安全管理体制の下では、消費者保護の実現には限界がある。

また、多くの食品企業は消費者権利の尊重を含むCSRに本格的に取り組むには至っていない。中国では、食品業界の企業は社会的責任についての報告開示数がほかの業界より少ない。食品安全事件が起こった後、食品企業が取っているCSR行動は慈善・寄付などの地域社会への貢献についての責任、消費者への責任、環境保護の責任の順である。それに対して、消費者がもっとも期待しているのは法的責任、倫理的責任であった。CSRについて、企業側の理解・取組みは消費者側の期待とはかけ離れていることが読み取れる。さらに、一部の企業が公権力を借りて、消費者権利を侵害したケースもある。

消費者は食品の業界団体が業界内の自主規制の強化と情報開示において大きな役割を果たすことを期待している。しかし、現実には食品の業界団体の行なう業界内の自主規制や情報開示は十分ではなく、業界団体が消費者利益の尊重などの社会的責任を果たしているとは言いがたい。

近年では、深刻な食品安全問題に対処するために、半官半民の消費者協会、社会公益組織や個人が消費者サイドに立って動き出している。それは主に消費者組織や個人によって行なわれる生協型（CSA）、情報提供型（ICRT、「擲出窗外」食品安全警告サイドなど）、告発型（社会貢献や利益追求を目的とする摘発プロの活動）の活動が挙げられる。しかし、現段階では、食品安全分野におけるそれらの消費者協会、消

費者運動（消費者団体）の活動は、それぞれがもつ固有の限界により、違法業者と対抗できる勢力になるほどには成長していない。

マスメディアは食品安全リスクの警告、世論監督、監督部局の職責履行に対する意識の向上、食品業者のコンプライアンスの強化、消費者の食品安全リスクに対する意識の喚起においては、積極的な役割を果たしている。しかし、それと同時に、一部のマスメディアは業者寄りの報道、でっち上げの情報、食品安全への監視機能の劣化、および食品安全情報の不十分な開示などの理由で、消費者の権利を侵害している。

上述の分析を通じて、次のような結論が得られる。中国の食品安全管理の分野においては、消費者の被害が深刻な問題になっているにもかかわらず、これまでのところ消費者保護の必要性について政府も企業も消費者団体・マスメディアもようやく認識し始めた段階に留まっている。「消費者主権」を確保することの重要性についての認識はまだ希薄である。全体から見れば、中国には消費者主権を中心とする社会風土はまだ根付いていない。消費者保護を基本にした経済構造は未だ形成されていない。

第4章では、戦後日本の食品安全管理における成功と失敗の経験と取り上げた。日本では長年にわたって、政府—企業—消費者団体・マスメディアという三つの経済主体が協調して互いに働きかけ合って、食品安全問題に取り組んできた。その結果、食品安全の状況がようやく改善され、今に至っている。

食品安全問題における日本の経験と教訓に照らしてみると、中国にとっての示唆は以下の4点からなる。

第1に、食品安全管理体制は従来の産業・業者優先主義、経済成長第一主義から人間福祉（human welfare）の原点に立ち戻るべきである。食品安全分野における消費者諸権利の保護という理念は各管理部局の産業振興の間接的、派生的な課題として縦割りで行われるべきものではなく、立法、司法、行政管理、社会管理などのすべての分野で貫徹させ、体系化していかなければならない。また、従来の「政府一辺倒」の管理方式から、より効果的な「政府—企業—消費者団体・マスメディア」という、政府が主導する多元主体的管理モデルへと転換しなければならない。

第2に、上記の目的を達成するためには、まず、日本の消費者庁のような消費者問題を統合的に管理する上位レベルの行政機関を設立することが求められる。また、その消費者権利の保護の行政機関に実質的な消費者行政の権限を与えるべきである。それと並行して、従来の縦割り体制の下で行われてきた消費者保護に関する法整備や行政管理の改善も必要である。中でも、もっとも重要なのは形式的な公平より、実質的な公平を達成することである。

第3に、企業信用と消費者利益を重視する企業経営風土と企業文化を構築しな

なければならない。それと同時に、食品企業は食品安全を保障する管理体制の構築や先進技術の導入、社員の教育などに取り組む必要がある。それは、単に企業経営者の意識の転換に頼ってできることではない。社会全体でコンプライアンス意識の強化や消費者主権の認識の普遍化を通じて、食品安全問題に取り組む姿勢を正していくことが重要である。

以上の点に加えて、企業の違法行為に対抗する有効な手段としては、消費者団体と消費者運動の発展がある。そのほかに、マスメディアの監視機能、業界団体の自主規制も強化する必要がある。

それらの措置によって、これからの中国の食品安全分野における消費者保護行政が強化され、法律や商品品質を向上させるための規制や企業の経営理念の刷新が実現されるであろう。そうすることによって、消費者主権の理念が次第に中国社会に深く根付いていくことになる。

2. 本論文の独創性と学術的意義

中国の食品安全問題を扱った先行研究には、食品安全の行政管理、食品企業、食品業界団体など、行政と企業の側から食品安全への取組みを考察・研究したものが多。これらの研究はほとんどが管理者側からの視点に立っており、国家、市場、社会という三つのセクターに分断して考察している。さらに、先行研究の中には、ゲームの理論を利用して、数学的方法で食品安全管理に関わる諸問題を解析しているものも多い。

しかし、食品安全問題においては、もっとも直接的な当事者となるのは消費者である。食品安全が脅かされた場合に、最初に被害を受け、最終的に損害を被るのは消費者である。また、消費者と企業に最も近いところで食品安全の行政管理を担当しているのは地方行政の末端レベルの職員である。それゆえ、食品安全問題を研究するには、地方行政の現場からの視点と消費者の立場からの観点が欠かせないのである。

先行研究と比べ、本論文の特徴は次の2つの点にある。1つは、地方行政の現場から中国の食品安全管理の実態を明らかにしたことにある。もう1つは、経済学の「消費者主権」という視点から、食品安全管理の行政と立法のあり方、企業の社会的責任の履行、社会的共同監視の各側面について総合的・実証的に考察した。本論文のオリジナリティもその二つにある。

歴史は民衆によって創られるとはいえ、すべての社会進歩の裏にはいつも民衆の犠牲を伴っている。日本でも、中国でも、深刻な食品安全事件の発生によって、乳幼児を含む多くの犠牲者が出た。歳月が過ぎるのに伴い、多くの犠牲者の苦しみは風化し、忘れ去られようとしている。しかし、犠牲者の苦しみを無駄にしないようにするためには、過去の被害を教訓とし、中国の食品安全管理の欠陥を是

正し、二度とそのようなことが起こらないようにしなくてはならない。

実は、犠牲者が出る前に、管理者が予見性をもって、食品安全管理体制を整備したり、刷新したりすることこそがベストな選択なのである。積み重なった庶民の犠牲の上に、食品安全管理体制を少しずつ手直ししていくなどというのは、本来の行政のあり方としては非常に情けないことである。

本論文がもし、中国における食品安全管理体制の早期の健全化を促し、食品安全問題による民衆の苦痛と犠牲を少しでも減らすのに寄与することができたならば、研究の目的の大半を達成したことになる。

なお、本論文の一部は、「中国における食品安全管理体制の実態 一地方の現場の視点から」『北海商科大学論集』2019年2月号（外部委員査読付き）として既に発表されている。

3. 残された課題

本研究は、以下の点で不十分なところがある。

まず、中国の食品安全管理部門、特に行政の末端レベルの行政機関に対する現地調査や直接取材が各種の事情で実行できなかった。やむを得ず、その部分の内容は公開された報道や関係の研究論文を中心に諸事例を収集し、分析した。

次に、食品安全管理の研究は農学や理工系や人文・社会科学系を含む多岐にわたる専門分野に跨っているところが多い。たとえば、公益通報者制度や消費者集団訴訟制度などは法律専門分野の課題である。食品安全の基準は生物学、医学、化学などの専門分野に係る内容が多い。その部分の内容について、文系出身の筆者にとって専門外なので、深く研究することができなかった。それらの分野のさらなる具体的な検討はほかの専門家の研究に委ねたい。

本研究の残された課題として、今後、筆者が取り組んでいきたいテーマは以下の2つである。

第1に、中国の消費者協会が消費者権利の擁護において果たす役割には限界がある。消費者協会（各地方の消費者協会や消費者保護委員会）は今後、政府管轄から離脱する改革を経て、どのようにして、消費者保護における制約と限界を克服していくのかが注目される。中国の事情に適合した形での消費者運動や消費者団体のあり方とは何か、どのようにすれば、そのような運動を順調に成長させていくことができるかについての実証研究はまだ十分にはなされていない。

第2に、中国の農村部における食品安全管理には不備なところが多い。それを強化する上で、実効性のある方式とは何かについて、それぞれの地方の実情に基づいたきめ細かな実証分析が求められている。

それらの課題は今後の研究テーマとして引き続き取り組んでいきたい。

参考文献

I. 著書・論文

1. 日本語文献（著者名五十音順）

日本語著書：

朝岡俊行・関川靖編著『消費者サイドの経済学』同文館出版株式会社、2007年。

石川和男『基礎からの商業と流通（第4版）』中央経済社、2018年。

石水創『「白い恋人」奇跡の復活物語』宝島社、2017年。

今井光映・小木紀之著『消費者福祉』ミネルヴァ書房、1970年。

岩本諭・谷村賢治編著『消費者市民社会の構築と消費者教育』晃洋書房、2013年。

大嶋茂男・村田武『消費者運動のめざす食と農』農文協、1994年。

垣田達哉『食品業界はなぜ平気で嘘をつくのか 怒れ消費者！これはもはや「食」のテロリズムだ！！』日本文芸社、2008年。

梶川千賀子『食品安全問題と法律・制度』農林統計出版、2012年。

河上正二『消費者委員会の挑戦—消費者の安全・安心への処方箋を求めて』信山社、2017年。

境井孝行『国際消費者運動—国際関係のフロンティア』大学教育出版、2002年。

正田彬・金森房子『消費者問題を学ぶ（第三版）』有斐閣選書、2000年。

田口義明編『グローバル時代の消費者と政策』民事法研究会、2014年。

田中洋『消費者行動論』中央経済社、2016年。

中京大学社会科学研究所プロジェクト（消費者問題と消費者被害救済の研究）編、（社）日本フードスペシャリスト協会編『新版食品の消費と流通』建帛社、2008年。

日本放送出版協会編『日本の消費者運動』日本放送協会、1980年。

原早苗・木村茂樹『消費者庁・消費者委員会創設に込めた思い』商事法務、2017年。

藤垣裕子『科学者の社会的責任』岩波書店、2018年。

編集代表呉世煌『消費者問題と消費者保護』成文堂、2004年。

山本明文『ルポ 日本の保健所検疫所』日本生活協同組合連合会出版部、2010年。

李海峰編著『中国の消費社会と消費者行動』晃洋書房、2017年。

リチャード・L.D.モース編/小野信夸監訳『アメリカ消費者運動の50年』批評社、1996年。

日本語論文：

石原享一「中国の食品安全問題と企業文化」『北海商科大学論集』第3巻第1号、2014年。

音好宏、莫广瑩、鄭秀、金廷恩「メディアに描かれた消費者運動・団体」『コミュニケーション研究』2007年。

王昊凡「中国における食をめぐる市民活動 - 北京ファーマーズマーケットにみる『食の公共空間』の可能性」2018年名古屋芸術大学研究紀要第39巻。

王昊凡「現代中国における食品安全問題と消費者による活動」日中社会学会『21世紀東アジア社会学』第9巻。

記虎優子「企業の社会的責任（CSR）活動とホームページにおける情報開示の関係」『同志社女子大学学術研究年報』2007年第58巻。

佐藤督「食品企業のコンプライアンス」『社会安全学研究』2010年1月号。

周応恒・薛楊晨「中日食品安全治理体制比較」ICCS Journal of Modern Chinese Studies Vol.8(1) 2015.

橘高研二「企業の社会的責任（CSR）について—思想・理論の展開と今日的なあり方」『農林金融』2006年9月。

田中利見「消費者利益に対応したメーカーのマーケティング展開」『茨城大学政経学会雑誌』1983年3月。

内閣府食品安全委員会「内閣府食品安全委員会事務局平成17年度食品確保総合調査報告書—国内で発生した事故事例を対象として食品安全に係る情報の収集と提供に関する調査報告書」

野々山宏「消費者裁判手続特例法の活用に向けて！」

(http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201612_01.pdf 2019年1月23日アクセス)。

拝師徳彦「消費者運動の昔・今・これから 消費者団体の役割と活動」『国民生活』2016年6期 (http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201606_10.pdf 2019年3月12日アクセス)。

坂東俊矢「適格消費者団体の活動と課題」

(http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201310_09.pdf 2019年1月23日アクセス)。

丸山千賀子「世界の消費者運動の流れ」

(http://www.kokusen.go.jp/wko/pdf/wko-201612_10.pdf 2019年3月1日アクセス)。

俞祖成「現代中国における公共性の変容とサード・セクターの展開」同志社大学大学院総合政策科学研究科2012年博士論文

(<https://doors.doshisha.ac.jp/duar/repository/ir/17586/zk712.pdf> 2018年11月23日アクセス)。

李東坡・南石晃明「中国における食品安全行政の新局面およびその課題」『九州大学大学院農学研究院学芸雑誌』2013年9月。

2. 中国語文献（著者名のアルファベット順）

中国語著書：

程景民『中国食品安全監管体制運行現状和对策研究』軍事医学科学出版社、2013年。

程景民『食品安全行政性規制研究』光明日報出版社、2015年。

戴華・彭涛主編『国内外重大食品安全事件应急处置与案例分析』中国質檢出版社・中国標準出版社、2015年。

DUBUISSON-QUELLIER, Sophie 著/李洪峰・瀋艷麗訳『消費者在行動』社会科学文献出版社、2015年。

費威『我国食品質量安全管理問題研究—基于食品安全供給網絡的視角』中国社会科学出版社、2014年。

国家食品藥品監督管理局食品安全協調司『食品安全应急管理』中国医藥科技出版社、2014年。

黄群慧・鐘広武等『中国企業社会責任研究報告（2017）迈向2030：构建更加可持續的責任共同体』社会科学文献出版社、2017年。

洪巍・吳林海等『中国食品安全網絡輿情發展報告（2015）』中国社会科学出版社、2015年。

胡楠・高觀・姚戰琪著『中国食品業与食品安全研究』中国輕工業出版社、2008年。

劉鵬『中国食品安全从監管走向治理』中国社会科学出版社、2017年。

駱漢城ほか『中国誠信報告』江蘇文藝出版社、2004年。

任築山・陳君石主編『中国的食品安全過去、現在与未来』中国科学技術出版社、2016年。

戎素云『消費者權益保護運動的制度分析』中国社会科学出版社、2008年。

孫娟娟『食品安全比較研究—从美、欧、中的食品安全規制到全球協調』華東理工大学出版社、2017年。

余碩『新媒体環境下的食品安全風險交流—理論探討与实践研究』武漢大学出版社、2017年。

唐民皓主編、上海市食品藥品安全研究中心編『食品藥品安全与監管政策研究報告（2012）』社会科学文献出版社、2012年。

唐民皓主編、上海市食品藥品安全研究中心編『食品藥品安全与監管政策研究報告（2013）』社会科学文献出版社、2013年。

童一秋・紀康保編『誠信中国—中国企業信用危機報告』中国文盲出版社、2002年。

王博『消費模式变革下的消費者保護法研究』東北財經大学出版社、2017年。

王彩霞『地方政府扰動下的中国食品安全規制問題研究』經濟科学出版社、2012年。

王德迅『日本危機管理体制研究』中国社会科学出版社、2013年。

王静一『消費者对企业社会責任的響應—理論發展与实践』經濟科学出版社、2015年。

- 汪普慶『食品安全治理機制研究：政府与供应鏈共生演化的視角』華中科技大学出版社、2016年。
- 王偉『食品安全倫理在当代中国』社会科学文献出版社、2015年。
- 王偉編著『食品安全与質量管理法律教程』安徽大学出版社、2007年。
- 王旭『食品安全典型案例（2015）』知識產權出版社、2017年。
- 文曉巍等『食品安全監管、企業行為与消費者決策』中国農業出版社、2013年。
- WILSON, Bee 著・周繼嵐訳『美味欺詐—食品造假与打假的歷史』生活・讀書・新知三聯書店、2016年。
- 吳林海・王建華・朱淀等『中国食品安全發展報告』北京大学出版社、2013年。
- 吳林海・王曉莉・尹世久・張曉莉など『中国食品安全風險治理体系与治理能力考察報告』、中国社会科学出版社、2016年。
- 吳林海主編『中国食品安全治理評論（2017年第1期、總第6期）』社会科学文献出版社、2017年。
- 謝康・劉意『中国食品藥品安全社会共治：制度与評估』科学出版社、2017年。
- 謝康・肖靜華・賴金天等『食品安全社会共治：困局与突破』科学出版社、2017年。
- 旭日幹・扈国芳主編『中国食品安全现状，问题及对策战略研究』科学出版社、2016年。
- 闫新華『基于習慣形成的中国居民消費行為研究』冶金工業出版社、2012年。
- 尹世久・高楊・吳林海『構建中国特色食品安全社会共治体系』人民出版社、2017年。
- 尹世久・吳林海・王曉莉・瀋耀峰等『中国食品安全發展報告（2016）』北京大学出版社、2016年。
- 詹承豫『食品安全監管中的博弈与協調』中国社会出版社、2009年。
- 張曉濤・王揚『大国糧食問題：中国糧食政策演变与食品安全監管』經濟管理出版社、2009年。
- 趙学剛『食品安全監管研究：國際比較与国内路径選擇』人民出版社、2014年。
- 中国工程院『中国及全球食品安全現狀、未来發展趨勢及应对策略』高等教育出版社、2016年。
- 中国消費者協會編著『中国消費者保護運動30年（1984~2014）』中国工商出版社、2014年。
- 中国消費者協會編『中国消費者權益保護年鑑2016』中国工商出版社、2016年。

中国語論文：

- 陳龍・習文「監督媒体：对新闻媒介“輿論監督”的另一极」『淮海工学院学报』（人文社会科学版）2003年第1期。
- 陳榮卓など「現代農村社会組織管理体制建構研究—農民的所思所想、認識、評估与期待」（<http://www.chinanpo.gov.cn/700105/92402/newswjindex.html> 2018年11月23日アクセス）
- 程民選・劉嘉・何昀「賦權于民：食品安全領域消費者權益保護的新視角—基于產

權經濟学的分析」『消費經濟』2013年第29卷第1期。

鄧敏賢「論我国食品安全事件中消費者權益保護」華南理工大学2012年修士論文。

方英「論“国家—社会”共治視角下的消費者權益保護組織体系」『廣州大學學報（社会科学版）』、2018年2月第17卷第2期。

馮玉軍·林海「我国消費者權利保護体制完善研究—基于消協組織投訴受理情況及典型案例的實証分析」『法學雜誌』2014年第1期。

高朋麗「食品安全危机下的消費者行動研究—基于一种“實踐”的視角」ハルビン工業大學2014年修士論文。

高雅楠「食品監管大部制改革背景下天津市食品監管体制的研究」天津大學2015年修士論文。

郭紅玲「消費者視野中的企業社會責任·关于企業社會責任的消費者調研」『生態經濟』2006年第2期。

郭于華「透視轉基因：一項社會人類學視角的探索」『中國社會科學』2004年第5期。

韓丹「食品安全與市民社會—以日本生協組織為例」吉林大學2011年博士論文。

洪兵「『南方周末』與中國消費者權益維護運動」『新聞大學』1998年2期。

胡建勇「永嘉縣食品安全監管問題研究」福建農林大學2017年修士論文。

焦娟妮、譚雯「我国食品行業企業社會責任研究」『中國集體經濟』2012年21期。

李帆「區域食品安全監管研究—以陝西省略陽縣為例」西北農林科技大學2017年修士論文。

李清光、王曉莉「低成本背景下食品可追溯體系難以推廣的原因分析—以可追溯豬肉為例」『中國人口·資源與環境』2015年第3期。

李善同·侯永志·劉雲中·陳波「中國國內地方保護問題的調查與分析」『經濟研究』2004年第11期。

李維「我国食品安全監管基層行政執法研究」山東大學2017年修士論文。

魯箐·馬力路遙「食品安全治理行業自律失範的檢視與改革進路」『財經科學』2017年第3期。

柳夢萍「新形勢下基層消協工作探析」『中國工商管理研究』2014年12月、43頁。

羅冠男「中西消費者團體訴訟權比較研究」『法學雜誌』2013年第11期。

羅娟「基層食品安全監管問題研究—以重慶市H區為例」重慶大學2016年修士論文。

茅慧媛「淺談我国食品安全的監管問題—解读“毒膠囊”事件背後的食品安全」『法制與社會』2013年12期。

呂丹丹「我国食品安全協同治理研究」東北師範大學2017年博士論文。

彭軍「我国急需建立針對涉法案件受害人及遇難者家屬的国家救助制度」『人大研究』2007年10期。

全世文·曾寅初「我国食品安全監管者的信息瞞報與合謀現象分析—基于委托代理模型的解釋與實踐驗證」『管理評論』2016年2月第28卷第2期。

邵騰偉·呂秀梅「基于消費者主權的生鮮電商消費體驗設置」『中國管理科學』2018年8月第26卷第8期。

宋琮·宋時磊「“爆買”日本：中國消費昇級困局之謎」『宜賓學院學報』2017年11月。

唐愛慧「基于媒体報道的食品安全史研究（1978～2015）」中国農業大学 2016 年博士論文。

唐莹「食品安全領域消費者權益法律保護的協調性研究」『法制与經濟』2018 年 8 月。

陶賢都「基于自媒体的科技传播公众参与范式研究」『科技傳播』2016 年 11 月（下）。

王成春「我国食品行業社會責任報告評估研究」陝西科技大学 2013 年修士論文。

王春婭「食品行业品牌丑闻后 CSR 行为特征研究」『山西農業大学學報（社会科学版）』2017 年 16 卷 2 期。

王獲「大部制改革背景下 YL 県食品安全監管研究」雲南財經大学 2017 年修士論文。

王静「企业社会责任要素的消费者认知分析—基于卡罗尔 CSR 金字塔结构的对比」『中国集体經濟』2009 年第 30 期。

王麗·徐江萍「食品安全監管地方保護主義及其破解」『人民論壇』2013 年 8 月總第 413 期。

王洋「談消協組織社會監督工作的重要作用」『中国工商管理研究』2013 年 11 月号。

王有生·彭海生「猪尿采集及“瘦肉精”残留检测经验总结」『养殖与饲料』2017 年第 6 期。

文曉巍·楊朝慧·陳一康·温思美「改革開放四十周年：我国食品安全問題關注重点變遷及內在逻辑」『農業經濟問題』2018 年第 10 期。

吳榮順など「深圳市街道食品安全狀況調研報告」『中国果菜』2018 年 1 月第 38 卷第 1 期。

肖潔「辐照食品，想说爱你不容易」『科学時報』2011 年 5 月 5 日第 3 版。

謝玉華「軌跡時期的地方保護主義研究」華中師範大学 2004 年博士論文。

徐光華「从典型案件的“同案异判”看过度维权与敲诈勒索罪」『法学雜誌』2013 年第 4 期。

徐建功「国外食品药品监管队伍对我国食品药品监管队伍建设的启示」『藥学教育』2012 年第 28 卷第 1 期。

徐匡根·徐慧蘭·上官新晨·周小軍「大市场监管模式下基层食品安全监管能力分析—以江西省为例」『中国衛生政策研究』2018 年 5 月第 11 卷第 5 期。

徐立成、周立、潘素梅「多元理性“一家兩制”食品安全威脅下的社会自我保護」『中国農村經濟』2013 年 5 月。

薛岩龍·郑風田·劉寧寧·楊浩「组织形式、信息不对称与“一家兩制”—基于农户蔬菜采摘行为的抽样调查」『經濟經緯』2015 年 9 月第 32 卷第 5 期。

顏海娜「我国食品安全监管体制改革—基于整体政府理论的分析」『學術研究』2010 年 5 期。

闫寒·紀亞楠「消費者主權理論和消費多元理念下流通模式創新」『商業經濟研究』2016 年第 23 期。

顏玉華「食品安全背後的腐敗」『先鋒隊』2013 年 4 月号。

楊海帆「消費者權益保護中的社会力量参与方式研究」首都經濟貿易大学 2018 年修士論文。

楊立新·王占明「我国消費者行政的現狀及改革」『法治研究』2013 年第 9 期。

楊欽元「權力缺失下消保委維權研究」『中國市場』2016年3期。

姚佳「中國消費者法理論的再認識—以消費者運動與私法基礎為觀察重點」『政治與法制』2019年第4期。

葉大鳳「論我國實現消費者主權的障礙和對策」『消費經濟』1999年第3期。

葉小麗・藏建建「消費者個人送檢分析」『現代商貿工業』2013年9期。

殷琦「新媒體時代的食品安全輿論監督與引導」『新聞研究導刊』2011年12月。

虞寶竹「批評稿何以變成表揚稿?—中國食品質量報“波力”報道事件始末」『新聞實踐』2000年6期。

余蕾「食品技術視野下科技工作者的社會的責任」成都理工大學2015年修士論文。

袁基坤「食品安全危機下的消費者行動與社會分層」ハルビン工業大學2016年修士論文。

趙金旭「從剛性制度到柔性制度：基層執法困境的一個解釋框架—以H大學城取締黑作坊和流動攤販為例」第九屆珞珈國是論壇論文集、2015年11月。

張富華「公安機關打擊危害食品安全犯罪問題研究」『法制與社會』2017年10月。

張科子「寧波市鎮海區食品安全網格化管理研究」寧波大學2017年修士論文。

張秀芬、孔曉旭、馮中越、喬通「京津冀食品安全基層監管能力建設的思考—以北京市通州區為例」『商業經濟研究』2017年17期。

張遠照「論消費者協會面臨之困境及路徑選擇」『理論觀察』2017年第8期。

鄭中玉・高朋麗「食品安全危機中的消費者行動：基於實踐的視角」『社會學評論』第3卷第5期、2015年9月。

周潔「刑法視野下消費維權行為正當性的實質考察」『北方法學』2018年第4期。

周志剛「淺談食品安全和新聞媒體的社會責任」『新聞研究導刊』2017年10月第8卷第19期。

3. 英語文獻（著者名アルファベット順）

FiBL& IFOAM, *The Word of Organic Agriculture: Statistics and Emerging Trends 2001~2014*, Frick and Bonn. (曹斌・成田拓未「中國における有機農産物の過小供給の要因分析—陝西省洋県の有機農業経営者11社を対象に」『農業市場研究 第24卷第4号(通卷96号)』2016年3月の再引用)。

Gelb, D. S., Strawser, J. A., 2001. “Corporate Social Responsibility and Financial Disclosures: An Alternative Explanation for Increased Disclosure”, *Journal of Business Ethics* 33 (1), 1-13.

II. 資料（年鑑、新聞、雑誌、官庁・企業サイトなど）

1. 中国語資料：

法令・年鑑：

「毕井泉在全国食品药品监管工作座谈会暨仿制药一致性评价工作会议上的讲话」(前掲『中國食品安全風險治理體系與治理能力考察報告』、360頁の孫引き)

「國務院關於進一步加強食品安全工作的決定」(2004年)

「兩高關於檢察公益訴訟案件適用法律若干問題的解釋」(2018年3月施行)

「農業部辦公廳、財政部辦公廳關於做好生豬規模化養殖場無害化處理補助相關工作的通知(農辦財〔2011〕163号)」

「农业部办公厅、财政部办公厅关于做好 2012 年生猪规模化养殖场无害化处理经费补助相关工作的通知(农办财〔2012〕11 号)」

『破産法』(2007 年施行)

『食品安全法』(2009 年、2015 年)

『食品衛生法』(1995 年)

「食品藥品違法行為舉報獎勵弁法」(中国食品藥品監督管理總局・中国財政部が發布)(<http://fda.dg.gov.cn/business/htmlfiles/dgfd/s41183/201708/1143944.htm> 2019 年 1 月 30 日アクセス)

『消費者權益保護法』(2014)

「浙江省人民政府关于改革完善市县食品药品监管体制的意见」(浙政發〔2013〕54 号文件)

『中国食品工業年鑑』各版

『中国統計年鑑』各年版

「最高人民法院办公厅对十二届全国人民代表大会第五次会议第 5990 号建議的答復意見」(法办函[2017]181 号)

「最高人民法院审理食品药品纠纷案件适用法律若干问题的规定」(2014 年 3 月施行)

「最高人民法院审理消费民事公益诉讼案件适用法律若干问题的解释」(2016 年施行)

中央政府・部門のサイト：

国家市場監督管理總局的 HP

国家衛生健康委員會 HP 2018 年 3 月 14 日「依法处理职业打假人投诉举报」

(http://health.china.com.cn/2018-03/14/content_40251236.htm 2018 年 11 月 24 日アクセス)

信用中国 HP 2018 年 4 月 24 日「食品安全信用監管制度的建設与挑戰」

(https://www.creditchina.gov.cn/home/zhuantizhuanlan/aWeek/xinyongxingui/201804/t20180424_113963.html 2019 年 3 月 25 日アクセス)

中国法院網 HP 2016 年 9 月 14 日劉黎明「淺议当前消费者公益诉讼制度存在的不足与完善建议」

(<https://www.chinacourt.org/article/detail/2016/09/id/2086662.shtml> 2018 年 10 月 1 日アクセス)

中国法院網 HP 2017 年 8 月 3 日「刑事被害人救助制度运行的困境与完善的路径」

(<https://www.chinacourt.org/article/detail/2017/08/id/2985143.shtml> 2018 年 11 月 7 日アクセス)

中国国家認證認可監督管理委員會 HP 2016 年 4 月 8 日「『中国 HACCP 应用发展报告』白皮书首次发布」

(http://www.cnca.gov.cn/xxgk/jgdt/201506/t20150611_35790.shtml 2019 年 2 月 23 日アクセス)

中国機構編制網 HP 「1993 年国務院機構改革的情况」

(http://www.scopssr.gov.cn/zlzx/zlzxlsyg/201203/t20120323_35153.html 2017 年 11 月 29 日アクセス)

中国機構編制網 HP 「2013 年国務院機構改革的情况」

(http://www.scopssr.gov.cn/zlzx/zlzxlsyg/201409/t20140929_266637.html 2017

年 9 月 13 日アクセス)
中国機構編制網 HP 2018 年 9 月 10 日「国家市场监督管理总局职能配置、内设机构和人员编制规定」
(http://www.scopsr.gov.cn/bbyw/qwfb/201809/t20180910_308245.html 2019 年 1 月 18 日アクセス)
中国農業部 HP 2013 年 6 月 27 日に発布した「农业部办公厅关于印发『2014~2018 年农产品加工（农业行业）标准体系建设规划』的通知」
(http://jiuban.moa.gov.cn/zwillm/ghjh/201306/t20130627_3505314.htm 2018 年 2 月 17 日アクセス)
中国農業部 HP 2015 年 3 月 18 日「农业部关于印发『到 2020 年化肥使用量零增长行动方案』和『到 2020 年农药使用量零增长行动方案』的通知」
(http://jiuban.moa.gov.cn/zwillm/tzgg/tz/201503/t20150318_4444765.htm 2018 年 2 月 8 日アクセス)
中国社会組織公共服務平台 HP 「社会組織総覧：社会組織空間分布特徴」
(<http://data.chinanpo.gov.cn/> 2018 年 11 月 23 日アクセス)；
中国政府網 HP 「法律法規」(<http://www.gov.cn/> 2018 年 5 月 27 日アクセス)
中国政府網 HP 「国家突發公共事件预案体系」「国家食品安全事故应急预案（2011 年）」(http://www.gov.cn/yjgl/2005-08/31/content_27872.htm 2018 年 11 月 5 日アクセス)
中国政府網 HP 2012 年 7 月 3 日「国务院关于加强食品安全工作的决定」（2012 年）
(http://www.gov.cn/zwgk/2012-07/03/content_2175891.htm 2018 年 7 月 6 日アクセス)
中国政府網 HP 2014 年 11 月 29 日「浙江：推進食品安全网格化管理」
(http://www.gov.cn/xinwen/2014-11/29/content_2784639.htm 2018 年 5 月 31 日アクセス)
中国政府網 HP 2018 年 3 月 5 日「李克强强调积极扩大消费和促进有效投资」
(http://www.gov.cn/xinwen/2018-03/05/content_5270930.htm 2019 年 1 月 20 日アクセス)
中国政府網 HP 2018 年 9 月 10 日「国家市場監督管理總局職能配置、内設機構と人員編制規定」
(http://www.gov.cn/xinwen/2018-09/10/content_5320813.htm?_zbs_baidu_bk2 2018 年 11 月 20 日アクセス)。
中国政府網 HP 2018 年 10 月 11 日「国务院办公厅关于印发完善促进消费体制机制实施方案（2018~2020 年）的通知」
(http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-10/11/content_5329516.htm?trs=1 2018 年 12 月 28 日アクセス)
中国政府網 HP 2019 年 1 月 31 日「2018 年第 4 季度食品安全抽检：合格率 97.6%」
(http://www.gov.cn/fuwu/2019-01/31/content_5362692.htm 2019 年 4 月 25 日アクセス)
中国最高人民檢察院 HP 2011 年 7 月 7 日「揭开生鲜牛乳新国标背后的法律问题」
(http://www.spp.gov.cn/zdgz/201107/t20110707_22876.shtml 2018 年 12 月 11 日アクセス)；
中国最高人民檢察院 HP 2018 年 3 月 19 日「张雪樵：检察机关提起公益诉讼旨在保护公共利益」
http://www.spp.gov.cn/spp/gjyld/zhangxueqiao/201803/t20180319_375588.shtml 2019 年 1 月 29 日アクセス)

中国最高人民検察院 HP 2018 年 12 月 25 日「最高检召开新闻发布会通报检察机关公益诉讼工作情况」

(<http://www.spp.gov.cn/spp/zgrmjcyxwfbh/zgjtbnjcgysqk/index.shtml> 2019 年 1 月 29 日アクセス)

中国最高人民検察院 HP 2018 年 12 月 25 日「最高检发布检察公益诉讼十大典型案例」(http://www.spp.gov.cn/spp/zdgz/201812/t20181225_403407.shtml 2019 年 1 月 23 日アクセス)

中国最高人民検察院 HP 「张雪樵做客『法治中国说·大检察官说』谈检察公益诉讼」(http://www.spp.gov.cn/spp/zdgz/201901/t20190111_405013.shtml 2019 年 1 月 23 日アクセス)

中国最高人民検察院 HP 「张雪樵谈公益诉讼制度改革：将设统一环境损害赔偿资金」(http://www.spp.gov.cn/spp/zdgz/201803/t20180313_370630.shtml 2019 年 1 月 23 日アクセス)

中国最高人民検察院 HP 「最高人民法院、公安部、财政部关于保护、奖励职务犯罪举报人的若干规定」

(http://www.spp.gov.cn/xwfbh/wsfbt/201604/t20160408_115743.shtml#2 2019 年 1 月 31 日アクセス)

中央紀委国家監委 HP 2019 年 2 月 2 日「原国家食品药品监督管理总局副局长吴浈被开除党籍」

(<http://finance.sina.com.cn/china/2019-02-02/doc-ihrfqzka3269726.shtml> 2019 年 2 月 25 日アクセス)

地方政府サイト：

広東省「兩建」工作發布網 HP 2016 年 9 月 26 日「我市推进落实食品安全属地管理责任 重大食品安全事故首推“一票否决”」

(http://lj.southern.com/l/2016-09/26/content_156512102.htm 2018 年 12 月 15 日アクセス)

湖北省食品藥品監督管理局 HP

湖北省食品藥品監督管理局 HP 2017 年 7 月 20 日「咸宁市建立“一书四员”制度夯实党政同责基础」(<http://www.hubfda.gov.cn/zxbw/gzdt/jcdt/32576.htm> 2018 年 2 月 3 日アクセス)

湖南省長沙市政府 HP 「湖南省長沙市食品藥品投訴舉報人保護制度」

(http://www.changsha.gov.cn/xxgk/szfgbmxxgkml/szfgzbxmxxgkml/sspypjgj/fggw_1817/bmwj_1819/201806/t20180606_2247530.html 2018 年 7 月 20 日アクセス)

湖南省双峰县人民法院 HP 2018 年 1 月 6 日欧阳启「浅析我国的消费者集体诉讼权」(<http://sfxfy.chinacourt.org/public/detail.php?id=2110> 2019 年 1 月 23 日アクセス)

上海市食品安全網 HP 2018 年 1 月 30 日「创新社会治理，动员各方力量—上海积极推进食品、保健食品欺诈和虚假宣传整治」

(http://www.spaq.sh.cn/news/2c93959760fe8fb4016146338d500053_8a81a9c14df627f4014df637d8c60003.html 2018 年 5 月 31 日アクセス)

深圳市市場・質量監督管理委員會 HP

四川省人民政府 HP 「我省级层面首次出台食品安全网格化监管新政」

(<http://www.sc.gov.cn/10462/10464/10797/2016/8/25/10393388.shtml> 2018 年 5 月 31 日アクセス)

保定易県法院 HP 「訴訟費用納付弁法」

(<http://bdyxfy.hebeicourt.gov.cn/public/detail.php?id=251> 2019年1月23日アクセス)

成都市食品薬品監管局 HP 2018年3月8日の政務公開「食品薬品投诉举报管理办法」(<http://www.cfdca.gov.cn/zwgk/zcfg/zh/8936.html> 2018年7月20日アクセス)

四川省広安市食品薬品監督管理局 HP 「浅谈食品安全网格化监管」

(<http://www.scfda.gov.cn/directory/web/WS04/CL3285/119985.html> 2018年6月1日アクセス)

四川省宜宾市南溪区工商行政管理局 HP 2017年6月27日「工商部门如何应对“职业打假人”投诉举报的思考」(<http://www.zgnx.gov.cn/s/Nbmgjsj/zxdt/422694.jhtml> 2019年2月20日アクセス)

六盤水市国土資源局 HP 「行政公益訴訟的法律依拠与効力」

(http://gtj.gzlps.gov.cn/wsbs/cjw/201805/t20180524_1601668.html 2019年1月23日アクセス)

武漢市食品薬品監督管理局 HP

厦門人大 HP 「关于提升基层食品安全监管水平的建议」

(http://www.xmrd.gov.cn/rdlz/dbjyjk/dbjy/201704/t20170401_5060382.htm 2018年7月29日アクセス)

消費者協会のサイト：

広東省消費者委員会 HP 2018年10月18日「广东消委会又出大事了，公益诉讼接连取得重大进展！」(<http://wemedia.ifeng.com/82735638/wemedia.shtml> 2018年11月15日アクセス)

中国消費者權益保護網 HP 「中消协公布 2017 年全国消协组织受理投诉情况」

(http://www.gov.cn/xinwen/2018-01/31/content_5262466.htm 2018年11月2日アクセス)

中国消費者協会 HP (<http://www.cca.org.cn/> 2018年8月26日アクセス)

中国消費者協会 HP 2018年5月9日「中消协在京召开有关惩罚性赔偿公益诉讼专家论证会」(<http://www.cca.org.cn/zxsd/detail/28044.html> 2018年11月15日アクセス)

中国消費者協会 HP 2018年10月31日「中消协在京发布『农村集贸市场调查体验报告』」(<http://www.cca.org.cn/zxsd/detail/28269.html> 2018年11月12日アクセス)

上海市消費者權益保護委員會 HP

(<http://www.315.sh.cn/about/default.aspx?id=15> 2019年4月5日アクセス)

業界団体などのサイト：

湖北省食品工業協会 HP (<http://www.hbfood.net/> 2018年12月12日アクセス)

深圳市食品工業協会 HP (<http://www.foodsz.cn/> 2018年12月12日アクセス)

中国農薬網 HP 2015年12月14日記事「农业部发布 2015 年化肥、农药利用率数据」(<http://www.nongyao168.com/Article/1024952.html> 2018年2月8日アクセス)

中国輕工業網 HP 2018年4月2日「生乳新国标开始公开征求意见」

(http://www.clii.com.cn/zlbz/201804/t20180402_3920233.html 2018年12月12日アクセス)

中国肉類協会 HP 2014 年 10 月 9 日「食品安全の源头监管层层移交该谁负责」
(http://www.chinameat.org/detail_64.html 2018 年 10 月 20 日アクセス)

新聞サイト：

百度 HP 2017 年 4 月 26 日「郭利：最后的“结石宝宝”维权家长」
(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1565628398717949&wfr=spider&for=pc>
2018 年 9 月 28 日アクセス)

長春新聞網 HP 2011 年 8 月 15 日「中国商报记者专访民间打假权威人士孙安民」
(http://www.ccnews.gov.cn/sh/fz/201108/t20110815_640348.htm 2018 年 11 月
18 日アクセス)

第一財經日報 HP 2016 年 8 月 7 日「他们是食药安全“监管之基”却连一辆执法车
都没有」(<http://money.163.com/16/0807/17/BTSP0PJU00253B0H.html>2018
年 8 月 3 日アクセス)

東方財富網 HP 2019 年 3 月 11 日「美团 2018 成绩单：主体业务实现盈利但全年亏
损 1155 亿」(<http://finance.eastmoney.com/a/201903111065906689.html> 2019
年 3 月 25 日アクセス)

東南網 HP 2013 年 9 月 16 日「人民日报盘点十大网络谣言：抢盐风波上榜」
(http://www.fjsen.com/zhuanti/2013-09/06/content_12425339.htm 2018 年 12
月 2 日アクセス)

恩施新聞網 HP 2013 年 4 月 16 日「国际 NGO 的中国生存报告」
(<http://www.enshi.cn/2013/0416/302432.shtml> 2018 年 11 月 23 日アクセス)

鳳凰網 HP 2010 年 3 月 1 日「毒豇豆事件：面子问题宁死不屈」
(<http://news.ifeng.com/opinion/topic/dujiangdou/> 2018 年 10 月 11 日アクセス)

鳳凰網 HP 2012 年 3 月 8 日「农业部副部长谈问题牛奶：你说吃了致癌，得吃几吨
啊」
(<http://finance.ifeng.com/news/special/2012lianghui/20120308/5719656.shtml>
2019 年 4 月 5 日アクセス)

鳳凰網 HP 2016 年 6 月 1 日「中国企业平均寿命为什么短」
(https://finance.ifeng.com/a/20160601/14447174_0.shtml 2018 年 11 月 4 日ア
クセス)

鳳凰網 HP 2016 年 11 月 10 日「职业打假人王海：瞄准“双十一”预计索赔 1000
万」(http://news.ifeng.com/a/20161110/50232740_0.shtml 2018 年 11 月 23 日
アクセス)

鳳凰網 HP 2017 年 8 月 25 日「还去吃吗？今天大家最爱的海底捞出了个大新闻，
网友表示看吐了！」(http://news.ifeng.com/a/20170825/51760214_0.shtml 2018
年 11 月 24 日アクセス)

鳳凰網 HP 2017 年 8 月 26 日「海底捞被曝光了！武汉店今年连续 3 个月被查出问你
还会去吗？」(http://news.ifeng.com/a/20170826/51766179_0.shtml 2018 年 2 月 26 日
アクセス)

鳳凰網 HP 2018 年 3 月 18 日「营养专家揭秘国家运动员营养配方钟凯博士：我们
需要健康的瘦」(http://finance.ifeng.com/a/20180318/16033956_0.shtml 2018 年
12 月 15 日アクセス)

鳳凰網 HP 2018 年 4 月 16 日「鸿茅药酒叫你声毒酒你敢答应么？」
(http://finance.ifeng.com/a/20180416/16101552_0.shtml2018 年 6 月 10 日ア
クセス)

鳳凰網 HP 2018 年 9 月 5 日「中消协就“虹鳟被列入三文鱼团体标准”首次表态」
(http://news.ifeng.com/a/20180905/60024583_0.shtml 2018 年 12 月 11 日アクセス)

鳳凰網 HP 2018 年 10 月 14 日「29 款酱油不达标：海天、李锦记都有问题 有的不能叫“酱油”」(http://finance.ifeng.com/a/20181014/16527635_0.shtml 2018 年 12 月 11 日アクセス)；

鳳凰網 HP 2018 年 12 月 25 日「百亿保健帝国权健，和它阴影下的中国家庭」
(http://finance.ifeng.com/a/20181225/16639530_0.shtml 2019 年 1 月 28 日アクセス)；

広西新聞網 HP 2016 年 11 月 2 日「"吃了旺旺运气没变旺"投诉人将追究举报信被泄之事」
(<http://news.gxnews.com.cn/staticpages/20161102/newgx581990cc-15615546.shtml> 2018 年 11 月 30 日アクセス)

和讯新闻 HP 2008 年 4 月 13 日「吴晓波：国企改革在“国进”的部分是不成功的」
(<http://news.hexun.com/2008-04-13/105192732.html> 2018 年 1 月 11 日アクセス)

環球網 HP 2012 年 10 月 25 日「生乳新国标质疑背后 奶制品企业绑架公民健康？」
(<http://finance.huanqiu.com/data/2012-10/3214988.html> 2018 年 12 月 12 日アクセス)

解放網 HP 2016 年 9 月 14 日「消费者维权不会再送检无门」
(<http://gov.eastday.com/shjs/node9/u1ai103245.html> 2018 年 6 月 18 日アクセス)

聯商網 HP 2018 年 5 月 2 日「关于“职业打假人”的调查报告:哪些容易引起他们注意」(http://sh.qihoo.com/pc/9b1dea9562635a43?sign=360_e39369d1 2018 年 11 月 23 日アクセス)

每日經濟新聞 HP 2017 年 3 月 13 日「2016 年消费者维权诉讼数据报告：职业打假 80%获法院支持」(<http://www.nbd.com.cn/articles/2017-03-13/1084403.html> 2018 年 11 月 16 日アクセス)

南方農村新聞 HP 2013 年 3 月 14 日「方法与成本:话说死猪合法后事」
(<http://epaper.nfncb.cn/nfnc/content/20130314/Articel06005FM.htm>)

澎湃 HP 2017 年 11 月 24 日記事「媒体：志愿者在江西检出“镉大米”，村民为何举报两年无结果」(https://www.thepaper.cn/newsDetail_forward_1878628 2018 年 11 月 28 日アクセス)

澎湃新聞 HP 2018 年 3 月 22 日「国务院机构改革食药安全监管面临的新机遇和新挑战」(<https://www.antpedia.com/news/93/n-1474793.html> 2018 年 4 月 12 日アクセス)

僑報網 HP 2017 年 12 月 5 日「最嚴新政倒計時 國產奶粉迎春天？」
(<http://news.uschinapress.com/2017/1205/1130658.shtml> 2017 年 12 月 4 日アクセス)

青年時報 2013 年 9 月 3 日「浙江首家专注食品安全的 NGO 成立“啄木鸟” 希望做食品安全领域中的卫士」
(http://www.qnsb.com/fzpaper/site1/qnsb/html/2013-09/03/content_451011.htm 2018 年 11 月 23 日アクセス)

人民網 HP 2009 年 2 月 25 日「从三鹿事件看媒体的社会责任」
(<http://media.people.com.cn/GB/22114/49489/147162/8868485.html> 2018 年 11 月 30 日アクセス)

人民網 HP 2010 年 2 月 23 日「宽容舆论监督 维护司法尊严 (3)」

(<http://media.people.com.cn/GB/40628/11011752.html> 2018年11月30日アクセス)

人民網 HP 2012年4月20日「孙忠实再次回应“一天吃六个胶囊”希望大家不要恐慌耽误病情」(<http://society.people.com.cn/GB/17707823.html> 2018年12月15日アクセス) ;

人民網 HP 2012年10月23日「专家谈卫生部拒绝公开生乳新国标制定会议纪要」(<http://politics.people.com.cn/n/2012/1023/c1001-19360187.html> 2018年12月11日アクセス)

人民網 HP 2013年7月30日「日媒：“毒饺子”案审理结果影响中日关系走向」(<http://js.people.com.cn/html/2013/07/30/245477.html> 2017年12月10日アクセス)

人民網 HP 2013年9月29日「环保董良杰”、网络大V“薛蛮子”悔过道歉」(<http://media.people.com.cn/n/2013/0929/c40606-23070591.html> 2018年12月15日アクセス) ;

人民網 HP 2013年10月25日「追访安徽阜阳大头娃娃命运变迁:劣质奶粉 留证十年」(<http://edu.people.com.cn/n/2013/1025/c1053-23321314.html> 2019年4月1日アクセス)

人民網 HP 2014年4月1日「“食药警察”值得期待 应主动出击主动发现」(<http://medicine.people.com.cn/n/2014/0401/c132555-24790496.html> 2019年2月12日アクセス)

人民網 HP 2014年4月18日「公益诉讼，帮消费者打官司」(<http://finance.people.com.cn/n/2014/0418/c1004-24911229.html> 2018年11月25日アクセス)

人民網 HP 2014年8月4日「钟凯：为什么食品安全事件“越来越多”」(<http://politics.people.com.cn/n/2014/0804/c70731-25394001.html> 2018年12月)

人民網 HP 2014年8月18日「食品安全标准检测难度大成本高 成消费者维权障碍」(<http://legal.people.com.cn/n/2014/0818/c188502-25482840.html> 2018年6月19日アクセス)

人民網 HP 2014年9月5日「食品个人送检多重障碍待解 官方机构直接拒收」(<http://politics.people.com.cn/n/2014/0905/c1001-25609225.html> 2018年6月19日アクセス) ;

人民網 HP 2015年2月3日「多食品试点食品安全保险 相关工作在全国启动」(<http://shipin.people.com.cn/n/2015/0203/c85914-26496645.html> 2019年3月1日アクセス)

人民網 HP 2015年6月1日「保障人民群众“舌尖上的安全”」(<http://opinion.people.com.cn/n/2015/0601/c1003-27082795.html> 2018年1月7日アクセス)

人民網 HP 2017年1月3日「习近平对食品安全工作作出重要指示」(<http://politics.people.com.cn/n1/2017/0103/c1024-28996103.html> 2017年12月15日アクセス)

人民網 HP 2018年4月18日「低法治成本绝不是营商竞争力」(<http://opinion.people.com.cn/n1/2018/0418/c1003-29932723.html> 2019年4月1日アクセス)

人民網 HP 2019年3月20日「工人日报：遏制“维权变唯利”是一道法治考题」(<http://opinion.people.com.cn/n1/2019/0320/c1003-30984863.html> 2019年4月)

1 日アクセス)

人民中国 HP 2007 年 8 月 9 日「偽物と知って買った人は『消費者』？」

(http://www.peoplechina.com.cn/zhuanti/2007-12/12/content_89334.htm 2018 年 6 月 16 日アクセス)

食安中国網 HP 2017 年 9 月 22 日「国家工商总局公布虚假食品广告典型案例」

(<http://www.cnfoodsafety.com/2017/0922/24713.html> 2018 年 11 月 30 日アクセス)

食品商務網 HP 2013 年 12 月 9 日「NGO 食品安全信息发布或遭法律“封杀”」

(<http://news.21food.cn/35/1097020.html> 2018 年 11 月 21 日アクセス)

食品商務網 HP 2013 年 12 月 31 日「生乳新国标制定过程为何不愿公开」

(<https://news.21food.cn/34/1137686.html> 2018 年 12 月 11 日アクセス)

食品資訊中心 HP 2015 年 12 月 1 日「2005~2014 中国主流网络舆情报道发生的食品安全事件分析」(<http://news.foodmate.net/2015/12/341306.html> 2018 年 12 月 15 日アクセス)

食薬法苑 2016 年 4 月 29 日「基层食药监人员每天“职业打假人”打工吗」

(https://www.sohu.com/a/149940545_738189 2018 年 11 月 24 日アクセス)

搜狐 HP 2001 年 3 月 13 日「郑州市、区两级“馒头办”上演“馒头大战”」

(<http://news.sohu.com/62/74/news144327462.shtml> 2019 年 3 月 25 日アクセス)

搜狐 HP 2004 年 12 月 24 日「中国消费者协会成立二十周年二十件大事」

(<http://business.sohu.com/20041224/n223629691.shtml> 2018 年 10 月 24 日アクセス)

搜狐 HP 2006 年 11 月 25 日「职业打假人林枫被取保候审」

(<http://news.sohu.com/20061125/n246603382.shtml> 2018 年 11 月 30 日アクセス)

搜狐 HP 2008 年 9 月 16 日「日本人不看好中日关系 “毒饺子” 影响中国形象」

(<http://news.sohu.com/20080916/n259571901.shtml> 2017 年 12 月 10 日アクセス)

搜狐 HP 2008 年 9 月 28 日「食品免检制度被正式废止还有多少质监潜规则」

(<http://news.sohu.com/20080928/n259803563.shtml> 2018 年 10 月 22 日アクセス)

搜狐 HP 2009 年 11 月 30 日「三鹿破产不赔偿患儿患儿家长建议修改破产程序」

(<http://news.sohu.com/20091130/n268576033.shtml> 2019 年 4 月 1 日アクセス)

搜狐 HP 2009 年 12 月 2 日「谁让三鹿受害者拿不到赔偿」

(<http://business.sohu.com/20091202/n268621885.shtml> 2019 年 2 月 6 日アクセス)

搜狐 HP 2009 年 12 月 4 日「三鹿事件后的索赔难题近 30 万名受害者将无法获得任何赔偿」(<http://news.sina.com.cn/c/2009-12-04/074716716569s.shtml> 2018 年 11 月 5 日アクセス)

搜狐 HP 2011 年 12 月 27 日「陈君石院士评蒙牛致癌门建议公众不必恐慌」

(<http://health.sohu.com/20111227/n330408976.shtml> 2018 年 12 月 15 日アクセス)

搜狐 HP 2012 年 3 月 5 日「黄少良:监管部门“养鱼执法”乃是食品危机病根」

(<http://news.sohu.com/20120305/n336744801.shtml> 2018 年 10 月 25 日アクセス)

搜狐 HP 2012 年 5 月 7 日「可口可乐含氯门曝光 18 天后道歉矛盾表现引质疑」

(<http://news.sohu.com/20120507/n342490034.shtml> 2018 年 11 月 2 日アクセス)

搜狐 HP 2012 年 5 月 8 日「揭秘死猪肉私宰点内幕：官商勾结日产达 8000 斤」

(<http://news.sohu.com/20120508/n342606064.shtml> 2018年10月25日アクセス)

搜狐 HP 2012年5月11日「大学生自制皮革奶重现问题老酸奶制作过程」
(<http://roll.sohu.com/20120511/n342971067.shtml> 2018年9月28日アクセス)

搜狐 HP 2012年12月6日「行业协会缘何力挺白酒业? 酒鬼酒老总兼任会长」
(<http://news.sohu.com/20121206/n359672032.shtml> 2018年12月11日アクセス)

搜狐 HP 2012年12月13日「蔡辉: 喝三聚氰胺不伤身? 借科学名义耸人听闻」
(<http://star.news.sohu.com/20121213/n360273017.shtml> 2018年12月15日アクセス);

搜狐 HP 2012年12月13日「茅台系专家力挺塑化剂无害: 天天喝才达耐受极限」
(<http://news.sohu.com/20121213/n360274480.shtml> 2018年12月15日アクセス)

搜狐 HP 2013年5月27日「阜阳毒奶粉事件10年: 死亡女童家长仍被欠赔偿」
(<http://news.sohu.com/20130527/n377107875.shtml> 2019年2月6日アクセス)

搜狐 HP 2013年7月10日「微博“坏消息综合征”: 62%网民愿分享负面评论」
(<http://media.sohu.com/20130710/n381203749.shtml> 2018年11月30日アクセス)

搜狐 HP 2013年10月24日「追访安徽大头娃娃命运变迁: 劣质奶粉留证十年」
(<http://news.sohu.com/20131024/n388852749.shtml> 2018年11月5日アクセス)

搜狐 HP 2015年12月18日「“瘦肉精”的前世今生」
(<http://roll.sohu.com/20151218/n431701533.shtml> 2018年9月28日アクセス)

搜狐 HP 2016年2月3日「人民法院报: 李海峰获刑关键是虚构吃今麦郎患癌」
(http://www.china.com.cn/cppcc/2016-02/04/content_37734437.htm 2018年11月30日アクセス)

搜狐 HP 2016年7月21日「惠州3名职业打假人购假索赔被拘34天」
(http://www.sohu.com/a/106858525_163042 2019年1月10日アクセス)

搜狐 HP 2016年10月26日「人民日报: “最严厉的处罚”如何才能落到实处?」
(http://www.sohu.com/a/117281971_465396 2018年8月27日アクセス)

搜狐 HP 2017年4月10日「食品伪专家董金狮被判刑14年, 为何说他是行业“照妖镜”?」(https://www.sohu.com/a/133121233_685376 2018年12月15日アクセス)

搜狐 HP 2017年11月16日「【卫计委发布】 药食同源原料目录(2017)版」
(http://www.sohu.com/a/204675547_809001 2017年10月12日アクセス)

搜狐 HP 2018年1月9日「传播食药之声点燃激情岁月 | 食品药品安全新闻传播青年学者联盟媒体沟通会掠影」(http://www.sohu.com/a/215490974_100046224 2018年12月15日アクセス)

搜狐 HP 2018年1月30日「打假人买假茅台索赔10倍被驳: 以诉讼牟利浪费司法资源」(http://www.sohu.com/a/219922722_100009894 2018年11月24日アクセス)

搜狐 HP 2018年2月26日「国家工商总局: 将严查虚假保健食品等5类互联网广告」(http://www.sohu.com/a/224123037_114731 2018年11月30日アクセス)

搜狐 HP 2018年4月2日「国家市场监督管理总局改革领导小组来了! “三定”方案出台有了时间表」(https://www.sohu.com/a/227071105_456029 2018年7月12日アクセス)。

搜狐 HP 2018年4月16日「起底鸿茅药酒: 计划五年后销售达150亿, 政府称”

全力支持 A 股上市”」(https://www.sohu.com/a/228466576_100001551 2019 年 4 月 1 日アクセス)

搜狐 HP 2018 年 4 月 17 日『鸿茅药酒，终于喝下自己藏好的毒』
(http://www.sohu.com/a/228506610_99970452 2018 年 8 月 1 日アクセス)；

搜狐 HP 2018 年 4 月 25 日「谣言！流传多年的“人造鸡蛋”视频实为玩具蛋，不要再被骗了」(https://www.sohu.com/a/229429071_100042510 2018 年 12 月 15 日アクセス)

搜狐 HP 2018 年 6 月 22 日「起诉律师被驳回，鸿茅药酒惨遭法院“打脸”？」
(http://www.sohu.com/a/237268675_100040985 2018 年 11 月 3 日アクセス)

搜狐 HP 2018 年 7 月 24 日「长春长生、红黄蓝，坏公司们作恶的成本有多低？」
(https://www.sohu.com/a/243093973_116667 2019 年 4 月 1 日アクセス)

搜狐 HP 2018 年 7 月 25 日「朔州假酒案二十年：死者家属仍在求赔偿，多名幸存者失明度过余生」(http://www.sohu.com/a/243266214_658673 2018 年 10 月 18 日アクセス)

搜狐 HP 2018 年 7 月 27 日「职业打假人，你要小心了！（附多个被捕案例）」
(https://www.sohu.com/a/243577944_100006127 2018 年 11 月 23 日アクセス)

搜狐 HP 2018 年 8 月 5 日「毒奶粉、地沟油、假疫苗……那些英勇的揭露者们，下场为何这样惨？」(https://www.sohu.com/a/245317688_679503 2018 年 11 月 30 日アクセス)；

搜狐 HP 2018 年 8 月 9 日「三名“职业打假人”被批捕！最高法：不再支持职业打假！」
(https://www.sohu.com/a/246183071_355430 2018 年 11 月 26 日アクセス)

搜狐 HP 2018 年 8 月 15 日「生食三文鱼团体标准刚公示 3 天，这些新闻就被删了」
(https://www.sohu.com/a/247355255_100170731 2018 年 11 月 30 日アクセス)

搜狐 HP 2018 年 8 月 26 日「「调查」非洲猪瘟中的河南：检疫环节的疑问与后续冲击」
(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1609821985106452426&wfr=spider&for=pc> 2018 年 8 月 27 日アクセス)

搜狐 HP 2018 年 10 月 17 日「长春生物被罚 91 亿元，对于高俊芳是否应该判处死刑看看民意如何？」(https://www.sohu.com/a/260059369_500652 2019 年 4 月 1 日アクセス)

搜狐 HP 2018 年 10 月 17 日「长春长生公布赔偿方案：疫苗致死一次性赔偿 65 万元」(https://www.sohu.com/a/259968508_100253947 2019 年 4 月 1 日アクセス)

搜狐 HP 2018 年 10 月 17 日「维护酱油行业声誉！海天、李锦记、中国调味品协会连发声明！」(https://www.sohu.com/a/260107631_466604 2018 年 12 月 11 日アクセス)

搜狐 HP 2019 年 1 月 24 日「2018 年全国消协组织受理投诉情况分析」
(http://www.sohu.com/a/291225990_99905112 2019 年 4 月 5 日アクセス)

搜狐 HP 2019 年 3 月 29 日「“食品安全监管政策解读及信息发布”召开发布会市场监管总局」(http://www.sohu.com/a/304732880_416839?sec=wd 2019 年 4 月 2 日アクセス)

騰訊 HP 2011 年 3 月 29 日「专访浙江大学教授许梓荣：当年如何研发瘦肉精」
(<https://finance.qq.com/a/20110329/000335.htm> 2018 年 9 月 28 日アクセス)

騰訊 HP 2011 年 7 月 27 日「河南瘦肉精事件审判：监管者问责应该怎么问」
(<https://finance.qq.com/a/20110727/000321.htm> 2018 年 10 月 22 日アクセス)

騰訊 HP 2012 年 5 月 23 日「食品安全网“掷出窗外”谢绝政府资金支持」

(<https://news.qq.com/a/20120523/000597.htm?kgr> 2018年11月18日アクセス)
騰訊 HP 2018年9月4日「新京报评论：擅改“三文鱼标准”后虹鳟滞销自食其果」
(<https://news.qq.com/a/20180904/002081.htm> 2018年12月11日アクセス)
網易 HP 「成都职业打假人刘江受审被控敲诈 309家电视台(图)」
(http://edu.163.com/11/1204/11/7KE6U4R600293L7F_mobile.html 2018年11月30日アクセス)
網易 HP 「赵普曝光明胶疑被封杀 回应:一片冰心在玉壶」
(<http://ent.163.com/12/0421/11/7VK2F39K00031H2L.html> 2018年11月18日アクセス)
網易 HP 2009年12月3日「30万三鹿患儿谁来赔偿你？」
(<http://news.163.com/09/1202/09/5PH59S74000120GR.html> 2019年2月6日アクセス)
網易 HP 2010年1月6日「潘洪其：瞒报才是最可怕的“三聚氰胺”」
(<http://news.163.com/10/0106/08/5SB51F1600012Q9L.html> 2018年11月23日アクセス)
網易 HP 2010年8月29日「乳品安全新标准被指倒退 25年」
(<http://news.163.com/10/0809/15/6DLG3PLS00014AED.html> 2018年11月25日アクセス) ;
網易 HP 2010年11月10日「结石宝宝父亲赵连海获刑两年零六个月」
(<http://money.163.com/10/1110/11/6L4HCTVL00253B0H.html> 2018年11月28日アクセス)
網易 HP 2011年7月26日「河南“瘦肉精”案刘襄死缓」
(<http://news.163.com/11/0726/04/79S4DQF800014AED.html> 2018年10月22日アクセス)
網易 HP 「奶粉质量历史最好中乳协哪个单位替谁说话」
(<http://news.163.com/special/reviews/qualityofmilk0531.html> 2018年12月12日アクセス)
網易 HP 2012年4月12日「两行业协会回应“破皮鞋老酸奶”：乳制品中不能添加所谓的工业明胶」(<http://news.163.com/12/0412/11/7USVB6O300014JB5.html> 2018年12月12日アクセス)
網易 HP 2012年11月21日「别漠视消费者知晓“白酒塑化剂风波”的权利」
(<http://news.163.com/12/1121/11/8GR40G0000014JB5.html> 2018年11月25日アクセス)
網易 HP 2012年12月7日「湖南黄金大米调查结果：实验隐瞒家长」
(<http://news.163.com/12/1207/04/8I3HPHLF00014AED.html> 2018年12月15日アクセス)
網易 HP 2013年10月24日「“大头娃娃”10年后：赔偿拿不全 手指伸不直」
(<http://money.163.com/13/1024/16/9BVD8QCL00253B0H.html> 2019年2月6日アクセス) .
網易河北 HP 2014年5月24日「白岩松批《焦点访谈》」
(http://hebei.news.163.com/14/0524/11/9T0ONG4D02790BEM_3.html 2018年11月30日アクセス)
網易 HP 2015年3月20日「三聚氰胺事件之后，市场占有率下降 45% 国产奶粉滑铁卢」(<http://news.163.com/15/0320/22/AL6DDJAK00014Q4P.html> 2017年12月5日アクセス)。
網易 HP 2017年6月30日「上海食品安全举报 APP 上线，可实时上传照片匿名举

报」(<http://news.163.com/17/0630/20/CO75F24300018AOR.html> 2018年4月12日アクセス)

網易 HP 2018年1月11日「网购食品安全隐患,各种案例多不胜数!你中招了吗?」(<http://3g.163.com/dy/article/D7RAAOAH0518PFUN.html> 2019年3月25日アクセス)

網易 HP 2018年9月13日「揭底“疫苗沙皇”吴浣非正常升迁路下属多人被查」(<http://news.163.com/18/0913/08/DRIQQRSC0001875N.html> 2018年10月22日アクセス)

武漢大學品質發展戰略研究院 HP 專家視點 鄧悅「职业打假人基层执法的苦恼」(<http://www.iqds.whu.edu.cn/info/1175/13361.htm> 2019年2月20日アクセス);

新華網 HP 2015年6月23日「走私“僵尸肉”窜上餐桌,谁之过?」(http://www.xinhuanet.com/fortune/2015-06/23/c_1115693971.htm 2017年12月30日アクセス)

新華網 HP 2015年9月19日「中国科协发布第九次中国公民科学素质调查结果」(http://education.news.cn/2015-09/19/c_128247007.htm 2018年1月22日アクセス)

新華網 HP 2015年11月29日「十年全国发生22万起食安事件 70%为人为」(<https://news.qq.com/a/20151129/022347.htm> 2018年1月28日アクセス) 年1月20日アクセス)

新華網 HP 2016年8月19日「转基因技术,你知道多少」(http://news.xinhuanet.com/tech/2016-08/19/c_129241700.htm 2017年12月26日アクセス)。

新華網 HP 2016年11月1日「吉林省消费者协会提起首例消费民事公益诉讼案件」(http://www.xinhuanet.com//2016-11/01/c_1119830575.htm 2018年11月13日アクセス)

新華網 HP 2017年3月5日「李克强:让群众花钱消费少烦心、多舒心」(http://www.xinhuanet.com/politics/2017lh/2017-03/05/c_1120570619.htm)

新華網 HP 2017年7月22日「30名青年学者齐聚京城共议食药安全谣言治理」(http://www.xinhuanet.com//2017-07/22/c_1121362659.htm 2018年12月15日アクセス);

新華網 HP 2017年9月28日「餐馆不愿“明厨亮灶”,有何难言之隐」(http://www.xinhuanet.com/mrdx/2017-09/08/c_136594535.htm 2018年4月12日アクセス)

新華網 HP 2017年12月8日「聚焦食药“打假乱象” 司法部门出手狙击职业“索赔人”」(http://www.xinhuanet.com/local/2017-12/08/c_1122080863.htm 2018年11月24日アクセス);

新華網 HP 「公职人员涉案逐年增多食品安全遭遇职务犯罪门」(http://www.xinhuanet.com/info/2015-08/14/c_134515097.htm 2018年10月22日アクセス)

新京報 2012年12月5日「“塑化剂”风波背后的行业协会魅影」(<https://www.tech-food.com/news/detail/n0942590.htm> 2018年12月10日アクセス)

新京報 HP 2014年6月8日「“环保董良杰”犯罪情节轻微获释」(http://epaper.bjnews.com.cn/html/2014-06/08/content_516118.htm?div=-1 2018年12月15日アクセス)

新京報 2019年2月19日「控告权健警方不予立案,周洋父亲:会穷尽所有救济途

径」

(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1625856478399753233&wfr=spider&for=pc> 2019年2月21日アクセス)

新快報 HP 2017年11月24日「好险！又一批“僵尸肉”被广东海警查获，案值超两百万元」(<http://sports.eastday.com/a/171124192712852000000.html> 2017年12月30日アクセス)

新浪 HP 2004年10月27日「北京首例私人侦探被打死案开审」

(<http://news.sina.com.cn/c/2004-10-27/11494051751s.shtml> 2018年11月23日アクセス)

新浪 HP 2006年11月19日「“打假名人”涉嫌敲诈被刑拘」

(<http://news.sina.com.cn/c/2006-11-19/024210538409s.shtml> 2018年11月30日アクセス)；

新浪 HP 2008年9月22日「石家庄委市政府未及时上报三鹿问题奶粉事件」

(<http://news.sina.com.cn/c/2008-09-22/202216335246.shtml> 2018年8月31日アクセス)

新浪 HP 2008年12月11日「阜阳毒奶粉事件揭发者刘晓琳：生命重于一切」

(<http://news.sina.com.cn/c/2008-12-11/115916827845.shtml> 2018年12月15日アクセス)

新浪 HP 2009年3月26日「三鹿问题奶粉事件首起民事赔偿案件正式立案」

(<http://news.sina.com.cn/c/2009-03-26/032717482376.shtml> 2019年2月6日アクセス)

新浪 HP 2009年12月4日「三鹿事件后的索赔难题近30万名受害者将无法获得任何赔偿」(<http://news.sina.com.cn/c/2009-12-04/074716716569s.shtml> 2018年9月28日アクセス)；

新浪 HP 2011年6月27日「内蒙古奶协理事：人人有牛奶喝比牛奶标准更重要」

(<http://finance.sina.com.cn/roll/20110627/033610050472.shtml> 2018年12月12日アクセス)

新浪 HP 2011年11月22日「味千拉面承认虚假宣传被罚20万元」

(<http://finance.sina.com.cn/roll/20111122/020810856140.shtml> 2019年4月1日アクセス)

新浪 HP 2012年4月19日「孙忠实铬超标不要恐慌一天吃六个胶囊没危害」

(<http://finance.sina.com.cn/consume/puguangtai/20120419/225111870739.shtml> 2018年12月15日アクセス)

新浪 HP 2014年3月12日「蒋卫锁调研揭露乳业掺假黑幕获称乳业打假第一人」

(http://news.sina.com.cn/c/sd/2014-03-12/170729691244_2.shtml 2018年11月30日アクセス)

新浪 HP 2014年9月16日「深圳沃尔玛解聘4名举报“黑油事件”员工」

(<http://news.sina.com.cn/o/2014-09-17/020930867821.shtml> 2018年11月5日アクセス)

新浪 HP 2015年3月17日「腐败成为食品安全问题痼疾(附反腐名单)」

(<http://finance.sina.com.cn/consume/puguangtai/20150317/023921735410.shtml> 2018年10月25日アクセス)

新浪 HP 2016年8月17日「北京食药监局再次约谈百度、饿了么等五大外卖平台」

(<https://tech.sina.com.cn/i/2016-08-27/doc-ifxvixsh6728903.shtml> 2019年3月25日アクセス)；

新浪 HP 2016年12月2日「网络谣言中食品安全信息占比高达45% 打击食品谣言

刻不容缓」(<http://tech.sina.com.cn/i/2016-12-02/doc-ifxyiayr8848865.shtml>
2018年11月30日アクセス)

新浪 HP 2017年4月15日「“结石宝宝”父亲：将继续向施恩和雅士利索赔 8年前冤假错案让施恩奶粉躲开舆论」
(<http://finance.sina.com.cn/roll/2017-04-15/doc-ifyeimqc3826638.shtml> 2018年11月28日アクセス)

新浪 HP 2018年3月13日「食药监总局不再保留：回顾食药安全监管体制 20年的5大变革」(<http://finance.sina.com.cn/roll/2018-03-13/doc-ifysfret2539474.shtml>
2018年3月31日アクセス)

新浪 HP 2018年7月18日「多地封存长春长生狂犬疫苗长生生物市值蒸发40亿」
(<http://finance.sina.com.cn/stock/s/2018-07-18/doc-ihfnsvyz7154010.shtml>
2019年4月1日アクセス)

新浪 HP 2019年2月18日「乳协发文禁传负面消息，就这样树行业正气？」
(<http://news.sina.com.cn/c/2019-02-18/doc-ihqfskcp6415248.shtml> 2019年2月20日アクセス)

新民網 HP 2017年7月8日「全聚德后厨食品卫生管理不善被曝光」
(<http://news.xinmin.cn/shehui/2017/07/08/31137598.html> 2018年1月28日アクセス)

央広網 HP 2017年10月29日「广东省消委会提起四宗新公益诉讼：剑指假盐索赔超百万」(http://finance.cnr.cn/315/gz/20171029/t20171029_524004192.shtml
2018年11月15日アクセス)

央広網 HP 2018年12月27日「国家市场监管总局：涉及群众生命健康领域将加大直接赔偿力度」
(<http://finance.sina.com.cn/roll/2018-12-27/doc-ihqfsken1834193.shtml> 2018年12月28日アクセス)

浙江在線新聞 HP 2004年3月16日「消协旧体制阻碍消费者维权 有序的改制势在必行」(<http://china.zjol.com.cn/05china/system/2004/03/16/002543451.shtml>
2018年8月22日アクセス)；

知識産権司法保護網 HP 2017年6月16日「全文照登：最高人民法院办公厅对十二届全国人大五次会议第5990号建议的答复意见（法办函[2017]181号）」
(<http://www.chinaiprlaw.cn/index.php?id=4792> 2018年11月24日アクセス)

中広網 HP 2016年10月4日「专家：2015年中国食品安全致死上万人损失50亿元」(http://news.cnr.cn/native/gd/20161004/t20161004_523176494.shtml 2017年12月8日アクセス)

中国報告網 HP 2018年11月12日「2018年我国生鲜电商行业发展环境、市场交易规模及竞争格局分析」
(<http://free.chinabaogao.com/it/201811/1112305A2018.html> 2019年3月25日アクセス)

中国財經 HP 2011年12月26日「蒙牛被查出致癌物质 连夜道歉」
(<http://finance.china.com.cn/consume/puguang/20111226/445647.shtml> 2018年12月11日アクセス)

中国産業信息网 HP 2016年4月5日「2016年中国奶粉市场发展现状及行业发展趋势预测」(<http://www.chyxx.com/industry/201604/401755.html> 2017年12月8日アクセス)

中国紡績網 HP 2007年8月10日「温州鞋业20年大事记及标志性事件记录」

(<http://info.texnet.com.cn/content/2007-08-10/117582.html> 2018年12月12日アクセス)

中国供銷合作網 HP 2011年8月16日「张砚斌：从走进京城卖大米到走出国门学生态」、(<http://www.chinacoop.gov.cn/Print.aspx?id=68071> 2019年2月17日アクセス)

中国經濟網 HP 2015年11月14日「食品安全戰略—習近平与“十三五”十四大戰略」(http://www.ce.cn/xwzx/gnsz/szyw/201511/14/t20151114_7011945.shtml 2017年12月15日アクセス)

中国經濟網 HP 2016年4月28日「“食品专家”董金狮一审被判14年“光环”已耗尽」(http://www.ce.cn/cysc/sp/info/201604/28/t20160428_10990692.shtml 2018年12月15日アクセス)

中国經濟網 HP 2019年2月26日「百年老店同仁堂屡登质检黑榜 旗下海参被检测不达标」(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1626540951600197736&wfr=spider&for=pc> 2019年2月28日アクセス)

中国青年網 HP 2014年8月19日「自制“红头文件”冯志波：打假跟做生意一样」(http://news.youth.cn/sh/201408/t20140809_5611808_1.htm 2018年11月26日アクセス)

中国青年網 HP 2017年7月14日「工商总局：上半年虚假广告案占比创同期新高」(http://news.youth.cn/jsxw/201707/t20170714_10294946.htm 2018年11月30日アクセス)

中国日報網 2018年1月9日「派出所干警被围攻，所长当场下跪！基层执法者：我们咋变得这么怂？」(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1590915634678471153&wfr=spider&for=pc> 2019年3月25日アクセス)；

中国社会科学網 HP 2017年11月9日記事「社科院蓝皮书：国有企业社会责任发展指数领先于民企与外企」(http://ex.cssn.cn/glx/glx_jdal/201711/t20171109_3737028.shtml 2018年10月31日アクセス)

中国食品科技網 HP 2012年12月5日「“塑化剂”风波背后的行业协会魅影」(<https://www.tech-food.com/news/detail/n0942590.htm> 2018年12月11日アクセス)

中国食品網 HP 2016年11月16日「中华人民共和国消费者权益保护法实施条例(送审稿)」(<http://www.cnfood.com/news/show-229711.html> 2018年11月24日アクセス)

中国投資諮訊網 HP 2017年8月25日「我国有机农业发展概况分析」(<http://www.ocn.com.cn/touzi/chanye/201708/uarhg25103347.shtml> 2019年2月20日アクセス)

中国網 HP 2012年11月21日「行业协会应学会清理门户」(http://opinion.china.com.cn/opinion_35_59735.html 2018年12月12日アクセス)

中国網 HP 2013年5月18日「镉超标大米品牌是维护谁的利益」(http://opinion.china.com.cn/opinion_4_71104.html 2018年6月18日アクセス)

中国網 HP 2013年5月25日「别让“痛痛病”在中国重现」(http://opinion.china.com.cn/opinion_12_71512.html 2018年6月27日アクセス)

中国消費網 HP 2017 年 10 月 7 日「广东打响全国第一起消费公益诉讼赔偿案」
(<http://www.ccn.com.cn/html/sichuan/xiaofeiyaowen/2017/1007/269262.html>
2018 年 11 月 13 日アクセス)

中国新聞網 HP 2014 年 2 月 17 日「“中国乳业打假第一人”蒋卫锁意外身亡案在西安开庭」(<http://finance.chinanews.com/cj/2014/02-17/5847609.shtml> 2018 年 11 月 30 日アクセス)

中国新聞網 HP 2014 年 3 月 14 日「职业打假人调查:14 年间 3 次被打得头破血流」(<http://www.chinanews.com/df/2014/03-14/5952028.shtml> 2018 年 11 月 18 日アクセス)

中国新聞網 HP 2015 年 3 月 17 日「腐败成食品安全事件痼疾:局地执法者充任保护伞」(<http://www.chinanews.com/gn/2015/03-17/7133791.shtml> 2018 年 10 月 22 日アクセス)

中国新聞網 HP 2016 年 3 月 11 日「柳斌杰:食品安全法执法力量薄弱一些环节无人监管」(<http://www.chinanews.com/gn/2016/03-11/7793961.shtml> 2018 年 7 月 29 日アクセス)

中国新聞網 HP 2017 年 2 月 18 日「天津独流镇调料造假事件追踪:15 名责任人被问责」(<https://www.chinanews.com/sh/2017/02-18/8153065.shtml> 2019 年 3 月 31 日アクセス)

中国新聞網 HP 2016 年 3 月 14 日「对话职业打假人群体:走过 21 年后走来专磕电商者」(<http://finance.chinanews.com/cj/2016/03-14/7796169.shtml> 2018 年 11 月 23 日アクセス)

中国新聞網 HP 2017 年 11 月 12 日「志愿者发现江西九江大米遭镉污染 官方介入调查」(<https://news.china.com/socialgd/10000169/20171112/31654779.html> 2018 年 11 月 28 日アクセス)

中国新聞網 HP 2019 年 1 月 21 日「统计局:2018 年全国社会消费品零售总额超 38 万亿元」
(<http://news.sina.com.cn/o/2019-01-21/doc-ihqfsken8986758.shtml> 2019 年 4 月 5 日アクセス)

中国質量新聞網 HP 2016 年 2 月 1 日「专家解读李海峰今麦郎案背后的质量法治与消费维权启示(上)」(<http://www.cqn.com.cn/news/zgzlb/dier/1120914.html> 2018 年 11 月 30 日アクセス)

中国質量新聞網 HP 2017 年 12 月 29 日「中商联媒购委通报 119 条虚假广告食品药品违法宣传占比最多」
(http://www.cqn.com.cn/zgzlb/content/2017-12/29/content_5267473.htm 2018 年 11 月 30 日アクセス)

中華網 HP 2017 年 1 月 17 日「天津调料造假者:打假者曾索财,2000 元保半年无事」(https://news.china.com/domestic/945/20170117/30181194_all.html 2018 年 10 月 24 日アクセス)

中青在線 HP 2018 年 5 月 22 日「惩罚性赔偿公益诉讼如何维护消费者权益」(http://news.cyol.com/content/2018-05/22/content_17214240.htm 2018 年 11 月 23 日アクセス)

企業、NGO・NPO のサイト：

郷鎮建設研究 HP 「小毛驴市民农园十周年纪念系列—中国人民大学乡村建设中心推动生态农业十五年探索 (2001~2015)」

(http://www.ruralstudies.com/prod_view.aspx?TypeId=69&Id=384&Fid=t3:69 :3 2019年2月17日アクセス) ;
EdelmanGROUP『2016年爱德曼信任度调查(中国报告)』
(http://www.edelmangroup.cn/images/2016%20Trust%20Barometer_China_CN.pdf 2018年11月2日アクセス)
EdelmanGROUP『2017年爱德曼信任度调查(中国报告)』
([http://www.edelmangroup.cn/images/2017%20Trust%20Barometer%20-%20China%20\(CN\).pdf](http://www.edelmangroup.cn/images/2017%20Trust%20Barometer%20-%20China%20(CN).pdf) 2018年11月2日アクセス)
観研天下データセンター
(<http://free.chinabaogao.com/it/201811/1112305A2018.html> 2019年3月25日アクセス)
グリーンピース HP
(<https://www.greenpeace.org.cn/campaigns/food-and-agriculture/> 2018年11月21日アクセス)
グリーンピース HP 2003年12月16日「中国首位消费者远赴欧洲争取权益」
(<http://www.greenpeace.org/china/zh/news/stories/food-agriculture/2003/12/24560/> 2018年11月21日アクセス)
果殼網 HP (<https://www.guokr.com/about/> 2018年12月15日アクセス)
月15日アクセス)
科学松鼠会 HP (<http://songshuhui.net/about> 2018年12月15日アクセス)
三農中国 HP 2006年12月5日邢成举「河南省农民专业合作社经济组织的四种模式的分析」(http://www.snzg.net/article/2006/1205/article_3025.html 2019年2月17日アクセス)
商道縦横『中央企業CSR報告実質性分析』2018年1月
(<http://www.syntao.com/syntao/public/uploads/20180206/cdb1ed5d8d23d8a00ec075e91e4d814c.pdf> 2018年10月31日アクセス)
食安中国網 HP 2017年9月22日「国家工商总局公布虚假食品广告典型案例」
(<http://www.cnfoodsafety.com/2017/0922/24713.html> 2018年11月30日アクセス)
消費明鑑 HP (http://www.mingjian.cn/pdf/MingJian_Overview_CH.pdf 2018年11月21日アクセス)
有机会 HP 2012年12月10日「城乡汇-广州CSA有机联盟」
(<http://www.yogeev.com/article/22767.html> 2018年11月23日アクセス)
「擲出窗外」サイト (<http://www.zccw.info/> 2018年2月27日アクセス)
啄木鸟食品安全中心 HP (<http://food120.org/about.php?pid=4&ty=18> 2018年11月20日アクセス)
中国食品科学技术学会 HP (<http://www.cifst.org.cn/a/about/overview/> 2018年12月15日アクセス)

新聞(報道の時系列):

「打假是权利还是敲诈?“冰城王海”被判无罪」『黒竜江省晨报』2003年7月3日
(<http://www.china.com.cn/chinese/2003/Jul/358775.htm> 2018年11月24日アクセス)
「知假买假后兜售电脑 昔日打假名人臧家平被判3年」『中国青年報』2003年12月15日
(http://zqb.cyol.com/content/2003-12/15/content_788899.htm 2019年1月10日アクセス)

「婴儿频患肾结石疑与奶粉有关」『武漢晚報』2008年8月28日
「8例幼儿肾结石奶粉作怪？」『西部商報』2008年9月5日
「14名婴儿同患“肾结石”」『蘭州晨報』2008年9月9日
「甘肅14婴儿同患肾病疑因喝“三鹿”奶粉所致」『東方早報』2008年9月11日
「“瘦肉精”背后的科研江湖」『南方周末』2009年4月9日
(http://sc.sina.com.cn/news/r/2011-03-16/259-10887_2.html 2018年9月28日
アクセス)
「危机公关异化为“表演”只能引来大危机」『人民日报』2011年4月12日
(<http://opinion.people.com.cn/GB/14362975.html> 2018年11月2日アクセス)
「“三鹿奶粉事件”赔偿被质疑」『北京周報』2011年6月30日
(http://www.beijingreview.com.cn/2009news/guonei/jiankang/2011-07/22/content_378513.htm 2018年11月25日アクセス)
「对《焦点访谈》强化监督的三个期待」『中国青年報』2011年9月22日2版
(http://zqb.cyol.com/html/2011-09/22/nw.D110000zgqnb_20110922_1-02.htm
2018年11月30日アクセス)
「中国食品安全監管地方保護主義最嚴重」『法制日報』2011年10月12日
(<http://news.sohu.com/20111012/n321892956.shtml> 2018年8月18日アクセス)
「思念水饺检出金黄色葡萄球菌」『杭州日報』2011年10月21日
(http://hzdaily.hangzhou.com.cn/dskb/html/2011-10/21/content_1155157.htm
2018年12月11日アクセス)
「企业大了，更别忘社会担当」『人民日报』2012年5月4日
「生乳新国标定得这么低，老百姓能知道决策过程吗」『中国青年報』2012年10月
24日
(http://zqb.cyol.com/html/2012-10/24/nw.D110000zgqnb_20121024_2-07.htm
2018年12月11日アクセス)
「消费者协会何去何从」『光明日報』2013年8月29日15版
(http://epaper.gmw.cn/gmrb/html/2013-08/29/nw.D110000gmrb_20130829_1-15.htm?div=-1 2018年8月21日アクセス)
月4日アクセス)
「个人送检，高门槛难倒消费者」『北京青年報』2014年3月12日
(<http://news.163.com/14/0312/03/9N3VRED300014AED.html> 2018年6月18
日アクセス)
「西安市消费维权联合会成立系全国首家社团消费民间维权组织」『西安日報』2014
年7月22日
(http://epaper.xiancn.com/xarb/html/2014-07/22/content_312129.htm 2018年
11月21日アクセス)
「查不出的黑油，“黑了”举报者—深圳沃尔玛“黑油事件”，职能部门未查出问题，举
报人遭辞退」『瀟湘晨報』2014年9月7日
(http://epaper.xxcb.cn/xxcba/html/2014-09/17/content_2805028.htm 2018年
11月25日アクセス)
「国人科学素质如何来衡量？—中国公民科学素质调查综述」『人民日報海外版』2015
年10月9日7版
「食品市场“网格化”管理模式探究」『食藥法苑』2016年11月14日
「食品安全状况低或遭一票否决—国家总局解读国家食品安全示范城市创建评价办
法和标准」『中国食品藥品監管』2016年

「天津独流调料造假窝点聚集大量假冒劣质调料流向全国」『新京報』2017年1月16日 (<http://www.bjnews.com.cn/news/2017/01/16/430705.html> 2019年3月31日アクセス)

「北京市食药监局:饿了么三店铺违规经营被查」『北京日報』2017年2月20日 (https://m.huanqiu.com/r/MV8wXzEwMTY3ODA5XzkwXzE0ODc1ODk1NDc=?__from=cambrian 2019年3月25日アクセス)

「2016年消费者维权诉讼数据报告发布」『北京商報』2017年3月19日 (<http://www.myzaker.com/article/58cddda49490cbb276000028/> 2018年11月26日アクセス)

「食品药品监管不能总是应急」『財經』2017年5月22日

「工商总局:上半年虚假广告案占比创同期新高」『法制日報』2017年7月14日 (<http://w.huanqiu.com/r/MV8wXzEwOTgxMzgyXzE0MTFfMTUwMDAwMzA2Nw> 2018年11月30日アクセス)

「基层干部吐槽责任层层甩,我们兜不住啊」『半月談』2017年12月16日。

(<http://bj.people.com.cn/GB/n2/2017/1226/c14545-31071078.html> 2018年8月5日アクセス)

「市政府办印发『南充市食品安全工作评议考核办法』四个“一票否决”考核食品安全」『南充日報』2018年1月4日

(<http://ncrb.cnnw.cn/shtml/ncrb/20180104/56304.shtml> 2018年12月15日アクセス)

「职业打假人不属消费者 251宗索赔案件全部败诉—7家便利店遭职业打假人“围猎”,法官认为商家行为违法但不能无原则重复惩罚」『南方都市報』2018年1月12日 (http://epaper.oooo.com/epaper/I/html/2018-01/12/content_2995.htm 2018年11月24日アクセス)

「消除举报人后顾之忧」『瞭望新聞周刊』2018年1月16日

(http://www.xinhuanet.com/politics/2018-01/16/c_1122266958.htm 2018年5月25日アクセス)

「人民日报评“鸿茅药酒”事件:药品广告应杜绝虚假包装」『人民日報』2018年4月17日 5版(<http://opinion.people.com.cn/n1/2018/0417/c1003-29930088.html> 2019年4月1日アクセス)

「75.3%受访者担心网络自制食品安全」『中国青年報』2018年4月26日 7版 (http://zqb.cyol.com/html/2018-04/26/nw.D110000zgqnb_20180426_3-07.htm 2019年1月16日)

「槟榔在致癌疑云的争议之下槟榔产业依然在扩张」『新京報』2018年5月4日 (<http://gd.sina.com.cn/news/zhanjiang/2018-05-04/detail-ifzyqqiq6942758.shtml> 2019年3月28日アクセス)

「十九届中央首轮巡视反馈公布:食药审批监管反腐形势严峻」『人民日報』2018年7月27日 (<http://politics.people.com.cn/n1/2018/0727/c1001-30173674.html> 2018年12月12日アクセス)

「武汉药监局曾处罚武汉生物但处罚决定书至今未公布」『新京報』2018年8月2日

「武汉电视问政曝光多区基层干部不作为不担当行为:四部门都说食品安全“不归我管”」『楚天都市報』2018年8月11日

(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1608460277498274498&wfr=spider&for=pc> 2019年3月25日アクセス)

「网售食品要让每一顿饭吃得放心」『人民日報海外版』2018年10月17日

(<https://tech.sina.com.cn/i/2018-10-17/doc-ihmhafis1101436.shtml> 2019年3月25日アクセス)

「酱油风波暴露出行业协会缺位」『南京日報』2018年10月19日

「国家市场监督管理总局：重拳整治互联网虚假广告」『光明日報』2018年11月29日
(<https://news.china.com/focus/cxwlxhd/news/13002144/20181129/34543395.html> 2018年11月30日アクセス)

「张崇和对食品行业组织和食品行业企业发展提四点建议」『中国食品報』2018年11月30日

(http://www.ce.cn/xwzx/gnsz/gdxw/201811/30/t20181130_30910845.shtml 2019年3月25日アクセス)

「市场监管总局规范市场：“国家品牌”用作广告用语涉嫌违法、2019取消著名商标评选」『財經時報』2019年1月18日

(<https://www.businesstimes.cn/articles/137079/20190118/3544037009.htm> 2019年4月7日アクセス)

「协会禁止槟榔企业广告宣传？律师：无权强制要求」『新京報』2019年3月9日
(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1627522503949016419&wfr=spider&for=pc> 2019年4月5日アクセス)

「医生研究槟榔问题遭威胁：有人扬言80万买自己性命」『武漢晚報』2019年3月11日
(http://life.gmw.cn/2019-03/11/content_32624562.htm 2019年3月28日アクセス)

「[3.15 特别报道]4年仅提起14例消费类公益诉讼：消协组织如何担当主体？」『界面新聞』2019年3月15日

(<https://baijiahao.baidu.com/s?id=1628031034429791330&wfr=spider&for=pc> 2019年3月30日アクセス)

「中消协报告：消费信心较充足信用建设需加强」『法制日報』2019年3月18日
(https://www.creditchina.gov.cn/hangyexinyong_824/zonghedongtai/hangyexihuishanghui/201903/t20190318_150079.html 2019年3月25日アクセス)；

「法院首判职业打假人“恶意购买”，王海为消费者认定问题上书」『南方都市報』
(http://www.360doc.com/content/17/12/17/15/35669578_713840129.shtml 2018年6月17日アクセス)

テレビ局（放送の時系列）：

CCTV 2009年「打假老猎人孙安民」

(<http://tv.cntv.cn/video/C10487/e0f5d4c02644442394c8aea9249df807> 2018年11月18日アクセス)

CCTV 2010年8月9日『經濟半小時』番組「我国乳品安全标准是否存在倒退？」

(<http://www.fabao365.com/news/241456.html> 2018年11月25日アクセス)

CCTV 2010年12月24日「河北昌黎葡萄酒造假真相」

(<http://news.cntv.cn/special/ptjzj/shouye/2018年10月24日> アクセス)

CCTV 2011年6月8日報道「中国乳协首次回应三鹿事件赔偿金质疑」

(<https://news.qq.com/a/20110608/000125.htm> 2019年4月5日アクセス)

央視網 HP 2011年10月19日「长江日报：专家否认曾称地沟油不可能流回餐桌，误读还是赖账？」(<http://news.cntv.cn/20111019/105820.shtml> 2018年12月15日アクセス)

CNTV 番組「生活早参考」2012年3月26日
(<http://tv.cctv.com/2012/12/15/VIDE1355562389354720.shtml> 2018年11月30日アクセス)

CCTV 2012年5月23日「上海食安办肯定“掷出窗外”网站 支持继续办下去」
(<http://news.cntv.cn/20120515/119633.shtml> 2018年11月18日アクセス)；

CCTV 2013年5月4日「管不住的“神农丹”」
(<http://tv.cntv.cn/video/C10326/c6e91fbc4b0c45f29675851b090db290> 2019年2月21日アクセス)

中央人民放送 HP 2017年1月5日「专家解读 2017年食品安全工作三大亮点：监管体制尤为重要」
(http://country.cnr.cn/focus/20170105/t20170105_523439542.shtml 2019年4月25日アクセス)

中央人民放送 HP 2018年11月13日「沪将建职业打假人“黑名单”制度严惩敲诈勒索」
(http://www.cnr.cn/shanghai/tt/20181113/t20181113_524413901.shtml 2018年11月24日アクセス)

CCTV「掷出窗外吴恒的态度」
(<http://news.cntv.cn/special/zghr2011/zghrwhdtd/index.shtml?efyj3> 2018年11月18日アクセス)

雲南放送テレビ局「云南上百村民垃圾场挖走私“僵尸肉”鸡翅、牛肉等去向成谜」
(<http://news.hefei.cc/2018/0511/027985334.shtml> 2018年6月10日アクセス)

個人 BLOG：

陳君石 BLOG「喝了黄曲霉素 M1 超标牛奶会中毒？」
(http://blog.sina.com.cn/s/blog_50e311c4010109qw.html 2018年12月15日アクセス)

「基层工商人浅谈职业打假」
(http://blog.sina.com.cn/s/blog_8e7ecf250102xf08.html 2019年2月20日アクセス)

孫安民の個人 BLOG「12315，食品不安全，请不要一推六二五」
(http://blog.sina.com.cn/s/blog_44cf86320100szsw.html 2018年11月26日アクセス)

王海の WB
(https://www.weibo.com/p/1005051222221682/home?from=page_100505&mod=TAB&is_hot=1#_loginLayer_1542348979139 2018年11月16日アクセス)

吳恒の声明「掷出窗外网关于停止站方更新的说明」
(<http://www.newsoox.com/post/638> 2018年11月18日アクセス)

葉光の声 HP (<http://www.yeguang315.com/www/site/show.asp?id=2157> 2018年11月16日アクセス)

「叶光打假风云录」 (<http://www.yeguang315.com/yeguang/3683.html> 2018年11月23日アクセス)

張曉紅・邢志紅 2016年1月18日在“打假索赔与敲诈勒索专题研讨会”上的发言「20年・消费者购假索赔以涉嫌敲诈勒索被刑拘案件调查」
(http://blog.sina.com.cn/s/blog_5b1382500102waqw.html 2018年11月26日アクセス)

2. 日本語資料：

日本政府サイト：

内閣府：「消費者問題年表」

(https://www.cao.go.jp/consumer/kabusoshiki/torihiki_rule/doc/009_180920_sankou3.pdf)

日本環境省 HP：

「食品リサイクル関連 食品リサイクル法について」

(https://www.env.go.jp/recycle/food/01_about.html)

「日本の廃棄物処理・リサイクル技術 - 持続可能な社会に向けて」 2013年

(http://www.env.go.jp/recycle/circul/venous_industry/ja/brochure.pdf)

「水・土壌・地盤・海洋環境の保全」

(<http://www.env.go.jp/water/index.html>)

日本厚生労働省 HP：

「食中毒統計資料」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/syokuchu/04.html)

「食品の完全確保に向けた取組」

(http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/)

「政策について＞分野別の政策一覧＞健康・医療＞食品」

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryoushokuhin/index.html)

「政策について＞分野別の政策一覧＞健康・医療＞健康＞地域保健」

(<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/tiiki/index.html>)

日本消費者庁 HP：

「公益通報者保護制度とは」

(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201701/4.html#section1>)

「公益通報者保護制度に関する民間事業者・労働者の実態調査の結果について」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/research/investigation/pdf/chosa_kenkyu_chosa_170104_0001.pdf)

「公益通報ハンドブック」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/prmaterials/pdf/shuchi_koho_170928_0001.pdf 2019年1月31日アクセス)

「消費者裁判手続特例法 Q&A」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/about_system/act_on_special_measures/pdf/qa-all.pdf)

「消費者志向経営推進組織の活動」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_research/consumer_oriented_management/pr_opulsion_organization/)

「消費者団体訴訟制度」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/collective_litigation_system/)

「消費者庁パンフレット」

(http://www.caa.go.jp/about_us/about/caa_pamphlet/pdf/pamphlet_all.pdf)

「平成26年度 消費者団体名簿—消費者団体の現状について（増補版）」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/local_cooperation/local_consumer_administration/consumer_organization_list_2014/pdf/consumer_organization_list_2014_all.pdf)

「平成28年度民間事業者における内部通報制度の実態調査報告書」

(https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/whistleblower_protection_system/research/investigation/pdf/chosa_kenkyu_chosa_170104_0002.pdf)

日本政府インターネットテレビ HP：

「守ります消費者の利益 回復します消費者被害」
(<https://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg11177.html>)

日本政府広報オンライン HP :
「『消費者団体訴訟制度』の活用を！」
(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201401/3.html>)
「組織の不正を未然に防止！通報者も企業も守る『公益通報者保護制度』」
(<https://www.gov-online.go.jp/useful/article/201701/4.html#section4>)

日本農林水産省 HP :
「環境自主行動計画フォローアップチーム会合」の調査資料
(http://www.maff.go.jp/j/study/kankyo_followup/h19_02/pdf/data7-5.pdf)
「食品の安全ってなんだろうー食品安全の基礎知識」
(http://www.maff.go.jp/tokai/kikaku/renkei/pdf/280721-0725_gifuzyoshi_kougisiryoku.pdf)
「組織・政策＞食料産業＞食料産業局の組織・事業（予算）・税制情報＞食品業界の信頼性向上について＞5つの基本原則」
(<http://www.maff.go.jp/j/shokusan/kikaku/sinrai/5gensoku.html>)
「平成 29 年度食品製造業における HACCP の導入状況実態調査結果」
(http://www.maff.go.jp/j/shokusan/sanki/haccp/attach/pdf/h_toukei-2.pdf)

独立行政法人国民生活センターHP :「業務案内」
(<http://www.kokusen.go.jp/hello/work.html>)

消費者機構日本 HP (<http://www.coj.gr.jp/seido/index.html>)

京都市情報館 HP :「京（みやこ）・食の安全衛生管理認証アドバイザー」
(<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000098696.html>)

新聞記事・放送（報道の時系列）：

「浅田農産会長夫妻が自殺 鶏感染渦中 姫路の本社」『朝日新聞』2004年3月9日
「コロケに偽ミンチ、生協が全国販売 北海道の業者出荷」『朝日新聞』2007年6月20日 (<http://www.asahi.com/special/070627/TKY200706190696.html> 2019年1月31日アクセス)
「大都市での表示も監視「Gメン」を県が創設」『読売新聞』2008年6月11日
「百貨店協会：「食の安全」検定資格 従業員対象に新設へ」『毎日新聞』2008年7月7日
「粉ミルク日本でも53年前に惨事」『読売新聞』2008年10月1日
「食品110番：通話無料に変更一県/長崎」『毎日新聞』2008年10月29日
「伊藤ハム地下水シアン化合物検出：HACCP承認を辞退」『毎日新聞』2008年11月22日
「食品リコール保険：加入企業が急増 農薬混入など多発で」『毎日新聞』2008年12月19日
「食品メーカーの6割、経営課題は『安心・安全への対応』」『日本経済新聞社』2009年9月4日
「内部通報制度は今 通報者保護とフィードバックを」『FujiSankei Business i』2009年11月5日

「雪印資料館『負の歴史』を展示 23日にリニューアルオープン」『毎日新聞』2010年3月17日

「農水省の「食品表示Gメン」、2月からメニュー監視」『日本経済新聞』2014年1月24日 (https://www.nikkei.com/article/DGXNASDG2400Z_U4A120C1CR0000/ 2019年2月12日アクセス)

「マルハニチロに問われる意識転換—冷凍食品の農薬混入事件が突き付けたもの」『東洋経済』2014年1月31日 (<https://toyokeizai.net/articles/-/29642?page=2> 2019年3月1日アクセス)

ETV特集「母と子 あの日から～森永ヒ素ミルク中毒事件 60年～」NHK 2016年7月23日放送

日本NHK公式サイト 2017年5月24日放送「クローズアップ現代」番組「安全なのに売れない—福島“風評被害”はいま～」

(<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/3979/> 2017年12月15日アクセス)。

Yahooサイト 2017年6月14日記事「内部告発者の『誇り』と『悔い』『事件後』の日々を追って」(<https://news.yahoo.co.jp/feature/629> 2018年7月20日アクセス)

日刊スポーツHP 2017年8月13日「内部告発後の壮絶人生...それでも負けへんで西宮冷蔵」

(<https://www.nikkansports.com/entertainment/column/naniwa/news/1871290.html> 2019年1月30日アクセス)

「雪印乳業社史 110ページにわたり食中毒、牛肉偽装事件を反省」『ニュースポストセブン』2018年1月12日

(https://www.news-postseven.com/archives/20180112_641050.html?PAGE=2 2019年2月27日アクセス)

“事件の涙 Human Crossroads 正義の告発 雪印食品牛肉偽造事件”NHK 2018年5月1日放。

Yahooサイト 2018年8月2日記事「内部告発に報復する社会 法の欠陥 修正できるか」(<https://news.yahoo.co.jp/feature/1037> 2019年1月30日アクセス)

「誰が内部告発者を守るのか『労組も力にならず』と訴える経験者たち」日本Yahooニュース特集、2018年10月4日 (<https://news.yahoo.co.jp/feature/1105> 2019年1月30日アクセス)

朝日新聞のミートホップ食品偽装事件特集

(<http://www.asahi.com/special/070627/> 2019年1月31日アクセス)

Yahooサイト 2018年12月19日記事「内部告発の握りつぶしに加担するのか—改正法案に向けた動きに経験者ら批判の声」

(<https://news.yahoo.co.jp/feature/1173> 2019年2月4日アクセス)

企業サイト：

伊藤忠食品 HP

デロイト トーマツ リスクサービス株式会社「2018年版内部通報制度の整備状況に関するアンケート調査集計分析資料」

(<https://www2.deloitte.com/content/dam/Deloitte/jp/Documents/about-deloitte/news-releases/jp-nr-nr20181016.pdf> 2019年2月27日アクセス)

日清食品 HP

日清製粉 HP

三菱食品 HP

雪印メグミルク HP

NGO・NPO サイト：

一般財団法人東京都食品衛生協会 HP

公益社団法人食品衛生協会 HP

公益財団法人ひかり協会 HP

消費者スマイル基金 HP

全国消費者団体連合会 HP

全国清涼飲料連合会 HP

全国農業協同組合連合会 HP

日本百貨店協会 HP

日本醤油協会 HP

日本消費者連盟 HP

森永ヒ素ミルク中毒被害者を守る会 HP

JA 北海道中央会 HP

その他：

企業法務 HP 2016年1月27日「ダイコー事件から考える廃棄食品問題」

(<https://www.corporate-legal.jp/%e6%b3%95%e5%8b%99%e3%83%8b%e3%83%a5%e3%83%bc%e3%82%b9/%e4%bc%81%e6%a5%ad/2042> 2018年12月19日アクセス)

「数字でみる「食中毒」－統計・原因と対策」

(<https://numerical-world.com/food-poisoning2019> 2019年3月18日アクセス)

社団法人東京都食品衛生協会食品安全推進室『ネットニュース・ダイジェスト』2007年11月9日。

「創業100年を超える『長寿企業』の生き残り術」The EXPO 百年の計委員会、2018年。

中島貴子「食品産業におけるリスクへの取り組み」『社会・環境部会主催、保健物理・環境科学部会協力企画セッション「リスクマネジメントとコミュニケーション1～業界別リスク対応法～」』

(http://www.aesj.or.jp/~sed/forum/forum2010_2/nakajima-sensei.pdf 2019年3月16日アクセス)

『知恵蔵』

長崎の食に関する安全・安心と食育の総合ホームページ「お茶の間Q&A 食品表示編(第1話)」(<http://www.pref.nagasaki.jp/shokuhin/anzen/shokuhin/detail.php?id=47> 2019年2月12日アクセス)

日経 BP 総研中小企業経営研究所の伊藤暢人所長に対するインタビュー「長寿企業 大国日本から見る100年企業の実態」2017年7月28日

(https://consult.nikkeibp.co.jp/shunenjigyo-labo/company_research/20170719_03/ 2019年2月23日アクセス)

JETRO「中国の消費者の日本製品等意識調査」2018年12月、23頁、33頁

(https://www.jetro.go.jp/ext_images/_Reports/01/820261128897b417/20180028.pdf 2019年1月22日アクセス)

3. 英文資料：

Global Food Security Index 2018 Building resilience in the face of rising food-security risks, The Economist INTELLIGENCE

UNIT(<https://foodsecurityindex.eiu.com/> 2019年2月28日アクセス)

国際消費者機構 (IOCU) の HP

謝 辞

筆者は三年間の博士後期課程における学業を終えようとしています。ようやくその三年間の研究成果を博士論文にまとめて提出する段に至りました。

在学中、北海商科大学大学院商学研究科の多くの方々の熱心なご指導とご支援を頂いたことに対し、心より感謝の意を申し上げます。

指導教授の石原享一先生には 2002～05 年の神戸大学大学院時代から指導を仰いでいます。学業と生活の両面で大変お世話になりました。

先生は講義中、広くて深い専門知識や鋭い知見を教えてくださいました。論文指導においても、いつも励まししながら、研究方法や研究視点の不備なところについて貴重なアドバイスをくださいました。

先生の心温まるご指導のおかげで、私は日本での 6 年間の留学生生活を順調に送ることができました。私と家族はみな先生に心から感謝いたしております。

「汗牛充棟」の研究室で、先生が研究に没頭している姿を見るたびに、自分の勉強ぶりを反省したものです。

石原先生の他に、博士後期課程の三年間の学習中、古矢旬教授、島津望教授、西川博史教授、伊藤昭男教授、佐藤馨一教授、阿部秀明教授の講義に出席させていただきました。それぞれの教授から深くて広範な専門知識を教わりました。また、中国社会科学院の各専門学者の講座にも参加させていただきました。いずれも大変勉強になり、学問に取り組む姿勢を学ぶ上で、非常に役立ちました。

本論文を提出するに際し、北海商科大学大学院の西川博史教授、阿部秀明教授からも数々の貴重なご助言をいただきました。

西川先生は「ユーモアあふれる学究」です。平素から私たちに鋭い問題を投げかけることによって、定説にとらわれないものの見方があることを教えていただきました。また、西川先生は北海商科大学との協定校出身ではない私のために、協定校出身者と同等の寄宿舍待遇を受けられるよう申請の労を取ってくださいました。

阿部先生はゼミや研究報告会等の場も含めて、研究の視角と内容について貴重なご指摘をくださいました。

そのほかにも、東京都衛生局で長年にわたって保健衛生行政に携わってこられ、かつ日本と中国の保健衛生事情に詳しい鈴木輝康先生からも多くの資料と貴重なアドバイスをいただきました。

また、北海商科大学の蘇林先生にもたいへんお世話になりました。蘇先生は生活面でよく面倒を見てくださったほかに、急病の私を病院まで連れて行ってくださいました。教務関係では、柴田敬司課長を始めとする事務の方々にも公私両面

で、いろいろなご支援をいただきました。

北海学園の森本正夫理事長は 50 年以上にわたり、真摯に日中友好事業と教育・学術交流の発展に携わっていらっしゃいます。多くの留学生の勉学のために、日本一と言えるほどの恵まれた環境を提供してくださっています。

北海商科大学大学院商学研究科のみなさん（劉珩さん、于伝鋒さん、蔣蕾さん、斉瀟さん、于麗茜さん、王秀麗さん、施京京さん）にも感謝申し上げます。みなさんがそばにいて、たいへん救われました。日常生活の困難を助けてくれたり、悩みの相談に乗ってくれたり、いっしょに食事や遠足をしたりすることで、忙しい留学生活を楽しく過ごせました。

勤め先の武漢理工大学の方々からも博士課程への進学にあたり、いろいろなご支援を賜りました。

弁護士の孫盛氏とシステムエンジニアの陳忠氏は、法律の専門分野とパソコンに疎い私の数々の質問に対しても、親切に回答してくれました。

以上の方々から心から感謝の意を表します。

最後に、家族にも感謝いたします。日本に来る直前に、母は急病で ICU に搬送されました。留学を断念しようと思った時、入院中の母に説得され、後ろ髪を引かれる思いで札幌に来ました。母はこの三年間入退院を 10 回も繰り返しました。弟、父、主人、義理の両親、姉は私を研究に専念させようと、母と乳児の世話をしてくれています。

論文を提出する直前に、父は肺がんで入院し、緊急手術を受けました。弟と主人の他に、叔母、叔父、従兄弟、従姉妹などの親族が私の代わりに父の世話をしてくれました。家族の一人一人にほんとうに感謝しています。家族一同の支持がなければ、私は日本での学究生活を最後まで堅持することはできなかったと思います。

関係の方々のご厚情や家族の支援のおかげで、私は毎日、鎮痛剤で強い痛みを抑えながらではありましたが、ようやく学業を成し遂げることができました。

皆様、ほんとうにありがとうございました。これからも引き続き頑張ります。

本人の学識と研究能力の限界により、本論文にはまだ間違いや不十分などところがあるかもしれません。各分野の関係者の方々からご指摘やご叱正を賜れば幸甚です。

梁憬君

2019 年 7 月 31 日